「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に 関する調査研究」

- 既存システム実態調査・既存システムへの影響調査報告書-

# 目 次

1 7	本報告の趣旨	4
(1)	概要	4
(2)	制約事項	4
2	アンケート調査結果	5
(1)	アンケート調査の概要	5
(2)	アンケート調査の前提	6
(3)	アンケート調査項目一覧	10
(4)	単純集計結果	26
(5)	クロス集計結果等	34
(6)	社会保障システムの類型の確認	103
3 1	ヒアリング調査結果	133
(1)	ヒアリング調査の目的・概要	133
(2)	ヒアリング調査結果のご紹介(市町村)	134
(3)	ヒアリング調査結果のご紹介(都道府県)	205
4 [	中間まとめ案(社会保障分野)	226
(1)	本報告書における記述の前提となる社会保障システムモデル	227
(2)	宛名管理システム	234
(3)	国民年金システム	239
(4)	国民健康保険システム	246
(5)	後期高齢者医療システム	263
(6)	障害者福祉システム	277
(7)	児童手当システム	308
(8)	児童扶養手当システム	314
(9)	特別児童扶養手当システム	323
(10	)) 保育所保育料システム	332
(11	)生活保護システム	337
(12	)介護保険システム	344
(13	3) 予防接種管理システム	362
(14	)養育里親名簿管理システム	366
(15	i)母子寡婦福祉資金貸付システム	367
(16	i)母子家庭自立支援システム	369

(17)	母子家庭等日常生活支援システム	370
(18)	老人福祉システム	371
(19)	原子爆弾被爆者援護システム	372
(20)	感染症患者等医療費システム	373

### 別添

(別添1) 市町村アンケート調査結果

(別添2) 都道府県アンケート調査結果

(別添3)ユースケース一覧

# 本報告で使用する用語を以下に示す。

用語	説明
番号法案	正式名称「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
	に関する法律」を指す。
	(本報告で、特に明示しない条項号は、番号法案の条項号とする。)
個人番号	番号法案に基づき個人に付番される「個人番号」を指す(第2条第5項)。
個人情報	個人番号と紐付いて扱われる個人情報を指す(第2条第3項)。
個人情報ファイル	個人情報をその内容に含む個人情報データベース等を指す(第2条第4
	項)。
特定個人情報	個人番号をその内容に含む個人情報を指す(第2条第8項)。
個人番号利用事務	行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する
	者がその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人番号を効率的に検
	索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事
	務を指す(第2条第10項)。
個人番号利用事務実施者	個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の
	委託を受けた者を指す(第2条第12項)。
情報提供ネットワークシス	特定個人情報の提供について管理するための電子情報処理組織で総務大
テム	臣が設置、管理するものを指す(第2条第14項)。
符号	社会保障・税番号大綱(平成23年6月30日)において、個人を特定
	するための情報提供ネットワークシステム等及び情報保有機関のみで用
	いることとされている「符号」を指す。
中間サーバー	「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(中間とりまとめ)
	第3節 情報連携のための中間サーバの構築に係るガイドライン」におい
	て、情報連携の対象となる個人情報の副本を保存・管理し、インターフェ
	イスシステムと既存業務システムとの情報の授受の仲介をする役割を担
	うものを指す。

用語	説明
住民	「日本の国籍を有する者のうちその地方公共団体の区域内に住所を有する者」及び「日本の国籍を有しない者のうち住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げるものであってその地方公共団体の区域内に住所を有する者」を指す。
住登外者	「その地方公共団体の住民ではないが、当該地方公共団体の課税又は サービス提供対象者として当該地方公共団体が把握している者」を指す。
住基システム	市町村で住民票に記載される事項を記録し、住民基本台帳法に基づく事 務処理を行うシステムを指す。
住基ネット	住民基本台帳ネットワークシステムを指す。
宛名管理システム	地方公共団体で事務処理上必要となる宛名、住所、所在地等の情報の保持・管理を行うシステムを指す。
宛名番号	地方公共団体において、宛名管理システムで、個人又は法人(事業所等) を識別するために付番されている番号を指す。
課税管理システム	地方税に係る課税システム全体を指す。
収納管理システム	地方公共団体で納税義務者に賦課される各税の納付状況を管理し、納税 義務者への納付書の発行、証明書発行、期日までに納付されない者に対 しての督促・催告、会計を管理するための各種資料の発行等の事務を行 うシステムを指す。
滞納管理システム	地方公共団体で収納管理システムの徴収簿等をもとに、滞納整理に必要な情報を滞納整理簿等の形式で管理し、各滞納処分の事務等を行うシステムを指す。
収滞納管理システム	収納管理と滞納管理を行うシステムを指す。
地方税システム	地方税に係る地方公共団体職員が利用する「課税管理システム」「収滞納 管理システム」を指す。

用語	説明
国民年金システム	国民年金第1号被保険者の資格、付加保険料、保険料の免除等、年金給
	付の情報の管理等を行うシステムを指す。
国民健康保険システム	国民健康保険の資格の管理、保険税(料)の賦課・収納管理、給付・レ
	セプト管理、統計処理等を行うシステムを指す。
後期高齢者医療システム	後期高齢者医療の資格の管理、保険税(料)の賦課・収納管理、給付・
	レセプト管理、統計処理等を行うシステムを指す。
障害者福祉システム	障害者資格の管理、給付の管理、進達処理、通知書発行、支払管理、統
	計処理等を行うシステムを指す。
児童手当システム	児童手当の対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う
	システムを指す。
児童扶養手当システム	児童扶養手当の対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を
	行うシステムを指す。
特別児童扶養手当システム	特別児童扶養手当の対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理
	等を行うシステムを指す。
保育所保育料システム	保育所利用者の保護者等に対する保育料の徴収金額算出、申請・入所・
	退所管理等を行うシステムを指す。
生活保護システム	生活保護の対象者の生活相談受付、保護申請審査、支給管理、統計処理
	等を行うシステムを指す。
介護保険システム	介護保険被保険者の資格管理・介護保険料の賦課・介護保険料の収納管
	理・受給者の台帳管理を行うシステムを指す。
予防接種管理システム	乳幼児及び高齢者の予防接種管理対象者への予防接種の案内通知、接種
	履歴管理等を行うシステムを指す。
社会保障システム	地方公共団体職員が利用する、「国民年金システム」「国民健康保険シ
	ステム」「後期高齢者医療システム」「障害者福祉システム」「児童手
	当システム」「児童扶養手当システム」「特別児童扶養手当システム」
	「保育所保育料システム」「生活保護システム」「介護保険システム」
	「予防接種管理システム」等の社会保障分野に関連するシステムを指す。

### 1 本報告の趣旨

#### (1) 概要

より公平な社会保障制度の基盤となる「社会保障・税番号制度」の導入により、国民の給付と 負担の公平性、明確性を確保するとともに、国民の利便性の更なる向上を図ることが可能となる ほか、行政の効率化・スリム化に資する効果が期待されている。

本調査研究の全体像は、地方公共団体の既存システムに対する実態調査及び影響調査等と、技術標準等の検討の二つに大別される。

前者は、番号制度の導入に伴って、地方公共団体が情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供を行うに当たり、既存システムに与える影響を調査し、改修に要する工数及びコストを含めた調査報告書を作成するとともに、符号付番に係る技術的課題の分析及び対応方法を検討するものである。この調査・検討は、各地方公共団体に対してヒアリング調査を実施するなど、現場に赴くことも必要となるものである。

一方、後者は、これまでの番号制度に関する検討に係る既存の成果を踏まえ、中間サーバーと 円滑に連携するために必要となる具体的技術及び実現方法を検討するとともに、情報提供ネット ワークシステムのインターフェイスシステムに接続するための技術標準に関して、最適なデータ 標準及び通信プロトコル標準等を検討するものである。この調査研究は、これまでの成果に対す る分析を踏まえ、より最適な技術標準についてさらなる検討を深めるものである。

本調査研究では、地方公共団体46団体のヒアリング調査を実施した。

本調査研究の実施にあたっては、前述のとおり、調査研究を効率良く行うために、「仮説検証」型アプローチをとり、仮説・課題設定をあらかじめ行い、アンケート調査・ヒアリング調査で検証を行う対象を定めた上で、アンケート調査、ヒアリング調査に入ることとした。

本最終報告は、調査研究のうち、既存システム等に対する実態調査及び影響調査等について、 とりまとめ結果を示すものである。

#### (2) 制約事項

番号法案及び関連法案は未成立であり、今後の法制化、法案審議や後に公布される政省令等の内容、その他の制度検討内容によっては、本書に記述している内容に変更が生じる可能性や、別途のシステム改修等の検討が必要になる可能性もある。

### 2 アンケート調査結果

### (1) アンケート調査の概要

アンケート調査は、47都道府県、1,742市町村(特別区を含む。以下「市町村」という。) に対して実施した。

都道府県と市町村で、システム等の現況は異なるため、質問項目は、回答対象の違いで「都道府県、市町村共通」、「市町村」に分けられる。

また、質問項目は、内容によって、①地方公共団体の属性、②システム基盤、③システム経費、 ④業務システム、⑤宛名管理と住登外管理の基礎資料に分けられる。

- 「①地方公共団体の属性」の質問項目は、住民基本台帳人口等の地方公共団体の基礎的な情報であり、他の質問項目とクロス集計(クロス分析)し、システム類型等を多角的に分析するために必要な質問項目である。
- 「②システム基盤」の質問項目は、情報セキュリティや既存の庁内ネットワークやシステム基盤等の現況を確認する質問項目である。
- 「③システム経費」の質問項目は、地方公共団体が番号制度導入に対応したシステム改修を行うため、その影響範囲に関するシステムベンダとの検討や改修に必要な予算措置等を行う上で参考となる資料を作成するための質問項目である。
- 「④業務システム」の質問項目は、地方公共団体の属性や実情等によって、ばらつきが大きいと想定される全国1,789の地方公共団体のシステム等を網羅的に把握し、番号制度導入に伴って必要となる業務・システムの対応等を取りまとめるための質問項目である。
- 「⑤宛名管理と住登外管理」の質問項目は、宛名管理、住登外管理の実態を把握し、番号制度における情報連携やそれを実現するための中間サーバーにおける宛名番号の課題を確認するための質問項目である。
  - ・調査方法:Webアンケート・システムにより回答を入力し、提出する。
  - 対象地方公共団体: 47都道府県、1,742市町村 (平成24年4月現在)
  - 実施時期:平成24年9月3日(月)~平成24年9月21日(金)
  - ・提出率:次のとおり。

市町村提出率	都道府県提出率
83.7%	91.5%

### (2) アンケート調査の前提

アンケート調査で前提とされた事項について、以下に示す。

アンケート調査においては便宜のため、参考資料として、本アンケートにおけるシステムの定義イメージとして、次の図を地方公共団体に示した。

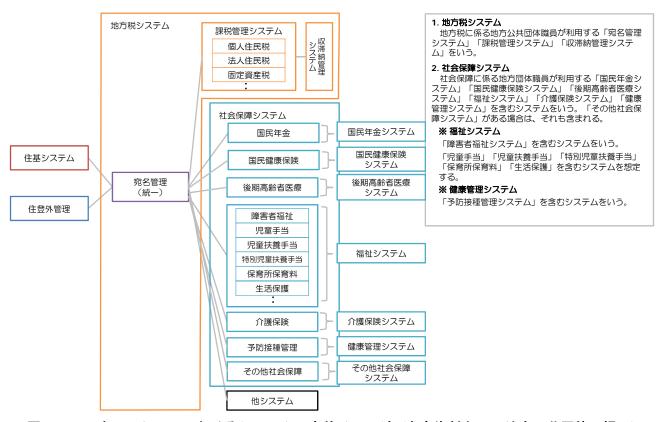
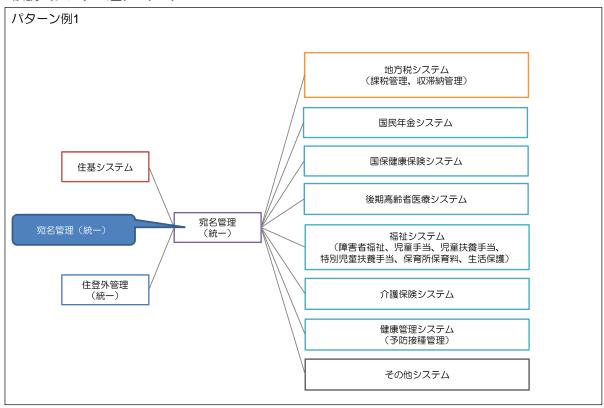


図 2-2-1 本アンケートにおけるシステムの定義イメージ (参考資料として地方公共団体に提示)

また、システム定義のイメージに加えて、宛名管理の統一性とシステム構成の仮説として、次の6パターンを地方公共団体に示した。(アンケート調査の質問項目 設問107)

#### 仮説(システム面)(1/6)



仮説(システム面)(2/6)

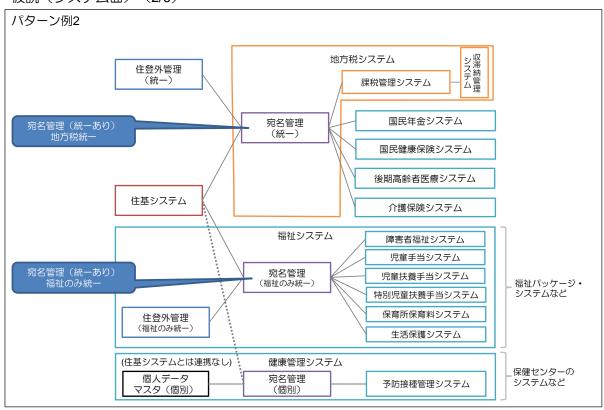
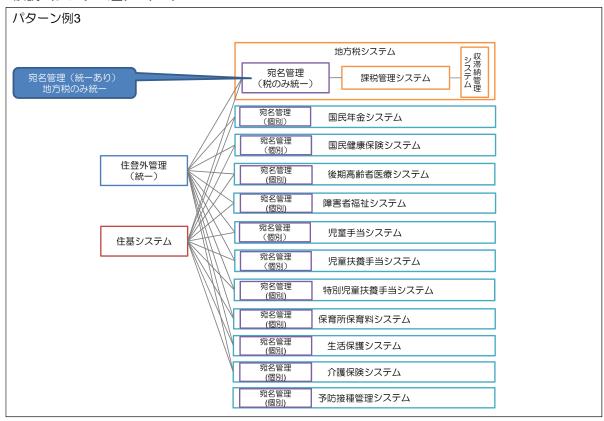


図 2-2-2 宛名管理の統一性とシステム構成のパターン (参考資料として地方公共団体に提示) (1/3)

#### 仮説(システム面)(3/6)



仮説(システム面)(4/6)

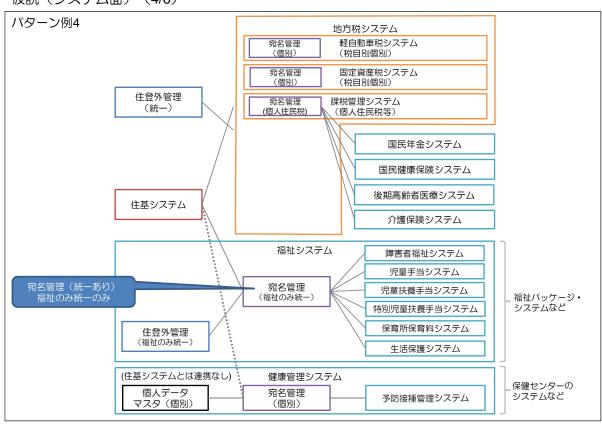
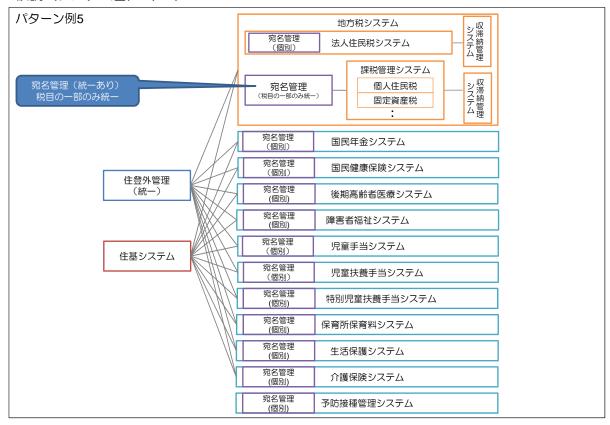


図 2-2-2 宛名管理の統一性とシステム構成のパターン(参考資料として地方公共団体に提示) (2/3)

#### 仮説(システム面)(5/6)



仮説(システム面)(6/6)

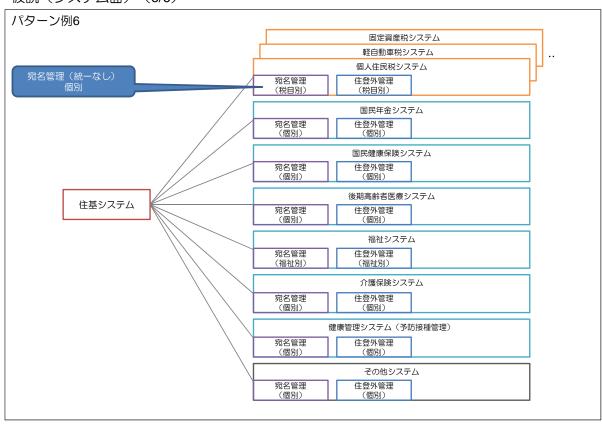


図 2-2-2 宛名管理の統一性とシステム構成のパターン (参考資料として地方公共団体に提示) (3/3)

# (3) アンケート調査項目一覧

アンケート調査の質問項目を以下に示す。

# 表 2-3-1 アンケート項目(1/16)

No	質問項目	回答項目
1	(都道府県・市町村共通)	人
	貴団体の住民基本台帳人口(平成24年3月31日現在)	
	を入力してください。	
	※「住民基本台帳関係年報について」により総務省に	
	報告した数値を記入願います。	
2	(都道府県・市町村共通)	人
	貴団体の外国人登録者数(平成 23 年 12 月 31 日現在)	
	を入力してください。	
3	(市町村)	1.市町村合併した
	貴団体は、平成 21 年 10 月 5 日から平成 23 年 12 月 20	2.市町村合併していない
	日までの間で、市町村合併しましたか。	
4	(市町村)	
	前項で「1.市町村合併した」を選択された場合、合併前	
	の全ての市町村名を日本語で入力してください。	
5	(市町村)	1.市町村合併した
	貴団体は、平成23年12月21日以降、市町村合併しま	2.市町村合併していない
<u> </u>	したか。	
6	(市町村)	
	前項で「1.市町村合併した」を選択された場合、合併前	
	の全ての市町村名を日本語で入力してください。	
7	(都道府県・市町村共通)	1.全システム共通の認証方法である
	システムヘログインするための認証方法は、全システ	2.異なる認証方法を設けているシステムがある
	ム共通ですか。	
8	(都道府県・市町村共通)	□住基システム(機能群)
	前項で「異なる認証方法を設けているシステムがある」	□宛名管理システム(統一)(機能群)
	を選択された場合、認証方法を分けているシステム(機	□課税管理システム(機能群)
	能群)をお答えください。(複数回答)	□収滞納管理システム(機能群)
		□国民年金システム(機能群) □国民健康保険システム(機能群)
		□国氏健康休険システム(機能群)
		□は対向即有医療システム(機能群)
		□児童手当システム(機能群)
		□児童扶養手当システム(機能群)
		□ □ 九重(大後子ヨンハノム (機能群) □ □ 特別児童扶養手当システム (機能群)
		□保育所保育料システム(機能群)
		□生活保護システム(機能群)
		□介護保険システム(機能群)
		□予防接種管理システム(機能群)
		□その他社会保障システム(機能群)
9	(都道府県・市町村共通)	□システムの独立性が高い(スタンドアロン等)ため
	前項にて選択されたシステムがある場合、認証方法を	□導入経緯による (レガシー・システム等)
	分けている理由を選択してください。(複数回答)	□導入経緯による(統合認証機能導入後、制度導入さ
		れたシステム等)
		□特にセキュリティ・レベルが高い(低い)情報を利
		用しているため
		□マルチ・ベンダであることによる
		□コスト上の理由による
		□その他

### 表 2-3-1 アンケート項目(2/16)

No	質問項目	回答項目
10	(市町村)	1.職員 I D等とパスワード入力による認証
	貴市町村の住基システムヘログインするための認証方	2.ログイン用のカード(磁気ストライプカード)とパ
	法は、次のうちどれですか。	スワード入力による認証(職員ID等とパスワード入
		力による認証との併用を含む)
		3.ログイン用のカード (IC カード) とパスワード入力 による認証 (職員 I D等とパスワード入力による認証
		との併用を含む)
		4.生体情報を利用した認証(職員ID等とパスワード
		入力による認証との併用を含む)
		5.その他
11	(市町村)	
	前項で「5.その他」を選択された場合、認証方法を日本	
-12	語で入力してください。	4 HAVISTI ST
12	(市町村)	1.指紋認証
	前項で「4.生体情報を利用した認証」を選択された場合、 具体的な生体情報の認証の形態は次のうちどれです	<b>2.</b> 掌形認証
	か。	4.網膜認証
	~ 0	5.その他
13	(市町村)	
	前項で「5.その他」を選択された場合、具体的な生体情	
	報の認証方法を日本語で入力してください。	And the court like falls \ THT also \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
14		1.システム管理者等に限定されている
	住基システムのアクセス・ログ記録(証跡)を参照(閲覧)できるシステム利用者について回答してください。	2.システム管理者等と特定の部門の部課長以上のシス
	見)できるシステム利用有について凹合してください。	テム利用者に限定されている 3.システム管理者等と特定の部門の職員に限定されて
		いる
		4.特に限定されていない
15	(市町村)	1.修正できない
	住基システムのアクセス・ログ記録(証跡)は、修正	2.システム管理者のみが修正できる
	できない取扱いですか。	3.システム管理者以外にも特定の者は修正できる
16	(都道府県・市町村共通)	1.職員 I D等とパスワード入力による認証
	貴団体の課税管理システムへログインするための認証	2.ログイン用のカード(磁気ストライプカード)とパ
	方法は、次のうちどれですか。	スワード入力による認証 (職員 I D等とパスワード入力による認証との併用を含む)
		3.ログイン用のカード (IC カード) とパスワード入力
		による認証(職員ID等とパスワード入力による認証
		との併用を含む)
		4.生体情報を利用した認証(職員 I D等とパスワード
		入力による認証との併用を含む)
	(441) A 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 4	5.その他
17	(都道府県・市町村共通) 前項で「5.その他」を選択された場合、認証方法を日本	
	間頃で「 <b>5.</b> その他」を選択された場合、認証方法を日本語で入力してください。	
18	(都道府県・市町村共通)前項で「4.生体情報を利用し	1.指紋認証
	た認証」を選択された場合、具体的な生体情報の認証	2.掌形認証
	方法は次のうちどれですか。	3.静脈認証
		4.網膜認証
1.5		5.その他
19	(都道府県・市町村共通)	
	前項で「5.その他」を選択された場合、具体的な生体情報の認証された日本語でもよりでしている。	
	報の認証方法を日本語で入力してください。	

# 表 2-3-1 アンケート項目(3/16)

No	質問項目	回答項目
20	(都道府県・市町村共通)	1.システム管理者等に限定されている
	課税管理システムのアクセス・ログ記録(証跡)を参	2.システム管理者等と特定の部門の部課長以上のシス
	照(閲覧)できるシステム利用者について回答してく ださい。	テム利用者に限定されている   <b>3.</b> システム管理者等と特定の部門の職員に限定されて
		NS
		4.特に限定されていない
21	(都道府県・市町村共通)	1.修正できない
	課税管理システムのアクセス・ログ記録(証跡)は、	2.システム管理者のみが修正できる
22	修正できない取扱いですか。 (市町村)	3.システム管理者以外にも特定の者は修正できる 1.職員 I D等とパスワード入力による認証
22	(川崎)が)   貴市町村の国民健康保険システムへログインするため	1.4   1.1
	の認証方法は、次のうちどれですか。	スワード入力による認証(職員ID等とパスワード入
		力による認証との併用を含む)
		3.ログイン用のカード (IC カード) とパスワード入力
		による認証 (職員 I D等とパスワード入力による認証 との併用を含む)
		<b>4.</b> 生体情報を利用した認証(職員 I D等とパスワード
		入力による認証との併用を含む)
		5.その他
23	(市町村)	
	前項で「5.その他」を選択された場合、認証方法を日本 語で入力してください。	
24	(市町村)	1.指紋認証
	前項で「4.生体情報を利用した認証」を選択された場合、	2.掌形認証
	具体的な生体情報の認証方法は次のうちどれですか。	3.静脈認証
		4.網膜認証
25	(市町村)	5.その他
25	(川町代)   前項で「5.その他」を選択された場合、具体的な生体情	
	報の認証方法を日本語で入力してください。	
26	(市町村)	1.システム管理者等に限定されている
	国民健康保険システムのアクセス・ログ記録(証跡)	2.システム管理者等と特定の部門の部課長以上のシス
	を参照(閲覧)できるシステム利用者について回答してください。	テム利用者に限定されている 3.システム管理者等と特定の部門の職員に限定されて
	C \ /C & V '0	3.2 个人 公官理有等と特定の部門の職員に限定されて
		4.特に限定されていない
27	(市町村)	1.修正できない
	国民健康保険システムのアクセス・ログ記録(証跡)	2.システム管理者のみが修正できる
	は、修正できない取扱いですか。	3.システム管理者以外にも特定の者は修正できる
28	(市町村)   貴団体では、住基システムにおいてシステム操作履歴	1.記録している 2.記録していない
	貝団体では、仕基ンステムにおいてンステム操作履歴   を記録していますか。	<b>2.</b> puxg してv '/よv '
29	(市町村)	□操作者(又は操作部門)のログイン記録
	前項で「1.記録している」を選択された場合、記録され	□操作者(又は操作部門)の更新記録証跡
	ている項目として、該当するものをお答えください。	□操作者(又は操作部門)の参照(閲覧)記録証跡
	(複数回答)	
30	(市町村)	□職員ID番号
	前項の記録や証跡で、具体的に記録される情報の単位 として該当するものをお答えください。(複数回答)	□ログイン用カード単位(担当部課の <b>ID</b> 番号) □ログイン用カード単位(担当係名の <b>ID</b> 番号)
	こし、  以コ j つ 0 v/でや合ん \ /にでい。(  仮数四合) 	□□のイン用が一下単位(担当保名の旧番号)
31	(市町村)	□職員の氏名
	前項の記録や証跡で、具体的に記録される情報として、	□担当部課名
	ID 番号以外に記録される情報で該当するものをお答え	□担当係名
	ください。(複数回答)	□処理端末名
		□その他の項目

# 表 2-3-1 アンケート項目(4/16)

No	質問項目	回答項目
32	(都道府県・市町村共通)	1.記録している
	貴団体では、課税管理システムにおいてシステム操作	2.記録していない
	履歴を記録していますか。	
33	(都道府県・市町村共通)	□操作者(又は操作部門)のログイン記録
	前項で「1.記録している」を選択された場合、記録され	□操作者(又は操作部門)の更新記録証跡
	ている項目として、該当するものをお答えください。 (複数回答)	□操作者(又は操作部門)の参照(閲覧)記録証跡
34	(報道府県・市町村共通)	□職員 I D番号
34	(都道内原・川町村共通) 前項の記録や証跡で、具体的に記録される情報の単位	□職員 I D番々   □ログイン用カード単位(担当部課の ID 番号)
	として該当するものをお答えください。(複数回答)	□ログイン用カード単位(担当係名の <b>ID</b> 番号)
		□処理端末番号
35	(都道府県・市町村共通)	□職員の氏名
	前項の記録や証跡で、具体的に記録される情報として、	11.75
	ID 番号以外に記録される情報で該当するものをお答え	□担当係名
	ください。(複数回答)	□処理端末名
		□その他の項目
36	(市町村)	1.記録している
	貴団体では、国民健康保険システムにおいてシステム	2.記録していない
	操作履歴を記録していますか。	
37	(市町村)	□操作者(又は操作部門)のログイン記録
	前項で「1.記録している」を選択された場合、記録され	□操作者(又は操作部門)の更新記録証跡
	ている項目として、該当するものをお答えください。	□操作者(又は操作部門)の参照(閲覧)記録証跡
20	(複数回答)	
38	(市町村) 前項の記録や証跡で、具体的に記録される	□職員ID番号
	情報の単位として該当するものをお答えください。(複数回答)	□ログイン用カード単位(担当部課の <b>ID</b> 番号) □ログイン用カード単位(担当係名の <b>ID</b> 番号)
	<b>效</b> 四台/	□□グイン用が「下華恒(恒当帰石の10番号)
39	(市町村)	□職員の氏名
	前項の記録や証跡で、具体的に記録される情報として、	□担当部課名
	ID 番号以外に記録される情報で該当するものをお答え	□担当係名
	ください。(複数回答)	□処理端末名
		□その他の項目
40	(都道府県・市町村共通)	1.検討している
	貴団体では、社会保障・税に関わる番号制度の導入後、	2.検討していない
	マイ・ポータルを経由して住民へ通知等を行う「プッ	
	シュ型サービス」の活用は検討されていますか。	
41	(都道府県・市町村共通)	□住基分野
	前項で「1.検討している」を選択された場合、どの分野の行政事務での利用を検討されているか、選択してく	□地方税分野□社会保障公野□
	の行政事務での利用を検討されているか、選択してく ださい。(複数回答)	□社会保障分野
42	(都道府県・市町村共通)	1.外部接続禁止条例がある
1	貴団体においては、基幹系システム(住基システム、	2.外部接続禁止条例はないが、団体内の取決めにより
	地方税システム等)の外部ネットワーク接続を禁止す	外部ネットワーク接続が禁止されている(セキュリ
	る条例(外部接続禁止条例)等がありますか。	ティ・ポリシー、内部規定等)
		3.上記のような条例や規定はないが、運用上禁止して
		いる
		4.上記のような条例や規定はないが、外部ネットワー
		ク接続を行っていない
		5.上記のような条例や規定はなく、外部ネットワーク
		接続を行っている

# 表 2-3-1 アンケート項目(5/16)

No	質問項目	回答項目
43	(都道府県・市町村共通)	1.基幹系LANと情報系LANが物理的に接続されて
	貴団体においては、基幹系システムが接続される基幹	いない。
	系LANと情報系LANが接続されていますか。接続	2.基幹系LANと情報系LANが物理的に接続されて
	されている場合はファイアーウォールが設置されてい	おり、基幹系LAN側にファイアーウォールが設置さ
	ますか。	れている。
		3.基幹系LANと情報系LANが物理的に接続されて
		おり、基幹系LAN側にファイアーウォールが設置さ
		れてない。
44	(都道府県・市町村共通)	1.暗号化は行われている
	前項で「基幹系LANと情報系LANが物理的に接続」	2.暗号化は行われていない
	されていることを前提とした回答がなされている場	
	合、貴団体内における基幹系 LAN に接続されるシステ	
	ムと情報系 LAN に接続されるシステムの間の通信を	
	行っている場合、通信内容の暗号化は行われています	
	か。	
45	(都道府県・市町村共通)	口住基システム
	貴団体のシステムで、基幹系LAN又は情報系LAN	□宛名管理システム(統一)
	と物理的に接続されていないシステムをお答えくださ	□課税管理システム
	い。(複数回答)	□収滞納管理システム
		□国民年金システム □国民健康保険システム
		□国氏健康保険ンペテム □後期高齢者医療システム
		□復朔同師年区別ノハノム □障害者福祉システム
		□児童手当システム
		□児童扶養手当システム
		□特別児童扶養手当システム
		□保育所保育料システム
		□生活保護システム
		□介護保険システム
		□予防接種管理システム
		□その他社会保障システム(機能群)
		□上記に基幹系LAN又は情報系LANと物理的に接
		続されていないシステムはない
46	(市町村)	1.住基ネットCSと住基システムがオンライン接続さ
	貴団体においては、住基ネットCSと住基システムが	れている (リアルタイム)
	接続されていますか。	2.住基ネットCSと住基システムがオンライン接続さ
		れている (○○分に1回更新)
		3.住基ネットCSと住基システムがオンライン接続さ
		れている(頻度は1日〇回)
		4.住基ネットCSと住基システムがオンライン接続さ
47	(士中7++)	れていない(媒体渡し。頻度は1日〇回)
47	(市町村)	1.接続禁止条例がある 2.接続禁止条例はないが、団体内の取決めにより外部
	前項で「4.住基ネットCSと住基システムが接続されていない」を選択された場合、その理由をお答えくださ	2.接続禁止条例はないか、団体内の取状のにより外部   ネットワーク接続が禁止されている(セキュリティ・
		ポリシー、内部規定等)
	\ \ \ <sub>0</sub>	3.上記のような条例や規定はないが、運用上禁止して
		3.上記のような未例で規定はないが、運用工宗正して
		<b>4.</b> 上記のような条例や規定はないが、外部ネットワー
		ク接続を行っていない(接続するとコストを要するた
		b)
		5.上記のような条例や規定はないが、外部ネットワー
		ク接続を行っていない(住基ネットのセキュリティへ
		の配慮等による)
		6.上記のような条例や規定はなく、外部ネットワーク
		接続を行っている

# 表 2-3-1 アンケート項目(6/16)

No	質問項目	回答項目
48	(市町村)	<b>1.</b> 存在する
	貴団体において、住基ネットCSと住基システムとの	2.存在しない
	間に、両システム間の情報連携を行うためのサーバ(中間サーバ、情報連携用のサーバ等)は存在しますか。	
10		PPIPE A A A A A A A A A A A A A A A A A A A
49	(都道府県・市町村共通)システム化されている又は システム管理されている(Microsoft(C) Access、Excel	□国民年金システム (機能群) □国民健康保険システム (機能群)
	など汎用ソフトウェアによる管理や紙管理などはここ	□□国氏降尿床関ンヘノム(機能群)
	でいうシステム化及びシステム管理に含まない)社会	□障害者福祉システム(機能群)
	保障システム(機能群)をお答えください。(複数回答)	□児童手当システム(機能群)
	※市町村の「社会保障システム」の定義については、	□児童扶養手当システム(機能群)
	別紙参照。	□特別児童扶養手当システム(機能群)
		□保育所保育料システム (機能群)
		□生活保護システム(機能群)
		□介護保険システム(機能群)
		□予防接種管理システム (機能群)
50	(都道府県・市町村共通)	□その他社会保障システム □原子爆弾被爆者医療費手当支給システム(機能群)
30	(部垣内原・中町内共畑)   前項で「その他社会保障システム」を選択された場合、	□原丁塚坪板塚有医原貫于ヨメ和シヘノム(機能群) □感染症患者(結核患者含む)等医療費支給システム
	具体的なシステム(機能群)をお答えください。(複数	(機能群)
	回答)	□予防接種被害救済・健康被害救済給付システム(機
		能群)
		□養育里親名簿登録システム (機能群)
		□児童入所施設への措置、母子保護及び児童自立生活
		援助に係る本人又は扶養義務者の負担能力の認定シス
		テム (機能群)
		□母子家庭等及び寡婦日常生活支援システム(機能群) □母子家庭自立支援給付金システム(機能群)
		□母子及び寡婦福祉資金貸付システム(機能群)
		□小児慢性特定疾患治療研究事業(費用徴収金算定)
		システム(機能群)
		□助産実施費用(徴収金算定)管理システム(機能群)
		□養育医療給付(徴収金算定)管理システム(機能群)
		□結核児療育給付(徴収金算定)管理システム(機能
		群)
		□中国残留邦人等一時金支援給付管理システム(機能
51	(都道府県・市町村共通)	群)
31	(印垣府県・川町代共通)   前項で「その他社会保障システム」として具体的に示	
	されていないシステム(機能群)で、社会保障分野の	
	システム(機能群)があれば、日本語で入力してくだ	
	さい。(複数あれば読点「、」で区切って複数入力)	

# 表 2-3-1 アンケート項目(7/16)

No	質問項目	回答項目
52 (都道府県・市町村		□住基システム (機能群)
1万人以上の個人情	青報を保有するシステム(機能群)	□宛名管理システム (統一) (機能群)
をお答えください。	(複数回答)	□課税管理システム(機能群)
		□収滞納管理システム(機能群)
		□国民年金システム(機能群)
		□国民健康保険システム(機能群)
		□後期高齢者医療システム (機能群)
		□障害者福祉システム (機能群)
		□児童手当システム(機能群)
		□児童扶養手当システム(機能群)
		□特別児童扶養手当システム(機能群)
		□保育所保育料システム(機能群)
		□生活保護システム (機能群)
		□介護保険システム(機能群)
		□予防接種管理システム(機能群)
		□その他社会保障システム(機能群)
53 (都道府県・市町村	+ 11. 'X	□1万人以上の個人情報を保有するシステムはない □住基システム (機能群)
	「共理) 青報を保有するシステム(機能群)	□日基ンペノム(機能群) □宛名管理システム(統一)(機能群)
をお答えください。		□ □ 課税管理システム (機能群)
	(反数四台)	□収滞納管理システム(機能群)
		□国民年金システム(機能群)
		□国民健康保険システム(機能群)
		□後期高齢者医療システム(機能群)
		□障害者福祉システム (機能群)
		□児童手当システム(機能群)
		□児童扶養手当システム (機能群)
		□特別児童扶養手当システム (機能群)
		□保育所保育料システム (機能群)
		□生活保護システム (機能群)
		□介護保険システム(機能群)
		□予防接種管理システム(機能群)
		□その他社会保障システム(機能群)
	I. II. 177 \	□5万人以上の個人情報を保有するシステムはない □5万人以上の個人情報を保有するシステムはない
54 (都道府県・市町村	· · · · <del>-</del> ·	□住基システム(機能群)
10万人以上の個人	、情報を保有するシステム(機能群)	□宛名管理システム(統一)(機能群) □課税管理システム(機能群)
でわ合えくたさい。	(後数凹合)	□□飛祝官理ジステム(機能群)
		□国民年金システム(機能群)
		□国民健康保険システム(機能群)
		□後期高齢者医療システム(機能群)
		□障害者福祉システム(機能群)
		□児童手当システム(機能群)
		□児童扶養手当システム(機能群)
		□特別児童扶養手当システム (機能群)
		□保育所保育料システム (機能群)
		□生活保護システム (機能群)
		□介護保険システム (機能群)
		□予防接種管理システム (機能群)
		□その他社会保障システム (機能群)
		□10万人以上の個人情報を保有するシステムはない

# 表 2-3-1 アンケート項目(8/16)

No	質問項目	回答項目
55	(都道府県・市町村共通) 統合パッケージ・システム	□住基システム(機能群)
	を導入している団体、共通基盤(複数の業務システム	□宛名管理システム (統一) (機能群)
	(機能)を稼働させるための共通の基礎部分)が導入	□課税管理システム(機能群)
	されている団体などで、同一基盤上で稼働しているシ	□収滞納管理システム(機能群)
	ステム(機能群)をお答えください。(複数回答)	□国民年金システム(機能群)
		□国民健康保険システム(機能群)
		□後期高齢者医療システム(機能群)
		□障害者福祉システム(機能群)
		□児童手当システム(機能群)
		□児童扶養手当システム(機能群)
		□特別児童扶養手当システム(機能群)
		□保育所保育料システム (機能群)
		□生活保護システム (機能群)
		□介護保険システム(機能群)
		□予防接種管理システム(機能群)
		□統合パッケージ・システムや共通基盤は導入されて
		いない
56	(都道府県・市町村共通)	□住基システム(機能群)
	統合認証基盤を導入している団体で、同一の認証であ	□宛名管理システム(統一)(機能群)
	るシステム(機能群)をお答えください。(複数回答)	□課税管理システム(機能群)
		□収滞納管理システム(機能群)
		□国民年金システム(機能群)
		□国民健康保険システム(機能群)
		□後期高齢者医療システム(機能群)
		□障害者福祉システム(機能群)
		□児童手当システム(機能群)
		□児童扶養手当システム (機能群)
		□特別児童扶養手当システム(機能群)
		□保育所保育料システム (機能群) □生活保護システム (機能群)
		□□介護保険システム(機能群)
		□予防接種管理システム(機能群)
		□統合認証基盤は導入されていない
57	(市町村)	□付民基本台帳
37	地域情報プラットフォームの標準仕様書に準拠してい	
	るシステム(機能群)をお答えください。(複数回答)	□法人住民税
		□固定資産税
		□軽自動車税
		□収滯納管理
		□住登外管理
		□国民年金
		□国民健康保険
		□後期高齢者医療
		□障害者福祉
		口子ども手当
		□生活保護
		□介護保険
		□健康管理
		□上記業務ユニットで地域情報プラットフォームの標
		準仕様書に準拠しているシステム(機能群)はない

# 表 2-3-1 アンケート項目(9/16)

No	質問項目	回答項目
58	(市町村)	□住民基本台帳
	地域情報プラットフォームのデータ辞書(自治体業務	□個人住民税
	アプリケーションユニット標準仕様のコード辞書)に	□法人住民税
	準拠しているシステム(機能群)をお答えください。(複	□固定資産税
	数回答)	□軽自動車税
		□収滞納管理
		□ □ 住登外管理 □ 国民年金
		□国氏中並   □国民健康保険
		□─────────────────────────────────────
		□障害者福祉
		口子ども手当
		□生活保護
		□介護保険
		□健康管理
		□上記業務ユニットで地域情報プラットフォームの
		データ辞書に準拠しているシステム(機能群)はない
59	(市町村)	□住基システム(機能群)
		□宛名管理システム(統一)(機能群)
	センタ利用のみを含まず、ASP・SaaS を活用している場合をいう。)で利用している業務・システムをお答え	□課税管理システム(機能群) □収滞納管理システム(機能群)
	物口をいり。)	□国民年金システム(機能群)
	Vicev。(IX外回日)	□国民健康保険システム(機能群)
		□後期高齢者医療システム(機能群)
		□障害者福祉システム (機能群)
		□児童手当システム(機能群)
		□児童扶養手当システム (機能群)
		□特別児童扶養手当システム (機能群)
		□保育所保育料システム(機能群)
		□生活保護システム(機能群) □介護保険システム(機能群)
		□刃護床陳ンヘノム(機能群)   □予防接種管理システム(機能群)
		□上記にクラウド・サービスで利用している業務・シ
		ステムはない
60	(市町村)	1.独自開発(独自開発は、市町村がベンダの提供する
	住基システムは、次のうちどれに該当しますか。	パッケージ製品をそのまま利用せず、専ら市町村の業
		務に合わせて独自にシステムの設計・開発(その委託
		を含む)を行うことを指す)
		2.カスタマイズされたパッケージ (パッケージ製品の
		相当程度のカスタマイズを指す。)
		3. ノンカスタマイズパッケージ(ノンカスタマイズ)
		パッケージとは、アプリケーションベンダーが提供する機能をパラメータの範囲内で変更されているが、
		る機能をハフメータの軋曲内で変更されているが、    ソースコードの改変は実施していないパッケージのこ
		とをいう。)
		4.システムは導入していない
61	(市町村) 住基システムのハードウェアを次の中から	1.汎用機
	選択してください。	2.オフコン
		3.オープン系サーバ (Windows、UNIX、Linux 等)
		4.スタンドアロン (1~3 に該当せず、コンピュータを
		他のコンピュータと接続せずに単体で動作させている
		もの)

# 表 2-3-1 アンケート項目(10/16)

No	質問項目	回答項目		
62	(市町村)		年	月
	住基システムが導入された年月はいつですか。西暦で			
	お答えください。			
	※システム更改された場合は、更改された年月			
	※ハードウェアでなく、アプリケーションについて			
63	(市町村)		年	月
	住基システムの刷新予定がある場合は、刷新システム			
	の導入予定年月を西暦でお答えください。			
64	(市町村)	1.住基システムの刷新を行った		
	外国人住民に係る住民基本台帳制度(平成 24 年 7 月 9	2.住基システムの刷新を行わなかった		
	日施行)の対応で、住基システムの刷新を行いました			
	カ <sup>3</sup> 。			
65	(市町村)			千円
	【導入に係る経費】			
	住基システムの導入に係る経費はおよそどの程度です			
	か。 ()*/は、			
	(単位:千円。税込み。)			
	(以下、導入に係る経費の質問項目について共通)			
	※導入に係る経費には以下を含む。			
	・ ハードウェア購入費、アプリケーション購入費 (又			
	はそれに相当するリース料)			
	・ ネットワーク設備費			
	・ アプリケーション開発費 (委託開発の場合)			
	・データ移行費、研修費、設置・調整費			
	・その他初期設計開発に係る一時的な経費			
	※(導入に係る経費、運用・保守経費についての共通			
	説明事項)			
	複数のシステムで一括契約している場合は、各市町村			
	の実情に応じて経費を案分した相当額を回答してくだ			
	さい。			
	(例:住基システム、国民健康保険システム、後期高			
	齢者医療システムが共通基盤上で稼動しており、共通			
	基盤に係る経費について一括契約している場合。			
	共通基盤について、1億円で一括契約、各システムの共			
	通基盤以外の経費が住基システム 2千万円、国民健康			
	保険システム3千万円、後期高齢者医療システム5千			
	万円、である場合。各システムの共通基盤以外の経費			
	の相対比率は2:3:5 あるので、その比率で共通基盤の初始等をおい、 かまいること 4 エエス 同日体内			
	の契約額を案分し、住基システム4千万円、国民健康			
	保険システム 6 千万円、後期高齢者医療システム 1 億			
	円、とする。)			

# 表 2-3-1 アンケート項目(11/16)

No	質問項目	回答項目
66	(市町村)	千円
	【運用・保守】	
	住基システムの昨年度の運用・保守に係る予算執行額 はおよそどの程度ですか。	
	(単位:千円。税込み。)	
	(HE: 1110 MES)(0)	
	(以下、運用・保守に係る経費の質問項目について共	
	通)	
	<ul><li>※保守・運用経費には以下を含む。</li><li>・ハードウェアリース料、アプリケーションリース料</li></ul>	
	・ハードウェア等に係る施設使用料(市町村所有の場	
	合を除く)	
	・ ハードウェア保守経費、アプリケーション保守経費	
	・ ASP、SaaS 利用料(ASP・SaaS 共同利用の場合、共	
	同利用に係る負担金)	
	・ 通信回線使用料(当該情報システム以外で共用されていない場合)	
	・ 消耗品費 (用紙、インクリボン、記録媒体など)	
	・ 運用・保守に係る人件費(市町村職員の人件費を除	
	く)・委託費	
67		1.独自開発
	国民年金システムは、次のうちどれに該当しますか。	2.カスタマイズされたパッケージ 3.ノンカスタマイズパッケージ
		<b>4.</b> システムは導入していない
68	(市町村)	1.汎用機
	国民年金システムのハードウェアを次の中から選択し	2.オフコン
	てください。	3.オープン系サーバ (Windows、UNIX、Linux 等)
		<b>4.</b> スタンドアロン (1~3 に該当せず、コンピュータを 他のコンピュータと接続せずに単体で動作させている
		もの)
69	(市町村)	年月
	国民年金システムが導入された年月はいつですか。西	
	暦でお答えください。	
	<ul><li>※システム更改された場合は、更改された年月</li><li>※ハードウェアでなく、アプリケーションについて</li></ul>	
70	(市町村)	年 月
'	国民年金システムの刷新予定がある場合は、刷新シス	1 /1
	テムの導入予定年月を西暦でお答えください。	
71	(市町村)	千円
	【導入に係る経費】 国民年会システムの道みに係る経典はおよるどの租席	
	国民年金システムの導入に係る経費はおよそどの程度 ですか。	
	(単位:千円。税込み。)	
72	(市町村)	千円
	【運用・保守】	
	国民年金システムの昨年度の運用・保守に係る予算執	
	行額はおよそどの程度ですか。 (単位:千円。税込み。)	
73	(市町村)	1.独自開発
	国民健康保険システムは、次のうちどれに該当します	2.カスタマイズされたパッケージ
	か。	3.ノンカスタマイズパッケージ
		4.システムは導入していない

# 表 2-3-1 アンケート項目(12/16)

No	質問項目	回答項目
74	(市町村) 国民健康保険システムのハードウェアを次	1.汎用機
	の中から選択してください。	2.オフコン
		3.オープン系サーバ (Windows、UNIX、Linux 等)
		4.スタンドアロン (1~3 に該当せず、コンピュータを
		他のコンピュータと接続せずに単体で動作させている もの)
75	(市町村)	年 月
'3	国民健康保険システムが導入された年月はいつです	T //
	か。西暦でお答えください。	
	※システム更改された場合は、更改された年月	
	※ハードウェアでなく、アプリケーションについて	
76	(市町村)	年 月
	国民健康保険システムの刷新予定がある場合は、刷新	
	システムの導入予定年月を西暦でお答えください。	<b>7</b> E
77	(市町村) 【導入に係る経費】	千円
	<b>  「</b>   国民健康保険システムの導入に係る経費はおよそどの	
	程度ですか。	
	(単位:千円。税込み。)	
78	(市町村)	千円
	【運用・保守】	
	国民健康保険システムの昨年度の運用・保守に係る予	
	算執行額はおよそどの程度ですか。	
70	(単位:千円。税込み。) (市町村)	1.独自開発
79	(川川村) 後期高齢者医療システムは、次のうちどれに該当しま	1.独日所先   <b>2.</b> カスタマイズされたパッケージ
	すか。	3.ノンカスタマイズパッケージ
		4.システムは導入していない
80	(市町村)	1.汎用機
	後期高齢者医療システムのハードウェアを次の中から	2.オフコン
	選択してください。	3.オープン系サーバ(Windows、UNIX、Linux 等)
		4.スタンドアロン (1~3 に該当せず、コンピュータを 他のコンピュータと接続せずに単体で動作させている
		もの)
81	(市町村)	年 月
	後期高齢者医療システムが導入された年月はいつです	
	か。西暦でお答えください。	
	※システム更改された場合は、更改された年月	
	※ハードウェアでなく、アプリケーションについて	
82	(市町村)	年 月
	後期高齢者医療の刷新予定がある場合は、刷新システ	
02	ムの導入予定年月を西暦でお答えください。 (本野7+4)	
83	(市町村) 【導入に係る経費】	千円
	【等外に係る経賃】   後期高齢者医療システムの導入に係る経費はおよそど	
	の程度ですか。	
	(単位:千円。税込み。)	
84	(市町村)	千円
	【運用・保守】	
	後期高齢者医療システムの昨年度の運用・保守に係る	
	予算執行額はおよそどの程度ですか。	
	(単位:千円。税込み。)	

# 表 2-3-1 アンケート項目(13/16)

No	質問項目	回答項目
85	(都道府県・市町村共通)	1.独自開発
	福祉システムは、次のうちどれに該当しますか。	2.カスタマイズされたパッケージ
	   ※市町村の「福祉システム」の定義については、別紙	3.ノンカスタマイズパッケージ 4.システムは導入していない
	参照。	4.システムは得入していない
86	(都道府県・市町村共通)	1.汎用機
	福祉システムのハードウェアを次の中から選択してく	2.オフコン
	ださい。	3.オープン系サーバ (Windows、UNIX、Linux 等)
		4.スタンドアロン (1~3 に該当せず、コンピュータを
		他のコンピュータと接続せずに単体で動作させているもの)
87	(都道府県・市町村共通)	年 月
	福祉システムが導入された年月はいつですか。西暦で	
	お答えください。	
	※システム更改された場合は、更改された年月	
88	<ul><li>※ハードウェアでなく、アプリケーションについて</li><li>(都道府県・市町村共通)</li></ul>	年 月
00	(郵週付票・川町付去畑)   福祉システムの刷新予定がある場合は、刷新システム	サ / /
	の導入予定年月を西暦でお答えください。	
89	(都道府県・市町村共通)	千円
	【導入に係る経費】	
	福祉システムの導入に係る経費はおよそどの程度ですか。	
	が。 (単位:千円。税込み。)	
	※福祉システムを構成するシステムの導入のタイミン	
	グが異なる場合には、該当システムの導入時の経費を	
00	合算した金額をお答えください。	T.II.
90	(都道府県・市町村共通) 【運用・保守】	千円
	福祉システムの昨年度の運用・保守に係る予算執行額	
	はおよそどの程度ですか。(単位:千円。税込み。)	
91	(市町村)	1.独自開発
	介護保険システムは、次のうちどれに該当しますか。	2.カスタマイズされたパッケージ
		3.ノンカスタマイズパッケージ
02	(市町村)介護保険システムのハードウェアを次の中	4.システムは導入していない
92	(中町村) 介護保険ンスデムのハートリェアを次の中から選択してください。	1.汎用機   2.オフコン
		3.オープン系サーバ(Windows、UNIX、Linux 等)
		4.スタンドアロン (1~3に該当せず、コンピュータを
		他のコンピュータと接続せずに単体で動作させている
93	(市町村)	もの) 年 月
رو ا	- (甲型型) - 介護保険システムが導入された年月はいつですか。西	т д
	暦でお答えください。	
	※システム更改された場合は、更改された年月	
	※ハードウェアでなく、アプリケーションについて	
94	(市町村) 介護保険システムの刷新予定がある場合は、刷新シス	年 月
	介護保険ンステムの刷新力走がめる場合は、刷新ンス   テムの導入予定年月を西暦でお答えください。	
95	(市町村)	千円
	【導入に係る経費】	
	介護保険システムの導入に係る経費はおよそどの程度	
	ですか。(単位:千円。税込み。)	

# 表 2-3-1 アンケート項目(14/16)

No	質問項目	回答項目
96	(市町村)	千円
	【運用・保守】	
	介護保険システムの昨年度の運用・保守に係る予算執	
	行額はおよそどの程度ですか。	
07	(単位:千円。税込み。)	1 Xh 🖰 88 7%
97	(市町村) 健康管理システムは、次のうちどれに該当しますか。	1.独自開発 2.カスタマイズされたパッケージ
	健康管理システムは、例のプロと40に該当しまりが。	<b>3.</b> ノンカスタマイズパッケージ
	※「健康管理システム」の定義については、別紙参照。	4.システムは導入していない
98	(市町村)	1.汎用機
	健康管理システムのハードウェアを次の中から選択し	2.オフコン
	てください。	3.オープン系サーバ(Windows、UNIX、Linux 等)
		4.スタンドアロン (1~3に該当せず、コンピュータを
		他のコンピュータと接続せずに単体で動作させている
		もの)
99	(市町村)	年 月
	健康管理システムが導入された年月はいつですか。西	
	暦でお答えください。 ※システィアかなわな場合は、東かなわなケワ	
	<ul><li>※システム更改された場合は、更改された年月</li><li>※ハードウェアでなく、アプリケーションについて</li></ul>	
100	(市町村)	年 月
100	健康管理システムの刷新予定がある場合は、刷新シス	7
	テムの導入予定年月を西暦でお答えください。	
101	(市町村)	千円
	【導入に係る経費】	
	健康管理システムの導入に係る経費はおよそどの程度	
	ですか。	
100	(単位:千円。税込み。)	<b>7</b> II
102	(市町村) 【運用・保守】	千円
	健康管理システムの昨年度の運用・保守に係る予算執	
	行額はおよそどの程度ですか。	
	(単位:千円。税込み。)	
103	(都道府県・市町村)	千円
	【導入に係る経費】	
	その他社会保障システムの導入に係る経費はおよそど	
	の程度ですか。	
	(単位:千円。税込み。)	
	※「その他社会保障システム」については、上記参照。	
	THE THE PROPERTY OF THE PARTY O	
104	(都道府県・市町村)	千円
	【運用・保守】	
	その他社会保障システムの昨年度の運用・保守に係る	
	予算執行額はおよそどの程度ですか。 (単位・チェー教はない)	
105	(単位:千円。税込み。) (市町村)	1.個人レコードのみ
102	(印町村)   住基システムのデータ管理は、個人レコードのみで	1.個人レコートのみ 2.世帯レコードのみ
	行っていますか、世帯レコードのみで行っていますか。	21 Em 1 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
106	(市町村)	1.国民健康保険税
	貴団体の国民健康保険システムは、「国民健康保険税」	2.国民健康保険料
	(地方税) として利用していますか、「国民健康保険料」	
	として利用していますか。	

# 表 2-3-1 アンケート項目(15/16)

No	質問項目	回答項目
107	(都道府県・市町村共通)	1.宛名管理(統一)
	貴団体の宛名管理の統一性は、次のうちどれに該当し	2.宛名管理(統一あり、地方税統一・福祉統一)
	ますか。	3.宛名管理(統一あり、地方税のみ統一のみ)
	最も近いものを回答してください。	4.宛名管理(統一あり、福祉のみ統一のみ)
	※イメージは、別紙「仮説(システム面)」参照。	5.宛名管理(統一あり、税目の一部のみ統一など)
108	(都道府県・市町村共通)	6.宛名管理(統一なし、個別)   1.個人と法人(事業所)の宛名番号が同じ宛名管理シ
100	(印度内景・川町村共通) 宛名管理システムの範囲に係る質問で、「1.宛名管理(統	1.個人と伝入 (事業別) の処名番号が同じ処名管理シーステムで振り出される
	一)」を選択された場合、宛名管理システム等の宛名管	2.個人と法人(事業所)の宛名番号は別々のシステム
	理で、振り出される宛名番号についてお答えください。	で振り出される
109	(市町村) 貴団体の住登外管理の統一性は、次のうち	1.住登外管理(統一)
	どれに該当しますか。最も近いものを回答してくださ	2.住登外管理(統一あり、地方税統一・福祉統一)
	V'o	3.住登外管理(統一あり、地方税のみ統一のみ)
		4.住登外管理(統一あり、福祉のみ統一のみ)
		5.住登外管理(統一あり、税目の一部のみ統一など)
		6.住登外管理(統一なし、個別)
110	(市町村)	□国民年金システム(機能群)
	外国人住民の取扱い以外で、次の分野において、業務	□国民健康保険システム(機能群)
	上住登外の者のデータを管理する必要のある業務・シ	□後期高齢者医療システム(機能群)
	ステムを回答してください。(複数回答)	□障害者福祉システム(機能群)
		□児童手当システム(機能群)
		□児童扶養手当システム(機能群)
		□特別児童扶養手当システム (機能群) □保育所保育料システム (機能群)
		□は活保護システム(機能群)
		□ □ ☆ は
		□予防接種管理システム(機能群)
111	(市町村)	1.住登外管理システムの個人DBとして管理される
	住基システムで管理している住登者の転出等があった	2.住登外管理システムの個人DBとして管理されない
	(除票処理)場合、その住登者のデータは、住登外管	(住基システムでの履歴管理のみ)
	理システムの個人DBとして管理されますか。	
112	(市町村)	1.宛名の重複の解消は行わない
	住登外管理を行うデータベースにおいて、宛名の重複	2.手作業で、宛名の重複を解消する
	が発生した場合の処理についてお答えください。	3.システム化された処理、またはツールを使用して宛
		名の重複を解消する
113	(市町村)	1.住登外個人と法人(事業所)は同一の住登外管理シ
	法人 DB (事業所 DB) と住登外個人 DB を同一の住登外	ステムで行われている
	管理システムで行っていますか。	2.住登外個人と法人(事業所)は別々のシステムで管
114	(市町村)	理されている 1.行っていない(転入とともに履歴として管理されず、
114	(巾町村)   元々住登外管理がなされている者が他市町村から転入	1.行っていない(転入とともに履歴として管理されず、    転入後一定期間経過しても住登外個人 DB のデータ削
	元々任金外管理がなるれている有が他巾呵科がら転入した場合、住基 DB と住登外個人 DB でデータが重複し	一転八後一定期间経過しても任金外個人 DB のケータ前 除は行われていない)
	ないよう、一定期間経過後に住登外個人DBのデータ削	<b>2.</b> 行っていない(転入とともに履歴として管理される
	除等を行っていますか。	が、転入後一定期間経過しても住登外個人DBのデータ
		削除は行われていない)
		3.行っている(転入とともに履歴として管理され、一
		定期間後に住登外個人 DB のデータ削除を行う)
115	(市町村)	年 月
	前項で「3.行っている(転入とともに履歴として管理さ	
	れ、一定期間後に住登外個人 DB のデータ削除を行う)」	
	を選択された場合、データ削除までの「一定期間」は	
	およそどのくらいの期間ですか。	

# 表 2-3-1 アンケート項目(16/16)

No	質問項目	回答項目
116	(市町村) 住登外管理におけるデータの重複の解消 (データ・クレンジング) を行っていますか。	1.重複を発見した都度行っている(又は重複がない運用が行われている) 2.システム刷新や市町村合併がある場合など、大きなイベントごとに行っている 3.一定期間ごとに定期的に運用で行っている 4.行っていない
117	(市町村) 前項で「3.一定期間ごとに定期的に運用で行っている」 を選択された場合、「一定期間」はおよそどのくらいの 期間ですか。	年月

#### (4) 単純集計結果

アンケート調査結果は、別添1及び別添2のとおり。

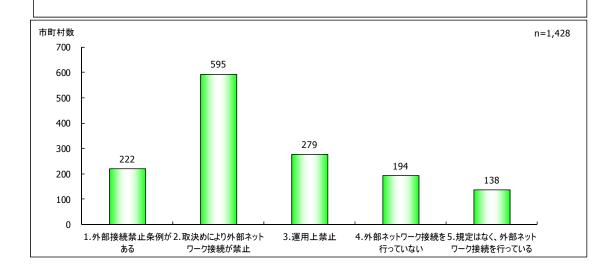
(別添1) 市町村アンケート調査結果 (別添2) 都道府県アンケート調査結果

#### ア(市町村)単純集計結果(抄)

#### 【設問42】

貴団体においては、基幹系システム(住基システム、地方税システム等)の外部ネットワーク接続を禁止する条例(外部接続禁止条例)等がありますか。

- 1.外部接続禁止条例がある
- 2.外部接続禁止条例はないが、団体内の取決めにより外部ネットワーク接続が禁止されている(セキュリティ・ポリシー、内部規定等)
- 3.上記のような条例や規定はないが、運用上禁止している
- 4.上記のような条例や規定はないが、外部ネットワーク接続を行っていない
- 5.上記のような条例や規定はなく、外部ネットワーク接続を行っている



基幹系システムの外部ネットワーク接続を行っている市町村は約1割、行っていない市町村は約9割であった。

外部ネットワーク接続を行っていない市町村については、外部接続禁止条例による市町村が 約1.5割、セキュリティ・ポリシー等の規定による接続禁止の市町村が約4割であった。

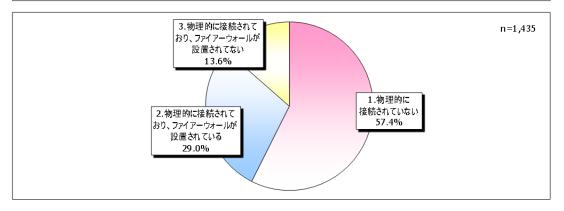
「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン (中間とりまとめ)」(総務省 平成24年9月)の「情報連携のための中間サーバ構築に係るガイドライン」(以下、「中間サーバーガイドライン」という。)によれば、中間サーバーについては基幹系LAN、インターフェイスシステムについては情報系LANに接続することが適当と前置きした上で、「地方公共団体において外部接続禁止条例を制定している場合が考えられるが、情報提供ネットワークシステムとの接続を規定する番号利用法案の規定により、当該禁止規定の効力は及ばないものと考えるべきである」とされているところであり、「地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会」においても、外部接続に関する規定等の取扱いが検討されることになっている。

また、番号制度対応では、地方公共団体においても、十分な情報セキュリティが確保される 必要があると考えられる。

#### 【設問43】

。 貴団体においては、基幹系システムが接続される基幹系LANと情報系LANが接続されていますか。接続されている場合はファイアーウォールが設置されていますか。

1.基幹系LANと情報系LANが物理的に接続されていない。 2.基幹系LANと情報系LANが物理的に接続されており、基幹系LAN側にファイアーウォールが設置されている。 3.基幹系LANと情報系LANが物理的に接続されており、基幹系LAN側にファイアーウォールが設置されている。

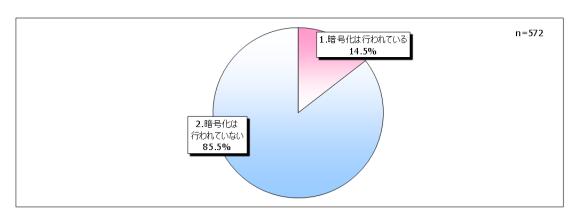


基幹系LAN側にファイアーウォールが設置されている市町村は全体の約3割で、基幹系L ANと情報系LANが物理的に接続されている市町村の約7割となっている。

また、基幹系LANについては、情報系LANと物理的に接続されていない市町村が全体の 約6割にのぼっており、これまで外部に物理的に接続しないことをセキュリティ確保策として きた市町村が多いものと推察される。

#### 【設問44】

前項で「基幹系LANと情報系LANが物理的に接続」されていることを前提とした回答がなされている場合、貴団体内における基幹系LANに接続されるシス テムと情報系LANに接続されるシステムの間の通信を行っている場合、通信内容の暗号化は行われていますか。

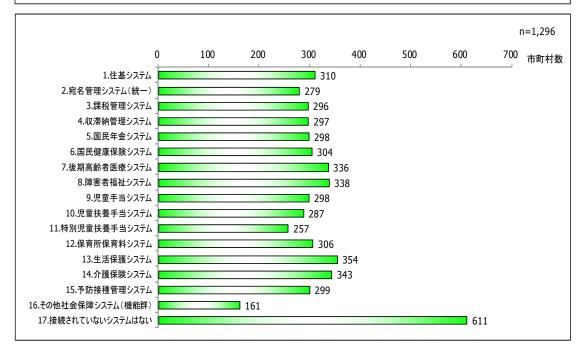


基幹系LANと情報系LANが物理的に接続されている市町村で、それぞれのLAN上のシ ステム間では通信内容の暗号化がなされている市町村は、約1.5割となっている。

#### 【設問45】

貴団体のシステムで、基幹系LAN又は情報系LANと物理的に接続されていないシステムをお答えください。(複数回答)

1.住基システム 11.特別児童扶養手当システム 2.宛名管理システム(統一) 12.保育所保育料システム 3.課税管理システム 13.生活保護システム 4.収滞納管理システム 14.介護保険システム 5.国民年金システム 15.予防接種管理システム 6.国民健康保険システム 16.その他社会保障システム(機能群) 7.後期高齢者医療システム 17.基幹系LAN又は情報系LANと物理的に接続されていないシステム 8.障害者福祉システム はない 9.児童手当システム 10.児童扶養手当システム



市町村のシステムにおいて、基幹系LAN又は情報系LANと物理的に接続されていないシステムは、分野に限られず、一定数の市町村で存在する現状があるといえる。

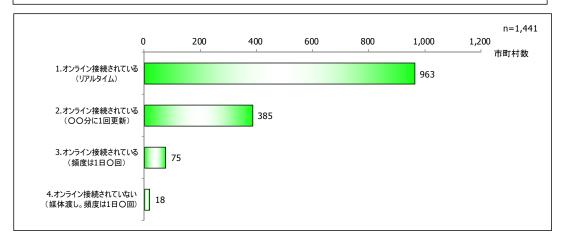
前述のとおり、「中間サーバーガイドライン」によれば、中間サーバーについては基幹系LAN、インターフェイスシステムについては情報系LANに接続することが適当とされている。 既存業務システムから基幹系LANに接続される中間サーバーに情報提供データを格納する場合、既存業務システムを基幹系LANに物理的に接続することが考えられるが、一定数の市町村で、基幹系LAN又は情報系LANと物理的に接続されていない既存業務システムが存在することから、これらシステムの中間サーバーへの情報提供データの格納が課題になると考えられる。

以上のように、市町村が情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会を実現するにあたっては、庁内のネットワーク環境やその情報セキュリティの確保についても、一定の対応が必要になると考えられる。

#### 【設問46】

貴団体においては、住基ネットCSと住基システムが接続されていますか。

1.住基ネットCSと住基システムがオンライン接続されている(リアルタイム)
2.住基ネットCSと住基システムがオンライン接続されている(〇〇分に1回更新)
3.住基ネットCSと住基システムがオンライン接続されている(頻度は1日〇回)
4.住基ネットCSと住基システムがオンライン接続されていない(媒体渡し。頻度は1日〇回)



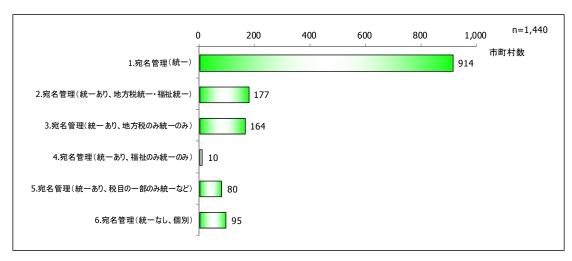
住基ネットCSと住基システムのデータ更新がリアルタイム又は疑似リアルタイムである市町村が9割を超える一方で、1日1回などデータ更新に時間を要する市町村も5%程度存在する。

中間サーバーへの情報更新頻度については、「中間サーバーガイドライン」では、「世帯情報 については日次処理」とされている。

仮に、住基ネットCSと住基システムの間の情報更新頻度が、中間サーバーへの世帯情報の情報更新頻度で実現できるとすれば、ほとんどの市町村が日次処理の世帯情報の更新に対応できると考えられる。

また、市町村の個人番号の指定は、窓口における対面業務になると考えられる。「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(中間とりまとめ)」において、個人番号のシステムによる取得方式については、「コール&レスポンス方式」が候補とされているところであるが、上記のアンケート調査結果によれば、ほとんどの市町村においては、「コール&レスポンス方式」で取得した個人番号を住基ネットCSから住基システムにデータ反映させるまでに時間を要することにはならないと考えられる。

#### 【設問107】 貴団体の宛名管理の統一性は、次のうちどれに該当しますか。 最も近いものを回答してください。



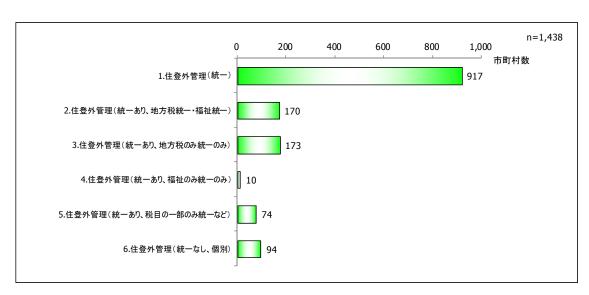
宛名管理の統一性については、約6割の市町村が「宛名管理(統一)」となっている。宛名管理(統一あり、地方税統一・福祉統一)も合わせた割合は約7.5割である。

宛名管理(統一あり、地方税のみ統一のみ)が約1割など、宛名管理「統一」については幅があるといえる。

一方、宛名管理(統一なし、個別)は、全体の1割未満にとどまっている。

#### 【設問109】

貴団体の住登外管理の統一性は、次のうちどれに該当しますか。 最も近いものを回答してください。



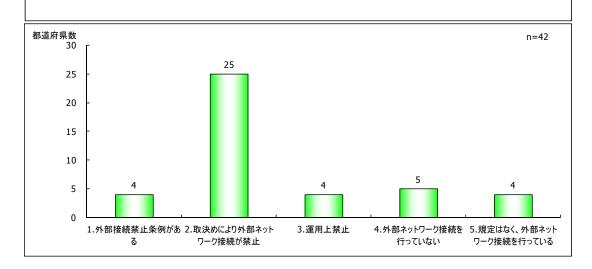
住登外管理の統一性については、宛名管理の統一性と類似した結果となっている。

### イ (都道府県) 単純集計結果(抄)

#### 【設問42】

貴団体においては、基幹系システム(住基システム、地方税システム等)の外部ネットワーク接続を禁止する条例(外部接続禁止条例)等がありますか。

- 1.外部接続禁止条例がある
- 2.外部接続禁止条例はないが、団体内の取決めにより外部ネットワーク接続が禁止されている(セキュリティ・ポリシー、内部規定等)
- 3.上記のような条例や規定はないが、運用上禁止している
- 4.上記のような条例や規定はないが、外部ネットワーク接続を行っていない
- 5.上記のような条例や規定はなく、外部ネットワーク接続を行っている



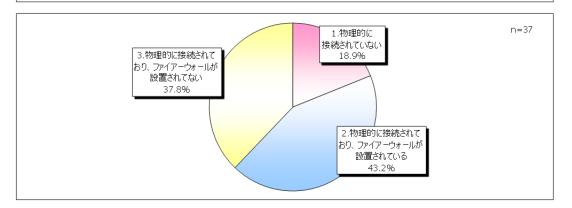
基幹系システムの外部ネットワーク接続を行っている都道府県は約1割、行っていない都道 府県は約9割であった。

外部ネットワーク接続を行っていない都道府県については、外部接続禁止条例による都道府 県が1割、セキュリティ・ポリシー等の規定による接続禁止の都道府県が約6割であった。

#### 【設問43】

貴団体においては、基幹系システムが接続される基幹系LANと情報系LANが接続されていますか。接続されている場合はファイアーウォールが設置されていますか。

1.基幹系LANと情報系LANが物理的に接続されていない。 2.基幹系LANと情報系LANが物理的に接続されており、基幹系LAN側にファイアーウォールが設置されている。 3.基幹系LANと情報系LANが物理的に接続されており、基幹系LAN側にファイアーウォールが設置されてない。

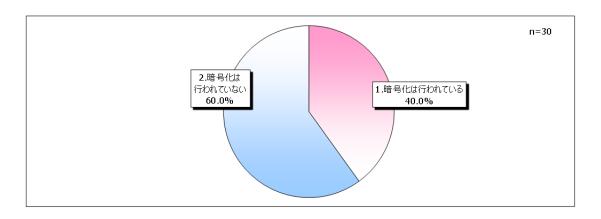


基幹系LAN側にファイアーウォールが設置されている都道府県は全体の約4割で、基幹系LANと情報系LANが物理的に接続されている都道府県の5割を超えている。

また、基幹系LANについては、情報系LANと物理的に接続されていない都道府県が全体の約2割となっている。

#### 【設問44】

前項で「基幹系LANと情報系LANが物理的に接続」されていることを前提とした回答がなされている場合、貴団体内における基幹系LANに接続されるシステムと情報系LANに接続されるシステムの間の通信を行っている場合、通信内容の暗号化は行われていますか。

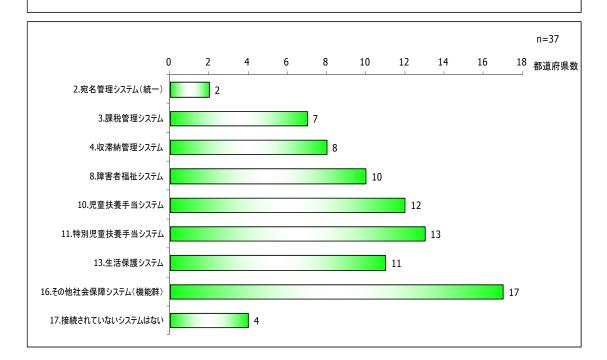


基幹系LANと情報系LANが物理的に接続されている都道府県で、それぞれのLAN上のシステム間では通信内容の暗号化がなされている都道府県は、約4割となっている。

#### 【設問45】

貴団体のシステムで、基幹系LAN又は情報系LANと物理的に接続されていないシステムをお答えください。(複数回答)

- 2.宛名管理システム(統一)
- 3.課税管理システム
- 4.収滞納管理システム
- 8.障害者福祉システム
- 10.児童扶養手当システム
- 11.特別児童扶養手当システム
- 13.生活保護システム
- 16.その他社会保障システム(機能群)
- 17.基幹系LAN又は情報系LANと物理的に接続されていないシステムはない



都道府県のシステムにおいて、基幹系LAN又は情報系LANと物理的に接続されていないシステムは、基幹系システム(課税管理システムなど)については約2割、社会保障システムについては約3割から4.5割となっている。

前述のとおり、「中間サーバーガイドライン」によれば、中間サーバーについては基幹系LAN、インターフェイスシステムについては情報系LANに接続することが適当とされている。

既存業務システムから基幹系LANに接続される中間サーバーに情報提供データを格納する場合、既存業務システムを基幹系LANに物理的に接続することが考えられるが、一定数の都道府県で、基幹系LAN又は情報系LANと物理的に接続されていない既存業務システムが存在することから、これらシステムの中間サーバーへの情報提供データの格納が課題になると考えられる。

以上のように、都道府県が情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会を実現するにあたっては、庁内のネットワーク環境やその情報セキュリティの確保についても、一定の対応が必要になると考えられる。

## (5) クロス集計結果等

#### (検討の観点)

「2 **(2)** アンケート調査の前提」で示した「図 **2-2-1** 本アンケートにおけるシステムの定義イメージ」はアンケート調査から、地方公共団体のシステムとその周辺システムの実態として、宛名管理(統一)システムを中心に、地方税システム、住基システム及び社会保障の各システムがあると考えられる。

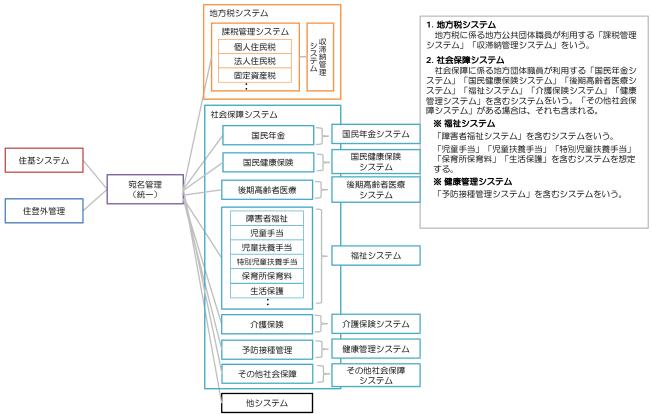


図 2-5-1 本アンケート結果によるシステムの定義イメージ

地方公共団体の番号制度導入対応では、既存システムに対する改修を局所化しつつ、個人番号の追加・管理をどのように行うかが検討課題となると想定し、アンケート調査にあたっては、これら住基システム、地方税システム、特に社会保障システム(国民年金システム、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、福祉システム、介護保険システム、健康管理システム)とその情報連携に注目して質問項目を設定した。

上記を踏まえ、以下では次について記載する。

- ア (市町村) 地方公共団体規模と社会保障システムの現況
- イ (都道府県) 社会保障システムの現況
- ウ (市町村) 宛名管理と住登外管理の統一性
- エ (市町村) 宛名管理の統一性とシステム合計経費
- オ (市町村) その他

「ア」及び「イ」については、社会保障システムにおいて地方公共団体規模が大きいほど、汎 用機の利用や独自開発の割合が高いことから、改修経費が高くなるという課題があること等を想 定したものである。

「ウ」については、番号制度導入で地方公共団体は既存システムに個人番号を追加・管理する こととなるが、特に市町村においては、地方公共団体の規模により、既存システムにおける宛名 管理や住登外管理の統一性、システム改修が必要となる範囲・規模が異なることを想定するものである。

「エ」については、番号制度導入で地方公共団体は既存システムに個人番号を追加・管理する こととなるが、導入している宛名管理の類型により、システム改修に必要となる経費が異なるこ とを想定するものである。

「オ」については、その他、クラウド・サービスの利用状況等により、番号制度導入の対応方法や対応負荷が異なることを想定するものである。

## ア (市町村) 地方公共団体規模と社会保障システムの現況

## (7) ハードウェアと地方公共団体規模

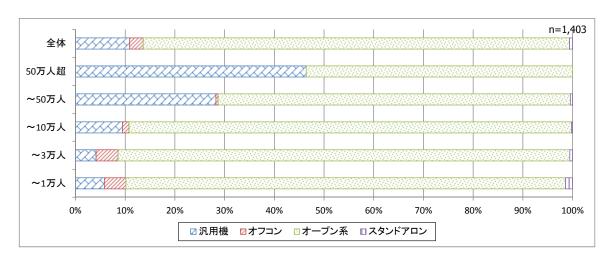
社会保障システムのハードウェアと住民数(住民基本台帳人口と外国人登録者数の合計。以下、「住民数」又は「地方公共団体規模」という。)のクロス集計結果は次のとおりである。

全体的にオープン系サーバの割合が高く、いずれのシステムにおいても約8~9割に達している。傾向としては、地方公共団体規模が大きくなるにつれて汎用機の割合が高くなっており(特に、50万人超の規模の市町村)、「番号制度に係る地方団体の税務システムのあり方に関する調査研究 調査研究結果報告書」(平成24年3月30日 総務省自治税務局)の結果と同様であることが確認される。

#### a 国民年金システム

オープン系サーバの割合が高く、約8.5割に達している。一方で、地方公共団体規模が 大きくなるにつれて汎用機の割合が高くなる。

特に、50万人超の地方公共団体では、約4.5割が汎用機の利用となっている。



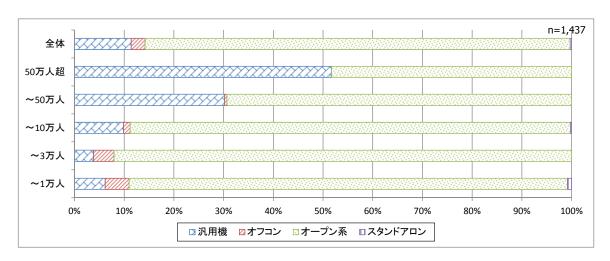
		地方公共団体規模(住民数)					
国民年金システムのハードウェア	~1万人	~3万人	~10万人	~50万人	50万人超	全体	
汎用機	20	15	42	63	13	153	
オフコン	15	16	6	1	0	38	
オープン系	305	329	396	158	15	1,203	
スタンドアロン	5	2	1	1	0	9	

図 2-5-2 国民年金システムのハードウェアと地方公共団体規模(市町村)

# b 国民健康保険システム

オープン系サーバの割合が高く、約8.5割に達している。一方で、地方公共団体規模が大きくなるにつれて汎用機の割合が高くなる。

50万人超の地方公共団体では、5割を超える団体が汎用機を利用している。



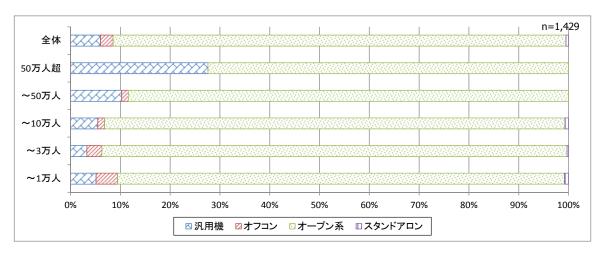
地方公共団体規模(住民数)						
国民健康保険システムのハードウェア	~1万人	~3万人	~10万人	~50万人	50万人超	全体
汎用機	23	14	44	68	15	164
オフコン	18	15	6	1	0	40
オープン系	329	335	395	156	14	1,229
スタンドアロン	3	0	1	0	0	4

図 2-5-3 国民健康保険システムのハードウェアと地方公共団体規模 (市町村)

# c 後期高齢者医療システム

基本的にオープン系サーバの割合が高く、9割を超えている。地方公共団体規模が大きくなるにつれて汎用機の割合が高くなる。

50万人超の地方公共団体においては、汎用機の利用は約2.7割である。



地方公共団体規模(住民数)						
後期高齢者医療システムのハードウェア	~1万人	~3万人	~10万人	~50万人	50万人超	全体
汎用機	19	12	24	23	8	86
オフコン	16	11	6	3	0	36
オープン系	333	341	407	198	21	1,300
スタンドアロン	3	1	3	0	0	7

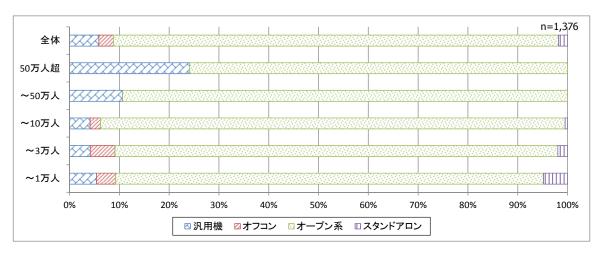
n=1,429

図 2-5-4 後期高齢者医療システムのハードウェアと地方公共団体規模 (市町村)

## d 福祉システム

基本的にオープン系サーバの割合が高く、約9割に達している。地方公共団体規模が大きくなるにつれて汎用機の割合が高くなる。

50万人超の地方公共団体においては、汎用機の利用は約2.4割である。



地方公共団体規模(住民数)						
福祉システムのハードウェア	~1万人	~3万人	~10万人	~50万人	50万人超	全体
汎用機	18	15	18	23	7	81
オフコン	13	18	9	0	0	40
オープン系	287	321	407	193	22	1,230
スタンドアロン	16	7	2	0	0	25

n=1,376

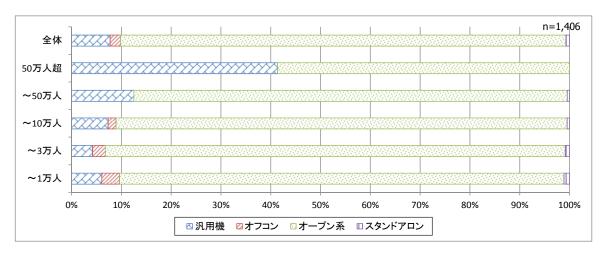
# 図 2-5-5 福祉システムのハードウェアと地方公共団体規模 (市町村)

(注) 福祉システムは、障害者管理システムを含むシステム。児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、保育所保育料、生活保護を含むシステムを想定。

# e 介護保険システム

基本的にオープン系サーバの割合が高く、約9割に達している。一方で、地方公共団体規模が大きくなるにつれて汎用機の割合が高くなる。

特に、50万人超の地方公共団体では、4割を超える団体が汎用機を利用している。



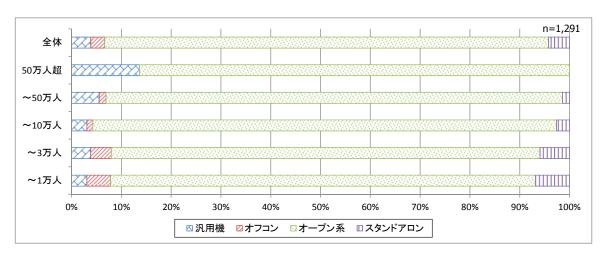
	地方公共団体規模(住民数)					
介護保険システムのハードウェア	~1万人	~3万人	~10万人	~50万人	50万人超	全体
汎用機	22	15	32	28	12	109
オフコン	13	9	7	0	0	29
オープン系	324	327	395	195	17	1,258
スタンドアロン	4	3	2	1	0	10

図 2-5-6 介護保険システムのハードウェアと地方公共団体規模 (市町村)

# f 健康管理システム

基本的にオープン系サーバの割合が高く、約9割に達している。地方公共団体規模が大きくなるにつれて汎用機の割合が高くなる。

50万人超の地方公共団体においては、汎用機の利用は約1.3割である。



	地方公共団体規模(住民数)					
健康管理システムのハードウェア	~1万人	~3万人	~10万人	~50万人	50万人超	全体
汎用機	9	13	13	12	3	50
オフコン	14	14	5	3	0	36
オープン系	251	291	391	199	19	1,151
スタンドアロン	20	20	11	3	0	54

n=1,291

# 図 2-5-7 健康管理システムのハードウェアと地方公共団体規模 (市町村)

(注)標本数(n)について、設問 49 での予防接種管理システムの回答数(995 団体)と乖離が生じているが、 設問 49 などでは予防接種管理システムを対象にしているが、設問 97 から設問 102 が健康管理シス テムを対象としているためであると考えられる。

予防接種管理システムと健康管理システムを比べると、健康管理システムの方がより広い範囲を包含する(「2 (2) アンケート調査の前提」を参照)。

## (イ) 導入方式と地方公共団体規模

社会保障システムの導入方式と住民数のクロス集計結果は次のとおりである。

全体的に、地方公共団体規模が大きくなるにつれて独自開発又はカスタマイズの割合が高くなる傾向を示しており、「番号制度に係る地方団体の税務システムのあり方に関する調査研究」 (平成24年3月30日 総務省自治税務局)の結果と同様であることが確認できる。

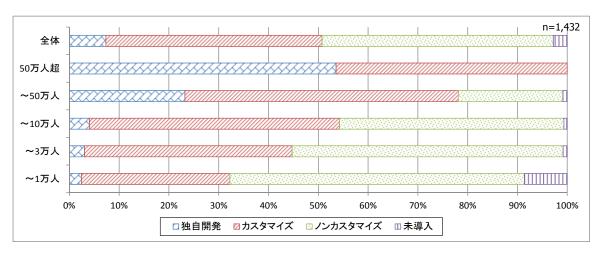
50万人超の規模の地方公共団体では、ほとんどが独自開発又はカスタマイズとなっており、特に、制度導入から比較的時間が経過している国民年金システムと国民健康保険システムにおいては、約<math>50%が独自開発であった。

#### a 国民年金システム

国民年金システムの導入方式と地方公共団体規模のクロス集計結果では、独自開発又はカスタマイズの団体が約5割、ノンカスタマイズ約5割となっている。

基本的に地方公共団体規模が大きくなるにつれて、独自開発又はカスタマイズの割合が高くなる。

特に、50万人超の地方公共団体では、約5割が独自開発、ほとんどが独自開発又はカスタマイズとなっている。



		地方公共団体規模(住民数)				
国民年金システムの導入方式	~1万人	~3万人	~10万人	~50万人	50万人超	全体
独自開発	9	11	18	52	15	105
カスタマイズ	111	151	224	123	13	622
ノンカスタマイズ	220	197	201	47	0	665
未導入	32	3	3	2	0	40

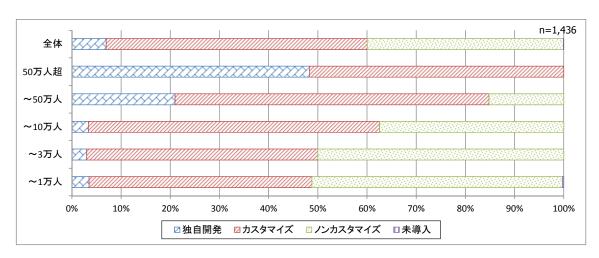
図 2-5-8 国民年金システムの導入方式と地方公共団体規模(市町村)

## b 国民健康保険システム

国民健康保険システムの導入方式と地方公共団体規模のクロス集計結果では、独自開発又はカスタマイズの団体が約6割、ノンカスタマイズ約4割となっている。

基本的に地方公共団体規模が大きくなるにつれて、独自開発又はカスタマイズの割合が高くなる。

特に、50万人超の地方公共団体では、約5割が独自開発、回答団体全てが独自開発又はカスタマイズとなっている。



	地方公共団体規模(住民数)					
国民健康保険システムの導入方式	~1万人	~3万人	~10万人	~50万人	50万人超	全体
独自開発	13	11	15	47	14	100
カスタマイズ	169	171	264	143	15	762
ノンカスタマイズ	190	182	167	34	0	573
未導入	1	0	0	0	0	1

n=1,436

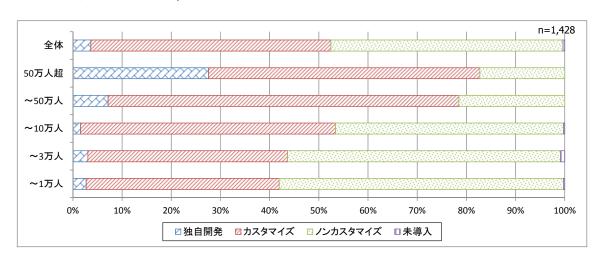
図 2-5-9 国民健康保険システムの導入方式と地方公共団体規模(市町村)

# c 後期高齢者医療システム

後期高齢者医療システムの導入方式と地方公共団体規模のクロス集計結果では、独自開発 又はカスタマイズの団体が約5割、ノンカスタマイズ約5割となっている。

基本的に地方公共団体規模が大きくなるにつれて、独自開発又はカスタマイズの割合が高くなる。

特に、50万人超の地方公共団体では、約2.7割が独自開発であり、カスタマイズを含めると8割を超えている。



後期高齢者医療システムの導入方式	~1万人	~3万人	~10万人	~50万人	50万人超	全体
独自開発	10	11	7	16	8	52
カスタマイズ	146	147	229	159	16	697
ノンカスタマイズ	215	201	205	48	5	674
未導入	1	3	1	0	0	5

n=1,428

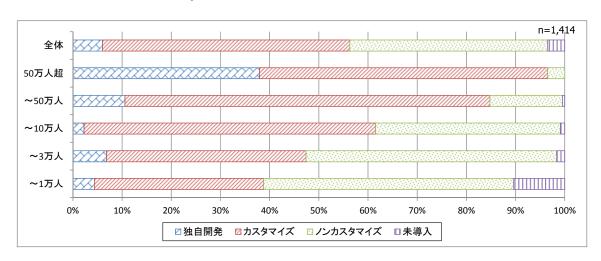
図 2-5-10 後期高齢者医療システムの導入方式と地方公共団体規模 (市町村)

## d 福祉システム

福祉システムの導入方式と地方公共団体規模のクロス集計結果では、独自開発又はカスタマイズの団体が約5.5割、ノンカスタマイズ約4割となっている。

基本的に地方公共団体規模が大きくなるにつれて、独自開発又はカスタマイズの割合が高くなる。

特に、50万人超の地方公共団体では、約3.7割が独自開発、ほとんどが独自開発又はカスタマイズとなっている。



福祉システムの導入方式	~1万人	~3万人	~10万人	~50万人	50万人超	全体
独自開発	16	25	10	23	11	85
カスタマイズ	126	148	259	161	17	711
ノンカスタマイズ	186	186	164	32	1	569
未導入	38	6	4	1	0	49

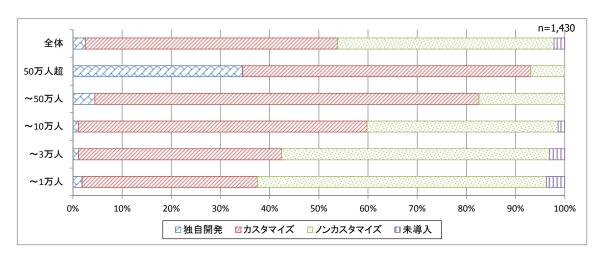
図 2-5-11 福祉システムの導入方式と地方公共団体規模 (市町村)

# e 介護保険システム

介護保険システムの導入方式と地方公共団体規模のクロス集計結果では、独自開発又はカスタマイズの団体が約5.5割、ノンカスタマイズ約4割となっている。

基本的に地方公共団体規模が大きくなるにつれて、独自開発又はカスタマイズの割合が高くなる。

特に、50万人超の地方公共団体では、約3.4割が独自開発、カスタマイズを含めると9割を超えている。



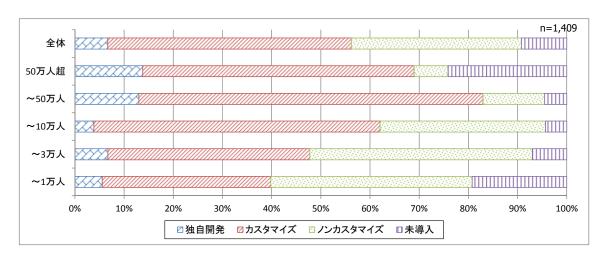
		地方公共団体規模(住民数)					
介護保険システムの導入方式	~1万人	~3万人	~10万人	~50万人	50万人超	全体	
独自開発	7	4	5	10	10	36	
カスタマイズ	134	148	260	175	17	734	
ノンカスタマイズ	221	195	172	39	2	629	
未導入	14	11	6	0	0	31	

図 2-5-12 介護保険システムの導入方式と地方公共団体規模 (市町村)

# f 健康管理システム

健康管理システムの導入方式と地方公共団体規模のクロス集計結果では、独自開発又はカスタマイズの団体が約5.5割、ノンカスタマイズ約3割となっており、未導入の団体も一割程度存在する。

基本的に地方公共団体規模が大きくなるにつれて、独自開発又はカスタマイズの割合が高くなるが、50万人超の地方公共団体では、約1.4割が独自開発、カスタマイズを含めると約6.9割である。



		地方公共団体規模(住民数)					
健康管理システムの導入方式	~1万人	~3万人	~10万人	~50万人	50万人超	全体	
独自開発	20	24	17	29	4	94	
カスタマイズ	123	147	256	156	16	698	
ノンカスタマイズ	147	162	148	28	2	487	
未導入	69	25	19	10	7	130	

図 2-5-13 健康管理システムの導入方式と地方公共団体規模 (市町村)

## (ウ) 導入方式とハードウェア

社会保障システムの導入方式とハードウェアのクロス集計結果は次のとおりである。

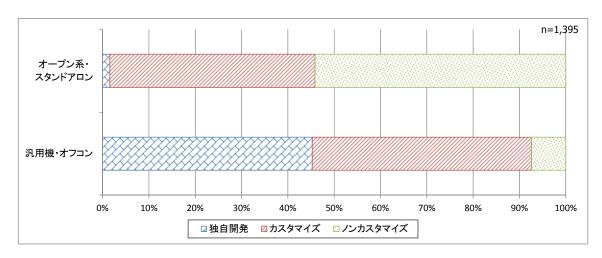
全体的にオープン系サーバで独自開発を行っている団体は $1\sim5$ %程度にすぎず、ノンカスタマイズが40% 紹に上っている。

一方、汎用機系でノンカスタマイズは約 $10\sim15\%$ 程度にすぎないが、制度導入が比較的新しい後期高齢者医療システム、介護保険システムを除いて、独自開発は約 $40\sim45\%$ と、高い傾向を示した。

#### a 国民年金システム

国民年金システムの導入方式とハードウェアのクロス集計結果をみると、オープン系サーバで独自開発又はカスタマイズパッケージは約4割、オープン系サーバでノンカスタマイズが5割を超えている。

一方、汎用機系でノンカスタマイズは1割に満たないが、独自開発は約4.5割ある。



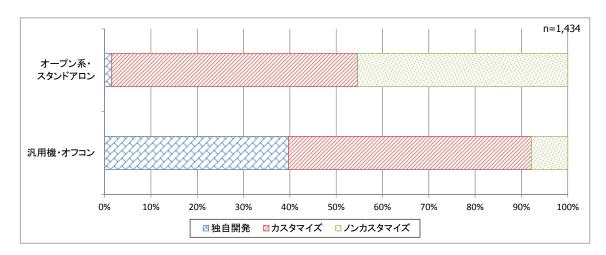
	国民年金システムのハードウェア		
システム導入方式	汎用機・オフコン	オープン系・ スタンドアロン	
独自開発	86	19	
カスタマイズ	90	534	
ノンカスタマイズ	14	652	

n=1,395

図 2-5-14 国民年金システムの導入方式とハードウェア (市町村)

# b 国民健康保険システム

国民健康保険システムの導入方式とハードウェアのクロス集計結果をみると、オープン系サーバで独自開発は1.5%程度にすぎず、ノンカスタマイズが約4.5割に上っている。一方、汎用機系でノンカスタマイズは1割に満たないが、独自開発は約4割ある。



	国民健康保険システムのハードウェブ		
システム導入方式	汎用機・オフコン	オープン系・ スタンドアロン	
独自開発	81	19	
カスタマイズ	107	653	
ノンカスタマイズ	16	558	

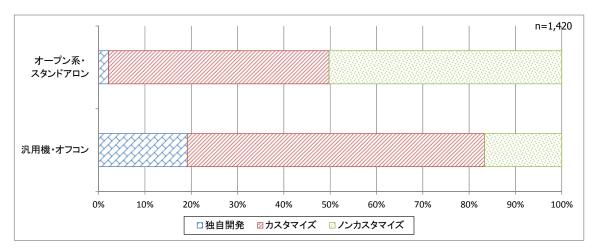
n=1,434

図 2-5-15 国民健康保険システムの導入方式とハードウェア (市町村)

## c 後期高齢者医療システム

国民健康保険システムの導入方式とハードウェアのクロス集計結果をみると、オープン系サーバで独自開発は2%程度にすぎず、ノンカスタマイズが約5割に上っている。

一方、汎用機系でノンカスタマイズ、独自開発はともに約2割であり、6割を超える団体がカスタマイズで導入している。



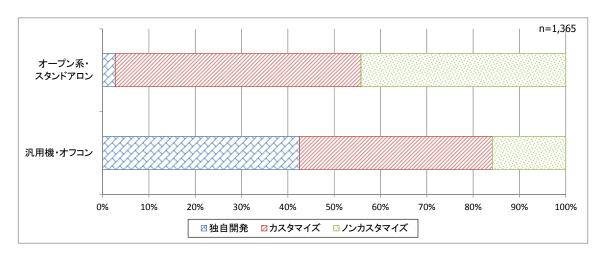
	後期高齢者医療システムのハードウェ		
システム導入方式	汎用機・オフコン	オープン系・ スタンドアロン	
独自開発	23	28	
カスタマイズ	77	619	
ノンカスタマイズ	20	653	

図 2-5-16 後期高齢者医療システムの導入方式とハードウェア (市町村)

# d 福祉システム

福祉システムの導入方式とハードウェアのクロス集計結果をみると、オープン系サーバで独自開発は3%程度であり、ノンカスタマイズが約4.5割に上っている。

一方、汎用機系でノンカスタマイズは2割に満たないが、独自開発は4割を超えている。



	福祉システムのハードウェア		
システム導入方式	汎用機・オフコン	オープン系・ スタンドアロン	
独自開発	51	34	
カスタマイズ	50	661	
ノンカスタマイズ	19	550	

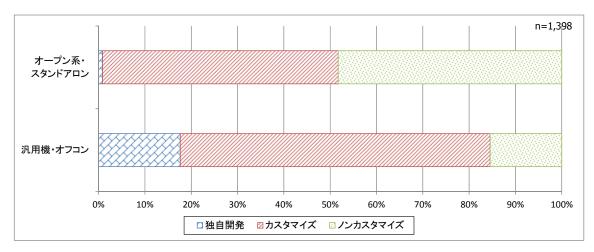
n=1,365

図 2-5-17 福祉システムの導入方式とハードウェア (市町村)

# e 介護保険システム

介護保険システムの導入方式とハードウェアのクロス集計結果をみると、オープン系サーバで独自開発は1%に満たないが、ノンカスタマイズが約5割に上っている。

一方、汎用機系でノンカスタマイズ、独自開発はともに2割に満たず、約7割がカスタマイズで導入している。



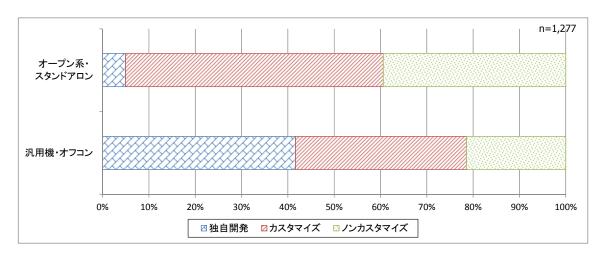
	介護保険システムのハードウェブ		
システム導入方式	汎用機・オフコン	オープン系・ スタンドアロン	
独自開発	24	11	
カスタマイズ	91	642	
ノンカスタマイズ	21	609	

図 2-5-18 介護保険システムの導入方式とハードウェア (市町村)

# f 健康管理システム

健康管理システムの導入方式とハードウェアのクロス集計結果をみると、オープン系サーバで独自開発は約0.5割であり、ノンカスタマイズが約4割に上っている。

一方、汎用機系でノンカスタマイズは約2割であるが、独自開発は4割を超えている。



	介護保険システムのハードウェブ		
システム導入方式	汎用機・オフコン	オープン系・ スタンドアロン	
独自開発	35	59	
カスタマイズ	31	664	
ノンカスタマイズ	18	470	

n=1,277

図 2-5-19 健康管理システムの導入方式とハードウェア (市町村)

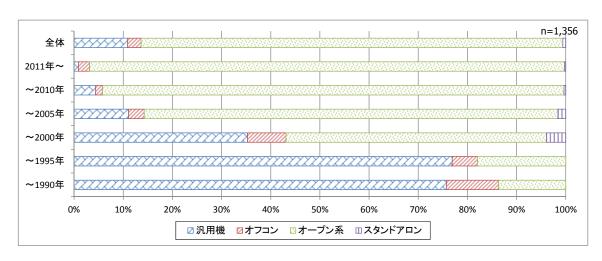
# (エ) 導入年とハードウェア

社会保障システムの導入年(更改年)とハードウェアのクロス集計結果は次のとおりである。 全体的に、ハードウェアについてはオープン系サーバの導入が大きく普及していることが確認される。

## a 国民年金システム

国民年金システムの導入年(更改年)をみると、ハードウェアはオープン系サーバの割合が8割を超えており、オープン系サーバの導入が大きく普及している。

1995年前後を境に、システム更改でオープン系サーバへの切り替えが進行したと推察される。



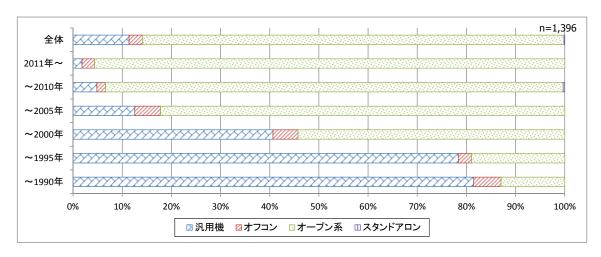
	導入年						
国民年金システムのハードウェア	~1990年	~1995年	~2000年	~2005年	~2010年	2011年~	全体
汎用機	50	30	18	21	25	4	148
オフコン	7	2	4	6	8	10	37
オープン系	9	7	27	159	533	428	1,163
スタンドアロン	0	0	2	3	2	1	8

図 2-5-20 国民年金システムの導入年とハードウェア (市町村)

## b 国民健康保険システム

国民健康保険システムのハードウェアはオープン系サーバの割合が8割を超えており、オープン系サーバの導入が大きく普及している。

1995年前後を境に、システム更改でオープン系サーバへの切り替えが進行したと推察される。

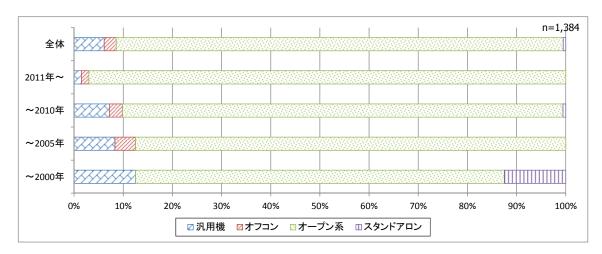


	導入年						
国民健康保険システムのハードウェア	~1990年	~1995年	~2000年	~2005年	~2010年	2011年~	全体
汎用機	44	29	24	24	30	8	159
オフコン	3	1	3	10	11	11	39
オープン系	7	7	32	157	577	416	1,196
スタンドアロン	0	0	0	0	2	0	2

図 2-5-21 国民健康保険システムの導入年とハードウェア (市町村)

# c 後期高齢者医療システム

後期高齢者医療システムについては、制度が比較的新しいこともあり、オープン系サーバが普及している。



後期高齢者医療システムのハードウェア	~2000年	~2005年	~2010年	2011年~	全体
汎用機	1	2	78	4	85
オフコン	0	1	29	4	34
オープン系	6	21	973	258	1,258
スタンドアロン	1	0	6	0	7

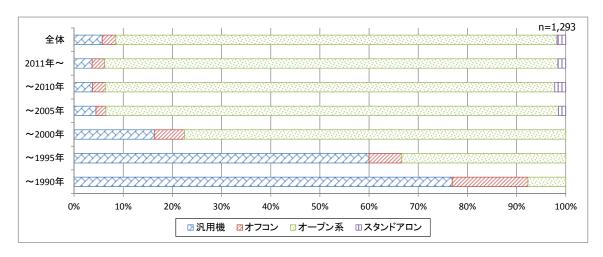
n=1,384

図 2-5-22 後期高齢者医療システムの導入年とハードウェア (市町村)

## d 福祉システム

福祉システムのハードウェアはオープン系サーバの割合が9割を超えており、オープン系サーバの導入が大きく普及している。

1995年前後を境に、システム更改でオープン系サーバへの切り替えが進行したと推察される。

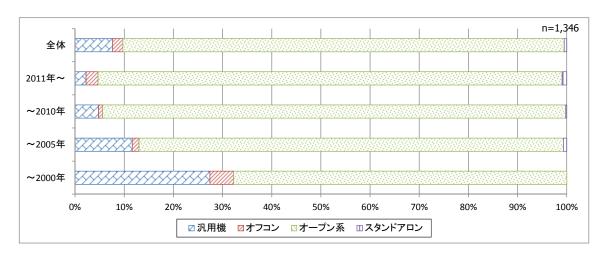


導入年							
福祉システムのハードウェア	~1990年	~1995年	~2000年	~2005年	~2010年	2011年~	全体
汎用機	10	9	8	9	22	16	74
オフコン	2	1	3	4	15	11	36
オープン系	1	5	38	185	532	399	1,160
スタンドアロン	0	0	0	3	13	7	23

図 2-5-23 福祉システムの導入年とハードウェア (市町村)

# e 介護保険システム

介護保険システムについては、後期高齢者医療システム同様、制度が比較的新しいこともあり、導入当初からオープン系サーバが大きく普及している。



介護保険システムのハードウェア	~2000年	~2005年	~2010年	2011年~	全体
汎用機	51	17	23	12	103
オフコン	9	2	4	13	28
オープン系	126	126	453	503	1,208
スタンドアロン	0	1	1	5	7

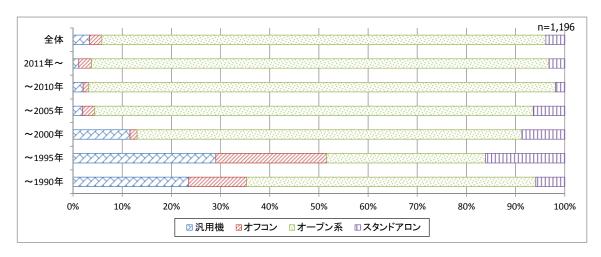
n=1,346

図 2-5-24 介護保険システムの導入年とハードウェア (市町村)

## f 健康管理システム

健康管理システムのハードウェアはオープン系の割合が9割を超えており、オープン系の 導入が大きく普及している。

1995年前後を境に、システム更改でオープン系サーバへの切り替えが進行したと推察される。



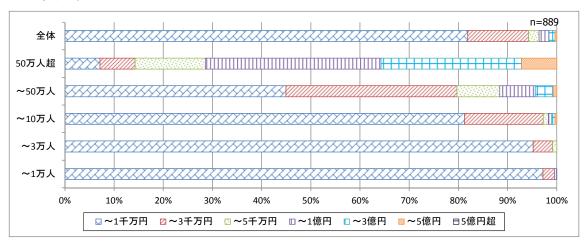
導入年							
健康管理システムのハードウェア	~1990年	~1995年	~2000年	~2005年	~2010年	2011年~	全体
汎用機	4	9	8	4	11	4	40
オフコン	2	7	1	5	6	9	30
オープン系	10	10	54	181	505	320	1,080
スタンドアロン	1	5	6	13	10	11	46

図 2-5-25 健康管理システムの導入年とハードウェア (市町村)

# (オ) システム導入経費と地方公共団体規模

社会保障システムのシステム導入経費と地方公共団体規模の関係は、次のとおりである。

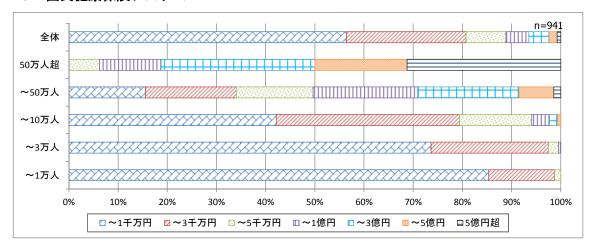
#### a 国民年金システム



住民数	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
~1万人	208	5	0	1	0	0	0	2,575	4,924	214
~3万人	219	9	2	0	0	0	0	3,409	4,671	230
~10万人	238	47	3	2	2	1	0	8,771	23,840	293
~50万人	62	48	12	10	5	1	0	25,008	43,161	138
50万人超	1	1	2	5	4	1	0	105,279	93,949	14
全体	728	110	19	18	11	3	0	9,932	28,603	n=889

図 2-5-26 国民年金システムの導入経費と地方公共団体規模(市町村)

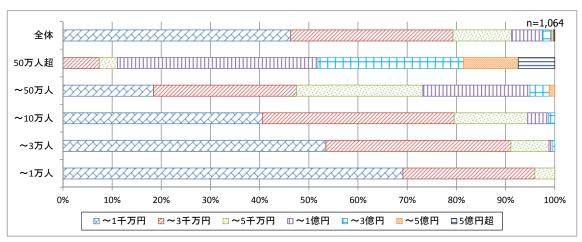
#### b 国民健康保険システム



住民数	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
~1万人	204	32	3	0	0	0	0	5,517	6,710	239
~3万人	176	57	5	1	0	0	0	7,821	8,438	239
~10万人	129	114	45	11	5	2	0	21,909	36,331	306
~50万人	22	26	22	30	29	10	2	97,045	124,383	141
50万人超	0	0	1	2	5	3	5	666,722	1,120,187	16
全体	531	229	76	44	39	15	7	36,390	174,981	n=941

図 2-5-27 国民健康保険システムの導入経費と地方公共団体規模(市町村)

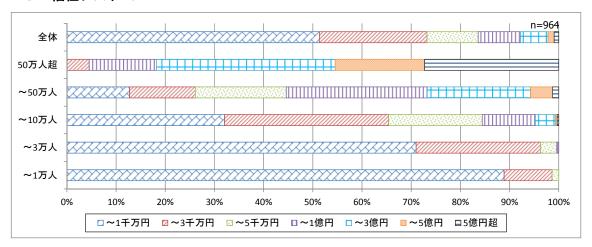
#### c 後期高齢者医療システム



住民数	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
~1万人	188	73	11	0	0	0	0	8,645	9,145	272
~3万人	138	97	20	2	1	0	0	12,641	13,684	258
~10万人	133	128	49	14	4	0	0	20,275	22,636	328
~50万人	33	52	46	39	7	2	0	42,154	51,307	179
50万人超	0	2	1	11	8	3	2	181,616	188,533	27
全体	492	352	127	66	20	5	2	23,226	48,127	n=1,064

図 2-5-28 後期高齢者医療システムの導入経費と地方公共団体規模(市町村)

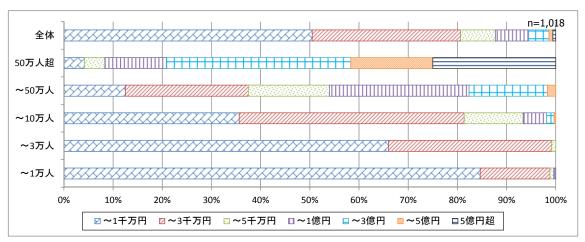
#### d 福祉システム



住民数	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
~1万人	200	22	3	0	0	0	0	4,840	6,281	225
~3万人	174	62	8	1	0	0	0	9,154	9,892	245
~10万人	101	105	60	34	13	1	1	31,636	51,460	315
~50万人	20	21	29	45	33	7	2	92,517	110,302	157
50万人超	0	1	0	3	8	4	6	585,279	725,163	22
全体	495	211	100	83	54	12	9	42,218	148,751	n=964

図 2-5-29 福祉システムの導入経費と地方公共団体規模(市町村)

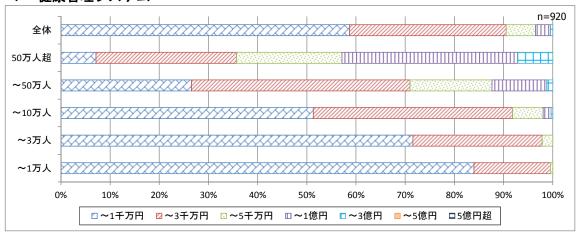
#### e 介護保険システム



住民数	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
~1万人	215	36	2	1	0	0	0	6,510	7,209	254
~3万人	163	82	2	0	0	0	0	8,824	7,567	247
~10万人	113	145	38	15	5	1	0	21,644	30,303	317
~50万人	22	44	29	50	28	3	0	63,612	66,226	176
50万人超	1	0	1	3	9	4	6	427,211	661,682	24
全体	514	307	72	69	42	8	6	31,574	123,099	n=1,018

図 2-5-30 介護保険システムの導入経費と地方公共団体規模(市町村)

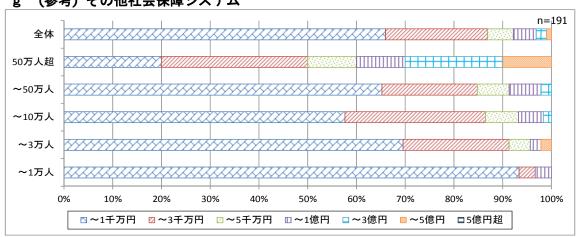
## f 健康管理システム



住民数	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
~1万人	173	32	1	0	0	0	0	5,245	5,749	206
~3万人	166	61	5	0	0	0	0	7,577	7,474	232
~10万人	157	124	19	5	1	0	0	13,532	16,989	306
~50万人	43	72	27	18	2	0	0	26,031	26,280	162
50万人超	1	4	3	5	1	0	0	60,682	73,140	14
全体	540	293	55	28	4	0	0	13,093	19,986	n=920

図 2-5-31 健康管理システムの導入経費と地方公共団体規模(市町村)

# g (参考) その他社会保障システム



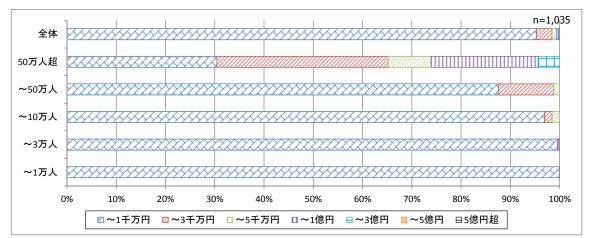
住民数	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
~1万人	28	1	0	1	0	0	0	6,720	17,482	30
~3万人	32	10	2	1	0	1	0	17,328	54,283	46
~10万人	34	17	4	3	1	0	0	16,746	23,972	59
~50万人	30	9	3	3	1	0	0	17,621	26,941	46
50万人超	2	3	1	1	2	1	0	94,601	114,312	10
全体	126	40	10	9	4	2	0	19,598	45,142	n=191

図 2-5-32 その他社会保障システムの導入経費と地方公共団体規模(市町村)

# (カ) システム運用・保守経費と地方公共団体規模

社会保障システムのシステム運用・保守経費と地方公共団体規模の関係は、次のとおりである。

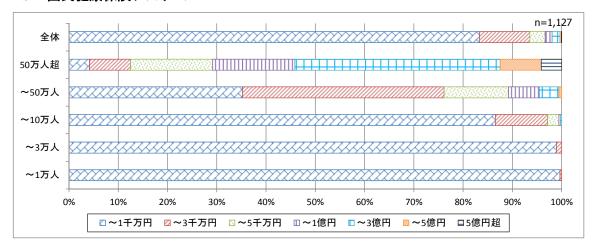
# a 国民年金システム



住民数	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
~1万人	253	0	0	0	0	0	0	493	624	253
~3万人	257	0	0	1	0	0	0	1,017	3,267	258
~10万人	321	5	5	0	0	0	0	2,175	5,643	331
~50万人	149	19	2	0	0	0	0	4,731	6,360	170
50万人超	7	8	2	5	1	0	0	34,889	42,765	23
全体	987	32	9	6	1	0	0	2,622	9,173	n=1,035

図 2-5-33 国民年金システムの運用・保守経費と地方公共団体規模

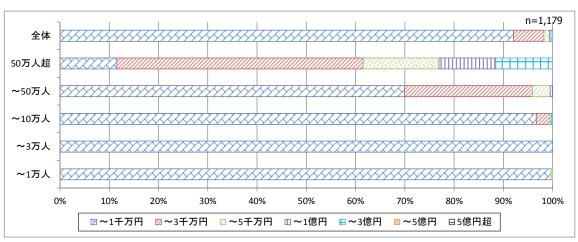
#### b 国民健康保険システム



住民数	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
~1万人	296	1	0	0	0	0	0	1,380	1,838	297
~3万人	278	3	0	0	0	0	0	2,206	2,217	281
~10万人	302	37	8	1	1	0	0	6,295	9,885	349
~50万人	62	72	23	11	7	1	0	26,138	41,675	176
50万人超	1	2	4	4	10	2	1	155,623	152,013	24
全体	939	115	35	16	18	3	1	10,259	36,137	n=1,127

図 2-5-34 国民健康保険システムの運用・保守経費と地方公共団体規模

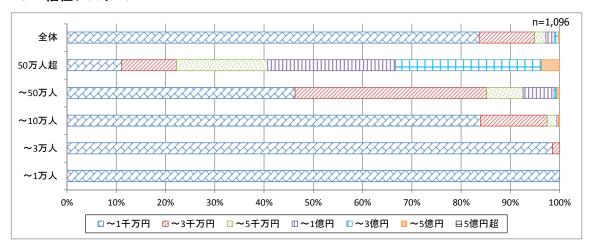
#### c 後期高齢者医療システム



住民数	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
~1万人	305	0	1	0	0	0	0	1,238	2,440	306
~3万人	295	0	0	0	0	0	0	1,461	1,239	295
~10万人	347	10	1	0	1	0	0	4,029	15,742	359
~50万人	135	50	7	1	0	0	0	8,907	10,158	193
50万人超	3	13	4	3	3	0	0	39,041	43,579	26
全体	1085	73	13	4	4	0	0	4,233	12,998	n=1,179

図 2-5-35 後期高齢者医療システムの運用・保守経費と地方公共団体規模

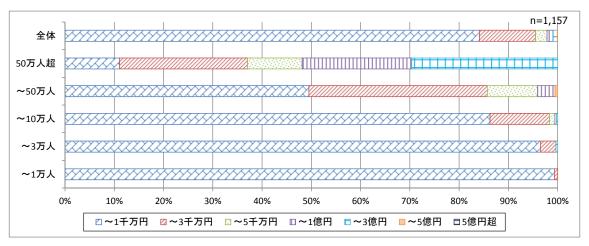
#### d 福祉システム



住民数	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
~1万人	261	0	0	0	0	0	0	1,061	1,262	261
~3万人	275	4	0	0	0	0	0	2,232	2,159	279
~10万人	297	48	7	1	0	1	0	7,129	19,852	354
~50万人	81	68	13	11	1	1	0	18,692	29,547	175
50万人超	3	3	5	7	8	1	0	96,721	99,483	27
全体	917	123	25	19	9	3	0	8,491	27,104	n=1,096

図 2-5-36 福祉システムの運用・保守経費と地方公共団体規模

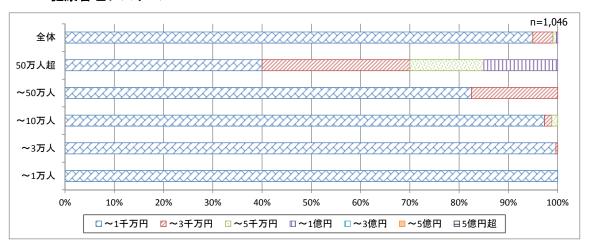
## e 介護保険システム



住民数	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
~1万人	292	2	0	0	0	0	0	1,561	1,523	294
~3万人	273	9	0	0	1	0	0	3,608	17,825	283
~10万人	308	43	4	1	1	0	0	6,066	10,614	357
~50万人	97	71	20	7	0	1	0	17,467	27,356	196
50万人超	3	7	3	6	8	0	0	85,560	82,200	27
全体	973	132	27	14	10	1	0	8,106	23,730	n=1,157

図 2-5-37 介護保険システムの運用・保守経費と地方公共団体規模

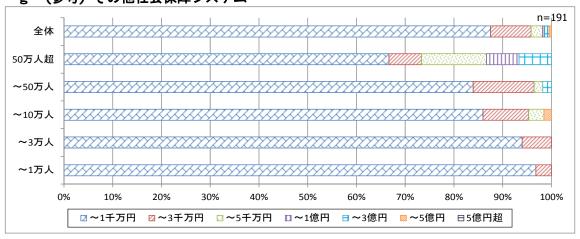
#### f 健康管理システム



住民数	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
~1万人	240	0	0	0	0	0	0	872	842	240
~3万人	272	1	0	0	0	0	0	1,350	1,715	273
~10万人	327	5	4	0	0	0	0	2,965	5,089	336
~50万人	146	31	0	0	0	0	0	5,588	5,989	177
50万人超	8	6	3	3	0	0	0	23,733	25,635	20
全体	993	43	7	3	0	0	0	2,904	6,191	n=1,046

図 2-5-38 健康管理システムの運用・保守経費と地方公共団体規模

# g (参考) その他社会保障システム



住民数	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
~1万人	30	1	0	0	0	0	0	1,571	3,045	31
~3万人	47	3	0	0	0	0	0	2,028	2,684	50
~10万人	55	6	2	0	0	1	0	9,657	38,663	64
~50万人	47	7	1	0	1	0	0	6,499	15,802	56
50万人超	10	1	2	1	1	0	0	22,887	41,609	15
全体	189	18	5	1	2	1	0	6,831	25,442	n=216

図 2-5-39 その他社会保障システムの運用・保守経費と地方公共団体規模

# (キ) システム経費と地方公共団体規模

社会保障システムのシステム経費(注1)(注2)と地方公共団体規模の関係は、次のとおりである。

(注1)システム経費=導入経費÷5(年間)+運用・保守経費とした。

「減価償却試算の耐用年数等に関する省令」(財務省)において、「電子計算機(その他)」が5年とされていることを参考に、5年間とした。

なお、システム経費の標本については、「システム導入経費」と「システム運用・保守経費」の両方 に回答があった団体を対象として抽出している。

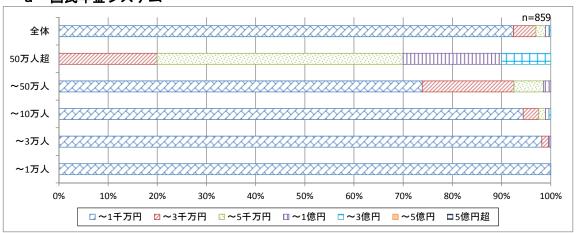
(注2) 本調査研究で使用する統計表現に関する注記。

**決定係数(R^2)** 標本の集合のばらつきのうち、変数で説明されるばらつきの割合を示す。 0 から 1 までの間の値を取る。値が大きいほど変数で説明可能な割合が大きい。

**t値** 標本数が 30 以上の時に標本の集合が正規分布に近似されることを利用した検定(t 検定)において有意性を判断する値。その絶対値が大きいほど有意性が高い。通常 2.0 より大きいかどうかで有意性が判断される。

**自然対数(In)** ネイピア数 e (およそ 2.72)を底とする対数。In(a)=bであるとき、eのb乗がaという関係になる。

#### a 国民年金システム



住民数	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
~1万人	210	0	0	0	0	0	0	985	1,008	210
~3万人	215	3	0	1	0	0	0	1,753	3,744	219
~10万人	270	9	4	2	1	0	0	4,063	9,566	286
~50万人	99	25	8	2	0	0	0	9,200	11,507	134
50万人超	0	2	5	2	1	0	0	65,512	68,504	10
全体	794	39	17	7	2	0	0	4,238	12,479	n=859

図 2-5-40 国民年金システムのシステム経費と地方公共団体規模 (市町村)

国民年金システムのシステム経費は、住民数(地方公共団体規模)と一定の相関がみられる。

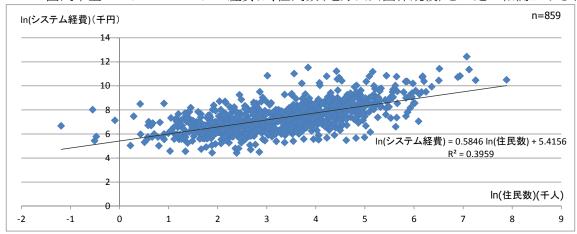
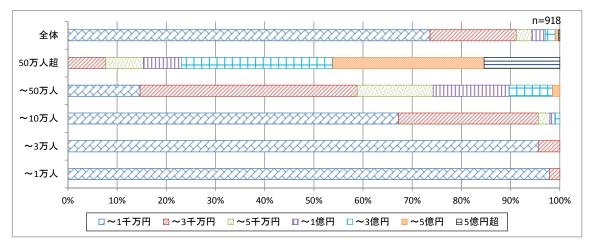


図 2-5-41 国民年金システムのシステム経費と地方公共団体規模 (市町村)

- (注 1) ln(システム経費)= 0.584552190 × ln(住民数)+ 5.415620063 (23.7) \*\*\* (61.3) \*\*\*
- (注2) システム経費の単位は千円、住民数の単位は千人である(以下同様)。
- (注3) カッコ内はt値。\*\*\*は変数が1%水準で有意であることを示す(以下同様)。
- (注 4) 千人単位で自然対数をとっているため、住民数が千人に満たない団体については、横軸(ln(住民数)(千人))がマイナスにプロットされる。(以下同様)

#### b 国民健康保険システム



住民数	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
~1万人	231	5	0	0	0	0	0	2,438	2,214	236
~3万人	224	10	0	0	0	0	0	3,725	3,157	234
~10万人	201	85	7	3	3	0	0	10,469	15,020	299
~50万人	20	60	21	21	12	2	0	44,179	58,613	136
50万人超	0	1	1	1	4	4	2	334,631	314,401	13
全体	676	161	29	25	19	6	2	16,270	59,407	n=918

図 2-5-42 国民健康保険システムのシステム経費と地方公共団体規模 (市町村)

国民健康保険システムのシステム経費は、住民数(地方公共団体規模)と一定の相関がみられる。

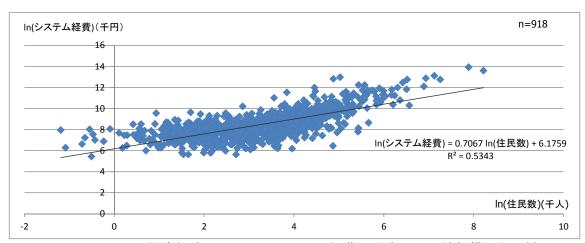
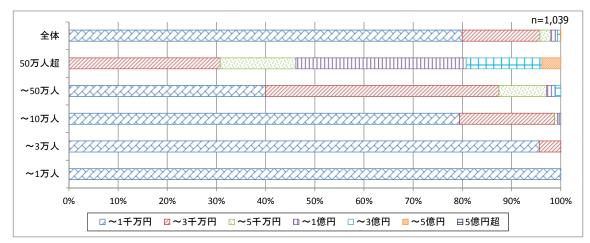


図 2-5-43 国民健康保険システムのシステム経費と地方公共団体規模(市町村)

(注) ln(システム経費)= 0.706693189 × ln(住民数)+ 6.175930233 (32.4) \*\*\* (79.9) \*\*\*

#### c 後期高齢者医療システム



住民数	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
~1万人	264	0	0	0	0	0	0	2,752	2,093	264
~3万人	242	11	0	0	0	0	0	4,031	3,397	253
~10万人	255	62	2	2	0	0	0	7,311	7,302	321
~50万人	70	83	17	3	2	0	0	16,851	16,494	175
50万人超	0	8	4	9	4	1	0	75,865	73,706	26
全体	831	164	23	14	6	1	0	8,677	18,327	n=1,039

図 2-5-44 後期高齢者医療システムのシステム経費と地方公共団体規模 (市町村)

後期高齢者医療システムのシステム経費は、住民数(地方公共団体規模)と一定の相関が みられる。

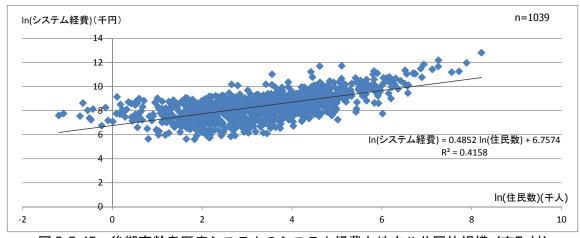
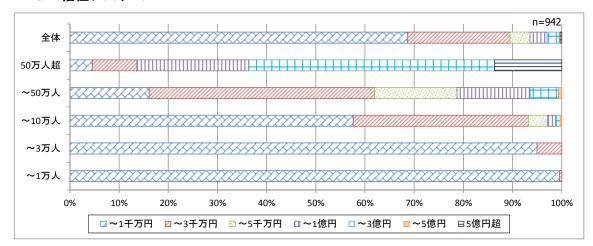


図 2-5-45 後期高齢者医療システムのシステム経費と地方公共団体規模(市町村)

#### d 福祉システム



住民数	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
~1万人	217	1	0	0	0	0	0	2,060	2,194	218
~3万人	226	12	0	0	0	0	0	4,024	3,098	238
~10万人	178	110	12	5	3	1	0	13,686	25,029	309
~50万人	25	71	26	23	9	1	0	36,595	47,264	155
50万人超	1	2	0	5	11	0	3	217,594	238,373	22
全体	647	196	38	33	23	2	3	17,086	54,260	n=942

図 2-5-46 福祉システムのシステム経費と地方公共団体規模 (市町村)

福祉システムのシステム経費は、住民数(地方公共団体規模)と一定の相関がみられる。

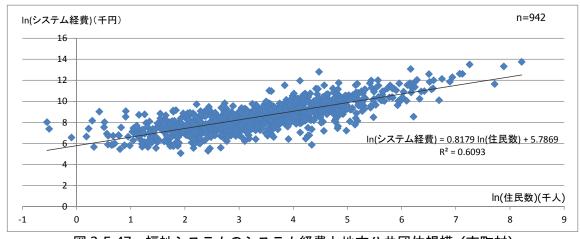
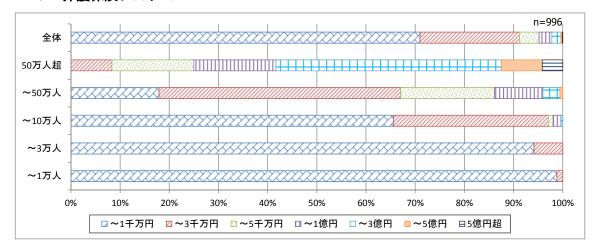


図 2-5-47 福祉システムのシステム経費と地方公共団体規模 (市町村)

#### e 介護保険システム



住民数	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
~1万人	248	3	0	0	0	0	0	2,782	2,244	251
~3万人	226	14	0	0	0	0	0	4,334	3,030	240
~10万人	202	97	3	5	1	0	0	10,278	13,034	308
~50万人	31	85	33	17	6	1	0	30,122	34,486	173
50万人超	0	2	4	4	11	2	1	168,421	181,334	24
全体	707	201	40	26	18	3	1	14,214	41,236	n=996

図 2-5-48 介護保険システムのシステム経費と地方公共団体規模 (市町村)

介護保険システムのシステム経費は、住民数(地方公共団体規模)と一定の相関がみられる。

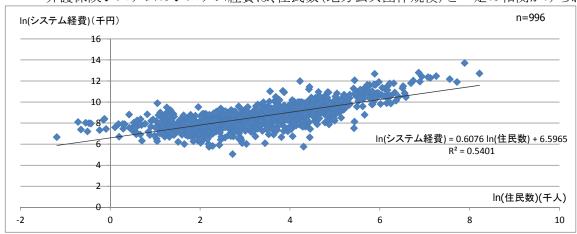
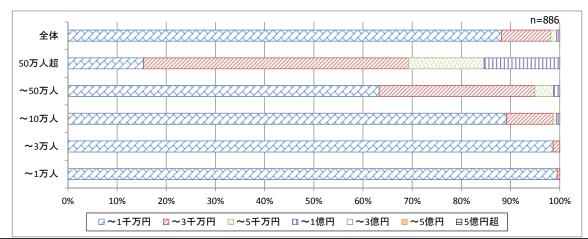


図 2-5-49 介護保険システムのシステム経費と地方公共団体規模 (市町村)

(注) ln(システム経費)= 0.607622542 × ln(住民数)+ 6.596532768 (34.2) \*\*\* (101.2) \*\*\*

#### f 健康管理システム



住民数	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
~1万人	196	1	0	0	0	0	0	1,930	1,535	197
~3万人	219	3	0	0	0	0	0	2,871	2,418	222
~10万人	264	28	2	2	0	0	0	5,637	6,957	296
~50万人	100	50	6	2	0	0	0	10,754	9,580	158
50万人超	2	7	2	2	0	0	0	28,619	23,641	13
全体	781	89	10	6	0	0	0	5,370	7,701	n=886

図 2-5-50 健康管理システムのシステム経費と地方公共団体規模 (市町村)

健康管理システムのシステム経費は、住民数(地方公共団体規模)と一定の相関がみられる。

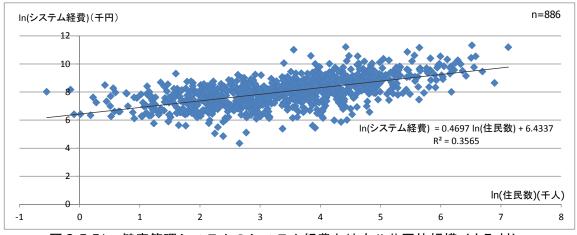


図 2-5-51 健康管理システムのシステム経費と地方公共団体規模 (市町村)

(注) ln(システム経費)= 0.469727998 × ln(住民数)+ 6.433715019 (22.1) \*\*\* (82.6) \*\*\*

# (ク) システム合計経費と地方公共団体規模

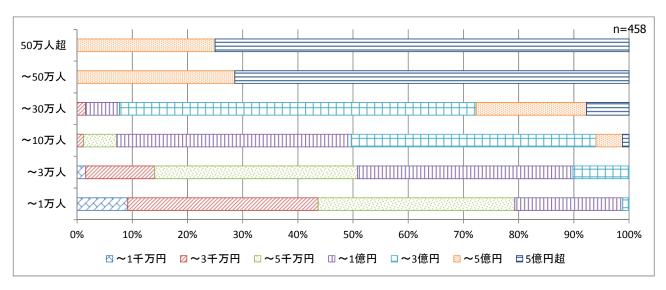
# a システム合計経費と住民規模

システム合計経費(注)と地方公共団体規模の関係は、次のとおりである。

(注) 住基システム、地方税システム、社会保障システム(国民年金システム、国民健康保険システム、 後期高齢者医療システム、福祉システム、介護保険システム、健康管理システム)のシステム経費の 合計。

なお、標本として、住基システム、地方税システム、社会保障システムの全てについて、導入経費及び運用・保守経費の回答があった団体を抽出している。

また、地方税システムのシステム経費については、総務省の利用許諾を得て、「番号制度に係る地方公共団体の税務システムのあり方に関する調査研究」(総務省自治税務局)の際のアンケート調査結果を使用している。



住民数	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
~1万人	8	30	31	17	1	0	0	35,682	20,784	87
~3万人	2	16	47	50	13	0	0	57,951	57,951	128
~10万人	0	2	10	71	74	8	2	127,167	127,167	167
~30万人	0	1	0	4	42	13	5	244,493	145,313	65
~50万人	0	0	0	0	0	2	5	550,442	119,253	7
50万人超	0	0	0	0	0	1	3	1,241,112	655,985	4

n=458

図 2-5-52 システム合計経費と地方公共団体規模(市町村)

市町村におけるシステム合計経費は、住民数(地方公共団体規模)と一定の相関がみられる(次頁参照)。

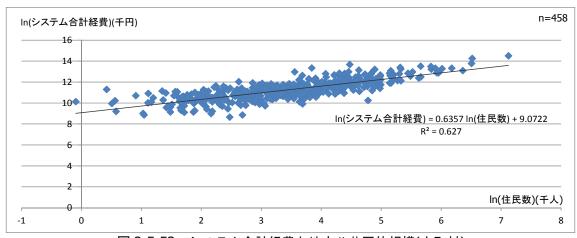


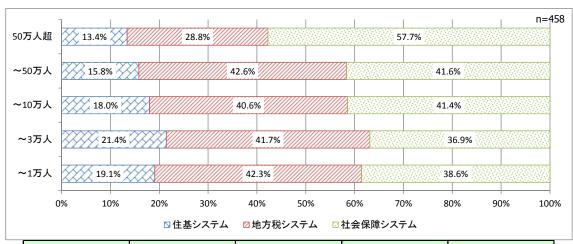
図 2-5-53 システム合計経費と地方公共団体規模(市町村)

(注) ln(システム経費)= 0.635709105 × ln(住民数)+ 9.072194653 (27.7) \*\*\* (109.1) \*\*\*

#### b システム合計経費に占める社会保障システム経費の割合

システム合計経費に占める社会保障システム経費の割合については、全体的に、住基システムの割合は約2割、地方税システムの割合は約4割、社会保障システムの割合は約4割の傾向にある(注)。

50万人超の規模の市町村においては、社会保障システムが占める割合が約6割とやや高い傾向を示している。これは、社会保障分野において、指定都市等における業務・システムの範囲が広くなることによると推察される。



住民規模	住基システム	地方税システム	社会保障システム	全体
~1万人	19.1%	42.3%	38.6%	100.0%
~3万人	21.4%	41.7%	36.9%	100.0%
~10万人	18.0%	40.6%	41.4%	100.0%
~50万人	15.8%	42.6%	41.6%	100.0%
50万人超	13.4%	28.8%	57.7%	100.0%

図 2-5-54 システム合計経費(分野別)と地方公共団体規模(市町村)

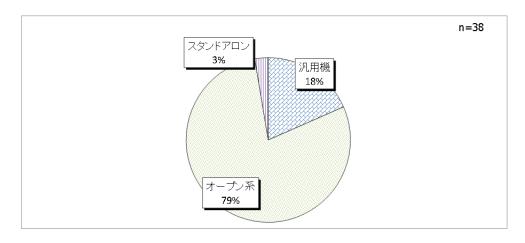
(注) ここではシステム合計経費の標本(n=458)の単純合計に占める住基システム、地方税システム、 社会保障システムの割合を地方公共団体規模ごとに確認した。

# イ (都道府県) 社会保障システムの現況

都道府県における社会保障システムに関する集計結果は次のとおりである。(注)

- (注 1) 本アンケート調査においては、システム規模等を踏まえ、社会保障システムのうち、福祉システム に絞ってアンケート調査の対象とした。
- (注 2) 福祉システムは、障害者管理システムを含むシステム。児童扶養手当、特別児童扶養手当、生活保護を含むシステムを想定。

福祉システムのハードウェアは、オープン系サーバの都道府県の割合が約8割となっており、オープン化が進んでいることが推察される。



福祉システムのハードウェア	都道府県
汎用機	7
オフコン	0
オープン系	30
スタンドアロン	1

n=38

図 2-5-55 福祉システムのハードウェア(都道府県)

福祉システムの導入方式では、独自開発の都道府県が約3割、カスタマイズが約5割で、ノンカスタマイズが1.5割であった。

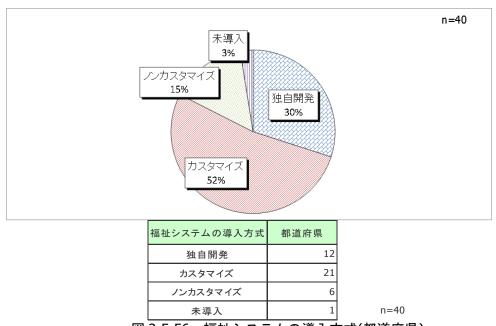
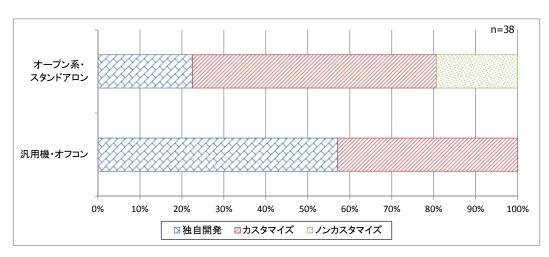


図 2-5-56 福祉システムの導入方式(都道府県)

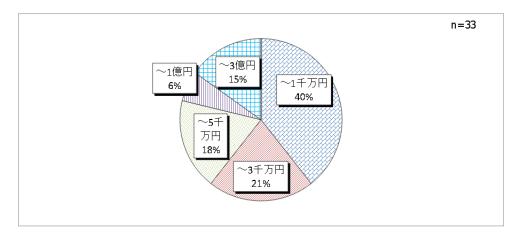
福祉システムの導入方式とハードウェアのクロス集計結果を見ると、汎用機系では全ての団体で独自開発・カスタマイズとなっている。オープン系サーバでも独自開発とカスタマイズの割合が高く、約8割であった。



	福祉システムのハードウェア				
システム導入方式	汎用機・オフコン	オープン系・ スタンドアロン			
独自開発	4	7			
カスタマイズ	3	18			
ノンカスタマイズ	0	6			
		n-20			

図 2-5-57 福祉システムの導入方式とハードウェア (都道府県)

福祉システムの導入経費、運用・保守経費、システム経費については、それぞれ次のとおりである。



~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
13	7	6	2	5	0	0	44,445	64,262	33

図 2-5-58 福祉システムの導入経費(都道府県)

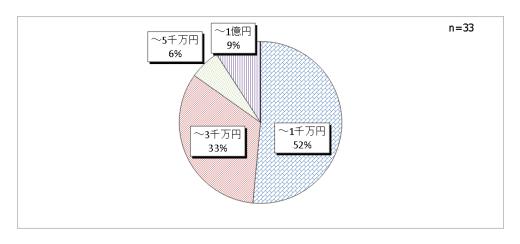
n=38 ~3千万円 19% ~1千万円 76%

~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
29	7	0	2	0	0	0	8,053	11,749	38

図 2-5-59 福祉システムの運用・保守経費(都道府県)

n=38

n=33



~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
17	11	2	3	0	0	0	17,017	21,326	33

図 2-5-60 福祉システムのシステム経費(都道府県)

福祉システムのシステム費用は、住民数(地方公共団体規模)と一定の相関がみられるが、決定係数  $(\mathbf{R}^2)$  が低く、住民数だけでは説明し難い。

n=33

都道府県は多様な独自開発の福祉システムであることや、現状の福祉システムに含まれる業務・システムの範囲が異なることなどによると推察される。

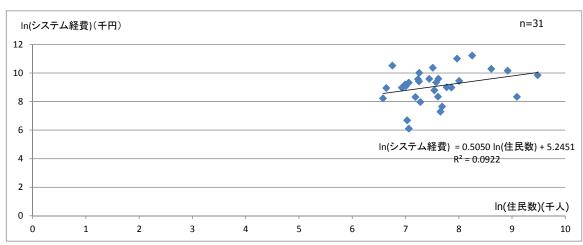


図 2-5-61 福祉システムのシステム経費と地方公共団体規模 (都道府県)

(注) ln(システム経費)= 0.504973604 × ln(住民数)+ 5.245126448 (1.7) \* (2.3) \*

#### ウ (市町村) 宛名管理と住登外管理の統一性

アンケート調査の実施にあたり設定した、次の仮説の検証も行った。

仮説①:住民(住登者)の転出等があった(除票処理)者のデータを住登外個人データベースに登録しているため、住登外管理されている者のデータの蓄積数が増加する。

仮説②: 法人データベース(事業所データベース)と住登外個人データベースを同一の住登 外管理システムで行っているため、これに伴い法人と個人が同一の宛名管理システムでなされている。

仮説③:元々A市の住登外管理がなされる者が、B市からA市に転入すると、A市の住基システムのデータベースと住登外管理される者の個人データベースでデータが重複するため、これに伴い宛名管理データベースで重複が発生する。

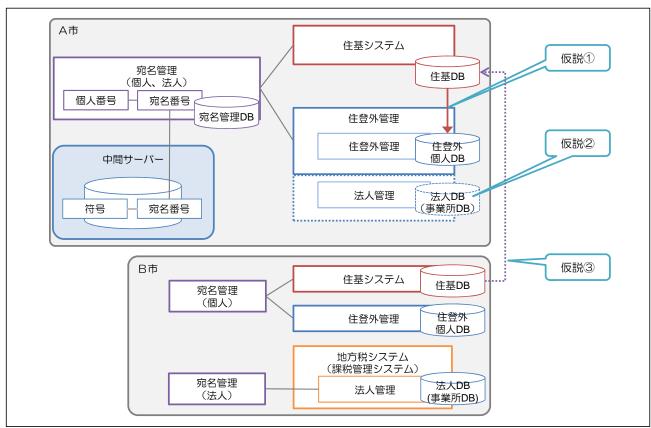


図 2-5-62 宛名管理と住登外管理における仮説 (一部)

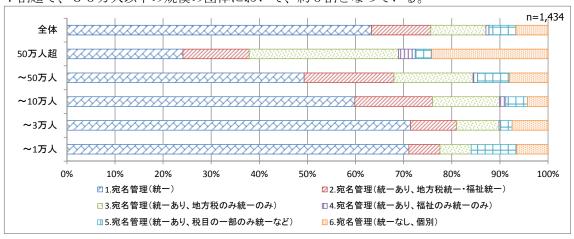
上記の仮説については、以下のアンケート調査結果でみるとおり、いずれも市町村の実態と して確認されるところである。

# (7) 宛名管理の統一性と地方公共団体規模

宛名管理の統一性と、地方公共団体規模のクロス集計結果を見ると、50万人以下の規模の 市町村において、宛名管理が統一されていると回答した団体割合が約6割(注)である一方、5 0万人超規模の市町村においては約2割であった。(設問107)

地方公共団体規模が大きくなるにつれて、宛名管理の統一性は低くなっている。

(注) 50万人規模の団体で約5割、10万人規模の団体で約6割、1万及び3万人規模の団体で約7割超で、50万人以下の規模の団体において、約6割となっている。



宛名管理の統一性	~1万人	~3万人	~10万人	~50万人	50万人超	全体
1.宛名管理(統一)	263	260	267	111	7	908
2.宛名管理(統一あり、地方税統一・福祉統一)	24	35	72	42	4	177
3.宛名管理(統一あり、地方税のみ統一のみ)	24	32	62	37	9	164
4.宛名管理(統一あり、福祉のみ統一のみ)	0	1	6	2	1	10
5.宛名管理(統一あり、税目の一部のみ統一など)	35	9	20	15	1	80
6.宛名管理(統一なし、個別)	24	27	19	18	7	95

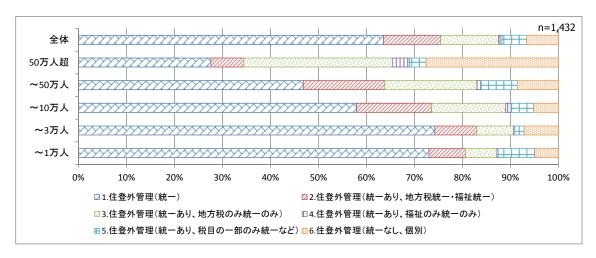
n=1,434

図 2-5-63 宛名管理の統一性と地方公共団体規模(市町村)

# (イ) 住登外管理の統一性と地方公共団体規模

住登外管理の統一性と、地方公共団体規模のクロス集計結果を見ると、50万人以下の規模の市町村において、住登外管理が統一されていると回答した団体割合が6割を超える一方、50万人超規模の市町村においては約3割であった。(設問109)

地方公共団体規模が大きくなるにつれて、住登外管理の統一性は低くなっている。



住登外の者のデータを管理する必要のある 業務・システムの回答数	~1万人	~3万人	~10万人	~50万人	50万人超	全体
1.住登外管理(統一)	268	271	259	105	8	911
2.住登外管理(統一あり、地方税統一・福祉統一)	28	32	70	38	2	170
3.住登外管理(統一あり、地方税のみ統一のみ)	24	28	69	43	9	173
4.住登外管理(統一あり、福祉のみ統一のみ)	1	1	5	2	1	10
5.住登外管理(統一あり、税目の一部のみ統一など)	28	7	21	17	1	74
6.住登外管理(統一なし、個別)	18	26	23	19	8	94

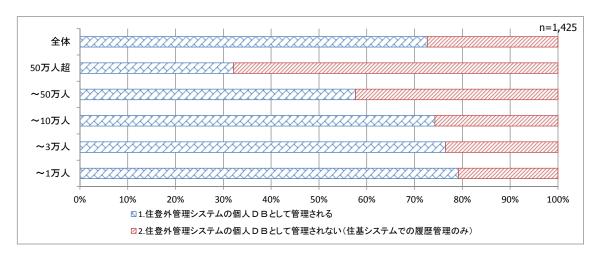
n=1,432

図 2-5-64 住登外管理の統一性と地方公共団体規模(市町村)

# (ウ) 住基システムで管理している住登者の転出等があった(除票処理)場合の扱い

クロス集計結果を見ると、全体として7割を超える団体が、除票処理された場合に住登外管理システムの個人データベースとして管理されると回答している。(設問1111)

地方公共団体規模が大きくなるにつれて、除票された場合、管理されない(住基システムでの履歴管理のみ)と回答する団体の割合が高くなっている。



住基システムで管理している住登者の 転出等があった(除票処理)場合の扱い	~1万人	~3万人	~10万人	~50万人	50万人超	全体
1.住登外管理システムの個人DBとして管理される	293	277	329	128	9	1036
2.住登外管理システムの個人DBとして管理されない(住基システムでの履歴管理のみ)	77	85	114	94	19	389

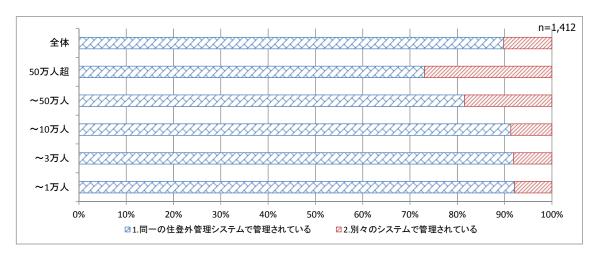
n=1,425

図 2-5-65 住登者の転出等があった場合の扱いと地方公共団体規模(市町村)

# (エ) 法人データベース (事業所データベース) と住登外個人データベースの管理

クロス集計結果を見ると、全体としては住登外個人と法人(事業所)が同一の住登外管理システムで管理されていると回答した市町村は、約9割となっている。(設問113)

地方公共団体規模が大きくなるにつれて、住登外個人と法人(事業所)は別々のシステムで 管理されていると回答する団体の割合が高くなっている。



法人DB(事業所DB)と住登外個人DBの管理	~1万人	~3万人	~10万人	~50万人	50万人超	全体
1.同一の住登外管理システムで管理されている	338	330	400	181	19	1268
2.別々のシステムで管理されている	29	29	38	41	7	144

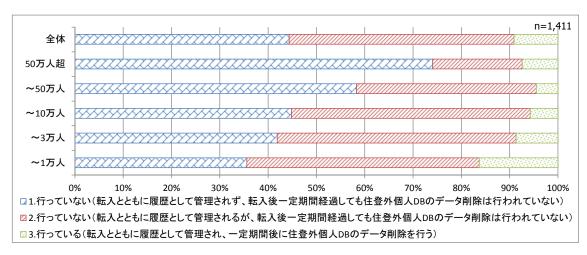
n=1,412

図 2-5-66 法人データベース(事業所データベース)と住登外個人データベースの管理方法と 地方公共団体規模(市町村)

# (オ) 住登外管理がなされていた者が他市町村から転入した場合の扱い

元々住登外管理がなされている者が他市町村から転入した場合、住基データベースと住登外個人データベースでデータが重複しないよう、一定期間経過後に住登外個人データベースのデータ削除等を行っているか(設問114)については、全体としては約4.5割の市町村が履歴の管理とデータの削除を行わず、約4.5割が履歴管理を行いつつも、データ削除を行わないとしている。

地方公共団体規模が大きくなるにつれて、データ削除が行われていないと回答する団体の割合が高くなっている。



元々住登外管理がなされている者が 他市町村から転入した場合の取り扱い	~1万人	~3万人	~10万人	~50万人	50万人超	全体
1.行っていない(転入とともに履歴として管理されず、転入後一定期間経過しても住登外個人DBのデータ削除は行われていない)	131	150	195	130	20	626
2.行っていない(転入とともに履歴として管理されるが、転入後一定期間経過しても住登外個人DBのデータ削除は行われていない)	177	177	215	83	5	657
3.行っている(転入とともに履歴として管理され、 一定期間後に住登外個人DBのデータ削除を行う)	60	31	25	10	2	128

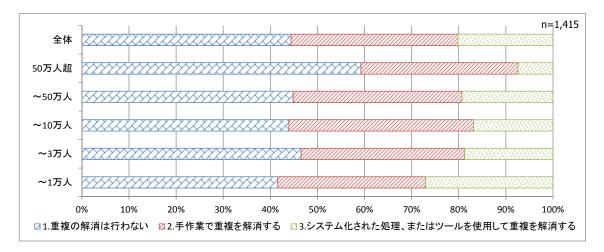
n=1,411

図 2-5-67 住登外者が転入した場合の取扱いと地方公共団体規模(市町村)

# (カ) 住登外管理を行うデータベースに係る重複解消

クロス集計結果を見ると、全体としては約4.5割の地方公共団体が住登外管理システムのデータベースにおいてデータの重複が発生した場合の扱いとして、その解消を行っていない。 (設問 112)

これは地方公共団体規模では大きな相違となっていない。



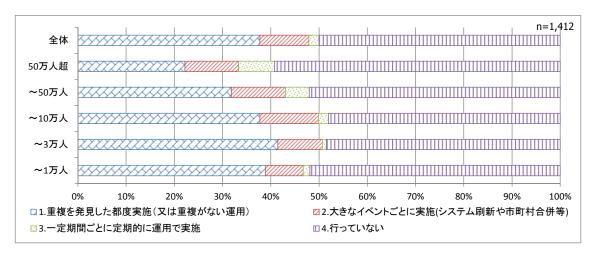
住登外管理を行うデータベースに係る重複解消	~1万人	~3万人	~10万人	~50万人	50万人超	全体
1.重複の解消は行わない	151	169	193	100	16	629
2.手作業で重複を解消する	114	126	172	80	9	501
3.システム化された処理、またはツールを使用して 重複を解消する	98	68	74	43	2	285

n=1,415

図 2-5-68 住登外管理を行うデータベースに係る重複解消と地方公共団体規模(市町村)

# (キ) 住登外管理におけるデータ・クレンジング

クロス集計結果を見ると、全体としては約5割の市町村が重複した住登外管理データのデータ・クレンジングを行うとしている。(設問116) これは、地方公共団体規模で大きな相違となっていない。



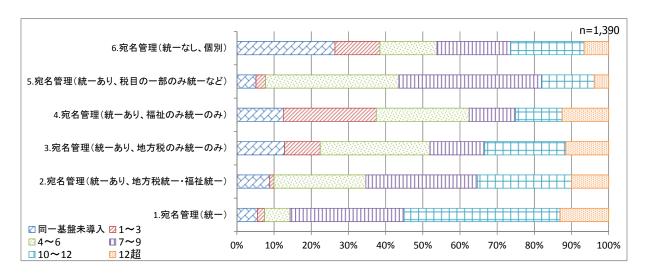
住登外管理におけるデータ・クレンジング	~1万人	~3万人	~10万人	~50万人	50万人超	全体
1.重複を発見した都度実施(又は重複がない運用)	143	148	165	71	6	533
2.大きなイベントごとに実施(システム刷新や市町村合併等)	29	33	53	25	3	143
3.一定期間ごとに定期的に運用で実施	5	3	9	11	2	30
4.行っていない	191	173	210	116	16	706

n=1,412

図 2-5-69 住登外管理におけるデータ・クレンジングと地方公共団体規模(市町村)

# (ク) 宛名管理の統一性と同一基盤上で稼働しているシステム数

統合パッケージ・システムを導入している団体、共通基盤(複数の業務システム(機能)を 稼働させるための共通の基礎部分)が導入されている団体などで、同一基盤上で稼働している システム(機能群)については、クロス集計結果を見ると、宛名管理の統一性が高いほど同一 基盤上で稼働しているシステムが多くなっている。



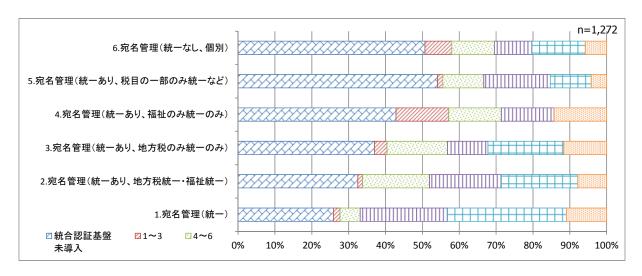
		同	一基盤上で稼働	しているシステム	数		
宛名管理の統一性	同一基盤未導入	1~3	4~6	7~9	10~12	12超	全体
1.宛名管理(統一)	49	17	61	272	372	116	887
2.宛名管理(統一あり、地方税統一・福祉統一)	15	2	42	51	43	17	170
3.宛名管理(統一あり、地方税のみ統一のみ)	20	15	46	23	34	18	156
4.宛名管理(統一あり、福祉のみ統一のみ)	1	2	2	1	1	1	8
5.宛名管理(統一あり、税目の一部のみ統一など)	4	2	28	30	11	3	78
6.宛名管理(統一なし、個別)	24	11	14	18	18	6	91

n=1,390

図 2-5-70 宛名管理の統一性と同一基盤上で稼働しているシステム数

# (ケ) 宛名管理の統一性と同一の認証であるシステム数

統合認証基盤を導入している団体で、同一の認証であるシステム(機能群)については、クロス集計結果を見ると、宛名管理の統一性が高いほど同一の認証であるシステムも多くなる傾向を示した。



			同一の認証方法	であるシステム数			
宛名管理の統一性	統合認証基盤 未導入	1~3	4~6	7~9	10~12	12超	全体
1.宛名管理(統一)	213	15	45	195	266	90	824
2.宛名管理(統一あり、地方税統一・福祉統一)	50	2	28	30	32	12	154
3.宛名管理(統一あり、地方税のみ統一のみ)	54	5	24	16	30	17	146
4.宛名管理(統一あり、福祉のみ統一のみ)	3	1	1	1	0	1	7
5.宛名管理(統一あり、税目の一部のみ統一など)	39	1	8	13	8	3	72
6.宛名管理(統一なし、個別)	35	5	8	7	10	4	69

n=1,272

図 2-5-71 宛名管理の統一性と同一の認証であるシステム数

# エ (市町村) 宛名管理の統一性とシステム合計経費

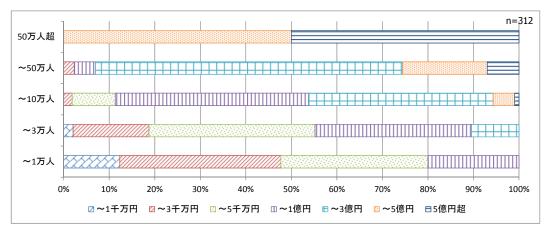
宛名管理の統一性のパターンごとに、市町村のシステム合計経費(注)と地方公共団体規模の関係を確認した。

(注) 住基システム、地方税システム、社会保障システム(国民年金システム、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、福祉システム、介護保険システム、健康管理システム)のシステム経費の合計。

なお、標本として、住基システム、地方税システム、社会保障システムの全てについて、導入経費及び 運用・保守経費の回答があった団体を抽出している。

また、地方税システムのシステム経費については、総務省の利用許諾を得て、「番号制度に係る地方公共団体の税務システムのあり方に関する調査研究」(総務省自治税務局)の際のアンケート調査結果を使用している。

# (7) 宛名管理(統一)



住民数	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	全体
~1万人	8	23	21	13	0	0	0	65
~3万人	2	16	35	33	10	0	0	96
~10万人	0	2	10	45	43	5	1	106
~50万人	0	1	0	2	29	8	3	43
50万人超	0	0	0	0	0	1	1	2

n=312

図 2-5-72 システム合計経費と地方公共団体規模(市町村)

宛名管理(統一)における市町村のシステム合計経費は、住民数(地方公共団体規模)と一 定の相関がみられる。

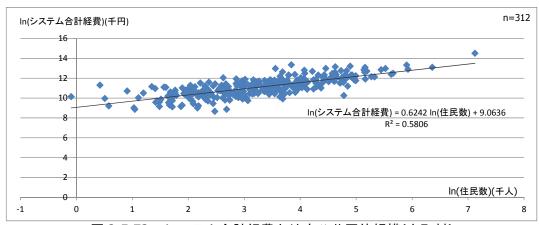
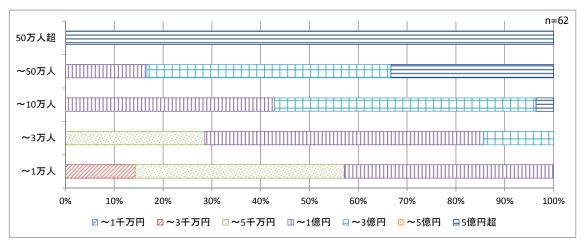


図 2-5-73 システム合計経費と地方公共団体規模(市町村)

(注) ln(システム経費)= 0.624203704 × ln(住民数)+ 9.063618022 (20.7) \*\*\* (86.3) \*\*\*

# (イ) 宛名管理(統一あり、地方税統一・福祉統一)



住民数	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	全体
~1万人	0	1	3	3	0	0	0	7
~3万人	0	0	4	8	2	0	0	14
~10万人	0	0	0	12	15	0	1	28
~50万人	0	0	0	2	6	0	4	12
50万人超	0	0	0	0	0	0	1	1
								n=62

図 2-5-74 システム合計経費と地方公共団体規模(市町村)

宛名管理(統一あり、地方税統一・福祉統一)における市町村のシステム合計経費は、住民数(地方公共団体規模)と一定の相関がみられる。

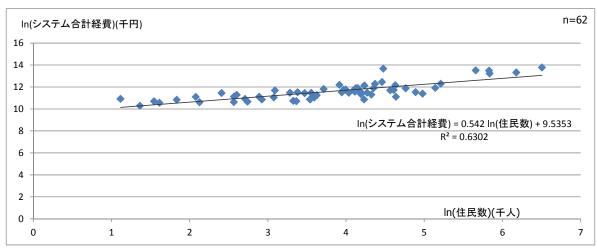
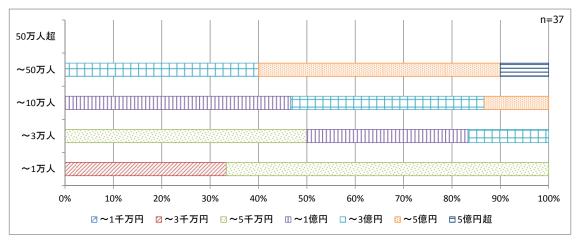


図 2-5-75 システム合計経費と地方公共団体規模(市町村)

(注) ln(システム経費)= 0.541980440 × ln(住民数)+ 9.535338736 (10.1) \*\*\* (45.0) \*\*\*

# (ウ) 宛名管理(統一あり、地方税のみ統一のみ)



住民数	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	全体
~1万人	0	2	4	0	0	0	0	6
~3万人	0	0	3	2	1	0	0	6
~10万人	0	0	0	7	6	2	0	15
~50万人	0	0	0	0	4	5	1	10
50万人超	0	0	0	0	0	0	0	0

n=37

図 2-5-76 システム合計経費と地方公共団体規模(市町村)

宛名管理(統一あり、地方税のみ統一のみ)における市町村のシステム合計経費は、住民数(地方公共団体規模)と一定の相関がみられる。

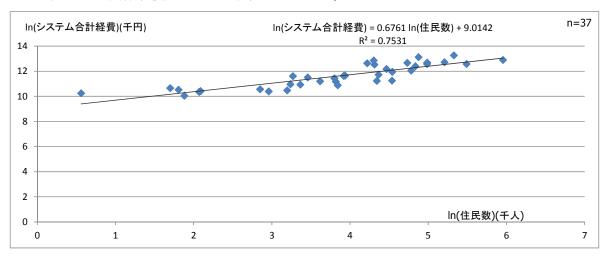


図 2-5-77 システム合計経費と地方公共団体規模(市町村)

(注) ln(システム経費)= 0.676104341 × ln(住民数)+ 9.014168536 (10.3) \*\*\* (34.3) \*\*\*

# (エ) 宛名管理(統一あり、福祉のみ統一のみ)

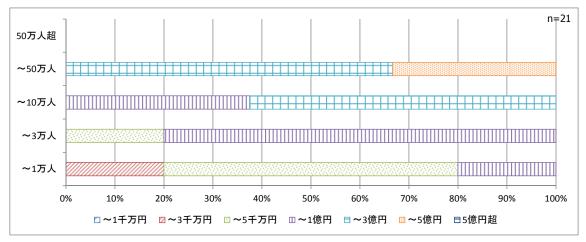
住民数	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	全体
~1万人	0	0	0	0	0	0	0	0
~3万人	0	0	0	0	0	0	0	0
~10万人	0	0	0	1	2	0	0	3
~50万人	0	0	0	0	1	0	0	1
50万人超	0	0	0	0	0	0	0	0

n=4

図 2-5-78 システム合計経費と地方公共団体規模(市町村)

宛名管理(統一あり、福祉のみ統一のみ)における市町村のシステム合計経費については、標本数が少ない結果となっている(4団体)。

# (オ) 宛名管理(統一あり、税目の一部のみ統一など)



住民数	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	全体
~1万人	0	1	3	1	0	0	0	5
~3万人	0	0	1	4	0	0	0	5
~10万人	0	0	0	3	5	0	0	8
~50万人	0	0	0	0	2	1	0	3
50万人超	0	0	0	0	0	0	0	0

n=21

図 2-5-79 システム合計経費と地方公共団体規模(市町村)

宛名管理(統一あり、税目の一部のみ統一など)における市町村のシステム合計経費は、住 民数(地方公共団体規模)と一定の相関がみられる。

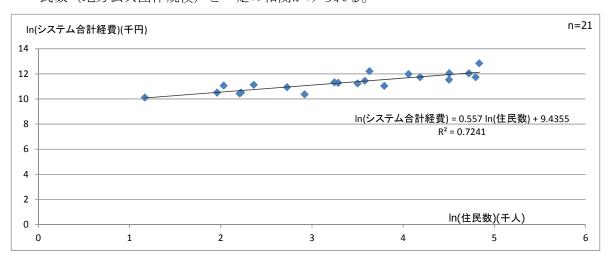
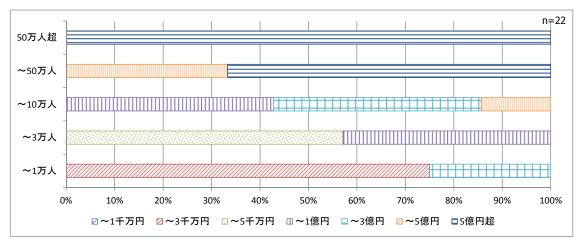


図 2-5-80 システム合計経費と地方公共団体規模(市町村)

(注) ln(システム経費)= 0.556960878 × ln(住民数)+ 9.435534478 (7.1) \*\*\* (34.1) \*\*\*

# (カ) 宛名管理(統一なし、個別)



住民数	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	全体
~1万人	0	3	0	0	1	0	0	4
~3万人	0	0	4	3	0	0	0	7
~10万人	0	0	0	3	3	1	0	7
~50万人	0	0	0	0	0	1	2	3
50万人超	0	0	0	0	0	0	1	1
								n=22

図 2-5-81 システム合計経費と地方公共団体規模(市町村)

宛名管理(統一なし、個別)における市町村のシステム合計経費は、住民数(地方公共団体 規模)と一定の相関がみられる。

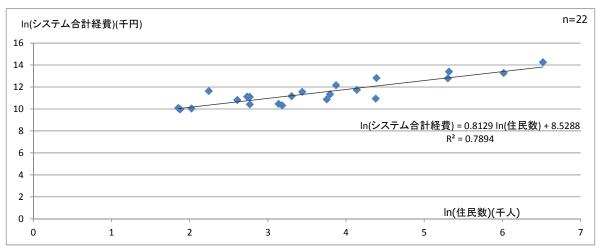


図 2-5-82 システム合計経費と地方公共団体規模(市町村)

(注) ln(システム経費)= 0.812939657 × ln(住民数)+ 8.528770218 (8.7) \*\*\* (23.7) \*\*\*

以上を踏まえて、宛名管理の統一性のパターンごとの市町村のシステム合計経費と地方公共団体規模の関係をまとめると、次のとおりである。(注)

(注) ここでは、宛名管理の統一が高いと考えられるパターン 1、2 と、地方税に閉じて宛名管理の統一がなされているパターン 3、5、宛名管理の統一がないパターン 6 の 3 つにわけた。

	β	а	$R^2$	団体数
1.宛名管理(統一)	0.6185284	9.1094323	0.60	374
2.宛名管理(統一あり、地方税統一・	(23.395461)	(96.5634034)		
福祉統一)	***	***		
3.宛名管理(統一あり、地方税のみ統	0.6396262	9.1557105	0.75	58
一のみ)  5.宛名管理(統一あり、税目の一部の	(12.903635)	(48.1553453)		
み統一など)	***	***		
4 空夕笠理/纮 去川 短地のひめ	0.3309387	10.3442249	0.21	4
4.宛名管理(統一あり、福祉のみ統一  のみ)	(0.73183347)	(5.43240212)		
		**		
	0.8129397	8.5287702	0.79	22
6.宛名管理(統一なし、個別)	(8.65718659)	(23.7145084)		
	***	***		
	0.6357091	9.0721947	0.63	458
全体	(27.6888754)	(109.093893)		
	***	***		

(注) パターン 4 (宛名管理 (統一性あり、福祉のみ統一のみ) の  $\beta$  には、有意性がない。

# 図 2-5-83 宛名管理の統一性のパターンごとの市町村のシステム合計経費と地方公共団体規模(市町村)

							50万人超
住民数(千人)	住民数(千人)			10万人	30万人	50万人	75万人
In(住民数)		2.3025851	3.4011974	4.6051702	5.7037825	6.2146081	6.6200732
	パターン1・2	37,558	74,100	156,039	307,855	422,246	542,604
システム経費	パターン3・5	41,295	83,383	180,105	363,669	504,204	653,490
(千円)	パターン4						
	パターン6	32,880	80,317	213,736	522,093	790,856	1,099,637

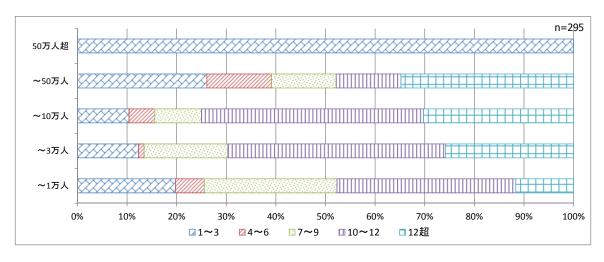
図 2-5-84 宛名管理の統一性のパターンごとの市町村のシステム合計経費の試算(市町村)

# オ (市町村) その他

# (7) クラウド・サービス利用と地方公共団体規模

クラウド・サービスを利用している団体における、クラウド・サービスを利用するシステムの回答数と地方公共団体規模のクロス集計結果を見ると、地方公共団体規模が小さくなるほど、クラウド・サービスで利用するシステム数が多くなっている。

現状においては、小規模の地方公共団体においてクラウド・サービスが提供され、また、利用されていることを示している。



		クラウド・サービスで利用しているシステム数							
住民規模	1~3	4~6	7~9	10~12	12超	全体			
~1万人	17	5	23	31	10	86			
~3万人	11	1	15	39	23	89			
~10万人	10	5	9	43	29	96			
~50万人	6	3	3	3	8	23			
50万人超	1	0	0	0	0	1			
						n=295			

図 2-5-85 クラウド・サービス利用と地方公共団体規模のクロス集計(市町村)

# (イ) 外国人住民に係る住民基本台帳制度導入に伴う住基システムの変化(市町村)

ここでは、外国人住民に係る住民基本台帳制度導入前後の住基システムの変化を、住基システムにおける本調査研究の先行調査研究である、「外国人住民に係る住民登録業務のあり方に関する調査研究」(総務省自治行政局)(注)の結果を参照しつつ、住基システムについて検討する。

(注) 総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/jichi\_gyousei/c-gyousei/zairyu\_chousa.html

#### a 住基システムのデータ管理(個人レコード、世帯レコード)

「外国人住民に係る住民登録業務のあり方に関する調査研究」においては、世帯レコードのみでデータ管理を行っている市町村について、システムの改修負荷が高くなるなどの問題点が指摘された。

本調査研究で行ったアンケート集計結果では、世帯レコードのみでデータ管理を行っていると回答した市町村は、2.2%に過ぎず、ほとんどの団体で個人レコードのみでデータ管理を行うようになっていることが確認できる。

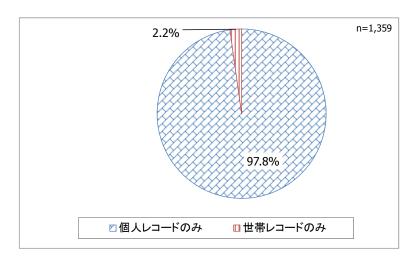


図 2-5-86 住基システムのデータ管理(個人レコード、世帯レコード)の市町村割合

#### b 住基システムの改修に係る類型の市町村割合

住基システムの改修に係る類型のそれぞれに該当する市町村の割合は、次のとおりである。 「外国人住民に係る住民登録業務のあり方に関する調査研究」におけるアンケート調査と 比較して、本調査研究時点ではオープン系サーバの占める割合が高くなっている。

外国人住民に係る住民基本台帳制度導入への対応で、住基システムの刷新や更改がなされ、 世帯レコードのみの汎用機系独自開発のシステムを中心に、システムのオープン化が進んだ ためと推察される。

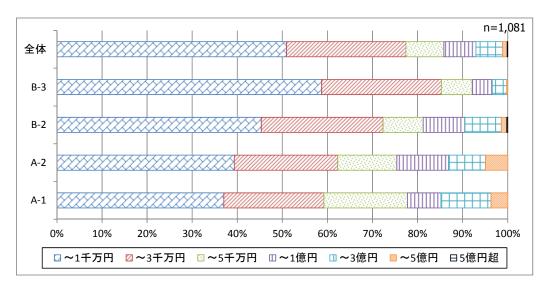
以上を踏まえると、住基システムの「世帯レコード」の問題は全国的にほぼ解消しており、 本調査研究の住基システムの類型として「世帯レコード」を考慮する必要性は低いと考えられる。

ハードウェア	導入方式	データ管理	改修に係る類型	割合(市町村)
汎用機・オフコン	独自開発	個人レコードのみ	汎用機系独自開発 (個人レコードのみ)	3.2%
	独日開発	世帯レコードのみ	汎用機系独自開発 (世帯レコードのみ)	0.4%
	カスタマイズパッケージ	個人レコードのみ	汎用機系カスタマイズパッケージ (個人レコードのみ)	5.2%
	33,3412,7197,-2	世帯レコードのみ	汎用機系カスタマイズパッケージ (世帯レコードのみ)	0.9%
	ノンカスタマイズ パッケージ		汎用機系ノンカスタマイズパッケージ	0.9%
オープン系サーバ・ スタンドアロン	独自開発		オープン系独自開発	1.1%
	カスタマイズ パッケージ		オープン系カスタマイズパッケージ	45.0%
	ノンカスタマイズ パッケージ		オープン系ノンカスタマイズパッケージ	43.3%
				100.0%

図 2-5-87 住基システムの改修に係る類型の市町村割合

# c 住基システムのシステム経費と地方公共団体規模

住基システムの類型ごとのシステム経費と地方公共団体規模のクロス集計結果は次のと おりである。



住基システムの類型	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
A-1	10	6	5	2	3	1	0	50,459	95,614	27
A-2	24	14	8	7	5	3	0	49,443	88,743	61
B-2	225	134	44	46	40	6	1	36,146	79,992	496
B-3	292	132	34	22	16	1	0	18,192	33,237	497
全体	551	286	91	77	64	11	1	28,999	64,885	n=1,081

図 2-5-88 住基システムの類型と地方公共団体規模 (市町村)

# d 住基システムの類型と地方公共団体規模に応じたシステム経費の試算

住基システムの類型別にシステム経費と地方公共団体規模について、以下のとおり回帰分析を行い、これらの回帰式に基づいて住基システムの類型別に地方公共団体規模に応じたシステム経費の試算を行った。

	β	а	$R^2$	団体数
A-1	0.7139130	6.8796768	0.67	27
	(7.146556)	(15.8996682)		
	***	***		
A-2	0.6212742	7.5232674	0.42	61
	(6.58062818)	(20.7722203)		
	***	***		
B-2	0.5768249	7.4294369	0.30	496
	(14.4208247)	(49.9768674)		
	***	***		
B-3	0.5195888	7.4377058	0.24	495
	(12.5531132)	(56.8002465)		
	***	***		
全体	0.5869315	7.3529605	0.32	1,104
	(22.8286415)	(81.5853956)		
	***	***		

図 2-6-89 住基システムのシステム経費と地方公共団体規模(市町村)

							50万人超
住民数(千人)		1万人	3万人	10万人	30万人	50万人	75万人
In(住民数)		2.3025851	3.4011974	4.6051702	5.7037825	6.2146081	6.6200732
	A-1	5,032	11,024	26,039	57,050	82,155	109,736
システム経費	A-2	7,737	15,311	32,349	64,015	87,925	113,114
(千円)	B-2	6,359	11,984	24,000	45,230	60,729	76,731
	B-3	5,620	9,946	18,592	32,903	42,905	52,967

図 2-6-90 住基システムの類型ごとのシステム経費の試算(市町村)

住基システムのハードウェアや導入方式の類型  $(A-1\sim B-3)$  は、システム経費に影響を与えており、番号制度導入の対応で必要なシステム改修経費にも影響を与えることを想定する。

# (6) 社会保障システムの類型の確認

ここではアンケート調査結果を踏まえ、番号制度導入に係る地方公共団体の社会保障システムのシステム改修に係る類型について、改めて確認する。

この類型の確認は、システム改修経費に影響を与える要因を整理することに他ならない。検討内容については、以下で示すが、類型の確認結果を先に示すと次図のとおりである。

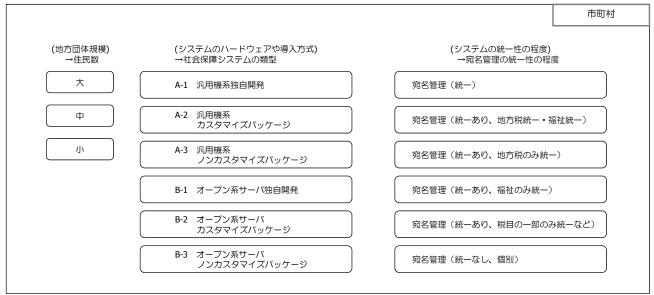


図 2-6-1 番号制度導入に係る地方公共団体のシステム改修に係る類型(市町村)

システム改修経費に影響を与える要因として、特に、地方公共団体規模(住民数)、システムのハードウェアや導入方式(社会保障システムの類型)、システムの統一性の程度(宛名管理の統一性の程度)があげられる。

以下で、アンケート調査結果を参照しつつ、類型の確認結果について説明する。

#### ア 市町村のシステム改修に係る類型の確認

# (社会保障システムのハードウェアや導入方式による類型)

「新電子自治体推進指針」(平成19年3月20日総務省)においては、「2010年度までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現」することとされたが、アンケート調査結果からも、地方公共団体においてシステムの標準化、BPR (Business Process Reengineering)の推進、契約面、調達面の適正化などシステムのオープン化の取組みがなされてきたことがうかがわれる。

しかし、現況においてもその取組みの進捗の程度は地方公共団体によってばらつきがあると考えられ、番号制度導入に係る社会保障システムの対応を検討するにあたっても、システムのハードウェアや導入方式を踏まえることが適当と考えられる。

ここでは「図 2-5-1 本アンケート結果によるシステムの定義イメージ」に基づき、社会保障システムのうち、国民年金システム、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、福祉システム(障害者管理システムを含むシステム、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、保育所保育料、生活保護を含むシステムを想定)、介護保険システム、健康管理システム(予防接種管理システムを含むシステム)を対象として類型とアンケート調査結果を確認する。

具体的には、次のA-1、A-2、A-3、B-1、B-2、B-3の6つの類型となる。(注)

	システムの	ハードウェア
システムの 導入方式	汎用機・ オフコン	オープン系・ スタンドアロン
独自開発	A-1	B-1
カスタマイズ	A-2	B-2
ノンカスタマイズ	A-3	B-3

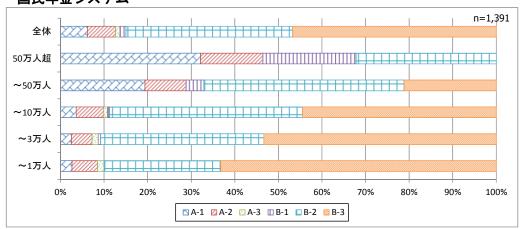
(注) 「番号制度に係る地方団体の税務システムのあり方に関する調査研究 調査研究結果報告書」(平成24年 3月30日 総務省自治税務局)を参照した。

#### (ア) 社会保障システムの類型と地方公共団体規模

社会保障システムの類型と地方公共団体規模(住民数)のクロス集計結果をみると、10万人以下の地方公共団体ではB-2(オープン系サーバカスタマイズパッケージ)、B-3(オープン系サーバノンカスタマイズパッケージ)が多く、8割超となっており、健康管理システムではすべての地方公共団体規模においてB-2、B-3が8割超となっている。

一方、汎用機系では地方公共団体規模が大きくなるにつれ、割合が高くなる傾向がみられ、50万人超の地方公共団体のA-1(汎用機系独自開発)、A-2(汎用機系カスタマイズパッケージ)では、国民健康保険システムで約5.2割となり、国民年金システムで約4.6割、介護保険システムで約3.8割、福祉システムで約2.4割、後期高齢者医療システムで約2.1割、健康管理システムで約1.4割となっている。

#### a 国民年金システム

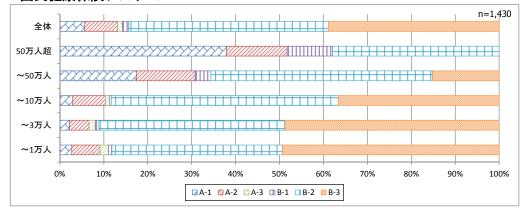


地方公共団体規模(住民数)								
国民年金システムの類型	~1万人	~3万人	~10万人	~50万人	50万人超	全体		
A-1	9	9	16	43	9	86		
A-2	20	17	28	21	4	90		
A-3	5	5	4	0	0	14		
B-1	0	2	2	9	6	19		
B-2	91	134	196	102	9	532		
B-3	215	191	197	47	0	650		

n=1,391

図 2-6-2 国民年金システムの類型と地方公共団体規模(市町村)

# b 国民健康保険システム

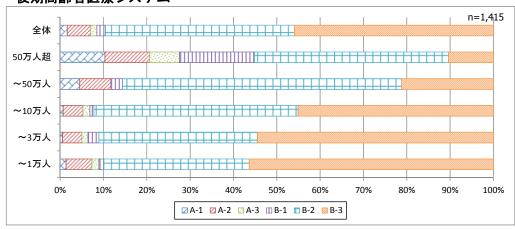


		地方公	:共団体規模(住	民数)		
国民健康保険システムの 類型	~1万人	~3万人	~10万人	~50万人	50万人超	全体
A-1	10	8	13	39	11	81
A-2	24	16	33	30	4	107
A-3	7	5	4	0	0	16
B-1	3	3	2	8	3	19
B-2	144	153	230	113	11	651
B-3	183	176	163	34	0	556

n=1,430

図 2-6-3 国民健康保険システムの類型と地方公共団体規模(市町村)

### c 後期高齢者医療システム

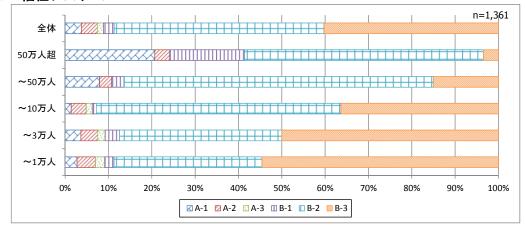


	地方公共団体規模(住民数)										
後期高齢者医療システム の類型	~1万人	~3万人	~10万人	~50万人	50万人超	全体					
A-1	5	2	3	10	3	23					
A-2	22	16	20	16	3	77					
A-3	6	5	7	0	2	20					
B-1	4	9	4	6	5	28					
B-2	124	131	206	143	13	617					
B-3	208	195	197	47	3	650					

n=1,415

図 2-6-4 後期高齢者医療システムの類型と地方公共団体規模(市町村)

# d 福祉システム

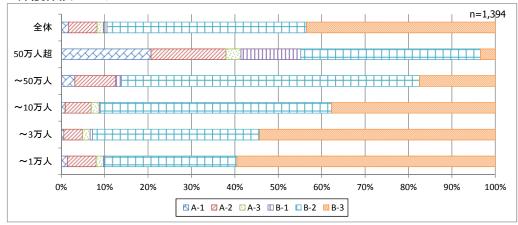


		地方公	·共団体規模(住	民数)		
福祉システムの類型	~1万人	~3万人	~10万人	~50万人	50万人超	全体
A-1	9	13	6	17	6	51
A-2	14	14	15	6	1	50
A-3	7	6	6	0	0	19
B-1	7	12	4	6	5	34
B-2	112	134	244	153	16	659
B-3	179	179	157	32	1	548

n=1,361

図 2-6-5 福祉システムの類型と地方公共団体規模(市町村)

# e 介護保険システム

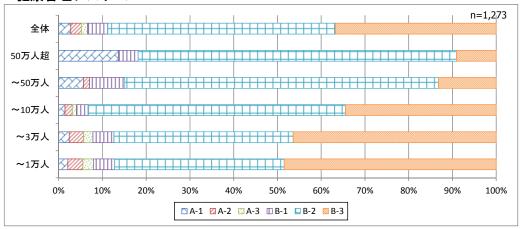


		地方公	·共団体規模(住	民数)		
介護保険システムの類型	~1万人	~3万人	~10万人	~50万人	50万人超	全体
A-1	5	2	4	7	6	24
A-2	24	15	26	21	5	91
A-3	6	6	8	0	1	21
B-1	1	2	1	3	4	11
B-2	110	133	232	153	12	640
B-3	215	188	164	39	1	607

n=1,394

図 2-6-6 介護システムの類型と地方公共団体規模(市町村)

# f 健康管理システム



		地方公	:共団体規模(住	民数)		
健康管理システムの類型	~1万人	~3万人	~10万人	~50万人	50万人超	全体
A-1	6	8	6	12	3	35
A-2	10	11	7	3	0	31
A-3	7	7	4	0	0	18
B-1	14	16	11	17	1	59
B-2	112	136	246	152	16	662
B-3	140	154	144	28	2	468

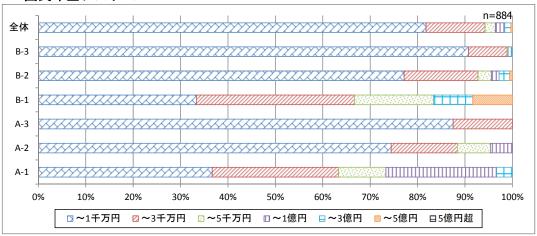
n=1,273

図 2-6-7 健康管理システムの類型と地方公共団体規模(市町村)

# (イ) 社会保障システムの類型とシステム導入経費

次に、社会保障システムの類型とシステム導入経費の関係性を確認する。

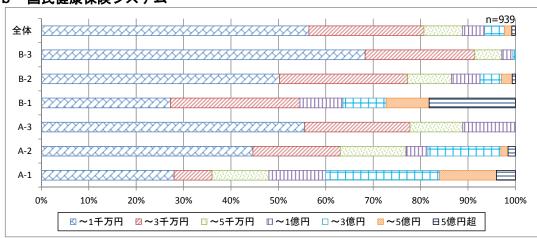
### a 国民年金システム



国民年金システムの類型	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
A-1	11	8	3	7	1	0	0	37,300	52,950	30
A-2	32	6	3	2	0	0	0	11,982	17,722	43
A-3	7	1	0	0	0	0	0	5,395	4,183	8
B-1	4	4	2	0	1	1	0	51,977	97,639	12
B-2	277	56	10	6	8	2	0	12,367	33,298	359
B-3	392	35	1	3	1	0	0	4,828	12,944	432
全体	723	110	19	18	11	3	0	9,985	28,675	n=884

図 2-6-8 国民年金システムの類型と導入経費(市町村)

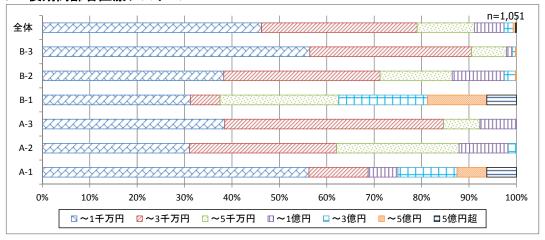
### b 国民健康保険システム



国民健康保険システムの 類型	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
A-1	7	2	3	3	6	3	1	129,259	176,964	25
A-2	29	12	9	3	10	1	1	58,335	109,400	65
A-3	5	2	1	1	0	0	0	18,927	22,891	9
B-1	3	3	0	1	1	1	2	607,735	1,402,354	11
B-2	223	120	41	27	20	10	3	35,902	87,572	444
B-3	263	89	22	9	2	0	0	11,399	17,285	385
全体	530	228	76	44	39	15	7	36,430	175,166	n=939

図 2-6-9 国民健康保険システムの類型と導入経費(市町村)

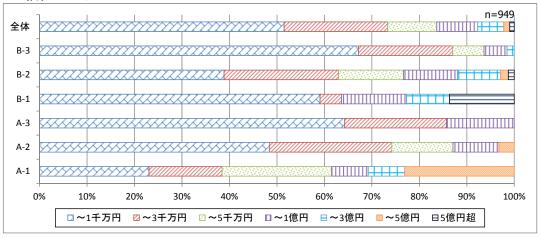
### c 後期高齢者医療システム



後期高齢者医療システム の類型	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
A-1	9	2	0	1	2	1	1	110,080	218,931	16
A-2	18	18	15	6	1	0	0	28,535	26,868	58
A-3	5	6	1	1	0	0	0	18,468	17,119	13
B-1	5	1	4	0	3	2	1	132,414	180,377	16
B-2	181	156	72	52	11	1	0	25,778	32,987	473
B-3	268	162	35	6	3	1	0	13,864	26,625	475
全体	486	345	127	66	20	5	2	23,362	48,397	n=1,051

図 2-6-10 後期高齢者医療システムの類型と導入経費(市町村)

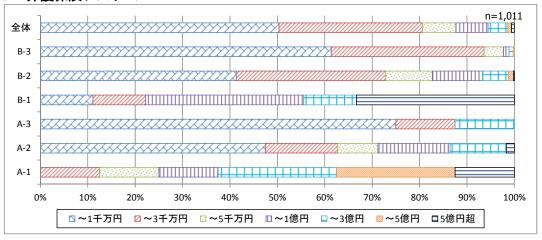
### d 福祉システム



福祉システムの類型	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
A-1	3	2	3	1	1	3	0	120,476	158,937	13
A-2	15	8	4	3	0	1	0	33,014	84,849	31
A-3	9	3	0	2	0	0	0	14,029	19,555	14
B-1	13	1	0	3	2	0	3	332,751	781,764	22
B-2	185	115	65	54	43	8	6	51,464	106,352	476
B-3	264	78	26	19	6	0	0	14,353	25,735	393
全体	489	207	98	82	52	12	9	42,407	149,848	n=949

図 2-6-11 福祉システムの類型と導入経費(市町村)

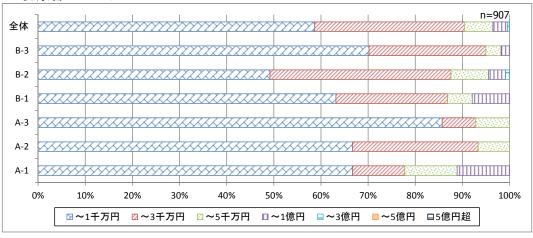
# e 介護保険システム



介護保険システムの類型	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
A-1	0	1	1	1	2	2	1	269,251	299,682	8
A-2	28	9	5	9	7	0	1	50,215	99,511	59
A-3	12	2	0	0	2	0	0	31,194	67,354	16
B-1	1	1	0	3	1	0	3	568,293	1,065,362	9
B-2	198	151	47	51	26	5	1	33,082	58,198	479
B-3	270	142	18	5	4	1	0	12,466	21,906	440
全体	509	306	71	69	42	8	6	31,713	123,511	n=1,011

図 2-6-12 介護保険システムの類型と導入経費(市町村)

### f 健康管理システム



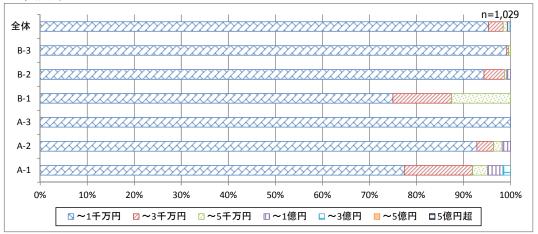
健康管理システムの類型	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
A-1	6	1	1	1	0	0	0	17,632	32,630	9
A-2	10	4	1	0	0	0	0	9,615	9,741	15
A-3	12	1	1	0	0	0	0	7,698	9,320	14
B-1	24	9	2	3	0	0	0	13,572	18,498	38
B-2	242	189	39	18	4	0	0	16,073	23,947	492
B-3	238	84	11	6	0	0	0	9,108	12,196	339
全体	532	288	55	28	4	0	0	13,144	20,099	n=907

図 2-6-13 健康管理システムの類型と導入経費(市町村)

# (ウ) 社会保障システムの類型とシステム運用・保守経費

次に、社会保障システムの類型とシステム運用・保守経費の関係性を確認する。

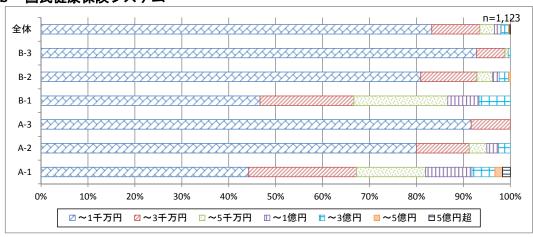
### a 国民年金システム



国民年金システムの類型	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
A-1	48	9	2	2	1	0	0	10,322	27,432	62
A-2	52	2	1	1	0	0	0	4,226	11,771	56
A-3	10	0	0	0	0	0	0	1,637	2,543	10
B-1	12	2	2	0	0	0	0	9,645	13,115	16
B-2	369	17	2	3	0	0	0	2,733	7,228	391
B-3	490	2	2	0	0	0	0	1,195	3,114	494
全体	981	32	9	6	1	0	0	2,630	9,197	n=1,029

図 2-6-14 国民年金システムの類型と運用・保守経費(市町村)

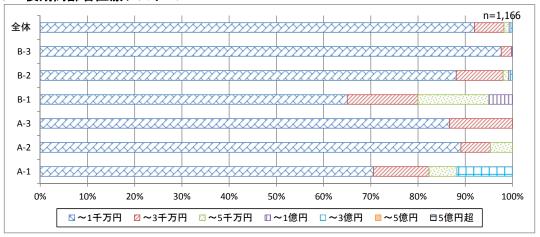
#### b 国民健康保険システム



国民健康保険システムの 類型	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
A-1	27	14	9	6	3	1	1	45,965	103,264	61
A-2	64	9	3	2	2	0	0	12,167	35,565	80
A-3	11	1	0	0	0	0	0	4,648	4,441	12
B-1	7	3	3	1	1	0	0	30,269	45,562	15
B-2	411	61	17	7	10	2	0	10,798	33,351	508
B-3	415	27	3	0	2	0	0	3,997	8,859	447
全体	935	115	35	16	18	3	1	10,293	36,197	n=1,123

図 2-6-15 国民健康保険システムの類型と運用・保守経費(市町村)

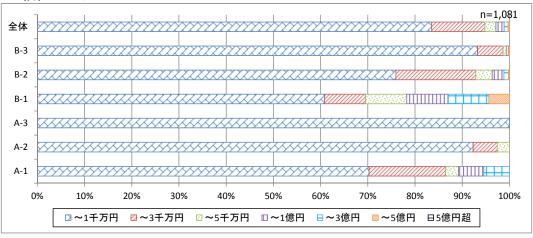
### c 後期高齢者医療システム



後期高齢者医療システム の類型	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
A-1	12	2	1	0	2	0	0	25,019	52,153	17
A-2	57	4	3	0	0	0	0	5,499	9,961	64
A-3	13	2	0	0	0	0	0	3,723	4,129	15
B-1	13	3	3	1	0	0	0	12,759	16,853	20
B-2	444	50	6	2	2	0	0	5,274	15,734	504
B-3	533	12	0	1	0	0	0	2,206	3,665	546
全体	1072	73	13	4	4	0	0	4,246	13,068	n=1,166

図 2-6-16 後期高齢者医療システムの類型と運用・保守経費(市町村)

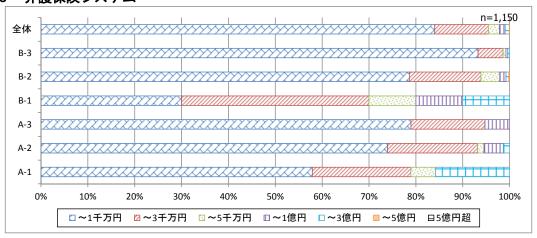
### d 福祉システム



福祉システムの類型	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
A-1	26	6	1	2	2	0	0	19,562	45,036	37
A-2	36	2	1	0	0	0	0	3,785	6,644	39
A-3	16	0	0	0	0	0	0	2,255	1,776	16
B-1	14	2	2	2	2	1	0	51,170	108,589	23
B-2	395	88	18	13	5	1	0	10,064	23,015	520
B-3	416	24	3	2	0	1	0	4,359	17,599	446
全体	903	122	25	19	9	3	0	8,568	27,279	n=1,081

図 2-6-17 福祉システムの類型と運用・保守経費(市町村)

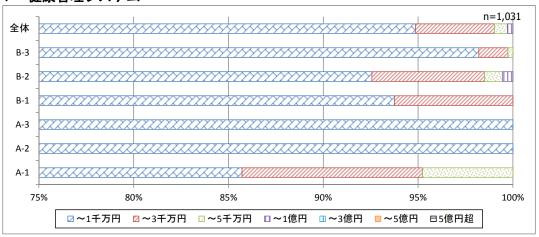
# e 介護保険システム



介護保険システムの類型	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
A-1	11	4	1	0	3	0	0	46,858	91,371	19
A-2	54	14	1	3	1	0	0	10,778	20,929	73
A-3	15	3	0	1	0	0	0	9,211	17,570	19
B-1	3	4	1	1	1	0	0	44,510	69,114	10
B-2	411	80	21	7	3	1	0	9,125	21,465	523
B-3	472	27	3	2	2	0	0	4,527	16,074	506
全体	966	132	27	14	10	1	0	8,139	23,798	n=1,150

図 2-6-18 介護保険システムの類型と運用・保守経費(市町村)

### f 健康管理システム



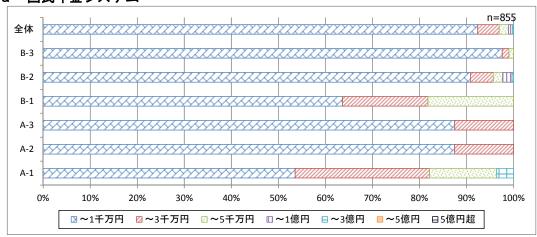
健康管理システムの類型	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
A-1	18	2	1	0	0	0	0	4,779	9,050	21
A-2	20	0	0	0	0	0	0	1,479	1,799	20
A-3	15	0	0	0	0	0	0	1,808	1,918	15
B-1	45	3	0	0	0	0	0	2,601	3,823	48
B-2	498	32	5	3	0	0	0	3,665	7,806	538
B-3	382	6	1	0	0	0	0	1,951	3,210	389
全体	978	43	7	3	0	0	0	2,922	6,228	n=1,031

図 2-6-19 健康管理システムの類型と運用・保守経費(市町村)

# (I) 社会保障システムの類型とシステム経費

次に、社会保障システムの類型とシステム経費の関係性を確認する。

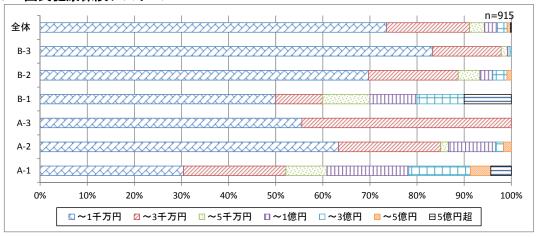
# a 国民年金システム



国民年金システムの類型	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
A-1	15	8	4	0	1	0	0	20,337	46,118	28
A-2	35	5	0	0	0	0	0	4,082	5,879	40
A-3	7	1	0	0	0	0	0	3,075	3,402	8
B-1	7	2	2	0	0	0	0	13,073	15,619	11
B-2	317	17	7	7	1	0	0	5,195	12,413	349
B-3	409	6	4	0	0	0	0	2,210	4,500	419
全体	790	39	17	7	2	0	0	4,258	12,505	n=855

図 2-6-20 国民年金システムの類型とシステム経費(市町村)

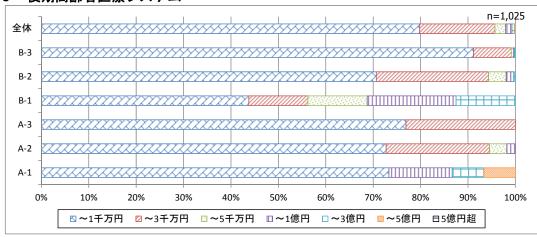
### b 国民健康保険システム



国民健康保険システムの 類型	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
A-1	7	5	2	4	3	1	1	92,618	175,166	23
A-2	38	13	1	6	1	1	0	23,194	59,684	60
A-3	5	4	0	0	0	0	0	9,549	7,446	9
B-1	5	1	1	1	1	0	1	136,345	343,846	10
B-2	303	83	20	12	13	4	0	17,497	46,352	435
B-3	315	55	5	2	1	0	0	6,200	9,360	378
全体	673	161	29	25	19	6	2	16,313	59,499	n=915

図 2-6-21 国民健康保険システムの類型とシステム経費(市町村)

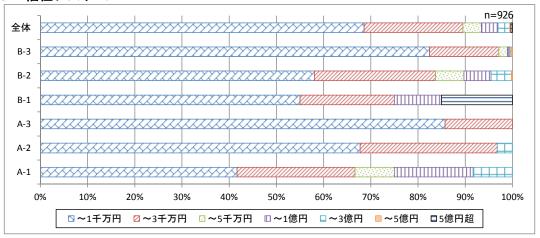
### c 後期高齢者医療システム



後期高齢者医療システム の類型	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
A-1	11	0	0	2	1	1	0	47,757	100,511	15
A-2	40	12	2	1	0	0	0	9,981	11,835	55
A-3	10	3	0	0	0	0	0	7,510	6,984	13
B-1	7	2	2	3	2	0	0	41,988	49,015	16
B-2	325	109	17	7	2	0	0	9,880	13,594	460
B-3	425	37	2	1	1	0	0	5,072	8,083	466
全体	818	163	23	14	6	1	0	8,725	18,443	n=1,025

図 2-6-22 後期高齢者医療システムの類型とシステム経費(市町村)

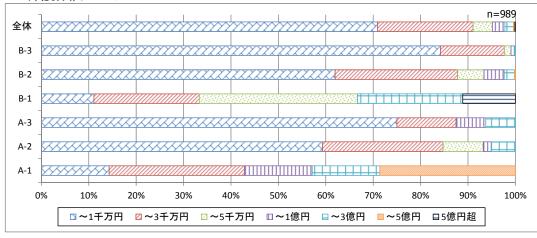
# d 福祉システム



福祉システムの類型	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
A-1	5	3	1	2	1	0	0	48,669	84,568	12
A-2	21	9	0	0	1	0	0	10,753	23,899	31
A-3	12	2	0	0	0	0	0	4,791	5,063	14
B-1	11	4	0	2	0	0	3	125,571	275,477	20
B-2	271	120	28	27	20	1	0	20,484	40,745	467
B-3	315	56	7	2	1	1	0	7,582	20,824	382
全体	635	194	36	33	23	2	3	17,233	54,698	n=926

図 2-6-23 福祉システムの類型とシステム経費(市町村)

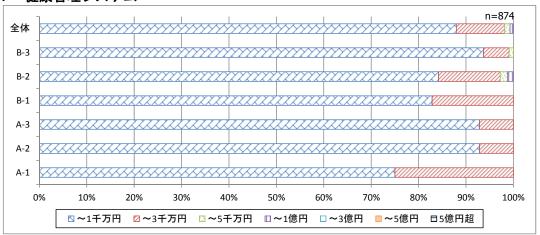
# e 介護保険システム



介護保険システムの類型	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
A-1	1	2	0	1	1	2	0	139,994	153,029	7
A-2	35	15	5	1	3	0	0	19,986	39,068	59
A-3	12	2	0	1	1	0	0	16,510	32,010	16
B-1	1	2	3	0	2	0	1	157,948	285,253	9
B-2	290	121	26	20	10	1	0	15,998	29,823	468
B-3	362	58	6	3	1	0	0	6,491	11,283	430
全体	701	200	40	26	18	3	1	14,280	41,373	n=989

図 2-6-24 介護保険システムの類型とシステム経費(市町村)

### f 健康管理システム



健康管理システムの類型	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
A-1	6	2	0	0	0	0	0	6,253	8,285	8
A-2	13	1	0	0	0	0	0	3,248	3,724	14
A-3	13	1	0	0	0	0	0	3,353	3,473	14
B-1	29	6	0	0	0	0	0	5,446	6,656	35
B-2	395	61	7	6	0	0	0	6,573	9,265	469
B-3	313	18	3	0	0	0	0	3,882	5,001	334
全体	769	89	10	6	0	0	0	5,392	7,745	n=874

図 2-6-25 健康管理システムの類型とシステム経費(市町村)

以上のとおり、社会保障システムの類型別に経費の平均値を比較すると、B-3 (オープン系サーバノンカスタマイズパッケージ)やB-2 (オープン系サーバカスタマイズパッケージ)の値は低く、B-1 (オープン系独自開発)、A-1 (汎用機系独自開発)の経費の平均値が高くなっている。

これは、B-3やB-2を利用する地方公共団体規模が小さいことも原因であると考えられる。

# (オ) 社会保障システムの類型と地方公共団体規模に応じたシステム経費の試算

上記で確認したように、社会保障システムのシステム経費は、地方公共団体規模(住民数)と一定の相関がみられる。

社会保障システムの類型別にシステム経費と地方公共団体規模について、以下のとおり回帰分析を行い、これらの回帰式に基づいて社会保障システムの類型別に地方公共団体規模に応じたシステム経費の試算を行った。

#### a 国民年金システム

	β	а	$R^2$	団体数
A-1	1.1623141	2.9532451	0.44	28
	(4.48415425)	(2.25186679)		
	***	**		
A-2	0.5988288	5.4809028	0.44	40
	(5.44969785)	(13.2546443)		
	***	***		
A-3	0.0437234	7.4246025	0.002	8
	(0.12072215)	(6.51828472)		
		***		
B-1	0.6552007	5.2558012	0.54	11
	(3.25286442)	(4.64337764)		
	***	***		
B-2	0.6424970	5.2279173	0.40	349
	(15.1413303)	(32.5025065)		
	***	***		
B-3	0.4622779	5.7177171	0.30	418
	(13.2031669)	(51.1605821)		
	***	***		
全体	0.5845522	5.4156201	0.40	859
	(23.6990482)	(61.3131639)		
	***	***		

図 2-6-26 国民年金システムのシステム経費と地方公共団体規模(市町村)

(注1) モデルは、次式とした。

In(システム経費)=β× In(住民数)+a

- (注 2) 本調査研究で使用する統計表現に関する注記は、前述のとおり (「2 (5) ア クロス集計結果等」を参照)。
- (注3) 国民年金システムの類型A-3 の $\beta$  には有意性がない。

							50万人超
住民数(千人)	住民数(千人)		3万人	10万人	30万人	50万人	75万人
In(住民数)	In(住民数)		3.4011974	4.6051702	5.7037825	6.2146081	6.6200732
	A-1	279	999	4,048	14,513	26,280	42,102
	A-2	953	1,840	3,784	7,306	9,921	12,647
システム経費	A-3						
(千円)	B-1	866	1,780	3,917	8,046	11,244	14,666
	B-2	818	1,658	3,593	7,278	10,105	13,112
	B-3	882	1,466	2,557	4,249	5,381	6,490

図 2-6-27 国民年金システムの類型ごとのシステム経費の試算(市町村)

# b 国民健康保険システム

	β	а	$R^2$	団体数
A-1	1.0034287	5.1403937	0.53	23
	(4.86685367)	(4.73335378)		
	***	***		
A-2	0.6305110	6.5692543	0.50	60
	(7.59877433)	(20.3886582)		
	***	***		
A-3	0.9631832	6.0343742	0.77	9
	(4.80597459)	(10.1319968)		
	***	***		
B-1	1.0396913	5.0458917	0.87	10
	(7.40766439)	(7.39654459)		
	***	***		
B-2	0.7585222	5.9817380	0.55	435
	(23.0992625)	(49.0759204)		
	***	***		
B-3	0.5561214	6.5571846	0.40	377
	(15.707268)	(59.5043625)		
	***	***		
全体	0.7066932	6.1759302	0.53	918
	(32.4172879)	(79.9068656)		
	***	***		

図 2-6-28 国民健康保険システムのシステム経費と地方公共団体規模(市町村)

							50万人超
住民数(千人	.)	1万人	3万人	10万人	30万人	50万人	75万人
In(住民数)		2.3025851	3.4011974	4.6051702	5.7037825	6.2146081	6.6200732
	A-1	1,721	5,184	17,350	52,247	87,231	131,028
	A-2	3,044	6,086	13,002	25,992	35,869	46,318
システム経費	A-3	3,836	11,052	35,242	101,535	166,073	245,418
(千円)	B-1	1,703	5,335	18,655	58,458	99,426	151,558
	B-2	2,272	5,227	13,028	29,977	44,164	60,067
	B-3	2,534	4,669	9,120	16,801	22,321	27,966

図 2-6-29 国民健康保険システムの類型ごとのシステム経費の試算(市町村)

# c 後期高齢者医療システム

	β	а	R <sup>2</sup>	団体数
A-1	0.7001169	6.2608681	0.87	15
	(9.44718084)	(18.8306419)		
	***	***		
A-2	0.3744808	7.4948611	0.39	55
	(5.82896078)	(31.8214925)		
	***	***		
A-3	0.4948369	6.7777012	0.84	13
	(7.57060596)	(26.3530065)		
	***	***		
B-1	0.8019283	5.5166417	0.95	16
	(15.8832146)	(19.7947929)		
	***	***		
B-2	0.5202417	6.6943800	0.43	460
	(18.6121383)	(60.8907196)		
	***	***		
B-3	0.3682209	6.9684746	0.25	464
	(12.4572636)	(73.0127369)		
	***	***		
全体	0.485167696	6.757429352	0.42	1,039
	(27.1692924)	(103.552643)		
	***	***		

図 2-6-30 後期高齢者医療システムのシステム経費と地方公共団体規模(市町村)

							50万人超
住民数(千人	.)	1万人	3万人	10万人	30万人	50万人	75万人
In(住民数)		2.3025851	3.4011974	4.6051702	5.7037825	6.2146081	6.6200732
	A-1	2,625	5,665	13,161	28,401	40,612	53,944
	A-2	4,260	6,429	10,091	15,227	18,437	21,460
システム経費	A-3	2,744	4,726	8,574	14,767	19,014	23,238
(千円)	B-1	1,577	3,805	9,993	24,117	36,327	50,285
	B-2	2,677	4,740	8,868	15,705	20,486	25,296
	B-3	2,481	3,718	5,792	8,680	10,476	12,163

図 2-6-31 後期高齢者医療システムの類型ごとのシステム経費の試算(市町村)

# d 福祉システム

	β	а	$R^2$	団体数
A-1	1.0173217	5.0517823	0.88	12
	(8.72136735)	(9.18721615)		
	***	***		
A-2	0.6634988	6.1363600	0.58	31
	(6.37629856)	(16.0101978)		
	***	***		
A-3	0.5819364	6.3104435	0.44	14
	(3.05076318)	(10.7924544)		
	***	***		
B-1	0.9946246	5.1770560	0.90	20
	(12.7939031)	(14.1699805)		
	***	***		
B-2	0.8235233	5.8581852	0.62	467
	(27.5819988)	(49.3022801)		
	***	***		
B-3	0.7292253	5.9568633	0.45	382
	(17.5429631)	(45.4663205)		
	***	***		
全体	0.817928964	5.786873498	0.61	942
	(38.2848512)	(73.8180364)		
	***	***		

図 2-6-32 福祉システムのシステム経費と地方公共団体規模(市町村)

							50万人超
住民数(千人	.)	1万人	3万人	10万人	30万人	50万人	75万人
In(住民数)		2.3025851	3.4011974	4.6051702	5.7037825	6.2146081	6.6200732
	A-1	1,627	4,974	16,928	51,760	87,033	131,469
	A-2	2,131	4,416	9,817	20,350	28,559	37,375
システム経費	A-3	2,101	3,983	8,025	15,210	20,475	25,923
(千円)	B-1	1,750	5,219	17,283	51,543	85,670	128,225
	B-2	2,332	5,763	15,532	38,384	58,458	81,631
	B-3	2,071	4,615	11,104	24,741	35,908	48,261

図 2-6-33 福祉システムの類型ごとのシステム経費の試算(市町村)

# e 介護保険システム

	β	а	$R^2$	団体数
A-1	0.9151695	5.2937267	0.73	7
	(3.63831524)	(3.30186292)		
	**	**		
A-2	0.6677564	6.6339237	0.68	59
	(11.0849269)	(29.4103292)		
	***	***		
A-3	0.6342882	6.7395124	0.48	16
	(3.62382872)	(11.3403332)		
	***	***		
B-1	0.7180050	6.8872814	0.73	9
	(4.39487135)	(7.37808888)		
	***	***		
B-2	0.6624734	6.3950393	0.57	468
	(24.6189463)	(59.3021467)		
	***	***		
B-3	0.4514950	6.9779065	0.35	430
	(15.3145513)	(75.9119045)		
	***	***		
全体	0.607622542	6.596532768	0.54	996
	(34.1683958)	(101.198185)		
	***	***		

図 2-6-34 介護保険のシステム経費と地方公共団体規模(市町村)

							50万人超
住民数(千人)		1万人	3万人	10万人	30万人	50万人	75万人
In(住民数)		2.3025851	3.4011974	4.6051702	5.7037825	6.2146081	6.6200732
	A-1	1,638	4,476	13,470	36,815	58,756	85,154
	A-2	3,539	7,369	16,466	34,292	48,232	63,229
システム経費	A-3	3,641	7,309	15,686	31,488	43,537	56,305
(千円)	B-1	5,118	11,264	26,737	58,843	84,915	113,610
	B-2	2,753	5,700	12,655	26,203	36,756	48,082
	B-3	3,034	4,982	8,579	14,089	17,743	21,308

図 2-6-35 介護保険システムの類型ごとのシステム経費の試算(市町村)

# f 健康管理システム

	β	а	R <sup>2</sup>	団体数
A-1	0.8702946	4.6134456	0.48	8
	(2.35378037)	(3.37607153)		
	*	**		
A-2	0.4799000	6.1257798	0.36	14
	(2.59704171)	(10.3101428)		
	**	***		
A-3	0.5369760	6.3594923	0.49	14
	(3.39446222)	(14.6701419)		
	***	***		
B-1	0.5161566	6.1329506	0.44	35
	(5.09811901)	(15.7913056)		
	***	***		
B-2	0.4356490	6.6342440	0.32	469
	(14.7315274)	(56.5444055)		
	***	***		
B-3	0.4716447	6.3679202	0.32	333
	(12.5530415)	(52.4507741)		
	***	***		
全体	0.4697280	6.4337150	0.36	886
	(22.1301064)	(82.6279445)		
	***	***		

図 2-6-36 健康管理のシステム経費と地方公共団体規模(市町村)

							50万人超
住民数(千ノ	<b>、</b> )	1万人	3万人	10万人	30万人	50万人	75万人
In(住民数)		2.3025851	3.4011974	4.6051702	5.7037825	6.2146081	6.6200732
	A-1	748	1,946	5,549	14,435	22,516	32,044
	A-2	1,381	2,340	4,171	7,066	9,029	10,968
システム経費	A-3	1,990	3,590	6,852	12,361	16,262	20,218
(千円)	B-1	1,512	2,666	4,964	8,752	11,392	14,044
	B-2	2,074	3,348	5,656	9,128	11,403	13,606
	B-3	1,727	2,899	5,115	8,588	10,927	13,230

図 2-6-37 健康管理システムの類型ごとのシステム経費の試算(市町村)

社会保障システムのハードウェアや導入方式の類型( $A-1\sim B-3$ )は、システム経費に影響を与えており、番号制度導入の対応で必要なシステム改修経費にも影響を与えることを想定する。

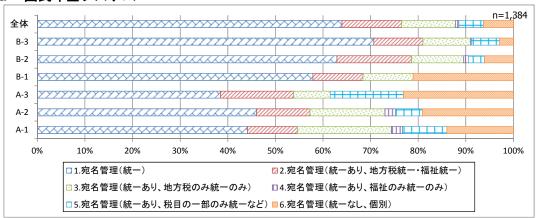
## (カ) 宛名管理の統一性の程度による類型化

「2 **(5)** クロス集計結果等」「検討の観点」のとおり、番号制度導入で地方公共団体は既存システムに個人番号を追加・管理することとなるが、既存システムにおける宛名管理の統一性によって、システム改修が必要となる範囲・規模が異なることが想定され、番号制度導入に係る市町村の社会保障システムのシステム改修の類型を考える上で、社会保障システムのハードウェアや導入方式の類型と宛名管理の統一性の程度について考慮することが必要である。

社会保障システムのハードウェアや導入方式の類型と宛名管理の統一性の程度のクロス集計結果をみると、B-3 (オープン系サーバノンカスタマイズパッケージ)で宛名管理が統一である割合が高いことが確認されるが、その一方で、システムによっては、A-1 (汎用機系独自開発)であっても宛名管理の統一性が高いシステムの割合が低くないことが分かる。

このことは、汎用機系独自開発であっても、統一性が高く洗練されたシステムはあり、パッケージ・システムであっても、マルチ・ベンダでシステム間の独立性が高いシステムがあることによると想定される。

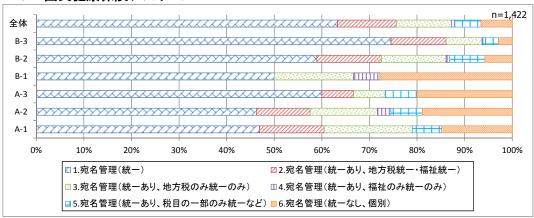
#### a 国民年金システム



		回答							
国民年金システム の類型			あり、地方税のみ統	4.宛名管理(統一 あり、福祉のみ統一 のみ)	ちり ガロの一部の	6.宛名管理(統一 なし、個別)	団体数		
A-1	38	9	17	2	8	12	86		
A-2	41	10	14	2	5	17	89		
A-3	5	2	1	0	2	3	13		
B-1	11	2	2	0	0	4	19		
B-2	333	83	58	5	18	32	529		
B-3	458	67	65	1	38	19	648		
全体	886	173	157	10	71	87	n=1,384		

図 2-6-38 国民年金システムの類型と宛名管理の統一性の程度(市町村)

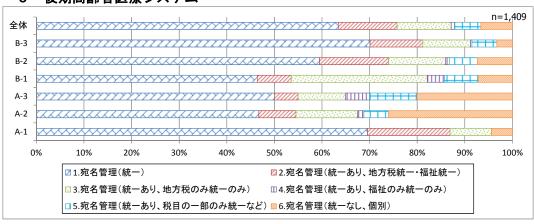
## b 国民健康保険システム



			0	答			
国民健康保険シ ステムの類型	1.宛名管理(統一)	2.宛名管理(統一 あり、地方税統一・ 福祉統一)	あり、地方税のみ統	あり、福祉のみ統一		6.宛名管理(統一 なし、個別)	団体教
A-1	38	11	15	0	5	12	81
A-2	49	12	15	3	7	20	106
A-3	9	1	1	0	1	3	15
B-1	9	0	3	1	0	5	18
B-2	382	88	88	5	48	37	648
B-3	413	64	42	1	18	16	554
全体	900	176	164	10	79	93	n=1,422

図 2-6-39 国民健康保険システムの類型と宛名管理の統一性の程度(市町村)

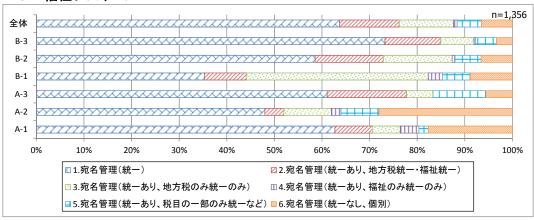
# c 後期高齢者医療システム



				答			
後期高齢者医療 システムの類型	1.宛名管理(統一)	2.宛名管理(統一 あり、地方税統一・ 福祉統一)	あり、地方税のみ統	あり、福祉のみ統一		6.宛名管理(統一なし、個別)	団体数
A-1	16	4	2	0	0	1	23
A-2	36	6	10	1	4	20	77
A-3	10	1	2	1	2	4	20
B-1	13	2	8	1	2	2	28
B-2	364	89	73	5	36	45	612
B-3	455	72	65	2	34	21	649
全体	894	174	160	10	78	93	n=1,409

図 2-6-40 後期高齢者医療システムの類型と宛名管理の統一性の程度(市町村)

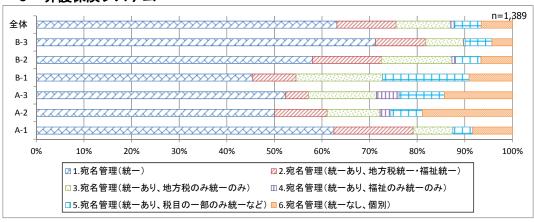
### d 福祉システム



回答									
福祉システムの類型	1.宛名管理(統一)		3.宛名管理(統一 あり、地方税のみ統	4.宛名管理(統一	5.宛名管理(統一 あり、税目の一部の み統一など)	6.宛名管理(統一なし、個別)	団体数		
A-1	32	4	3	2	1	9	51		
A-2	24	2	5	1	4	14	50		
A-3	11	3	1	0	2	1	18		
B-1	12	3	13	1	2	3	34		
B-2	385	94	95	4	36	43	657		
B-3	400	64	38	2	24	18	540		
全体	864	170	155	10	69	88	n=1,356		

図 2-6-41 福祉システムの類型と宛名管理の統一性の程度(市町村)

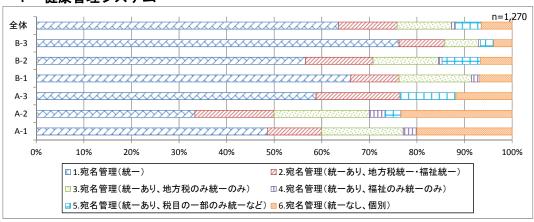
# e 介護保険システム



			0	答			·
介護保険シス テムの類型	1. 宛名官理(就一)	リ、地方悦杭一・倫	リ、地方税のみ就一	り、価値のみ就一の	5.宛名管理(統一あ り、税目の一部のみ 統一など)	6.宛名管理(統一な し、個別)	団体数
A-1	15	4	2	0	1	2	24
A-2	45	10	10	2	6	17	90
A-3	11	1	3	1	2	3	21
B-1	5	1	2	0	2	1	11
B-2	370	93	94	5	34	42	638
B-3	431	64	48	2	34	26	605
全体	877	173	159	10	79	91	n=1,389

図 2-6-42 介護保険システムの類型と宛名管理の統一性の程度(市町村)

### f 健康管理システム



				答			
健康管理シス テムの類型	1.夗石官理(机一)	リ、地方依頼一・抽	リ、地方税のみ就一	り、無性のの就一の	5.宛名管理(統一あり、税目の一部のみ 統一など)	6.宛名管理(統一な し、個別)	団体数
A-1	17	4	6	1	0	7	35
A-2	10	5	6	1	1	7	30
A-3	10	3	0	0	2	2	17
B-1	39	6	9	1	0	4	59
B-2	374	94	91	5	53	44	661
B-3	357	45	33	2	13	18	468
全体	807	157	145	10	69	82	n=1,270

図 2-6-43 健康管理システムの類型と宛名管理の統一性の程度(市町村)

以上を踏まえると、宛名管理の統一性の程度は、社会保障システムのハードウェアや導入方式の類型に関わらず異なるものであり、番号制度導入に係る市町村の社会保障システムのシステム改修に係る類型の確認にあたって、社会保障システムのハードウェアや導入方式の類型と併せて、宛名管理の統一性の程度を考慮すべきであると考えられる。

# イ 都道府県のシステム改修に係る類型の確認

都道府県の社会保障システムのシステム改修に係る類型についても、類型を確認する。

(注) 本アンケート調査においては、システム規模等を踏まえ、社会保障システムのうち、福祉システムに絞ってアンケート調査の対象とした。

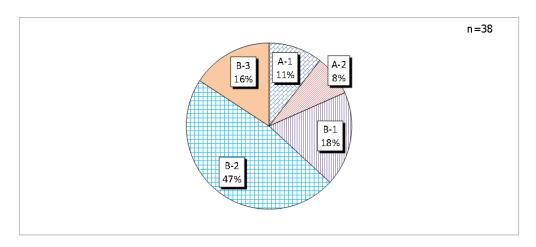
### (社会保障システムのハードウェアや導入方式による類型)

ハードウェアや導入方式による類型は、次のA-1、A-2、A-3、B-1、B-2、B-3 の B-10の類型があげられる(市町村と同様)。

	システムの	ハードウェア
システムの 導入方式	汎用機・ オフコン	オープン系・ スタンドアロン
独自開発	A-1	B-1
カスタマイズ	A-2	B-2
ノンカスタマイズ	A-3	B-3

### (7) 社会保障システムの類型

福祉システムの類型の集計結果をみると、B-2(オープン系サーバカスタマイズパッケージ)が約4.7割となっており、B-1(オープン系サーバ独自開発)が約1.8割、B-3(オープン系サーバノンカスタマイズパッケージ)が約1.6割、A-1(汎用機系独自開発)が約1.1割、A-2(汎用機系カスタマイズパッケージ)が約0.8割と続く結果になっている。



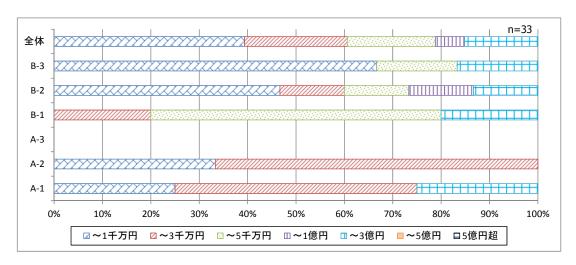
ハードウェアや導入方式 の類型	都道府県
A-1	4
A-2	3
A-3	0
B-1	7
B-2	18
B-3	6

n=38

図 2-6-44 福祉システムの類型(都道府県)

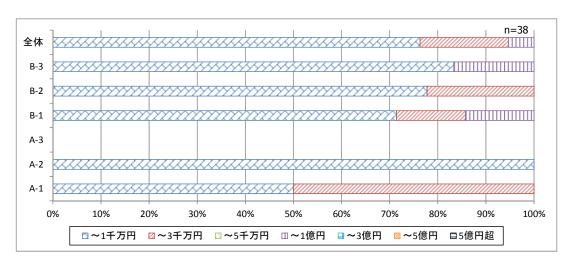
# (イ) 社会保障システムの類型と経費

次に、福祉システムの類型と経費の関係性を確認する。



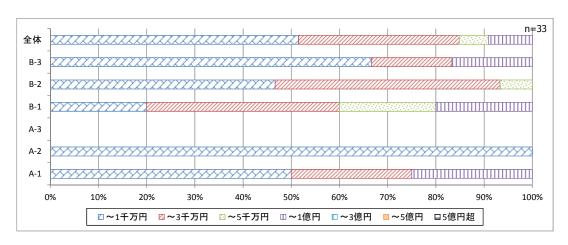
福祉システムの類型	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
A-1	1	2	0	0	1	0	0	85,077	138,382	4
A-2	1	2	0	0	0	0	0	14,275	14,899	3
A-3	0	0	0	0	0	0	0			0
B-1	0	1	3	0	1	0	0	46,945	38,977	5
B-2	7	2	2	2	2	0	0	38,668	42,510	15
B-3	4	0	1	0	1	0	0	44,799	81,253	6
全体	13	7	6	2	5	0	0	44,445	64,262	n=33

図 2-6-45 福祉システムの類型と導入経費(都道府県)



福祉システムの類型	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
A-1	2	2	0	0	0	0	0	8,629	6,294	4
A-2	3	0	0	0	0	0	0	3,175	3,616	3
A-3	0	0	0	0	0	0	0			0
B-1	5	1	0	1	0	0	0	13,346	18,041	7
B-2	14	4	0	0	0	0	0	6,096	5,546	18
B-3	5	0	0	1	0	0	0	9,806	20,643	6
全体	29	7	0	2	0	0	0	8,053	11,749	n=38

図 2-6-46 福祉システムの類型と運用・保守経費(都道府県)



福祉システムの類型	~1千万円	~3千万円	~5千万円	~1億円	~3億円	~5億円	5億円超	平均(千円)	標準偏差	団体数
A-1	2	1	0	1	0	0	0	25,644	32,273	4
A-2	3	0	0	0	0	0	0	6,030	4,925	3
A-3	0	0	0	0	0	0	0			0
B-1	1	2	1	1	0	0	0	24,827	21,459	5
B-2	7	7	1	0	0	0	0	13,610	10,702	15
B-3	4	1	0	1	0	0	0	18,765	36,816	6
全体	17	11	2	3	0	0	0	17,017	21,326	n=33

図 2-6-47 福祉システムの類型とシステム経費(都道府県)

上記のとおり、都道府県では福祉システムの類型別の経費について、経費の平均値で市町村ほど明確な類型間での差異があるとは言い難い。

「図 **2-5-61** 福祉システムのシステム経費と地方公共団体規模 (都道府県)」で確認したように、福祉システムのシステム費用は、住民数 (地方公共団体規模)と一定の相関がみられるが、決定係数  $(\mathbf{R}^2)$  が低く、住民数だけでは説明し難い。

都道府県は多様な独自開発の福祉システムであることや、現状の福祉システムに含まれる業務・システムの範囲が異なることなどによると推察される。

	β	а	$R^2$	団体数	
全体	0.50497360	5.24512645	0.092	31	
	(1.716489749)	(2.343408048)			
	*	**			

図 2-6-48 福祉システムのシステム経費と地方公共団体規模(都道府県)

(注1) モデルは、次式とした。

In(システム経費)=β×In(住民数)+a

(注 2) ここでの結果は、前述の「福祉システムのシステム経費と地方公共団体規模(都道府県)」と同じである。

参考まで、試算結果を次に示す。

					700万人超
住民数(千人)	100万人	300万人	500万人	700万人	900万人
ln(住民数)	6.907755279	8.0063676	8.5171932	8.8536654	9.1049799
システム経費(千円)	6,207	10,809	13,990	16,581	18,824

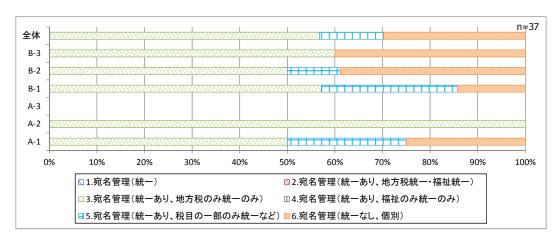
図 2-6-49 福祉システムのシステム経費の試算(都道府県)

# (ウ) 宛名管理の統一性の程度による類型化

番号制度導入に係る都道府県のシステム改修に係る類型化にあたって、市町村と同様に宛名管理の統一性の程度が高いかを取り上げる。

福祉システムの類型と宛名管理の統一性の程度のクロス集計結果をみると、都道府県については、ハードウェアや導入方式の類型  $(A-1\sim B-3)$  によって、宛名管理の統一性に大きな相違は見られない。

市町村のシステムに比べ、システム間の独立性が高いことが推察される。



	回答							
福祉システムの 類型	1.20 石 目 垤 ( 帆 )	ソ、ルノノ 抗帆 ・田	ツ、バンカサルのの利	ソ、T田工工のかり し	5.宛名管理(統一あ り、税目の一部のみ 統一など)	6.宛名管理(統一な し、個別)	団体数	
A-1	0	0	2	0	1	1	4	
A-2	0	0	3	0	0	0	3	
A-3	0	0	0	0	0	0	0	
B-1	0	0	4	0	2	1	7	
B-2	0	0	9	0	2	7	18	
B-3	0	0	3	0	0	2	5	
全体	0	0	21	0	5	11	n=37	

図 2-6-50 福祉システムの類型の宛名管理の統一性の程度

# 3 ヒアリング調査結果

# (1) ヒアリング調査の目的・概要

本調査研究では、地方公共団体46団体のヒアリング調査を行った。

ヒアリング調査は、先行ヒアリング調査(平成24年9月)と後続ヒアリング調査(平成24年10月から平成25年1月)に分けて、段階的に実施した。

それぞれのヒアリング調査の目的・概要は、次のとおりである。

#### (先行ヒアリング調査の目的・概要)

本調査研究の中で、全国1,742市町村(特別区を含む)及び47都道府県の地方公共団体に対するアンケート調査や類型ごとの地方公共団体の実地調査(ヒアリング調査)を行うことを通じて仮説検証を行い、番号制度導入にあたって行うべき事務・システム上の課題や対応策を整理した。

ヒアリング調査結果は、社会保障分野の地方公共団体向け番号制度のガイドライン案に相当し得る「中間まとめ案」(「4 中間まとめ案(社会保障分野)」を参照)を取りまとめる上での基礎資料となっている。

アンケート調査が、全地方公共団体に対して行うものであり、回答負荷を軽減するため、全国網羅的に把握すべき質問項目であり、選択肢や数値で回答が可能な質問項目に絞って実施したのに対し、ヒアリング調査は、現行の個人特定作業を中心に、アンケート調査で捕捉されない具体的な業務の流れ等について確認した。

また、番号制度で実現する情報連携について具体的に検討するため、現行の申請処理等における添付書類等について確認した。

#### (後続ヒアリング調査の目的・概要)

番号法案では、情報提供ネットワークシステムを通じて情報の求めがあった場合に、情報提供 者は情報照会者に対し情報を提供する義務がある(法第22条)。

提供が必要な情報については、番号法案 別表第二により主務省令で定められる見込みであるが、行政機関への申請・届出における添付書類の削減など、住民の利便性の更なる向上を図ることや、行政の効率化・スリム化のためには、情報照会が可能なデータ項目の範囲を幅広く検討する必要があると考えられる一方、個人情報保護の観点からは業務上必要なデータ項目に限定した情報提供を検討する必要があるとも考えられる。

後続ヒアリング調査では、そのような番号制度で可能となる情報連携で対象になると想定されるデータ項目を具体的に洗い出すことを主な目的として、地方公共団体の現行の制度(法令、告示、通知等)、業務・システム、添付書類と業務上確認が必要な情報等に関するヒアリング調査を実施した。

本章では主に、地方共団体における番号制度の導入ガイドライン(平成24年9月 総務省)、 先行ヒアリング調査結果、「4 中間まとめ案(社会保障分野)」(中間報告書)等を踏まえつつ、 ユースケース単位で、地方公共団体の現行の制度(法令、告示、通知等)、業務・システム、添 付書類と業務上確認が必要な情報等を総括している。

また、地方共団体における番号制度の導入ガイドライン及び「4 中間まとめ案(社会保障分野)」で示されているユースケースについては、番号制度で可能となる情報連携で対象になると想定されるデータ項目を洗い出した結果を、「技術標準の検討に係る報告書 最終報告書」において「データレイアウト」として具体的に記載したので、あわせてご参照いただきたい。

# (2) ヒアリング調査結果のご紹介(市町村)

### ア 地方公共団体ヒアリング調査(市町村)の概要

主な検討対象の業務・システムは次のとおりである。

- 住基システム
- ・ 地方税システム (課税管理システム、宛名管理システム、収滞納管理システム)
- 社会保障システム(国民年金システム、国民健康保険システム、 後期高齢者医療システム、障害者福祉システム、児童手当システム、 児童扶養手当システム、特別児童扶養手当システム、保育所保育料システム、 生活保護システム、介護保険システム、予防接種管理システム、養育里親名簿管理システム、母子寡婦福祉資金貸付システム、母子家庭自立支援システム、 母子家庭等日常生活支援システム、老人福祉システム、原子爆弾被爆者援護システム、 感染症患者等医療費システム)

(ただし、養育里親名簿管理システム、母子寡婦福祉資金貸付システム、母子家庭自立支援システム、母子家庭等日常生活支援システム、老人福祉システム、原子爆弾被爆者援護システム、感染症患者等医療費システムについては、先行ヒアリング調査を行っていない。

また、住基システムについては、地方公共団体が情報照会者となるユースケースがない ことから、本章において記載を行っていない。)

なお、社会保障分野については、社会保障・税番号大綱(平成23年6月30日決定)において、「第4情報の機微性に応じた特段の措置」の見込みがあり、それを踏まえ、「医療分野等の特に機微性の高い医療情報」については、基本的に調査研究の対象としていない。

先行ヒアリング調査の対象となった市町村は次のとおり。

No	住民数	団体区分	地域	ヒアリング実施日
1	50 万人以下	一般市	関東	平成 24 年 9 月 07 日
2	50 万人超	指定都市	関東	平成 24 年 9 月 11 日
3	3万人以下	一般市	九州	平成 24 年 9 月 12 日
4	50 万人超	中核市	関東	平成 24 年 9 月 13 日
5	50 万人以下	町村組合	関東	平成 24 年 9 月 13 日
6	10 万人以下	一般市	中部	平成 24 年 9 月 14 日
7	50 万人以下	一般市	東北	平成 24 年 9 月 14 日

図 3-2-1 先行ヒアリング調査(市町村)の対象一覧

後続ヒアリング調査の対象となった市町村は次のとおり。

No	住民数	団体区分	地域	ヒアリング実施日
1	100 万人以下	特例市	関東	平成 24 年 10 月 26 日
2	3万人以下	町村	中国	平成 24 年 10 月 29 日
3	3万人以下	町村	中国	平成 24 年 10 月 30 日
4	3万人以下	町村	北海道	平成 24 年 10 月 31 日
5	10 万人以下	一般市	東北	平成 24 年 10 月 31 日
6	3万人以下	町村	北海道	平成 24 年 11 月 1 日
7	3万人以下	町村	東北	平成 24 年 11 月 1 日
8	3万人以下	町村	北海道	平成 24 年 11 月 2 日
9	10 万人以下	一般市	近畿	平成 24 年 11 月 2 日
10	50 万人以下	一般市	関東	平成 24 年 11 月 5 日
11	3万人以下	町村	東北	平成 24 年 11 月 7 日
12	50 万人以下	中核市	中部	平成 24 年 11 月 8 日
13	3万人以下	町村	中部	平成 24 年 12 月 3 日
14	3万人以下	町村	中部	平成 24 年 12 月 4 日
15	3万人以下	一般市	近畿	平成 24 年 12 月 5 日
16	100 万人以下	特別区	関東	平成 24 年 12 月 5 日
17	10 万人以下	一般市	中部	平成 24 年 12 月 6 日
18	50 万人以下	一般市	中部	平成 24 年 12 月 6 日
19	3万人以下	町村	九州	平成 24 年 12 月 7 日
20	50 万人以下	一般市	中部	平成 24 年 12 月 7日
21	50 万人以下	一般市	関東	平成 24 年 12 月 13 日
22	100 万人以下	指定都市	中部	平成 24 年 12 月 14 日
23	3万人以下	町村	九州	平成 24 年 12 月 19 日
24	10 万人以下	一般市	九州	平成 24 年 12 月 19 日
25	10 万人以下	一般市	九州	平成 24 年 12 月 20 日
26	100 万人超	指定都市	中国	平成 24 年 12 月 21 日
27	3万人以下	町村	四国	平成 24 年 12 月 26 日
28	50 万人以下	一般市	関東	平成 25 年 1 月 17 日

図 3-2-2 後続ヒアリング調査(市町村)の対象一覧

主なヒアリング項目は次のとおりである。

#### (個人特定)

- 各種社会保障分野の新規申請に係る既存番号の付番体系、既存番号を用いた個人特定作業の有無及び具体的な作業内容
- 各種社会保障分野の新規申請に係るシステムへの新規データベース登録時の宛名番号 との紐付け方法
- ・ 各種社会保障分野の届出(現況届、資格損失届など)に係る既存番号を用いた個人特定 作業の有無及び具体的な作業内容等

#### (情報連携)

- ・ 地方税の各種税目の課税における減免の認定作業等の内容、その際に必要となる情報、 確認しているデータ項目
- 各種社会保障分野の転入者事務処理に係る転出元市町村への資料照会の有無、具体的な 照会作業内容、照会資料の種類、確認しているデータ項目
- 各種社会保障分野の支給を継続受給者に対する受給の再確認に係る、他市町村への資料 照会の有無、具体的な照会作業内容、照会資料の種類、確認しているデータ項目
- ・ 各種社会保障分野の併給調整等に係る他機関への資料照会の有無、具体的な照会作業内 容、照会資料の種類、確認しているデータ項目
- ・ 各種社会保障分野の情報を要している他機関への情報提供の有無、具体的な提供作業内 容、提供データ種類
- ・ 各種社会保障分野の認定処理に係る、他市町村への所得状況照会等

など

### イ 市町村ヒアリング調査結果

### (7) 地方税システム

#### a 情報連携

市町村における地方税に関する事務は、地方税法(以下、同法とする。)その他地方税に関する法律、地方税に関する政省令等及びこれらの法令に基づく条例、規則、要綱等により行われている。

地方税の賦課徴収は、地方公共団体の課税権として同法第2条で定められており、地方公 共団体が事務の実施主体である。

また、同法第4条で道府県が課することができる税目、同法第5条で市町村が課することができる税目が規定されている。

都については、同法第1条第2項で、道府県に関する規定は都に、市町村に関する規定は特別区に準用する旨規定されている。ただし、固定資産税や事業所税など一部の市町村税について特別区ではなく都が実施主体となる(同法第734条、第735条及び第736条)。

#### (a) 個人住民税の障害者控除の適用

#### ① 申請・届出時の添付書類

個人住民税においては、所得割の納税義務者自身が障害者又は障害者である控除対象配偶者若しくは扶養親族を有する場合、各障害者につき26万円、その者が特別障害者(障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者で、政令で定めるものをいう。)である場合には、30万円をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとされている。また、所得割の納税義務者の有する控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、当該納税義務者又は当該納税義務者の配偶者若しくは当該納税義務者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている者である場合には、当該控除対象配偶者については56万円(その者が老人控除対象配偶者である場合には61万円)、当該扶養親族については56万円(その者が特定扶養親族である場合には68万円、その者が老人扶養親族(同居老親である場合を除く。)である場合には61万円)をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとされている。(同法第314条の2)

障害者控除及び同居特別障害者控除の要件に該当するかの確認は、確定申告書、市町村 民税道府県民税申告書、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書において記載された内 容により行っている。ヒアリング調査結果では、申告時に障害者である旨を証明する書類 (障害者手帳等)を対面で確認する団体がある一方で、賦課決定までに照会、確認を実施 する団体があった。

本人の障害者手帳持参による申告で確認する団体では、障害者手帳の種類、障害名、障害等級 (障害の程度)、交付年月日の確認がなされていた。

ただし、障害者手帳の変更事項までの確認を必要する団体や、障害の等級までは確認せずに障害者手帳の保有有無の確認のみで済ませている団体もあった。

また、団体によっては、賦課期日時点(1月1日現在)で有効な障害者手帳情報について、庁内の情報連携によって確認を行う運用がなされている。

#### ② 他機関への照会

障害者控除について、ヒアリング調査結果では、本人提示による障害者手帳の確認又は自庁内システムで確認がなされており、他機関への照会は行われていない団体が多かった。

#### (b) 個人住民税、固定資産税の減免等(生活保護)

### ① 申請・届出時の添付書類

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、条例の定

めるところにより、個人住民税、固定資産税を減免することができることとされている。 (同法第323条、第367条)

また、個人住民税については、賦課期日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている者は非課税とされている。(同法第295条)

申請等については、条例で規定されており、また運用でも団体によるばらつきがある。 ヒアリング調査では、個人住民税の減免について、その免除申請時に、要件を確認する ために福祉事務所など生活保護担当部署で交付される保護証明書(保護の種類、保護開始 日、基本4情報、宛名番号などが記載)の添付を求めている団体があった。ただし、その ような団体でも、あわせて生活保護担当部署への確認がなされており、賦課期日時点(1 月1日現在)の保護対象者のデータを取得した確認がなされている。

また、団体によっては、生活保護受給者からの申請ではなく、自庁内での情報連携で生活保護受給者の減免を踏まえた課税決定がなされている。

ある団体では、生活保護開始の際に生活保護担当部署から情報提供があり、それに基づいて各税目担当が減免の必要の有無を確認して減免が行われている。また、あわせて、賦課期日時点(1月1日現在)の生活保護受給者が庁内の情報連携によって地方税システムに反映されるため課税対象から外れる運用がなされている。

また、ある団体では、生活保護受給者は地方税システム上「所得みなしゼロ」とされ、 課税対象から外されている。そのような団体では、あわせて「申告して税額ゼロ」の者の データの保有・管理もなされている。

また、天災等の事情がある場合の市町村民税の減免について、被災地の団体では、平成23年の東日本大震災の際に、本来個人住民税の減免については申請を要するが、特例として、全壊・半壊の地域の世帯については申請の手続きを省略したとの回答があった。

固定資産税の減免に関するヒアリング調査結果では、生活保護受給者からの申請によって減免決定を行う団体もあるが、固定資産税は賦課課税方式であり、課税決定後に納付書の送付によって納税させるが、生活保護受給者で減免の要件を満たしていることをあらかじめ確認できる場合は、納付書を送付することに代えて固定資産税減免結果通知を送付する団体があった。

なお、固定資産税の課税減免では生活保護の種類は問わないが、実務上、生活保護受給開始日のみではなく、生活保護廃止となったことについても確認する必要があるとの回答があった。

#### ② 他機関への照会

ヒアリング調査結果では、他機関への照会は行われていない団体が多かった。

#### (c) 軽自動車税の減免(生活保護、障害者)

#### ① 申請・届出時の添付書類

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とすると認める者、 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、条例の定 めるところにより軽自動車税を減免することができることとされている。(同法第454 条)

市町村においては条例の規定により、生活保護受給者、身体障害者等に対する減免を実施している。身体障害者等に対する減免の手続として、身体障害者等であることの事実や障害の程度等を確認するため、減免を受けようとする者に対し、都道府県知事又は市町村長は、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。)、「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日発児第156号)に基づいて交付された療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下、「障害者手帳等」とする。)の提示を求めている。「障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免について」(平成9年3月27日 障第125号)で障害の

区分(部位や種類)と障害の等級によって減免の判定について示されており、身体障害者が自ら使用する自動車、又は身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者や常時介護者によって運転使用する自動車等について、減免がなされる旨や、減免の対象となる自動車等について、「該当する自動車等で、一人の障害者について一台であること」旨が示されている。

「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について」(平成15年1月10日 障発第0110001号)で示されている。)では、障害部位を参照し、等級とあわせて総合等級(2つ以上の重複障害について、各等級を指数化して合計すること)で、総合的な障害等級を算出するとされている。

また、「身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免の手続等について」(平成9年3月27日 障企第126号、障障第52号、障精第86号)で、減免申請の際には身体障害者手帳等や運転者の運転免許証の提示が必要とされ、対象の軽自動車が障害者本人以外の運転者によって運転されるものであるときは、その事実を証明する書類(生計同一証明書、常時介護証明書等)の添付が必要とする旨示されている。

ヒアリング調査結果では、生活保護受給者の減免について、個人住民税の生活保護受給者の減免と同様に、自庁内の情報連携で生活保護受給者であることを確認している団体があった。

ただし、生活保護受給者の減免を行っていない団体もあった。

障害者の減免については、ヒアリング調査結果では、基本的に申請書の提出の際に障害者手帳の提示を求めていた。

障害者と同居の親族が所有、運転する車両も減免となるため、その場合は生計同一証明 (世帯の状況。介護状態の確認、障害者が施設に入所している場合にはその状況を含む。) や、同居親族等の運転免許証等の写しの提出を求めている。

自庁内のシステムを利用した確認では、同一住所や扶養関係等について、地方税システムの情報で確認している団体があった。

また、障害者手帳等で確認されている項目は、手帳番号、交付年月日(精神障害者保健福祉手帳の場合は更新年月日)、障害名、障害等級(障害の程度)の確認であった。

ただし、障害名については、障害等級が確認できれば不要とする団体もあった。

また、軽自動車税の障害者減免は「一手帳一減免」とし、複数自動車について減免を受けていないことが確認されていた。普通自動車や軽自動車等の減免を受けると障害者手帳等に押印がなされるので、障害者手帳等の原本を見てその有無が確認されていた。

#### ② 他機関への照会

ヒアリング調査結果では、他機関への照会は行われていない団体が多かった。

#### (d) 個人住民税の課税(家屋敷課税)

#### ① 申請・届出時の添付書類

個人住民税においては、市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者に対しては均等割額によつて税額を課することとされている。 (同法第294条)

障害者、未成年者、寡婦又は寡夫でありかつ前年の合計所得金額が125万円以下である者及び前年の合計所得金額が政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額以下である者には均等割を課することができない(同法第295条)ため、市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者について居住地に上記に該当する者でないか照会を行っている。

ヒアリング調査結果では、家屋敷課税を実施していない団体が複数あった。

#### ② 他機関への照会

ヒアリング調査結果では、家屋敷課税は均等割であるため、課税判定の際に詳細な所得情報は不要として、市町村民税の課税・非課税の情報が確認できれば足りるとする団体があった。

#### (e) 個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用

#### ① 申請・届出時の添付書類

個人住民税においては、所得割の納税義務者がその納税義務者の配偶者で生計を一にするもののうち一定の者で、前年の合計所得金額が38万円以下である者(以下、「控除対象配偶者」という。)を有する場合には33万円をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除することとされている(以下、「配偶者控除」という。)。(同法第292条)

同様に、所得割の納税義務者の親族等(その納税義務者の配偶者を除く。)で生計を一にするもののうち一定の者で、前年の合計所得金額が38万円以下である者(以下、「扶養親族」という。)を有する場合には33万円を上記同様に控除することとされている(以下、「扶養控除」という。)。(同法第292条)

また、前年の合計所得金額が1,000万円以下である所得割の納税義務者の配偶者で生計を一にするもののうち一定の者で控除対象配偶者に該当しない者を有する場合には配偶者の前年の合計所得金額に応じて3万円から33万円までの範囲において上記同様に控除することとされている(以下、「配偶者特別控除」という。)。(同法第314条の2)

所得割の納税義務者の居住する市町村外に居住する控除対象配偶者、扶養親族及び配偶者特別控除に係る者が当該控除等の要件を満たしていることを確認するため、他市町村に対し、当該者の所得の額及び当該者を他に扶養している者がいないことを文書によって照会している。これらの控除は申告控除であり、申告書で控除申告される。申告にあたって添付書類は求められない。

税務担当課におけるこれら控除の確認は、課税決定後になされる。

#### ② 他機関への照会

ヒアリング調査結果では、課税決定後に、各控除の該当又は非該当に関する確認がなされる。

申告書を基に、自庁内、他団体への照会がなされていた。

配偶者控除、配偶者特別控除については、単身赴任等によって住民登録が行われている 市町村が夫婦で異なる場合等で、所得上限に疑義がある場合に、他団体への照会がなされ ていた。

また、配偶者特別控除は、夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできないため、疑義がある場合に、その確認で他団体への照会がなされていた。

扶養控除については、単身赴任等によって住民登録が行われている市町村が被扶養者と 異なる場合等で、被扶養者の扶養控除の重複申告がないか等で、疑義がある場合、その確 認で他団体への照会がなされていた。

なお、これらの確認は、課税決定後、7月から8月などの時期に、まとめて書面等による調査がなされている団体があった。

また、納税義務者が死亡している場合は、翌年の納税義務者(死亡者)に関する情報照会を省略するために、死亡の状態を確認している団体があった。

#### (イ) 国民年金システム

a 個人特定(先行ヒアリング調査結果)

#### (資格申請時の新規データベース登録の宛名番号との紐付けにおける検索項目)

- ・ 国民年金システムでは基本4情報を独自では扱っておらず、市の共通宛名情報を使用している。各システムで、宛名番号をキーにして、共通宛名情報を参照するので、基本4情報による検索も行う。
- ・ 被保険者の資格申請に係る個人特定を行う際、宛名情報については、住基参照サーバより随時連携されてくる「市役所事務システム」の住基システムのデータを保持している「情報連携基盤システム」の情報をオンラインで新規取得の際に検索して入力している。基本的に、国民健康保険システムと同じである。メインフレームをオープン化してから、現在の「連携基盤システム」を通じた情報連携に切り替わった。国民年金、国民健康保険については、「証明発行用」の連携データだけでは足りない。このようなオンライン照会を可能としている。
- ・ 新規データベースの登録時は、20歳到達者のデータが日本年金機構より送付されて くる。その際、基本4情報にて宛名管理システム上で検索し、宛先番号と基礎年金番 号を紐付けて国民年金システムに登録している。
- ・ 国民年金システムにて基礎年金番号を宛名番号と紐付けている。
- ・ 住民コードを基にした独自の番号と基礎年金番号を紐付けし、基本4情報により個人 特定を行っている。

#### (資格申請時の個人特定作業)

- 個人特定は基礎年金番号だけだと手入力ミスの恐れがあるため、基本4情報も入力して行っている。
- 原則、基礎年金番号で個人特定を行っているが、基礎年金番号の情報が市にない場合、 宛名番号にある基本4情報から個人特定を行い基礎年金番号と紐付けている。
- 個人特定を実施する場合、生年月日を主に用いて検索している。
- ・ 基本 4 情報により個人特定を行っている。
- ・ 当市では国民年金システム (パッケージ) を導入している。住基システム、税システムにより準備された個人データに国民年金の情報を付加していったものが国民年金システムの個人データとなっている。

#### b 情報連携

市町村における国民年金に関する事務は、国民年金法(以下、同法とする。)及びその政省令で定めるもののほか、「国民年金市町村事務処理基準」(平成12年2月18日付 庁保発第3号)(以下、「同処理基準」とする。)に基づいて行われる。

#### (a) 被保険者資格に関する各種届出

#### ① 申請・届出時の添付書類

年金の受給資格判定は、日本年金機構(年金事務所)で行われるため、各種申請・届出 は市町村で受付がなされているが、基本的に申請・届出書は住民が記載したままで、日本 年金機構の年金事務所に提供されている。

国民年金の資格を取得する際は、国民年金資格取得届(同時に必要に応じて保険料の若年者納付猶予制度や学生納付特例制度の申請書)、国民年金の資格内容に変更が発生した際は被保険者情報(氏名、住所、種別等)の変更届、国民年金の資格を喪失した際は被保険者資格喪失届などの届出書が、住民から市町村に提出される。

被保険者情報(氏名、住所、種別等)の変更届を提出する際は、国民年金法施行規則(以下、同施行規則とする。)第6条の2第3項、第7条及び第8条に基づき、国民年金手帳又は基礎年金番号が記載された基礎年金番号通知書等が届出書に添付される。被保険者資格喪失届を提出する際も同様に、同施行規則第3条に基づき、国民年金手帳が届出書に添

付される。

また、ヒアリング調査結果では、氏名変更届の受理時などにおいて住民票の写し等の添付は求めず、住基システム又は宛名管理システムから国民年金システムへのシステム連携によって反映され、定期的に住民基本台帳担当課で更新された情報と連動してデータ更新等がなされている団体や、庁内の情報照会で基本4情報等を利用した宛名管理システムを介した宛名の検索がなされている団体があった。

免除申請時などの所得情報の確認については、ヒアリング調査結果では、上記と同じように、庁内のシステム間連携でデータ更新されている団体や、庁内の情報連携により、地方税関係情報を参照可能としている団体があった。

なお、地方税関係情報については、総所得額、控除後の所得額、扶養人数等の確認がな されていた。

なお、申請者が1月2日以降の転入者である場合は、自庁内に前年度の所得情報を保有していないため、転出元市町村の所得証明書、課税(非課税)証明書が添付書類として必要としている。

## ② 他機関への照会

被保険者資格に関する各種届出受理後の業務は日本年金機構にて行われる。

市町村は、日本年金機構の年金事務所に被保険者異動情報等を情報提供する役割を担っており、例えば、住民基本台帳法上の事務で市町村に把握される被保険者である住民の異動情報については、所定様式である被保険者異動報告書にて日本年金機構の年金事務所に提供されている。

## (b) 老齢福祉年金に関する請求

## ① 申請・届出時の添付書類

老齢福祉年金に関する請求書が提出される際、老齢福祉年金支給規則第2条に基づき、 老齢福祉年金に関する請求書には国民年金手帳、公的年金給付の受給資格の有無に関する 申立書、老齢福祉年金所得状況届等が添付される。

### ② 他機関への照会

老齢福祉年金に関する各種届出受理後の業務は日本年金機構にて行われる。 市町村は、老齢福祉年金支給規則第5条による前年所得の確認について、日本年金機構 に所得情報等を提供する役割を担っている。

### (c) 国民年金保険料の免除等に関する各種申請

# ① 申請・届出時の添付書類

国民年金保険料免除申請書が提出される際、同施行規則第77条第2項及び第77条の 3第2項に基づき、国民年金手帳(又は基礎年金番号が記載された基礎年金番号通知書等) が申請書に添付される。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第18条に基づき、特別障害給付金を受給していることを理由に保険料の免除の申請を行う場合は、受給資格者証が申請書に添付される。

同施行規則第77条の7に基づき、失業したことを理由に保険料の免除の申請を行う場合は、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の写しが申請書に添付される。

学生であることによる特例により保険料の免除の申請を行う場合は、同施行規則第77条の4第2項に基づき、学生証、又は在学証明証等が申請書に添付される。

所得情報の確認については、「(a)被保険者資格に関する各種届出」と同様である。

#### ② 他機関への照会

市町村では同処理基準第33条、第35条、及び第36条に示されている申請内容や所得等の添付書類の審査を行い、市町村から日本年金機構へ申請書等を送付する。

審査を経て市町村から日本年金機構へ申請書等を送付した後の業務は日本年金機構にて行われる。

市町村は、日本年金機構の年金事務所に所得情報等を情報提供する役割を担っている。 例えば、第一号被保険者等の所得の確認などで、日本年金機構の年金事務所に地方税関係 情報が提供されており、そのためのシステム機能が構築されている団体がある。

基本的には、日本年金機構の年金事務所から定期的に(年数回)光磁気ディスク(MO)が届き、そのMOに必要な情報を反映して日本年金機構の年金事務所に返送されている。この情報提供についてはMOだけでなく、所定様式(紙)の提供もなされている。市町村では、作成されたMOのデータを基に、所定様式(紙)にデータを転記して日本年金機構の年金事務所に提供している。所定様式は3枚複写紙で、転記作業は手作業にならざるを得ず、作業負荷が高い現状がある。

また、番号制度導入を機に日本年金機構とのデータ授受方法の変更等が発生するのであれば、市町村のシステムに影響があると考えられる。

なお、市町村から日本年金機構への情報提供にあたっては、所得の額、扶養親族等の有無のような所得情報だけでなく、配偶者の有無等の戸籍関係情報も必要になっている。

# (ウ) 国民健康保険システム

# a 個人特定(先行ヒアリング調査結果)

## (被保険者証記号番号を用いた個人特定)

- ・ 被保険者証記号番号を用いた個人特定を行っている。その他、他部課に渡る問い合わ せ等により、宛名番号、世帯コードにより検索することもある。
- ・ システム登録後に番号が変更となる場合もあるので、個人の特定は基本4情報を使用することが実務上では最も多い。世帯員の確認も基本4情報で行っている。
- 基本4情報で個人特定を行っており、生年月日を重視している。

## (新規データベース登録時の宛名番号との紐付け)

- ・ 住基システムで管理している宛名番号で検索し、国民健康保険システムの独自番号と の紐付けを行っている。
- ・ 基本4情報により検索を行っている。(他1団体も同様の回答)
- ・ データの紐付けは住基コードで紐付けている。「住基コード」は「住民票コード」と は別のものである。住基システムのコードであり、市独自で付番しているものである。
- ・ 基本4情報又は世帯コード(被保険者証記号番号)の4桁へ3桁足した7桁を入力して検索している。新規登録時は、氏名等で検索して、世帯コードが記号番号と同様となるよう付番される。
- ・ 住民票コードを基にした独自の番号と被保険者証記号番号を紐付けしている。

### b 情報連携

市町村における国民健康保険者資格に関する各種申請・届出処理については、国民健康保険法(以下、同法とする。)及びその政省令で定めるものに基づいて行われる。

国民健康保険の実施主体については、同法第3条により、市町村(特別区含む。以下、市町村という。)及び国民健康保険組合であるとされている。

# (a) 保険料の減免申請

保険料の減免は、同法第77条において、市町村が定める条例に基づいて特別な理由が ある者に対して行われる。

## ① 申請・届出時の添付書類

保険料の減免では、多くの市町村で申請を求めている。 ヒアリング調査結果では、離職事由の確認は雇用保険受給資格者証で確認していた。 また、災害を理由に申請をする際は罹災証明書等の添付を求めていた。

## ② 他機関への照会

ヒアリング調査結果では、減免申請では、基本的に申請時に添付される資料の確認がな されることから、他機関への照会はなされていなかった。

#### (b) 資格取得(市町村間異動)

市町村間の異動に伴って国民健康保険の資格を取得した際は、世帯主である申請者は届書を市町村に提出することが国民健康法施行規則(以下、同施行規則とする。)第2条第1項に規定されている。被保険者が市町村の区域を跨って住所を異動した場合は、従前の市町村にはおいては資格を喪失し、異動先の市町村の国民健康保険の資格を取得することとなり、被保険者の属する世帯の世帯主は、資格喪失及び資格取得について、必要な事項を市町村に届け出なければならない。

ただし、同法第9条第14項で、住民基本台帳法に基づく住民票の変更(転入・転出・ 世帯変更等)の届出があった場合、その届出と同様の事由による届出があったものとみな される。

#### (所得等の確認)

資格取得時における保険料(税)の賦課額の算定については、同法第81条により、賦課額、料率、納期、減額賦課等に関する事項は、政令で定める基準に従って条例で定めることとされている。国民健康保険法施行令(以下、同施行令とする。)第29条の7により、世帯主及び世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定された基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者につき算定した介護納付金賦課額の合算額とされており、被保険者及び世帯主の所得額、固定資産額等をもとに算出する。

# ① 申請・届出時の添付書類

市町村間の異動に伴う資格取得の際の添付書類としては、同施行規則第2条第1項第4号の場合には、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した者に係る特定同一世帯所属者証明書を提示することとされている。

また、旧被扶養者(75歳以上の被用者保険の被保険者が後期高齢者医療の被保険者になったことに伴い、被用者保険の被扶養者から国保の被保険者となった65歳以上の者)が当該世帯に属している場合は、転出元市町村で交付された旧被扶養者異動連絡票を提示することで、減免を受けることができる。

ヒアリング調査結果では、19歳未満の控除対象扶養親族があるときはその人数と当該 控除対象扶養親族の所得証明書の添付が求められており、19歳未満の控除対象扶養親族 がある申請者に対する所得の再計算がなされていた。

## ② 他機関への照会

ヒアリング調査結果では、住所地特例における確認のために、住民基本台帳で国民健康 保険の被保険者情報を確認している団体があった。

また、転出元市町村では、転出する被保険者の資格喪失に際し、月末に転出を予定している場合、保険料(税)は月単位で末日時点での住所地登録市町村に支払う必要があるため、末時点の資格状況を確認するため、異動予定日及び異動日の情報を参照している団体があった。

所得照会については、市の所定様式があるものの、市町村間で照会様式は統一されてなく、照会に対する回答は課税証明書や非課税証明書が添付されることが多く、提示した様式に記載される場合は少ないとの回答があった。他に、税務課が一括して所得照会を行っている団体があった。なお、照会された結果については、所得等の算出後、システム入力されていた。

所得照会の方法については、バッチ処理で転入者の一覧を出力し、一覧を基に転出元市 町村へ照会を行っている団体があった。

所得照会処理については、月次処理のほか、年次処理として、本算定前(5月)に、①4月1日以降の国民健康保険資格者で、1月1日現在で他市町村に住民登録があった被保険者(特定同一世帯所属者を含む)、②4月1日以降の国民健康保険資格者で1月1日以前入所の住所地特例者、その他、月次処理で把握できていないものを、郵送で照会している団体があった。

また、市町村民税に関しては課税額が申告してゼロ円であるか未申告でゼロ円であるかの区別をするために、申告・未申告を確認している団体があった。

また、所得割の算出方法には住民税方式と旧ただし書き方式がある。住民税方式から旧ただし書き方式へ移行する団体では、移行に伴う緩和措置として、非課税世帯の保険料(税)の減額を行うために、転入先市町村の基準で改めて非課税判定を行い、控除対象者の情報を照会している団体があった。

加えて、専従者について、所得割判定のために専従者控除額を参照している団体や、自営業者が家族を専従者としている場合に、青色申告者か白色申告者かを確認している団体があった。

#### (c) 基準収入額適用

70歳以上の国民健康保険の被保険者で、世帯に属する70歳以上の被保険者の所得の額が一定額以上である場合は、一部負担金が10分の3となるが、前年度収入が一定に満たない場合は、適用しないこととされている。この場合の適用は申請によって行われる。

## ① 申請・届出時の添付書類

基準収入額適用の申請を行う際は、被保険者証記号番号と算定された収入額が記載された申請書を市町村に提出することが同施行規則第24条の3に規定されている。

ヒアリング調査結果では、確定申告書の写しを添付させている団体があった。

## (d) 一部負担金減額

同法第44条で、被保険者が特別な事由により一部負担金の支払いが困難であると保険者に認められた場合は、一部負担金が減額、免除又は徴収猶予される。

判定の基準については、市町村で基準が定められる。

ヒアリング調査結果で、今回の東日本大震災で、特例的に遡って減額を認めている団体があった。

## ① 申請・届出時の添付書類

一部負担金の減額、免除又は徴収猶予を受ける際の手続きは、市町村で定められている。 ヒアリング調査結果では、生計維持者で傷病を負った場合の申請では、医師の診断書を添 付させている団体があった。

また、収入の減少を確認するために、給与証明などで直近12か月の収入が分かる書類の提出を求める団体があった。

また、一部負担金の減額については、申請件数が少なく、申請の事例がない団体もあった。

## ② 他機関への照会

ヒアリング調査結果では、直近の収入状況を把握する必要があるため、確定申告書等で確認し、前年度の個人住民税の情報は特段参照していない団体があった。

# (e) 限度額適用、標準負担額減額認定

同施行規則第27条の14の2で、限度額適用認定を受けようとする70歳未満の被保 険者の属する世帯の世帯主は、申請書を市町村に提出するものとされている。

認定により、医療機関の窓口での支払いが、所得に応じた自己負担限度額までとなる限度額適用認定証が交付される。

また、同施行規則第27条の14の4で、限度額適用・標準負担額減額認定を受けるとき、70歳以上の国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主は、入院期間等を記載した申請書を市町村に提出するものとされている。

認定により、医療機関の窓口での支払いが、所得に応じた自己負担限度額となり、入院 時の食事代等の標準負担額が減額される限度額適用・標準負担額減額認定証が交付される。

## ① 申請・届出時の添付書類

限度額適用認定の申請時は、同施行規則第27条の14の2に基づき、所得に関する資料等を添付する。

また、限度額適用・標準負担額減額認定の申請時は、同施行規則第27条の14の4に 基づき、所得に関する資料等に加え、被保険者の入院期間を証する書類を添付する。

ヒアリング調査結果では、入院日数90日超の食事代減額認定については、本人からの 入院日数証明資料(領収書・請求書・入院日数を証明する書類等のいずれか)の提示によ り判定を行っている団体があった。

## (f) 特定疾病療養受療証の交付

同施行規則第27条の13第1項に基づいて、費用が著しく高額な治療を長期にわたり継続しなければならない疾病に罹患している被保険者の属する世帯の世帯主は、申請により特定疾病療養受療証が交付され、高額療養費が現物給付される。

# ① 申請・届出時の添付書類

特定疾病療養受療証の交付の申請時は、同施行規則第27条の13第2項で、医師又は 歯科医師の意見書、その他当該疾病にかかっていることを証する書類を添付するとされて いる。

ヒアリング調査結果では、特定疾病療養受療証の交付については、申請件数が少なく、 申請の事例がない団体もあった。

# (エ) 後期高齢者医療システム

a 個人特定(先行ヒアリング調査結果)

#### (資格申請時の処理)

- ・ 後期高齢者医療広域連合(以下、「広域連合」とする。)で被保険者番号の付番を行っている。後期高齢者医療は広域連合が管理しており、当市は住基システムの情報(年齢到達者データ)を月1回広域連合へ送信している。
- ・ 広域連合には74歳以降の加入予定者の住民情報とその世帯員情報を提供している。
- ・ 当市は後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下、「標準システム」という。) を導入しており、広域連合が管理している。被保険者番号を発番しているのは広域連合で、番号を広域連合から提示してもらい、市のシステムに入力している。65歳以上の住民についての情報を年次で、また、転出・転入についての情報を日次で広域連合に提示している。

## (新規データベース登録時の宛名番号との紐付け)

- ・ 宛名番号との紐付けは基本4情報を検索して行っている。その他、他部課に渡る問合 せ等により、宛名番号、世帯コードにより検索することもある。
- ・ 国民健康保険と同様に、宛名番号と標準システムの独自番号とを紐付けている。
- ・ 資格申請処理における宛名管理システムでの検索は、基本4情報で行っている。
- ・ 後期高齢者医療制度の被保険者管理は、市町村の基本4情報(及び宛名番号、世帯コード等)を標準システムに登録し、標準システムにおいて、被保険者番号を付番している。所得等に関する情報についても標準システムに情報提供している。なお、基本4情報と所得等に関する情報については、宛名番号により紐付けされる。
- ・ 所得等に関する情報についても所得照会により把握し、個別に入力を行っている。基本4情報と所得等に関する情報は手入力により関連付けされている。生活保護者の適用除外、生活保護廃止による適用開始、障害認定による資格取得・喪失についても手動で連携を行っている。
- ・ 氏名(かな)又は生年月日で検索を行っている。
- ・ 生年月日で行っている。

### (住所地特例適用時の処理)

・ 被保険者は原則住民票に記載されている住民だが、本市より他県の住所地特例施設に 転出した場合は、住所地特例者として、本市において資格管理を行う。この場合、住 民票がなくなるので、個別に宛名番号、世帯コードを付番し管理することとなる。転 入先での転居、死亡については、転入先市町村からの連絡を受けない限り把握はでき ない状況である。

#### b 情報連携

市町村における後期高齢者医療制度に関する各種申請・届出処理については、高齢者の医療の確保に関する法律(以下、同法とする。)及びその政省令に基づいて行われる。

実施主体については、同法第48条により、市町村が後期高齢者医療の事務を処理するために都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合を設けて行われるものとされており、広域連合では、保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして高齢者の医療の確保に関する法律施行令(以下、同施行令という。)で定める事務以外が実施されている。政令で定める事務は第2条に定められている受付等の事務である。

後期高齢者医療制度の被保険者となるのは、同法第50条で、75歳以上の者、又は65歳以上75歳未満の者であって、同施行令別表(第3条関係)に定める障害の状態にあると認定を受けた者とされている。

## (a) 保険料の減免申請

保険料の減免は、同法第111条において、広域連合が定める条例に基づいて特別な理由がある者に対して行われる。

広域連合ごとの条例に基づいて減免がなされることから、ばらつきがあり得る。

## ① 申請・届出時の添付書類

保険料の減免では、多くの広域連合で申請を求めている。

また、保険料の減免の際に斟酌する離職事由の確認は、被用者保険に加入していた者については、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職証明書に記載された離職事由等により行うこととし、自営業であった者については、税務署に提出する廃業届や倒産手続きの申立ての書類等により行っている。

### ② 他機関への照会

ヒアリング調査結果では、減免申請では、基本的に申請時に添付される資料の確認がな されることから、他機関への照会はなされていなかった。

# (b) 被保険者異動における資格取得等

同法第52条及び第53条により、被保険者が広域連合の区域を跨って住所を異動した場合は、資格の取得、喪失となり、被保険者は必要な事項を広域連合に届け出なければならない

ただし、同法第54条第10項で、住民基本台帳法に基づく住民票の変更(転入・転出・世帯変更等)の届出があった場合、その届出と同様の事由による広域連合への届出があったものとみなされる。

# ① 申請・届出時の添付書類

被保険者が広域連合間を跨った転居を行った際の住所異動の届出における添付資料のうち、特定疾病の認定を受けようとする者は、「後期高齢者医療の高額療養費の支給、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額の取扱いについて」(平成23年12月16日 保高発1216第1号)第13において、転出の際に転出元広域連合で特定疾病認定を行っている旨の証明書が発行され、転入先広域連合でその証明書に基づいて認定手続きを実施するとされている。

また、65歳以上75歳未満で障害の認定を受けようとする者は、障害認定申請書による申請が必要であり、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(以下、同施行規則とする。)第8条で、障害の状態にあることを明らかにすることができる国民年金の年金証書、身体障害者手帳、その他の書類を添付することとされている。

ヒアリング調査結果では、特定疾病療養受療者については、特定疾病療養を行っている 旨の証明書に加えて、負担区分、減額認定証交付状況、障害認定資格取得状況に関する証 明書類も、転出元広域連合で発行され、転入先広域連合で確認されるとする市町村があっ た

また、被保険者が転出元市町村と転入先市町村が同一広域連合の区域内で住所異動した際は、広域連合で市町村の転入出者に関する情報を把握しているため、資料の添付や、照会がされていないとする市町村があった。ただし、そのような市町村でも所得照会は行われることがあるとの回答があった。

#### ② 他機関への照会

同法第52条及び第53条により、被保険者が広域連合の区域を跨って住所を異動した場合は、資格の取得、喪失であるため、転入先広域連合において資格取得時の保険料の算定がなされる。

後期高齢者医療制度の資格取得時における保険料の算定にあたっては、同法第104条第2項に規定されているように、政令で定める基準に従って算定されることが求められる。 資格取得時における保険料の算定については、同施行令第18条で、所得割額と被保険者 均等割額の合計額を基に算出する旨規定されている。当該所得割額は、総所得金額及び山 林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得(土地等に係る事業所得等の金額、 長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に 係る雑所得等の金額、条約適用利子等の額条約適用配当等の額等)の金額から各種控除を した後の合計金額より算出されるものである。

区域を跨って住所を異動した場合は、負担区分等証明書や転入先市町村への所得照会により確認される。

ヒアリング調査結果では、1月2日以降の転入者の後期高齢者医療の資格取得時に、転 出元市町村の税担当課に所得照会を行い、照会結果で保険料の計算(所得割額の算定、軽 減判定)及び各種給付関係の判定がなされる市町村があった。

### (障害の状態の確認)

ヒアリング調査結果では、障害認定申請で、障害の状態にあることを確認するため、国 民年金の障害等級を確認しており、その提示がない場合は、日本年金機構へ照会している 市町村があった。

## (c) 基準収入額適用

同施行令第7条第3項で、後期高齢者医療制度による療養の給付を受ける者及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の前年度収入、又は当該療養の給付を受ける者(その属する世帯に他の被保険者がいない者であって70歳以上75歳未満の加入者がいるものに限る。)及びその属する世帯の70歳以上75歳未満の加入者の前年度収入が一定に満たない場合は、医療機関の窓口で支払う一部負担金が1割負担となるとされている。

基準収入額の適用は申請によって行われるが、ヒアリング調査結果では、所得額等の情報より基準収入に該当する可能性のある者については、市町村から適用申請の勧奨通知を行っている市町村があった。

## ① 申請・届出時の添付書類

被保険者が基準収入額適用の申請を行う際は、被保険者証の番号と算定された収入額が記載された申請書を広域連合へ提出することが同施行規則第32条に規定されている。

# ② 他機関への照会

基準収入額適用の判定は、同施行令第7条第3項規定されている収入額の確認が行われる。

これは世帯単位であるため、世帯員全員の所得額及び控除額の確認となる。

収入の確認のための所得額及び控除額などの情報は、**(b)** 資格取得(市町村間異動)と同様のものが確認される。

## (d) 一部負担金減免

同施行規則第33条第1項で、「被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する 災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと、被保険者の属 する世帯の世帯主が死亡し、若しくは心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと その他これらに類する事由があることにより一部負担金を支払うことが困難と認められる」 とされており、これに該当する被保険者は、一部負担金の減額、免除又は徴収猶予がなさ れる。

判定の基準については、広域連合の条例等で基準が定められる。

#### ① 申請・届出時の添付書類

一部負担金の減額、免除又は徴収猶予を受ける際には、同施行規則第33条第2項に基

づき、一部負担金減免等申請書を広域連合に提出するが、申請理由が明らかになる書類として、「一部負担金の減額、免除又は徴収猶予並びに徴収に関する処分の取扱いについて」(平成23年3月28日 保高発0328第1号)で示される、収入が分かる書類や預貯金通帳等、罹災証明書や廃業届の写し、入院したことが分かる書類、雇用保険受給資格者証などを添付する。

ヒアリング調査結果では、一部負担金の減免については、申請件数が少なく、申請の事例がない市町村もあった。

また、生活困窮等状況を把握等の確認が必要な場合等は、世帯員全員の所得額及び控除額の確認がなされる。

また、所得額等は参考にする程度とし、詳細な項目までは確認していないとする市町村もあった。

## ② 他機関への照会

ヒアリング調査結果では、医療保険機関入院状況などの確認がなされていた。

# (e) 限度額適用、標準負担額減額認定

同施行規則第67条で、限度額適用認定を受けようとする被保険者は、被保険者証の番号、限度額適用認定を受けようとする被保険者の入院期間等を記載した申請書を広域連合に提出するものとされている。

認定により、医療機関の窓口での支払いが、所得に応じて自己負担限度額が減額され、 入院時の食事代等の標準負担額が減額される限度額適用・標準負担額減額認定証が交付さ れる。

## ① 申請・届出時の添付書類

限度額適用・標準負担額減額認定の申請時は、同施行規則第67条に基づき、被保険者の入院期間を証する書類、世帯員等の療養を証する書類、生活保護の要保護者、市町村民税世帯非課税者等を証する書類が添付される。

また、「後期高齢者医療の高額療養費の支給、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額の取扱いについて」(平成23年12月16日 保高発1216第1号)第6で、所得に関する資料、認定を受けようとする被保険者の入院期間が分かる資料、及び後期高齢者医療被保険者証を添付する旨が示されている。

## ② 他機関への照会

ヒアリング調査結果では、医療保険機関入院状況などの確認がなされていた。 認定請求における添付書類は、基本的に申請者が認定申請書とともに添付するものであり、他機関への照会は実施されていない。

# (オ) 障害者福祉システム

## a 個人特定(先行ヒアリング調査結果)

## (a) 障害者手帳関係

### (手帳の発行主体)

- ・ 当市の場合は、都道府県で身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の 発行をしているが、発行された手帳の情報は、一とおりシステムに入力している。
- 当市は指定都市であるため、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の発行主体は当市となっている。
- ・ 療育手帳は県、身体障害者手帳は市で発行している。

# (手帳番号の付番体系及び管理方法)

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳に記載される番号は県で付番 されるため、当市においては付番された番号をシステムに入力・管理している。番号 体系は、通し番号を用いていて、3手帳の番号は全てバラバラに管理されている。
- 身体障害者手帳、療育手帳に記載される番号は県が付番している。
- ・ 身体障害者手帳の番号は障害者福祉システムで付番される。療育手帳は県により交付 されるもののため障害者福祉システムでは付番しない。
- ・ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳交付は県で決定しているので、 市では付番されない。
- ・ 本市で新規に身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を発行する場合は、障害者福祉システムで付番している。付番したケース番号(手帳番号)は、障害福祉システム内で、日常生活用具、手当、貸付制度等の制度利用の際、共通で使用(一部システム対象外事業あり)。
- ・ 精神障害者保健福祉手帳は、一定の規則に沿って計算される式が入力された Microsoft © Excel により付番している。

## (転入・転出時における手帳番号の変更)

- 県内では番号は不変であり、県外からの転入時は番号をそのまま引き継ぐ。
- ・ 療育手帳保持者の県内の異動(転入・転出)・程度変更・再交付(紛失等)による手帳番号の変更は無い。ただし、県を跨る転出の場合、手帳は県単位で発行されるため、 手帳番号は変更される。
- ・ ケース番号(手帳番号)は、転入時は新たに採番。転出時は廃止処理。障害程度変更 時は、ケース番号に変更はない。

### (手帳交付時の個人特定)

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付の個人特定には、手帳 番号での特定でも可能だが、入力情報が多いため、特定には主に「氏名」「生年月日」 等の個人情報で特定している。
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の個人特定の際は、手帳に記載される番号を用いることは現行システムでは不可となっている。初回相談時に、本システム内で氏名・生年月日・住所等の情報を基に個人を検索の上特定し、ケース番号(手帳番号)を付番する。手帳交付時に、新たな個人特定作業は特にない。
- ・ 身体障害者手帳と療育手帳の個人特定は氏名、生年月日、性別、住所、住民コード、 手帳番号により特定する。
- ・ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳番号で検索も可能であるが、基本的には氏名(カナ)検索で行っている。住基システムと連動して情報を照会している。
- ・ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の個人特定は基本 4 情報にて 行っている。
- ・ 精神障害者保健福祉手帳はシステム管理の対象外であり、Microsoft © Excel にて管理

している。

## (新規データベース登録時の宛名番号との紐付け)

- ・ 宛名番号との紐付けは、地方税システムや宛名管理システムで基本4情報を検索して 行っている。
- ・ 現行システムでは、サブシステムごとの宛名管理となっている。区役所事務システム で付番した住民コードを、総合福祉システムに紐付けている。
- ・ 紐付け管理はしていない。

# (b) 自立支援医療関係

#### (受給者証番号の付番体系)

- ・ 更正医療の受給者証番号はシステムでは付番されておらず、手帳にも紐付けされていない。精神通院医療の受給者証は県で付番される。精神障害者保健福祉手帳に自立支援医療の番号が記載されている。
- ・ 更生医療、育成医療の受給者証については、総合福祉システムで付番されるケース番号を、区役所事務システムで付番した住民コードに紐付けている。また、障害者手帳番号とも紐付いている。
- ・ 更生医療、精神通院医療の受給者番号は県で交付を決定した後、当市にて発番している。
- ・ 更生医療については、障害者福祉システムを使わず「受給者番号」を付番、育成医療の受給者証についてはシステムで「受給者番号」を自動付番、障害者手帳の番号とは関係しない。受給者証番号とは、市で付番する「県番号2桁+実施機関番号3桁+受付番号6桁+チェックディジット1桁」の番号である。
- 受給者証番号は県で決定しているので、市では付番されない。
- ・ 更生医療と精神通院医療はシステムで管理している。育成医療は来年4月より県から 市に管理が移行する予定であり、管理方法は検討中である。
- ・ 当市の場合、自立支援医療のシステム (Microsoft © Excel 管理) があり、ケースワーカーがその管理に当たっている。

### (障害者手帳番号との紐付け)

・ 受給者証番号は市で付番しており、手帳番号と基本4情報を紐付けている。

## (c) 障害福祉サービス

#### (受給者証番号の付番体系)

- ・ 受給者証番号は、システムで付番は行っていない。各市町村独自の番号を付番している
- ・ 障害者福祉システム管理対象であり、番号は当市で付番している。
- ・ 障害者福祉システムで付番される。
- 受給者証の番号は自立支援給付システムで付番されている。

#### (受給者証番号の障害者手帳番号との紐付け)

- 手帳番号とは、紐付けはされていない。
- ・ 総合福祉システムで付番されるケース番号を、事務システムで付番した住民コードに 紐付けており、障害者手帳番号との紐付けは行わない。
- ・ 障害者手帳の番号との紐付けは無い。障害者手帳を所持していなくても、自立支援給 付を受けることができる。
- 受給者証と障害者手帳番号は、担当者が意識して紐付けている訳ではなく、結果的に システムで紐付けられている。
- ・ 受給者証番号は市で付番しており、手帳番号と基本4情報を紐付けている
- ・ 障害者福祉については、①重度医療システム、②障害者検索システム、③障害者自立

支援システムの3つのシステムを保有し、給付に係る情報は障害者自立支援システムにて管理している。検索システムに更生の履歴があり、それを確認する。

- 福祉システムと自立支援給付システムは分かれている。障害分野では、手当システム、 自立支援給付システムがある。
- ・ 当市では手帳とは別の自立支援のシステムを導入している。

## (d)各種手当関係(障害児福祉手当·特別障害者手当)

## (申請時の個人特定における障害者手帳番号の利用)

- 氏名、生年月日、住所による特定を行っており、手帳番号は用いていない。
- ・ 現行システムでは、手帳に記載される番号からの個人検索はできない。手当の個人特定については、氏名・性別・生年月日・住所や手当受給者番号等を用いて検索している。
- ・ 氏名、生年月日、性別、住所、住民コードにより特定している。障害児福祉手当及び 特別障害者手当の申請で手帳は提示が必須とされていない。障害者検索システムにお いて手帳番号で個人特定できるケースもあるが、事務上個人特定で手帳番号を用いて いない。
- 手帳番号でも検索可能であるが、カナ検索を用いた方が早いため、多くの場合カナ検索を実施している。
- ・ 個人特定は手帳の番号を使用している。管理の主管は市である。

### (所得状況届・資格喪失届の処理における障害者手帳番号の利用)

- 新規申請時と同様との回答。
- ・ 手帳を持っていれば手帳に記載された番号を使用し、所持していない場合は基本4情報を使用して、個人特定を行う。

### (e)補装具費支給

## (申請時の個人特定における障害者手帳番号の利用)

- ・ 手帳交付の個人特定には、手帳番号での特定でも可能だが、入力情報が多いため、特 定には主に「個人名」「生年月日」等個人情報で特定している。
- ・ 現行システムでは、手帳に記載される番号からの個人検索はできない。補装具費支給 の個人特定についても、氏名・性別・生年月日・住所等を用いて検索している。
- 個人特定は氏名、生年月日、性別、住所、住民コード、手帳番号により特定する。補 装具支給の申請については、手帳の確認が要件となっている。
- 手帳番号でも検索可能であるが、カナ検索を用いた方が早いため、多くの場合カナ検索を実施している。
- ・ 手帳番号、住民番号を使用している。申請の審査は市が行っている。

### b 情報連携

## (a) 身体障害者手帳の交付

身体障害者手帳の交付については、身体障害者福祉法(以下、同法とする。)及びその政省令で定めるもののほか、「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」(平成21年12月24日 障発1224第3号)等で定められており、これに基づいて行われる。

身体障害者手帳の交付の実施主体は、同法第15条及び第43条の2において、都道府 県、指定都市、中核市とされているが、手帳申請及び交付は、身体障害者福祉法施行令第 4条により、身体障害者の居住する市町村又は福祉事務所を設置する町村の福祉事務所を 経由して行うこととされている。

手帳の交付がなされた場合、その実施主体で手帳の交付情報等が記録された身体障害者

手帳交付台帳が作成され、管理される。

## ① 申請・届出時の添付書類

身体障害者手帳の交付申請における、添付書類は、身体障害者福祉法施行規則第2条にて、身体障害者手帳交付申請書、医師の診断書、意見書、写真と規定されている。

#### ② 他機関への情報照会

身体障害者手帳の交付においては、基本的に障害者本人又はその家族等が申請書類を提出することや、判定に係る添付書類が診断書及び意見書で充足するため、他機関への情報照会はなされていない。

## (b) 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障害者保健福祉手帳の交付については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (以下、同法とする。)及びその政省令で定めるもののほか、「精神障害者保健福祉手帳制 度実施要領について」(平成7年9月12日 健医発第1132号)(以下、実施要領とす る。)等で示されており、これに基づいて行われる。

精神障害者保健福祉手帳の交付の実施主体は、同法第45条及び、第51条の12において、都道府県及び指定都市とされているが、手帳の申請及び交付は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第5条及び第6条の2により、精神障害者の居住する市町村を経由して行うこととされている。

手帳の交付がなされた場合、その実施主体で手帳の交付情報等が記録された精神障害者保健福祉手帳交付台帳が作成され、管理される。

実施要領第3の第2項により、手帳保持者の住所変更は、都道府県又は指定都市の区域 を跨る転居の場合は、転出元で交付された手帳と引き換えに新しい手帳が交付される。

#### ① 申請・届出時の添付書類

精神障害者手帳の交付申請における、添付書類は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第23条にて、精神障害者保健福祉手帳交付申請書、医師の診断書又は精神障害を支給事由とする給付を現に受けていることを証する書類の写し(年金証書、年金振込通知書、特別障害給付金受給資格者証等)(以下、年金証書等とする。)、写真と規定されている。

ヒアリング調査結果では、上記資料のほか、日本年金機構の年金事務所等へ照会するための同意書の提出を求めている例があった。

#### ② 他機関への情報照会

精神障害者手帳の交付においては、基本的に障害者本人又はその家族等が申請に際して 必要な書類を添付するものとされていることや、判定に係る添付書類が診断書及び意見書 で充足するため、他機関への情報照会はなされていない。

## (精神障害者保健福祉手帳の交付決定等)

精神障害者保健福祉手帳の交付決定等は、医師の診断書又は年金証書等のいずれかが用いられている。診断書での申請の場合、実施要領第2の3項(2)により、交付の可否及び障害等級の判定を精神保健福祉センターにおいて行っている。

年金証書等による申請の場合、実施要領第2の3項(3)により、年金の障害等級を手帳の等級とするため、年金の給付状況や障害等級に関する情報が必要である。

また、年金証書等による申請においては、「年金証書等の写しによる精神障害者保健福祉手帳の障害等級の認定事務について」(平成7年9月28日 健医精発第59号)により、年金証書等の書類において障害の種別に関する記載がされていない場合等が多いことから、年金各法の障害年金の年金証書の写し、年金決定通知又は支払通知等を確認することが必要とされている。

なお、これらの方法においても確認ができない場合は、必要に応じて申請者からの同意

書を提出させ、文書により日本年金機構の年金事務所や共済組合等に障害の種別や等級に 関する確認を行っている。

ヒアリング調査結果では、日本年金機構の年金事務所等への照会は、文書にてなされていることから、1回のやり取りに約2、3週間要している例があった。

# (c) 手当申請

障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下、同法とする。)、その政省令及び告示等で定められており、これに基づいて行われる。

手当の支給認定は、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村で実施される。

また、支給認定がなされた場合、その実施主体で手当の支給状況等が記録された受給者台帳が支給認定者ごとに作成され、管理されている。

## ① 申請・届出時の添付書類

手当申請の認定請求時の添付書類として、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(以下、同省令とする。)第2条及び第15条において、手当認定請求書、受給資格者の戸籍謄本又は抄本、受給資格者の属する世帯全員の住民票、医師の診断書及びエックス線直接撮影写真が必要とされている。

さらに、前年の所得につき、規定の所得状況届や受給資格者の前年の所得の額等の証明 書が求められる。

また、19歳未満の控除対象扶養親族を有する者や、各種控除を受けた者であれば、その情報に関する各種証明書等の資料の提示が定められている。

その他、被災状況書や、受給資格者に配偶者や扶養義務者がいる場合は、その者の前年 の所得に関する書類等を要する。

ヒアリング調査結果では、上記添付書類の他、各種障害者手帳の確認がなされている団体もあったが、手当の認定基準は障害者手帳の認定基準と異なることや、手帳保持が手当の認定要件となっていないといったことから、確認していない団体もあった。

また、特別障害者手当の申請者については、前年の所得に関する資料として、特別児童 扶養手当等の支給に関する法律施行令(以下、同施行令とする。)第11条に定める給付 を受けている場合は、その事実及び支給額が記された証明書も必要になる。

ヒアリング調査結果では、同施行令第11条に定める給付である障害基礎年金等の非課税年金は、地方税関係情報の公的年金収入額に含まれておらず、所得証明から確認できないため、業務においては、通帳の写し等で確認を行っている団体もあった。

### ② 他機関への情報照会

同法第37条のとおり、資産や収入状況、各規定に基づく給付の支給状況等、必要に応じて関係機関に情報の提供を求めることが可能である。

ヒアリング調査結果では、障害児福祉手当の認定で障害年金等の受給状況を確認する際は、申請者等から口頭で確認を行うだけでなく、必要に応じて日本年金機構の年金事務所等の関係機関への文書照会がなされている。

### (手当支給に係る受給資格の要件の確認)

特別障害者手当における、受給資格の認定要件は、同法第26条の2に定めるとおり、 20歳以上の著しく重度の障害である特別障害者であり、施設に入所していない者や病院 等に継続して3か月を超えて入院していない者が対象である。

障害児福祉手当については、同法第17条において、重度の障害にある20歳未満の障害児で、施設に入所しておらず、障害を支給事由とする給付を受けていない者に対し支給するとされている。障害を支給事由とする給付は、同施行令第1条の2に規定されている障害年金等の非課税年金等であり、これらとの併給はできない。

#### (手当支給に係る所得制限の確認)

手当の認定における所得状況の確認は、同法第20条及び21条により、申請者本人及び配偶者、又は生計を一にする扶養義務者に対して行われるとしており、それらの関係性や所得状況等を鑑みて、手当支給の決定が行われている。そのため、住民票や戸籍謄本等の資料を用いて、申請者の属する世帯や、扶養義務の履行を期待できる扶養義務者(三親等内の親族)の確認がなされている。

ヒアリング調査結果では、同施行令第5条に基づいて、前年度の道府県民税に係る各種 所得額と控除額が、手当の判定の対象となる所得基準額の再計算を行うために必要との回 答があった。

所得の額の計算方法は、同施行令第5条に定められているが、ここで規定されている所得の額は、地方税法第32条に規定する総所得金額及びその内訳、退職所得金額、山林所得金額等、その他同施行令第5条第1項に定める所得額があげられる。

また、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給判定の基準となる所得を算出する際の 控除対象として、雑損控除額や障害者控除額、配偶者特別控除額、肉用牛の売却による事 業所得に係る課税の特例による免除所得額等、同施行令第5条第2項に規定する控除があ げられる。その他、同施行令第12条第4項に定めるとおり、社会保険料控除額も要する。

ヒアリング調査結果では、平成22年度の税制改正による扶養控除廃止の影響については、同省令第2条第1項第4号ロにて定めるとおり、19歳未満の特定扶養親族の人数の確認がなされていた。

障害児福祉手当については、同施行令第4条において、「法令の規定による非課税所得以外の所得」が所得の範囲と定められており、ヒアリング調査結果でも、申請者及びその世帯が非課税世帯である場合は所得が無いとみなしている団体があった。

一方、特別障害者手当は、同施行令第11条において、「法令の規定による非課税所得以外の所得及びその他の所得」を所得の範囲としており、同条に規定する障害基礎年金等の非課税年金も含めて所得の計算が行われている。

障害児福祉手当と特別障害者手当では所得の範囲が異なることから、障害児福祉手当の場合は、上記所得情報の他、課税状況の確認をしている団体もあった。

### (手当支給に係る認定機関等)

同法第38条第2項において、「都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政機関の長に限り、委任することができる」と定めており、ヒアリング調査結果では、都道府県に事務の委託をしている団体があった。

#### (d) 受給者台帳の移管

#### ① 申請・届出時の添付書類

障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第8条において、「受給者は、 住所を変更したときは、十四日以内に、変更前及び変更後の住所を記載した届書を手当の 支給機関に提出しなければならない。」と定められている。

住所変更届の処理として、受給者が実施機関の管轄外に異動する場合は、転出元の機関から受給者台帳の写を受領することが、地方公共団体にて定める「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則」等で規定されている。

ヒアリング調査結果では、転入者の手当申請において、手当受給歴のある者については、 転出元市町村へ依頼し、支給状況調査票、所得状況届、認定請求書の写し、認定診断書の 写し、受給資格者台帳の写し等の資料一式を郵送させていた。

#### ② 他機関への情報照会

#### (受給者台帳の移管に係る所得制限の確認)

ヒアリング調査結果では、台帳移管時に所得情報について確認はしておらず、現況確認

の際に確認している団体、新規認定時と同様の所得情報を確認している団体があり、団体によってばらつきがある。

## (受給者台帳の移管に係る実施機関等)

ヒアリング調査結果では、福祉事務所を管理しない町村の場合は、都道府県が受給者台帳を移管(郵送)していた。

## (e) 障害福祉サービス支給

障害福祉サービス等については、障害者自立支援法(以下、同法とする。)及びその政省令で定めるもののほか、「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き」(平成24年4月 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部)(以下、「利用者負担認定の手引き」とする。)等で示されており、これに基づいて行われる。

障害福祉サービスに係る支給決定については、同法第19条に定めるとおり、原則として申請者の居住地又は現在地の市町村にて実施される。

支給の対象となる障害福祉サービスは、同法第28条に定められており、同法29条、30条に規定される給付費が支給される。

## ① 申請・届出時の添付書類

障害福祉サービスの申請時の添付書類として、障害者自立支援法施行規則第7条及び利用者負担認定の手引きに基づいて、障害者又は障害児の保護者から、申請書、所得の状況を把握できる資料、診断書、既に支給決定を受けている場合は受給者証、年金証書等の提出が必要とされている。

ただし、当該添付書類の情報を、公簿等で確認できる場合は添付書類の省略が可能となっている。

ヒアリング調査結果では、上記書類の他、各種障害者手帳や生活保護受給証明書、障害 程度区分認定通知書等の提出を求めている団体があった。

### ② 他機関への情報照会

同法第12条に基づき、資産や収入状況、各規定に基づく給付の支給状況等、必要に応じて関係機関に情報の提供を求めることが可能である。

ヒアリング調査結果では、転入者の事務処理において、転出元市町村へ、障害者手帳の 内容(交付日、有効期限等)や障害者自立支援関係の受給状況等の情報照会が行われてい る団体もあった。

また、場合によっては認定情報の照会が行われている団体があった。

## (障害福祉サービスに係る支給決定)

障害福祉サービスの支給決定に当たって、同法第20条において、障害程度区分の認定及び支給要否決定を行うために、障害者又は障害児の保護者に、心身の状態等について調査を行うこととされている。

障害程度区分の認定は、市町村審査会等にて審査及び判定を行い、その結果に基づいて 認定可否が決定される。

障害者の障害程度区分、養護者の状態や当該サービスの利用に関する意向、また必要に 応じてサービス等利用計画案などを確認し、総合的に判断の上、支給の決定がなされる。

#### (障害福祉サービスに係る負担上限月額の算定)

障害福祉サービスの支給において、利用者の負担上限額の算定に係る所得状況の確認は、利用者負担認定の手引きにより、障害者本人又は障害児の保護者(以下、「本人等」とする。)及びその者が属する住民票世帯に対して行われる。障害者については、本人及びその配偶者のみが世帯の範囲とされている。

負担上限月額の算定は、本人等の世帯の経済状況を鑑みて決定されるため、その世帯の

収入等に応じて負担額の区分が設定される。

### (所得状況の把握、所得割額の算出)

介護給付費及び訓練等給付費に係る所得状況の把握は、障害者自立支援法施行令(以下、同施行令とする。)第17条及び利用者負担認定の手引きに基づいて、現年度の(申請が4月から6月までの間の場合は、前年度)の市町村民税の課税状況に関する情報が必要であり、住宅借入金等特別税額控除及び寄附金税額控除による税額控除前の所得割額を負担上限額の判定に要する。

障害者自立支援法に係る各種支給の所得割額の算出は、共通的となっている。

ヒアリング調査結果では、平成22年度税制改正大綱において、扶養控除及び16歳以上19歳未満の特定扶養控除の上乗せ部分が廃止となったが、「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等に係る取扱いについて」(平成24年6月25日 障発0625第1号)に基づいて、所得割額の算定にあたり、16歳以上19歳未満の扶養親族について、廃止前と同様控除の対象として加算できるため、当該扶養親族に関する情報について確認をしている団体があった。

また、同施行令17条第1項第2号イに規定されているとおり、地方税法第328条の 退職所得の課税の特例を適用しないとしているため、退職所得に係る課税を除いた現年の 所得割額が必要である。

その他、生活保護受給証明書等で、生活保護の受給有無を確認する必要がある。ヒアリング調査結果では、本人等の市町村民税が非課税の場合に生活保護の受給状況の確認を行っている団体があった。

ただし、障害福祉サービスの療養介護については、同法第70条において、療養介護の支給決定を受けた者は、有効期間内において療養介護医療を受けた場合、当該支給決定者に対し療養介護医療費を支給するとされている。そのため、負担上限月額の算定は、下記「(g) 障害者自立支援医療の支給」と同様の所得情報が必要である。

#### (f) 補装具費支給サービスの認定

補装具費支給サービスの認定については、障害者自立支援法(以下、同法とする。)及びその政省令で定めるもののほか、「補装具費支給事務取扱指針について」(平成24年3月30日 障発0330第18号)(以下、同通知とする。)等で示されており、これに基づいて行われる。

支給認定については、同法第76条に定めるとおり、障害者又は障害児の保護者が居住する市町村に申請を行い、必要に応じて更生相談所等へ意見聴取を行った後、市町村にて支給決定がなされる。

同通知によると、障害者自立支援法による補装具費支給サービスは、他法優先のため、 社会保険制度や介護保険制度等で同様の支給が受給可能な場合は、それらが優先される。

ただし、介護保険の要介護認定結果により支給が受けられない場合や、補装具がオーダーメイドでなければ使用できない場合は、同法による補装具費支給サービスを受けることが可能とされている。

### ① 申請・届出時の添付書類

補装具費支給サービス申請の添付書類は、障害者自立支援法施行規則第65条の7にて 定められており、診断書又は意見書、所得状況に関する書類、負担上限額の算定に要する 書類、補装具の購入や修理に係る見積書又は領収書とされている。

また、身体障害者手帳を保持する者については、診断書又は意見書の提出が省略可能となっている。

#### ② 他機関への情報照会

ヒアリング調査結果では、転入者の事務処理において、補装具費支給者は、台帳移管の一環として、転出元市町村から指導台帳(ケース記録、判定内容・診断書、補装具の支給履歴)や身体障害者手帳台帳一式の郵送を依頼して必要事項の確認を行っている団体が

あった。

また、ヒアリング調査結果では、転入者の個人住民税の課税証明書等の転出元市町村への情報照会はなされておらず、本人に持参してもらい確認をしている団体があった。

## (補装具費支給サービスに係る支給決定及び負担上限月額の算定)

補装具費支給サービスにおける、支給決定及び利用者の負担上限額の算定に係る所得状況の確認は、同法第76条により、障害者本人又は障害児の保護者(以下、「本人等」とする。)及び、その者が属する住民票世帯に対して行われるとしている。障害者については、本人及びその配偶者のみが世帯の範囲とされている。

支給決定における所得状況の把握は、障害者自立支援法施行令第43条の2のとおり、 現年度の(補装具の購入又は修理のあった月が4月から6月までの間の場合は、前年度、 以下同様)市町村民税の所得割額が必要であり、同条に定められている基準額以上である 場合は、支給対象外とされている。

障害者自立支援法に係る各種支給の所得割額の算出については、共通的であり、補装具費支給サービスに係る支給決定についても「(e) 障害福祉サービス支給」と基本的に同様であるが、住宅借入金等特別税額控除及び寄附金税額控除のない所得を基にした所得割額となっている。

# (g) 障害者自立支援医療の支給

障害者自立支援医療の支給については、障害者自立支援法(以下、同法とする。)及びその政省令で定めるもののほか、「自立支援医療費の支給認定について」(平成18年3月3日 障発第0303002号)(以下、同通知とする。)等で示されており、これに基づいて行われる。

支給の対象となる自立支援医療の種類は、障害者自立支援法施行令(以下、同施行令とする。)第1条に規定される、育成医療、更生医療又は精神通院医療である。

支給決定については、同法第52条及び第53条に定めるとおり、申請者の居住地又は現在地の市町村、又は都道府県等にて実施される。

障害者自立支援法施行規則(以下、同施行規則とする。)第35条及び、同施行令51条に基づいて、育成医療及び精神通院医療の申請は都道府県又は指定都市(育成医療においては、中核市も含む。)とされているが、同法第53条に基づき、都道府県で精神通院医療の支給認定を行う場合には、市町村を経由して支給申請を行うとなっている。その場合、同通知別紙1自立支援医療費支給認定通則実施要綱第3により、申請者は市町村に申請書とともに添付資料を提出し、市町村はこれを確認の上、都道府県に進達、進達を受けた都道府県が資料を再確認の上、認定する。

## ① 申請・届出時の添付書類

障害者自立支援医療の支給申請における添付書類として、同施行規則第35条及び同通知に基づき、医師の診断書、所得状況を明らかにする証明書等がある。

その他、生活保護受給世帯は生活保護受給証明書、高額治療継続者の認定を受けている者はその証明書、当該支給を受けている者は医療受給者証、被保険者証等の医療保険の加入を示すものの写し、同一保険の属するものの被保険者証の写し、年金の受給状況が示されている書類等が求められる。

ただし、当該添付書類の情報を、公簿等で確認できる場合は添付書類の省略が可能となっている。

ヒアリング調査結果では、現状年金の受給状況の確認については、課税台帳や通帳の証明書等で確認を行っている団体があった。

#### ② 他機関への情報照会

「(e) 障害福祉サービス支給」と同様に、同法第12条に基づき、必要に応じて関係機関に情報の提供を求めることが可能である。

ヒアリング調査結果では、転入者の事務処理において、転出元市町村から障害者手帳の内容(交付日、有効期限等)や自立支援医療関係の受給状況等の情報照会が行われている団体もあった。

基本的に、申請にあたっては本人持参の書類によって確認を行っており、転出元市町村 等へ情報照会を行っていない回答であった。

## (障害者自立支援医療における世帯の把握)

障害者自立支援医療における世帯の範囲は、同施行規則第38条及び、同通知別紙1自立支援医療費支給認定通則実施要綱第3に示されるとおり、家族の居住形態や住民票上の世帯ではなく、同一医療保険に加入し生計を一にしている者とされている。

国民健康保険等の加入者については、添付資料の被保険者証の写しが、世帯全員分のものであるかどうか確認をするため、住民票等の確認も合わせてなされる。

また、所得状況の把握においては、同施行規則第39条及び同通知別紙1自立支援医療費支給認定通則実施要綱第5により、国民健康保険等における被保険者及びその被扶養者(同一の被保険者証記号番号で管理されている者全員)であり、その市町村民税の課税状況等を確認する。

また、同通知別紙1自立支援医療費支給認定通則実施要綱第5では、認定に際し必要な事項につき調査を行うことが可能であるが、申請の際に税情報や手当の受給状況等に係る調査についての同意を書面で得るような取扱い等を行うことは差し支えないこと、並びに、所得状況について定期的に職権で把握し、職権で把握した所得に応じた所得区分に変更することも差し支えないこととされ、職権による所得状況の把握が想定されている。

## (障害者自立支援医療費に係る支給決定)

同法第54条に基づき、支給認定を行う障害者又は障害児の保護者の、心身の状態、治療状況及び障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況等を鑑みて支給の決定が行われる。

支給決定における所得の状況は、同施行令第29条に定めるとおり、障害者本人及びその者と生計を一にする世帯の現年度(申請が4月から6月までの間の場合は、前年度)の市町村民税の所得割額が一定以上の場合は、支給されないこととなっている

障害者自立支援法に係る各種支給の所得割額の算出については、共通的であり、「(e) 障害福祉サービス支給」と同様である。

## (障害者自立支援医療費に係る負担上限月額の算定)

障害者自立支援医療の負担上限月額の算定は、基本的に「(e) 障害福祉サービス支給」と基本的に同様である。ただし、同施行令第35条に基づき、負担区分に応じて、地方税法第292条第1項第13号で規定される「純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」としての「合計所得金額」が確認される。なお、同施行令第35条第1項第4号にあるように、市町村民税世帯非課税者である場合は別途、公的年金等収入額及び同施行規則第54条に定める障害年金等の給付の確認が必要とされる。

#### (h) 障害児入所支援の支給

障害児入所支援については、児童福祉法(以下、同法とする。)及びその政省令で定めるもののほか、「障害児入所給付費等の入所給付決定について」(平成24年3月30日 障発0330第15号)(以下、同通知とする。)等で示されており、これに基づいて行われる。

給付決定等は、同法第24条の3及び同通知に基づいて、都道府県、指定都市、児童相談所設置市において実施される。

ヒアリング調査結果では、申請受付のみ市町村にて行い、給付決定は都道府県が設置する児童相談所で実施されている団体があった。

障害児入所支援における入所施設は、同法第42条に規定のとおり、福祉型障害児入所

施設、又は医療型障害児入所施設のいずれか、状況に応じて適切な施設へ入所することとなっている。

## ① 申請・届出時の添付書類

障害児入所支援の支給申請における添付書類として、児童福祉法施行規則第25条の7に定められている負担上限月額の算定のために要する資料、障害児入所医療の支給を受ける場合は当該負担額算定のために必要な資料、既に入所支援の決定を受けている場合は入所受給者証等が必要とされている。

ヒアリング調査結果では、上記に加えて、住民票の写し、生活保護証明書、医療型障害 児入所施設に入所する場合は健康保険証の提出を求めている団体があった。

また、同通知に基づく障害者手帳及び診断書の提示については、支給の必須要件となっていないため、特段必要とされていなかった。

## ② 他機関への情報照会

障害児入所支援の支給においては、基本的に申請者が申請に際して必要な書類を添付するものとされており、他機関への情報照会は行われていない。

ヒアリング調査結果では、転出元市町村に対して、以前受けていたサービスの決定通知 書、勘案事項整理書等の情報提供を受けている団体があった。

また、同法第24条の3のとおり、支給決定にあたり児童相談所へ意見聴取を行うこと となっていることから、児童相談所に対する照会がある。

## (障害児入所支援に係る給付決定)

同法第24条の3に定めるとおり、障害児入所支援の支給は、障害児の心身の状態や養護者の状態、障害児の保護者の各種給付支援の受給状況等を総合的に判断し、給付決定が行われている。

同通知において、障害児に対する支援については、成長途中であり障害の状態が変化することが想定されること等から、障害福祉サービス支援とは異なり、障害程度区分は設けられていない。

# (障害児入所支援に係る負担上限月額の算定)

障害児入所支援の負担上限月額の算定においては、基本的に「(e) 障害福祉サービス支給」と同様である。

なお、医療型障害児入所施設及び指定医療機関で当該支援が提供される場合は、障害児 入所医療費が発生することを鑑みて、障害児入所支援給付費と負担額の区分が異なるため、 同施行令第27条の13に基づいて、「(q) 障害者自立支援医療の支給」と同様となる。

#### (i) 障害児通所支援の支給

障害児通所支援については、児童福祉法(以下、同法とする。)及びその政省令で定める もののほか、利用者負担認定の手引き(前述)等で示されており、これに基づいて認定さ れる。

給付決定等については、同法第21条の5の5及び同条の5の6に基づいて、障害児の 保護者の居住地又は現在地の市町村が行う。

また、同法第21条の5の10において、市町村は都道府県の設置する児童相談所等に対して、必要に応じて意見聴取や援助を求めることができるとされている。

障害児通所支援の支給対象は、同法第21条の5の2において、児童発達支援、医療型 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援と規定されており、必要に応じ て適切なサービスが提供される。

## ① 申請・届出時の添付書類

障害児通所支援の支給申請における添付書類として、児童福祉法施行規則第18条の6 及び、利用者負担認定の手引きに基づいて、負担上限月額の算定に要する書類、必要に応 じて医師の診断書、住民票等の提出があげられている。

また、生活保護受給世帯は生活保護受給証明書、肢体不自由児通所医療を含む医療型児 童発達支援に係る申請を行う場合は、肢体不自由児通所医療負担上限月額の算定のために 必要な事項に関する書類、現に通所給付決定を受けている場合は通所受給者証の提出が 必要とされている。

ヒアリング調査結果では、世帯収入申告書、障害者手帳、手帳を持っていない場合は特別児童扶養手当証書もしくは診断書、課税情報等を参照することについての同意書を必要としている団体があった。

診断書については、障害があるか否か不明な者も、障害児通所支援は受給可能なため、 診断書は特段必要としていない団体もあり、団体によってばらつきがある。

## ② 他機関への情報照会

ヒアリング調査結果では、1月2日以降の転入者はその転出元市町村の課税証明書が求められることから、他市町村へ情報照会がなされていた。

また、利用者負担認定の手引きにおいて、本人の添付書類だけで情報の確認ができない場合は、必要に応じて、税担当課や日本年金機構の年金事務所等に確認するものとされている。

## (障害児通所支援に係る給付決定)

障害福祉サービス同様、給付決定において、同法第21条の5の6に定めるとおり、障害児本人及びその保護者に対して面接を行い、心身の状態や環境状況等について調査が行われる。

また、同法第21条の5の7により、必要に応じて障害児支援利用計画案の提出を障害児の保護者に対して求めることとされている。

障害程度区分は、障害児入所支援同様に設けられていないが、「障害児通所給付費等の通所給付決定等について」(平成24年3月30日 障発0330第14号)第2に示される調査を行った上で支給の要否及び支給量を決定するとされている。

これら情報を総合的に判断し、給付決定がなされる。

#### (障害児通所支援に係る負担上限月額の算定)

障害児通所支援の負担上限月額の算定は、基本的に「(e) 障害福祉サービス支給」と同様である。

なお、医療型児童発達支援で当該支援が提供される場合は、肢体不自由児通所医療費が発生することを鑑みて、障害児通所支援給付費と負担額の区分が異なるため、児童福祉法施行令第25条の12に基づいて、「(g) 障害者自立支援医療の支給」と同様の世帯の把握、所得状況の把握がなされる。

# (か) 児童手当システム

## a 個人特定(先行ヒアリング調査結果)

#### (既存番号の付番体系)

- ・ 児童手当システム内で認定番号を自動付番している。住民に対して通知される番号も のではなく、住民コード(宛名番号)と認定番号は別のものである。
- ・ 受給者ごとに受給者番号を管理している。10桁コードである。
- ・ 対象児童の親に対して、システムで発番している。
- ・ システム上、認定番号は存在するが、認定番号は処理したシーケンス番号に過ぎない ため、実際に利用はしていない。
- ・ 認定番号を付番している。付番体系は4桁で、平成24年9月10日現在、認定番号8555まで入力している。認定番号は独自の番号である。システム管理されているのみで、認定番号は申請者へ通知しない。
- ・ 8桁の連番を付番している。

# (新規データベース登録の宛名番号との紐付けにおける検索項目)

- ・ 基本 4 情報により個人特定され、住民コード(宛名番号)と認定番号の紐付けを行っている。
- ・ 宛名番号との紐付けは、住民基本台帳で基本4情報を検索することで行っている。
- ・ 申請時の宛名番号との紐付けには基本4情報を使用している。
- 検索時には、宛名番号を利用している。認定番号は処理したシーケンス番号に過ぎないため、個人特定には利用していない。住民コード(宛名番号)と認定番号を紐付けている。
- ・ 個人特定は申請者の情報にて行っており、基本4情報、認定番号(8桁の連番)で管理している。児童の情報は申請者の情報に付随して管理されている。

# (現況届、申請内容変更届、受給自由消滅届の処理における個人特定)

- ・ 児童手当の現況届、資格喪失届等の処理に係る個人特定作業には、氏名、生年月日、 住所、宛名番号を利用する。
- 基本4情報による個人特定を行っており、認定番号は用いない。
- ・ 基本は受給者番号で個人特定を行っている。
- ・ 個人特定に認定番号、個人名、生年月日を利用する。氏名を使うことが多い。現況届には認定番号がふられている。現況届には宛名に紐付くバーコードが印刷されており、 受領したらバーコードで読み込む。
- 基本4情報で個人特定しているが、認定番号も同様に確認している。

### b 情報連携

児童を養育する者に対する手当の支給の事務については、児童手当法(以下、同法とする。) 及びその政省令、告示並びに通知に定めるもののほか、「市町村における児童手当関係事務 処理について」(児童手当市町村事務処理ガイドライン)(平成24年3月31日 雇児発第 0331第3号)(以下、「児童手当ガイドライン」とする。)に基づいて行われる。

#### (a) 認定請求

#### ① 申請・届出時の添付資料

児童手当の申請にあたって、申請者は児童手当認定請求書を提出するが、その支給要件の確認は、自庁内で確認できるものを除き、認定請求書とともに提出する添付資料によって行われる。添付資料は児童手当法施行規則(以下、同施行規則とする。)第1条の4第2項において定められている。

これによると、申請者が1月1日における住所地の区域内に住所を有しないときは、支給金額決定に際し必要となる申請者の前年度所得の確認を自団体内で行うことができないため、申請者の前年度の所得証明書を添付する必要がある。

また、児童手当は、同法第1条に規定されるとおり児童を養育している者に支給される ため、支給対象児童と申請者が別居している場合は、当該児童の属する世帯全員の住民票 の写し及び別居監護の申立書といった別居の事実を明らかにする書類が求められる。

さらに、申請者が未成年後見人の場合は、対象児童の未成年後見人である旨の申立書や申請に係る児童の戸籍抄本等により確認することが求められている。

ヒアリング調査結果では、離婚による受給者の変更に際し、支給対象となる児童との関係を確認するため、戸籍謄本の確認を求めている団体があった。

児童手当の支給に要する費用の負担は、同法第18条において、その一部を事業者が納める児童手当拠出金をもって充てることが定められている。これにより、同施行規則第1条の4第2項第10号において、申請者が被用者であるか否かを確認する必要があるが、この運用については「被用者確認のための添付書類の取扱いについて」(平成24年3月31日 雇児育発0331第5号)によって、健康保険被保険者証もしくは事業主による被用者年金への加入証明を添付資料とするよう規定されている。

ヒアリング調査では、多くの団体が健康保険証の写しの添付を求めていた。

## ② 他機関への照会

ヒアリング調査結果では、認定請求における添付資料は、原則として申請者が認定請求 書に添付するものとされており、他機関への照会は行われていない。

ただし、同法第28条において必要資料の提供を外部機関に求めることができる旨規定されており、ヒアリング調査結果でも、本人提出が難しい、あるいは団体の案内が不十分などのやむを得ない理由で添付されなかった場合に、公用請求として照会を行うとの回答があった。

また、児童手当ガイドライン第10条第2項第2号において、認定請求の記載事項については、特に必要があるときに所要の調査を行うことにより二重支給の防止を図ることが求められており、ヒアリング調査でも、申請について疑義が発生した場合、電話にて他機関へ照会を行うといった回答があった。

## (支給における所得制限に伴う所得の確認)

認定にあたっては、申請者が同法第4条における支給要件を満たし、その所得が同法第5条における政令で定める額未満であることが確認される。(所得制限以上の者については、同法附則第2条において特例給付が支給されることになる。)

その際の所得の額の計算方法は、児童手当法施行令第3条に定められているが、ここで 規定されている所得の額は、総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事 業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、先物取引に係る雑所得等の 金額、条適用利子等の額・条約適用配当等の額といった、同施行令第3条第1項に定める 所得額があげられる。

また所得を算出する際の控除対象として、雑損控除額や医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、障害者控除額、特別障害者控除、寡婦又は寡夫である所得割、勤労学生である所得割等、同施行令第3条第2項に規定する各種控除があげられる。

父母等2人以上の者が支給要件に該当するときは、同法第4条第3項の規定により「いずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす」こととされている。父母等のうち、「生計を維持する程度が高い者」の判断は、まず所得の状況を考慮することとし、申請者のみならず、配偶者も含めて所得の状況を確認する必要がある。これについては特に、児童手当ガイドライン第10条第2項第1号アにおいて申請者以外の者についても同法第5条に定める所得の状況の確認に努めることが求められている。

ヒアリング調査結果でも、所得の状況の確認においては申請者のみならず配偶者の所得を確認する場合があるとの回答があった。申請者の配偶者が外国人であり前年の所得がわからない場合は、所得をゼロ円として扱っている。また、外国人が再入国の許可を受けて出国した場合、「児童手当法における外国人に係る事務の取扱いについて」(平成24年6

月13日 雇児発0613第1号)に基づいて、住民票は出国前に住民票を登録していた団体に残ったままであり、児童手当の受給資格が継続されることから、出国前に団体の窓口にて状況把握を行っている団体があった。

また、平成22年度の税制改正による扶養控除廃止の影響については、同法(平成24年3月31日法律第24号)附則第2条第1項において「扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、そのあり方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする」とされている。

所得証明書について、同法28条に基づく公用請求を行う場合、所得照会に対する本人の承諾は、認定請求書に設けた所得照会の同意項目へのチェックをもって同意を取得している団体や、照会先団体の個人情報保護条例等により、申請者に対して別途同意書を求める団体などがあった。

#### (世帯の確認)

ヒアリング調査では、申請者と児童の同居別居に関わらず住民票を確認する団体や、申請者と児童の関係を住民票の提示は求めないものの、住基システム端末と児童手当システムで確認を行っていると回答する団体があった。

## (b) 現況確認

## ①申請・届出時の添付資料

児童手当の支給を受けている者は、同法第26条に基づき毎年6月に現況の届出が求められる。この現況の届出においては、同施行規則第4条に基づき、基本的に認定請求同様の添付資料及び内容の確認が求められている。

### ②他機関への照会

### (重複支給の確認)

ヒアリング調査結果では、転居による重複給付の疑いが発生した場合、支給の有無について他の市町村に電話照会を行っている団体があった。これは「児童手当の二重認定の防止について」(昭和46年10月29日 児発第611号)にあるように、受給資格者と支給要件児童との間の監護・生計関係等の状況及びこれらの変動の事実を適確に把握して処理することが必要であるとされることによる。

別居監護の場合には重複支給を防ぐため、現況確認の際に別居先の市町村に電話による 支給有無の確認を行っている団体があった。

児童手当ガイドライン第20条においては「住所変更等届があった際、児童の氏名及び住所等を公簿等及び添付書類により確認する」ことが示されている。また「児童手当関係法令上の疑義に対する回答について」(昭和47年2月18日 児手第20号)において、同法第8条に規定する消滅日とは、住民基本台帳法上の転出予定日であると示されている。ヒアリング調査結果では、児童手当の支給中に転入出が発生した場合、児童手当を切れ目なく適切に支給するため、転入先市町村が転出元市町村における児童手当の支給終了日を確認しているほか、転出元市町村からも、転出とともに児童手当の消滅日を転入先市町村へ連絡する運用がなされていた。

# (キ) 児童扶養手当システム

### a 個人特定(先行ヒアリング調査結果)

### (証書記号・番号等の認定番号の付番体系)

- ・ 児童扶養手当システム内での自動付番。7から始まる番号で、資格を喪失するまで有効な番号である。
- 受給者ごとに10桁の証書番号を管理している。
- ・ 申請順に市にて発番している。
- ・ 児童扶養手当は、児童手当と同一のシステム (児童総合システム) である。証書記号・ 番号の発番については認定処理を行った順に行う。
- ・ 証書記号・番号は8桁である。
- ・ 証書番号は6桁の連番を使用している。

## (新規データベース登録の宛名番号との紐付けにおける検索項目)

- ・ 児童手当と同様、基本4情報により個人特定され、宛名番号と認定番号の紐付けを 行っている。
- ・ 宛名番号との紐付けは、住民基本台帳で基本4情報を検索して行っている。
- ・ 申請時の宛名番号との紐付けには基本4情報を使用している。
- ・ 認定番号は、シーケンス番号に過ぎないため、個人特定には利用せず、宛名番号と認 定番号を紐付けている。
- ・ 認定番号は、システム登録されており、宛名番号と紐付いている。

## (児童扶養手当証書亡失届等の各種届出の処理における個人特定作業)

- ・ 各届出にて本人が受給者番号を記入している場合は、受給者番号から個人を特定する。 記入がない場合は、基本4情報により特定する。
- ・ 基本は証書記号・番号により個人特定を行う。
- 申請時、申請者が記入する証書記号・番号で検索している。
- ・ 受給者の検索の際に、個人特定キーとして基本4情報や宛名番号、証書記号・番号を 用いている。申請書に証書記号・番号が記載されていないケースがあるため特に限定 せずに様々なキーを用いて個人特定する。なお、現況届には証書記号・番号がプレ印 刷されている。
- ・ 個人特定は、氏名、生年月日、宛名番号で行っている。検索時に同世帯表示が行われている。証書記号・番号よりも氏名、生年月日、宛名番号のほうが早く検索できる。
- ・ 基本4情報と証書記号・番号を使用している。

# (現況届、申請内容変更届、受給自由消滅届の処理における個人特定)

- ・ 児童手当の現況届、資格喪失届等の処理に係る個人特定作業には、氏名、生年月日、 住所、宛名番号を利用する。
- ・ 基本4情報による個人特定を行っており、認定番号は用いない。
- ・ 基本は受給者番号で個人特定を行っている。
- ・ 個人特定に認定番号、個人名、生年月日を利用する。氏名を使うことが多い。現況届には認定番号が振られている。現況届には宛名に紐付くバーコードが印刷されており、 受領したらバーコードで読み込む。
- ・ 基本4情報で個人特定しているが、認定番号も同様に確認している。

# b 情報連携

ひとり親等で児童を養育する者に対する手当の支給の事務については、児童扶養手当法 (以下、同法とする。)及びその政省令、告示並びに通知に定めるものに基づいて行われる。 実施主体については、同法第4条にて、都道府県知事、特別区の区長を含む市長及び社会 福祉法に定める福祉事務所を管理する町村長と定められている。

ヒアリング調査結果では、福祉事務所を設置していない町村においては手当申請の受付の

みを行い、その申請を都道府県へ進達し、認定等の判断は都道府県で実施しているとの回答があった。その運用は、受付を行った町村において申請書類の項目に係る確認を行い、都道府県では書類の不足有無のみ確認するという町村や、町村は受付において申請書類及び添付資料の不備等を確認する程度で、内容の確認は都道府県が行っている町村があり、団体によってばらつきがあった。

## (a) 認定請求

## ① 申請・届出時の添付資料

児童扶養手当の申請にあたって、申請者は児童扶養手当認定請求書を提出するが、団体の支給要件の確認は、認定請求書とともに提出する添付資料によって行われる。

添付資料は児童扶養手当法施行規則(以下、同施行規則とする。)第1条第1項において定められている。その第1号によると、戸籍の謄本又は抄本及び申請者や児童の属する世帯の全員の住民票の写しの提示が求められている。

ヒアリング調査結果では、申請者が離婚等によるひとり親であること等の確認を戸籍謄本で行っていた。配偶者が受刑者でひとり親である場合は、拘禁証明書の添付が求められてした。

また、ヒアリング調査結果では、戸籍謄本の添付を求め、住民票については添付を求めず、自庁の住民基本台帳の確認で済ませている団体があった。

第1条第1項第1の2号に定められている別居にて児童を監護していることの申立て がある申請者については、ヒアリング調査結果では、別居監護児童の住所地における世帯 全員分の住民票で確認されていた。

また、ヒアリング調査結果では、DV被害者等で、住民基本台帳上の住所地を実際の住居地の市町村に異動していない場合(住登外者)は、最終住民登録地の市町村の住民票を申請者に添付させる団体や、裁判所からのDV保護命令に関する情報を添付される団体があった。

児童扶養手当の支給要件は、申請者たる父又は母の配偶者が障害にある場合も申請可能であり、この場合の申請は、その証明として障害者手帳や診断書等の書類が求められる。

障害の認定は「児童扶養手当法(別表第二)における障害の認定要領について」(昭和36年12月21日児発第1374号)(以下、「別表第二認定要領」とする。)によって障害の認定基準が詳細に示されている。別表第二認定要領2(4)において障害の認定は診断書(児童扶養手当法施行規則様式第二号)及びレントゲンフィルムによって行うことが求められている。ヒアリング調査結果では、当該認定基準において障害等級が1級(身体障害者福祉法による障害等級の場合は1、2級)といった場合には、等級を認定基準とすることが可能と示されている(別表第二認定要領2(3))ことから診断書の添付を求めていないものの、等級によっては障害者手帳に記載された内容のみでは認定要件を確認できない旨の回答があった。

また、障害を持つ父又は母の配偶者が障害基礎年金を受給しており、その障害等級が1級である場合、診断書の添付を省略することが可能であることが別表第二認定要領で示されている。このために、障害基礎年金の受給証明を求める団体があった。

同法第3条により、児童扶養手当の支給対象児童は通常18歳までとされているが、児童に児童扶養手当法別表第一における障害の認定要領について」(昭和49年8月15日児発第518号)で示される程度の障害がある場合、児童扶養手当を20歳まで受給を継続することが可能である。

ヒアリング調査結果では、この要件確認のため、障害者手帳又は診断書、特別児童扶養 手当証書が用いられる。これらは通常、児童扶養手当の現況確認等の際に確認される。

児童扶養手当には所得制限があり、申請者はこの証明のため前年度の所得に関する証明書(所得証明書)の添付が求められる。ヒアリング調査結果では、所得証明書、課税(非課税)証明書の添付が求められていた。

#### ② 他機関への照会

ヒアリング調査結果では、認定請求における添付書類は、基本的に申請者が認定請求書とともに添付するものとされているが、自庁内、あるいは児童相談所等から情報取得が可能である場合などは求めていないとの回答があった。

## (支給における所得制限に伴う所得の確認)

認定にあたっては、同法第9条から第11条に規定されているように、申請者あるいは 扶養義務者の所得が、政令で定める額未満であることが求められる。政令で定める額等は、 児童扶養手当法施行令(以下、同施行令とする。)第2条の4で規定されている。また、 手当の支給を制限する場合の所得の範囲及び額は、同施行令第3条及び第4条に定められ ているが、ここで定められている所得や控除は、児童手当におけるそれと共通的にみられ るものとなっている。

児童手当と共通的にみられる所得及び控除については、「3 (2) ヒアリング調査結果のご紹介(市町村)」の「(カ)児童手当」を参照されたい。なお控除について、児童扶養手当においては配偶者特別控除額、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例による免除所得額が別途考慮されることに留意が必要である。

(注) 児童扶養手当の所得額については、受給資格者が母である場合は、総所得金額等合計額及び当該 母がその監護する児童の父から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経 済的な利益に係る所得の金額、また、受給資格者が父である場合は、総所得金額等合計額及び当 該父がその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から当該児童の養育に必要な費用の 支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額が含まれる。

ヒアリング調査結果では、総所得金額や合計所得金額(総所得金額に山林所得額、退職所得額、譲渡所得額、株式等譲渡所得額、上場株式等配当所得額、先物取引雑所得額、条約適用利子等所得額、条約適用配当等所得額を加算したもの)である程度の確認が可能であり、疑義が生じる場合に詳細な所得項目の確認と再計算を行うとする団体があった。

児童扶養手当特有の所得としては、母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金は、同施行令第3条により、児童扶養手当の認定では課税から除外する必要があり、ヒアリング調査結果においても、所得判定において確認しているとの回答があった。

児童扶養手当特有の控除としては、配偶者特別控除額や肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例による免除所得額からの控除があげられる。

また、平成22年度の税制改正による扶養控除廃止がなされたが、同施行規則第1条第1項第7号へにより、19歳未満の控除対象扶養親族があるときはその人数と当該控除対象扶養親族の所得証明書の添付が求められており、ヒアリング調査結果でも、19歳未満の控除対象扶養親族がある申請者に対する所得の再計算がなされていた。

また、ひとり親が児童の父又は母より受け取る養育費は、同施行令第3条で所得に含まれることが規定されているが、ヒアリング調査結果では、世帯分離した同居人や、同居人の所得も確認する場合があるとの回答があった。

ヒアリング調査結果では、所得証明書の提示を求めることが難しい場合は、公用請求に よって所得証明書が取得されている。

これに関しては、照会先団体の個人情報保護条例等により、申請者に対して別途同意書を求める団体があった。

#### (別居監護児童の別居監護先の市町村への受給状況照会)

ヒアリング調査結果では、児童扶養手当対象児童を別居監護している場合、別居監護先 市町村に電話等で別居監護児童の同居人の児童扶養手当の受給状況等について照会を行 うとの回答もあった。ただし、この受給状況照会については、行っていない団体もあった。

また、児童扶養手当は父子家庭でも受給できることから、親権が母から父に移った場合に、二重支給の確認のため、母側で受給していないことを確認するため、住民票関係情報の照会を行っている団体もあった。

また、二重支給の確認については、疑義が生じた都度確認している団体もあった。

#### (児童の施設入所有無の確認)

同法第4条第1項では、児童扶養手当対象児童が父又は母により監護されていることを支給要件としているが、「児童扶養手当法等の施行について」(昭和36年12月21日 児発第1356号)第1 1(2)では、「児童福祉施設(母子寮、保育所及び精神薄弱児通園施設を除く。)に児童福祉法第27条第1項第3号の規定によつて入所させられている児童及び少年院等に収容されている児童の母は、当該児童を監護しないものとして取り扱う」とされており、このような施設入所有無を確認する必要がある。

ヒアリング調査結果では、児童の施設入所有無を申請者から口頭で聞き取りをしている 団体や、児童相談所の障害児担当課の確認を行う団体があった。

### (年金との併給確認)

同法第4条第2項第2号では、父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるときは、その児童は児童扶養手当支給対象とならないと規定されている。また、同法第4条第2項第5号及び第10号では、父又は母の障害基礎年金の子の加算対象となっている場合は、同一の子を対象とした児童扶養手当の支給は認められないと規定されている。

ヒアリング調査結果では、この年金支給有無を確認するため、日本年金機構(年金事務所)への照会が行われていた。

また、年金受給手続きを行っていない申請者等に、年金の資格の確認等を行う団体もあった。なお、この際の年金情報の照会にあたっては、あらかじめ申請者から同意書が取得されていた。

ヒアリング調査結果では、障害基礎年金の子の加算については、ある児童を加算の対象とし、ある児童を児童扶養手当の対象とするケースがあり、それぞれの児童の取扱い状況についての確認が必要との回答があった。

また、障害基礎年金の子の加算の最新の状況について、日本年金機構(年金事務所)に 照会している団体もあった。これについては、照会が必要な1か月分の対象をまとめて日 本年金機構(年金事務所)に照会している団体があった。

その他に、同法第3条に定める年金の支給状況を確認するため、労働基準監督署や共済組合に、障害年金等に関する情報の照会を行っている団体があった。

#### (外国人住民に対する情報の確認)

「児童扶養手当における外国人に係る事務の取り扱いについて」(平成24年6月21日 雇児福発0621第1号)第2 1によると、外国人住民についても、日本人住民と同様の児童扶養手当の取扱いがなされる旨が示されている。

ヒアリング調査結果では、外国人住民については住民基本台帳により在留資格、在留期間、在留期間の満了日等を確認する団体があった。

### (b) 現況確認

### ① 申請・届出時の添付資料

児童扶養手当は、同施行規則第4条に基づき毎年8月1日から31日までの間に現況の 届出が求められる。

ヒアリング調査結果では、この現況の届出においては、前回確認時と状態が変わる可能性がある情報を確認する目的で、基本的に認定請求時同様の添付資料が求められ、その確認がなされていた。

ヒアリング調査結果では、児童扶養手当の現況確認については、対面による聞き取りで行っていた。

その際に、認定請求同様の添付資料や、民生委員の調査書(別居監護の申立書等について、民生委員による第三者調査の結果として作成されるもの)、児童扶養手当証書等の提出がなされていた。

#### ② 他機関への照会

現況確認での他機関への照会は、基本的に (a) 認定請求と同様である。

ヒアリング調査結果では、児童扶養手当の額については、生活保護の扶助費の額にも影響することから、生活保護担当と情報連携がなされる団体があった。

また、児童扶養手当受給資格喪失の届出状況等について、照会がなされる団体があった。 また、自庁内の確認ではあるが、毎月1度などの頻度で、住民の異動等について確認を している団体もあった。

## (受給資格の確認)

児童扶養手当は、同法第13条の2において、支給開始日から5年経過したこと、もしくは各児童についての支給事由発生年月日から7年の受給期間を経過したことを区切りに、手当の支給停止要否を判定する。

ヒアリング調査結果では、現況確認の際に、支給停止要否判定のため児童扶養手当における受給期間の他団体への照会が必要な場合があるとの回答があった。

# (c) 受給資格者台帳の移管

## ① 申請・届出時の添付資料

住所変更の場合、受給者は同施行規則第6条第1項に基づいて、住所変更前の支給機関に対し、住所変更の届けと転出予定年月日、児童扶養手当証書の番号(証書記号・番号)を提出する。

また、転入先市町村には、同施行規則第6条第2項に基づいて、変更後の住所地の世帯の全員の住民票の写しを添えて、児童扶養手当証書の番号(証書記号・番号)を提出する。

これらの届出を基に、転入先市町村は、転出元市町村に転入者の受給資格者台帳の送付を依頼する。

この受給資格者台帳の移管については「児童扶養手当事務取扱準則」(昭和60年8月21日 児発第706号)で示されている。

受給資格者台帳の移管がなされる際に行われる確認については、(a) 認定請求と同様の確認を行う団体や、台帳に記載がある所得状況や、転入に伴い別途届けられる障害者に関する情報等は特段資料を要しない団体、転入による同居人の確認を受給者からのヒアリング調査等で行う団体、特に移管時の再確認を行っていない団体等があり、団体によってばらつきがある。台帳移管時に再確認を行っていない団体は、転入翌年の現況確認にて確認を行っていた。

#### ② 他機関への照会

ヒアリング調査結果では、移管された受給資格者台帳に不備等がある場合や、特段確認 が必要な場合に、転出元市町村に電話等で照会がなされていた。

# (ク) 特別児童扶養手当システム

## a 個人特定(先行ヒアリング調査結果)

#### (手当支給に係る業務)

- ・ 進達事務のため、市ではシステム管理を行っていない。都道府県が受給者情報の入力 作業・台帳管理を行っている。
- ・ 受給者台帳は県が保有し、市は申請の窓口で県へ進達する。証書記号・番号は県で付番されるが、その証書記号・番号や特別児童扶養手当の受給者情報は、市でデータベース登録している。なお、事務が県と市で分かれていることから、申請を受理してから認定するまで時間を要する。

## (証書記号・番号等の認定番号の付番体系)

- 受給者ごとに8桁の証書記号番号を管理している。
- ・ 証書記号・番号については、県にて付番されている。
- ・ 証書記号・番号4桁程度で、総合福祉システムに登録されている。

## (証書記号・番号等の認定番号を利用した個人特定)

- ・ 証書記号・番号にて個人特定を行っていない。受給者が少ないため、紙台帳で管理している。受給者が少ないので、個人特定の「作業」というものがないに等しい。
- ・ 個人特定にあたっては、基本4情報のほか、障害者検索システムの機能として、証書 記号・番号での検索も可能である。
- ・ 障害者手帳番号とは別管理であり、連携していない。

## (新規データベース登録の宛名番号との紐付けにおける検索項目)

・ 宛名番号との紐付けは、住民基本台帳にて基本4情報を検索して行っている。

#### (有期再決定請求書等の処理における個人特定作業での証書番号・記号の利用)

- ・ 証書記号・番号を用いて個人特定を行っている。手帳確認は支給要件ではないため、 個人特定には用いていない。
- ・ 証書記号・番号でも個人特定は可能であるが、簡易な検索が可能であるカナ検索を実施している。

## b 情報連携

精神又は身体に障害を有する児童を養育する者に対する手当の支給の事務については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下、同法とする。)及びその政省令並びに通知に定めるものに基づいて行われる。

実施主体については、同法第5条にて、都道府県知事が支給要件の認定を行うことが定められている。

市町村は、同法第38条第1項により、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(以下、同施行令とする。)第13条において認定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務、特別児童扶養手当に関する証書の交付に関する事務、同一都道府県の区域内における住所又は支払方法の変更に係る特別児童扶養手当に関する証書の記載事項の訂正に関する事務等を行うことが規定されている。

ヒアリング調査結果では、市町村で受理された申請の認定審査は、基本的に都道府県で行われているが、実質的な認定審査まで行っている市もあった。

ヒアリング調査結果では、市町村で手当申請の受付のみを行い、その申請を都道府県へ進達し、認定等の判断は都道府県で実施しているとの回答があった。その運用は、受付を行った市町村において申請書類の項目に係る確認を行い、都道府県では書類の不足有無のみ確認するという市町村や、市町村は受付において申請書類及び添付資料の不備等を確認する程度で、内容の確認は都道府県が行っている町村があり、団体によってばらつきがあった。

### (a) 認定請求

## ① 申請・届出時の添付資料

特別児童扶養手当の申請にあたって、申請者は特別児童扶養手当認定請求書を提出するが、団体の支給要件の確認は、認定請求書とともに提出する添付資料によって行われる。添付資料は特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(以下、同施行規則とする。)第1条第1項において定められている。その第1号によると、戸籍の謄本又は抄本及び申請者や児童の属する世帯の全員の住民票の写しの提示が求められており、ヒアリング調査結果でも、同様であることが確認された。

また、ヒアリング調査結果では、戸籍謄本の添付を求め、住民票については添付を求めず、自庁の住民基本台帳の確認で済ませている団体があった。

同施行規則第1条第1項第4号に定められている別居にて児童を監護していることの 申立てがある申請者については、ヒアリング調査結果では、別居監護児童の住所地におけ る世帯全員分の住民票で確認されていた。

特別児童扶養手当の支給要件である児童の障害の程度の確認のため、同施行規則第1条 第1項第2号により、対象児童の医師の診断書やエックス線直接撮影写真が求められている。

ヒアリング調査では、対象児童の障害者手帳の写しや診断書等の資料で確認されていた。 この診断書等について、同施行規則第28条第1項では、既に提出を受けた場合、対象 障害児の状態が固定している等の事情により診断書等を添える必要がないと認めるとき は省略させることができる旨規定されている。

また、特別児童扶養手当の支給には同法第6条から第8条による所得制限があり、申請者はこれを証明するために同施行規則第1条第1項第6号及び第7号によって、前年の所得に関する証明書の添付が求められる。ヒアリング調査結果では、所得証明書、課税(非課税)証明書の添付が求められていた。

### ② 他機関への照会

ヒアリング調査結果では、認定請求における添付書類は、基本的に申請者が認定請求書とともに添付するものとされているが、自庁内、あるいは児童相談所等から情報取得が可能である場合などは求めていないとの回答があった。

#### (支給における所得制限に伴う所得の確認)

認定にあたっては、同法第6条から第8条に規定されているように、申請者あるいは扶養義務者の所得が、政令で定める額未満であることが求められる。政令で定める額等は、 同施行令第2条で規定されている。

また、手当の支給を制限する場合の所得の範囲及び額は、同施行令第4条及び第5条に 定められているが、ここで定められている所得や控除は、児童手当におけるそれと共通的 にみられるものとなっている。

児童手当と共通的にみられる所得及び控除については、「3 (2) ヒアリング調査結果のご紹介(市町村)」の「(カ)児童手当システム」を参照されたい。なお控除について、特別児童扶養手当においては児童扶養手当同様、配偶者特別控除額、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例による免除所得額が別途考慮されることに留意が必要である。

なお、ヒアリング調査結果では、総所得金額や合計所得金額(総所得金額に山林所得額、退職所得額、譲渡所得額、株式等譲渡所得額、上場株式等配当所得額、先物取引雑所得額、条約適用利子等所得額、条約適用配当等所得額を加算したもの)である程度の確認が可能であり、疑義が生じる場合に詳細な所得項目の確認と再計算を行うとする団体があった。また、平成22年度の税制改正による扶養控除廃止がなされたが、同施行規則第1条第1項第6号ハにより、19歳未満の控除対象扶養親族があるときはその人数と当該控除対象扶養親族の所得証明書の添付が求められており、ヒアリング調査結果でも、19歳未満の控除対象扶養親族がある申請者に対する所得の再計算がなされていた。

また、同施行規則第1条第1項第7号で、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がある受給資格者又は同法第7条に規定する扶養義務者がある父若しくは母である受給資格者若しくは同法第8条に規定する扶養義務者がある養育者である受給資格者は、所得証明書、扶養親族等の有無及び数、老人扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書等の添付が規定されているが、ヒアリング調査結果では、世帯分離した同居人や、同居人の所得も確認する場合があるとの回答があった。

## (児童の入所に関わる情報の確認)

同法第3条第1項では、特別児童扶養手当対象児童が父若しくは母又は養育者により監護されていることを支給要件としている。「特別児童扶養手当に関する疑義について」(平成23年10月20日 障企発1020第1号)第二の問1によれば、特別児童扶養手当支給対象児童が施設入所している場合は、手当は支給されないことから、児童の施設入所有無を確認する必要がある。

ヒアリング調査結果では、入所に関する確認を特段行っていないとする団体がある一方、 児童の入所に関する情報は申請者より口頭で聞き取りしている団体や、児童相談所の障害 担当課より入所についての情報を取得するとの回答があった。

## (年金との併給確認)

同法第3条第3項第2号では、障害を支給事由とする年金を受給できるとき、特別児童 扶養手当は支給しないと規定されている。

ヒアリング調査結果では、この年金支給有無を確認するため、日本年金機構 (年金事務所) への照会が行われていた。

また、年金受給手続きを行っていない申請者等に、年金の資格の確認等を行う団体もあった。なお、この際の年金情報の照会にあたっては、あらかじめ申請者から同意書が取得されていた。

### (外国人住民に対する情報の確認)

「「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」における外国人に係る事務の取扱いについて」(平成24年6月28日 障企発0628第1号)によると、外国人についても、日本人住民と同様の特別児童扶養手当の取扱いがなされる旨が示されている。

#### (b) 現況確認

#### ① 申請・届出時の添付資料

特別児童扶養手当は、同施行規則第4条に基づき毎年8月11日から9月10日までの間に所得状況の届出が求められる。

ヒアリング調査結果では、この所得状況の届出においては、前回確認時と状態が変わる可能性がある情報を確認する目的で、基本的に、所得状況及び現況の確認を対面による聞き取りにて行われていた。これは、都道府県ではなく、市町村において行われていた。

また、上記のとおり、診断書等について、同施行規則第28条第1項では、認定請求時に提出を受けた場合、対象障害児の状態が固定している等の事情により診断書等を添える必要がないと認めるときは省略させることができる旨規定されており、省略されることがある。

また、同施行規則第28条第2項では、所得の額や扶養親族等の有無及び数、配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得の額、り災状況など、所得状況届に添えるべき市町村長の証明書を市町村から受けるときは、届出を行う者がこれを省略させることができる旨規定されており、省略されることがある。

# ②他機関への照会

現況確認での他機関への照会は、基本的に (a) 認定請求と同様である。

## (c) 受給資格者台帳の移管

## ① 申請・届出時の添付資料

住所変更の場合、受給者は同施行規則第6条第1項に基づいて、都道府県に対し、変更前の住所と変更後の住所、特別児童扶養手当証書の番号(証書記号・番号)を提出する。この受給資格者の移管については「特別児童扶養手当都道府県事務取扱準則について」 (平成23年4月1日障発0401第4号)で示されている。

また、市町村における特別児童扶養手当の支給事務の処理手続は、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則について」(平成23年4月1日 障発0401第5号)で示されている。

市町村において、受給資格者台帳の移管がなされる際に行われる確認については、(a) 認定請求と同様の確認を行う団体や、台帳に記載がある所得状況や、転入に伴い別途届けられる障害者に関する情報等は特段資料を要しない団体、転入による扶養義務者等の変更有無の確認を受給者からのヒアリング調査等で行う団体、特に移管時の再確認を行っていない団体等があり、団体によってばらつきがある。

## ② 他機関への照会

ヒアリング調査結果では、特別児童扶養手当の受給残期間の確認や、所得状況届の提出 有無の確認を行う団体があった。

# (ケ) 保育所保育料システム

## a 個人特定(先行ヒアリング調査結果)

### (保育所入所申請処理における入所決定時の付番体系)

- ・ 宛名番号とは別の番号を付番している。例:8000-01 前半4桁が世帯ID、 後半2桁が児童IDとなっている。住基から基本情報を取込んでいるが、その際に住 基番号も取込まれる。
- ・ 宛名番号とは別に「保育コード」という番号を連番にて符番している。なお、その登録にあたっては、原則として住基情報と連携して行っている。
- ・ 内部管理用の番号を各世帯に1つ付番している。住民コード(宛名番号)とは別の番号を付番している。別の番号の具体的な名称は子どもコードである。子どもコードは申請者である保護者の情報と連携されない。

子が複数いる場合は、世帯の番号に紐付く情報として兄弟姉妹を登録する。番号の体系は、「世帯コード」(5桁)の数字で構成される。「子ども連番」(2ケタ)があり、子は99人まで登録が可能である。

- 保育所保育料システムとして、別の番号は符番していない。
- 番号は世帯ごとに8桁で付番している。

# (新規データベース登録時の宛名番号との紐付け、検索方法)

- ・ 保育所保育料については、世帯ごとに「保育コード」を管理している。住民コード(宛 名番号)との紐付けは、事務システムの住基システムデータが連携される総合福祉シ ステムの基本4情報を検索して行っている。
- ・ データベース登録後、検索する際の個人特定キーとして、基本4情報を用いている。
- ・ 保育所保育料システムは、総合福祉システムに含まれる。
- ・ 保育園管理の単独システムを導入している。住基システムと連携を行っている。住所 変更があった場合には、住基システムより変更情報を参照してシステムに登録してい る。

## b 情報連携

保育所への入所に係る要件の認定や保育料の算定については、児童福祉法(以下、同法とする。)、その政省令及び通知にて定められており、保育所への入所要件や保育料算定などは、これらに基づいて行われる。

### (a) 入所要件の確認

### ① 申請・届出時の添付資料

保育所への入所は、同法第24条第1項において、申請者が児童の保育に欠ける事由を 持つ場合に、市町村へ申し込むことにより行われるものである。

ヒアリング調査結果では、当該事由の該当証明として、ひとり親であることの確認を戸籍にて行うといった回答があった。

他に、ひとり親が就労していることの証明として、民間企業が発行する就労証明書を求める団体があった。

## ② 他機関への照会

ヒアリング調査結果では、母子世帯やひとり親世帯であることの確認のため、児童扶養 手当の受給状況や戸籍を確認しているとの回答があった。

これらの確認は、ヒアリング調査結果では、原則として申請書及び添付書類で行う団体が多く、他機関への照会は行われていない。

なお、この児童扶養手当の支給は、所得制限等により支給対象外である世帯があることから、児童扶養手当の支給確認だけではひとり親家庭という要件を判定できないという回答があった。

ヒアリング調査結果では、前住所地で保育所へ入所していた転入者が申請者の場合は、 新規入所申し込みと同様の要件確認が行われ、他市町村への照会は行わない団体が多かっ た。これは、団体で入所要件が異なることや、転入による環境(生計同一者や職業等)の 変化があるケースが多いことなどによる。

ただし、前住所地の保育所利用状況(入所資格や保育料等)を確認する団体も一部あった。

# (b) 保育料の算定業務

## ① 申請・届出時の添付資料

保育所への入所を申請するにあたり、申請者は同法第24条第2項により入所申込書の提出が求められる。入所申込書の記載内容は児童福祉法施行規則(以下、同施行規則とする。)第24条第1項において定められている。

入所申込書の添付資料は、同施行規則第24条第3項にて「保育料の決定のために必要な事項に関する書類」を添えるべきことが定められている。

ヒアリング調査結果では、所得に応じた保育料の算定を行うため、源泉徴収票や確定申告書、課税(非課税)証明書、所得証明書が求められていた。

保育料は、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2)第4にて定められる保育所徴収金(保育料)基準額表の階層に基づいて算定される。

ヒアリング調査結果では、保育所徴収金(保育料)基準額表に示される生活保護法による被保護世帯階層(第1階層、保育料基準額ゼロ円)と判定するために、生活保護受給者証を添付資料として求める団体があった。

また、市町村民税非課税世帯(第2階層、第3階層)と判定するために、非課税証明書 を添付資料として求める団体があった。

上記通知では、市町村民税非課税世帯の場合で、①母子世帯等、②在宅障害児(者)のいる世帯、③保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯の場合は、保育所徴収金(保育料)基準額の額が低く設定されているため、これらの証明のため、各種障害者手帳、生活保護受給者証等が添付書類として求められることになる。

ヒアリング調査結果では、災害や失業など、不測の事態により前年度所得に対して見込み所得が3割以上減少する場合、申請に基づいて見込み所得の所得税額等を推定計算のうえ審査し、保育料を減免している。この申請には、不測の事態であることが分かるもの(退職証明、り災証明、医師診断書等)、今年中の見込み収入が分かるもの(給与明細等)、控除すべき額が分かるもの(社会保険料、生命保険料等の明細等)などが添付書類として求められていた。

そのほか、保育料納入義務者が死亡したときは、住基システムで死亡確認を行うことで 全額免除している団体もあった。

保育所徴収金(保育料)基準額表の世帯階層判定の際の額の確認については、ヒアリング調査結果では、所得税・個人住民税の税額が確認されている。なお「所得税の額」とは、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」において、所得税法、租税特別措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律及び「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額であることが示されている。

即ち所得税は、各種所得の金額を一定の方法により合計した総所得金額から、各種所得 控除の合計額を控除し、その残額に税率を乗じて税額を計算される。よって所得税の算出 にあたって必要となる所得の範囲は、給与所得や雑所得といった各種所得もしくは総所得 金額となる。また必要となる控除の範囲は、雑損控除や医療費控除といった各種所得控除 となる。

また、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等に係る取扱いについて」(平成23年7月15日雇児発0715第1号)において、平成22年度の税制改正による扶養控除廃止に伴う影響を可能な限り生じさせないよう対応することが求められている。これについて、

ヒアリング調査結果でも、本人申出や源泉徴収票から、19歳未満の特定扶養親族の人数 の確認がなされていた。

なお、入所している児童の保護者の所得確認(現況確認)について、ヒアリング調査結果では、収入により保育料が変動するため、年に二度、保育園の職員を通じて、保護者から情報(就労証明書と所得情報)の取得がなされていた。

## ② 他機関への照会

ヒアリング調査結果では、保育料算定の確認における添付資料は、原則として申請者が 入所申込書とともに添付するものとされており、他機関への照会は行われていない。

ただし、申請者が転入者である場合において、税情報を確認するための書類やその他の 書類原本を転出元市町村に提出したことで、申請者に書類の控えがないなどのケースでは、 申請者の同意を得た上で、個別に転出元市町村とのやりとりをするとの回答があった。

ヒアリング調査結果では、同施行規則第24条第3項における「保育料の決定のために必要な事項に関する書類」として、所得証明書ではなく、源泉徴収票や確定申告書の写しを求める団体が多かった。これは、市町村民税は6月頃に所得情報が課税情報となるが、保育料は4月までに算定が必要であるため、4月までに保育料の算定を行うためには源泉徴収票や確定申告書の写しなどよることとなるためである(仮算定)。課税情報が確定し次第、地方税に関する情報により保育料の本算定を行うとの回答があった。

# (コ) 生活保護システム

## a 個人特定(先行ヒアリング調査結果)

# (ケース番号の付番体系)

- ・ 保護対象ごとに「ケース番号」を管理している(10桁コード:西暦年度+6桁連番)。 連番は行政区9と支所3が区別できるようになっている。
- ・ 申請時に通し番号で4桁のケース番号を発番している。
- ・ 宛名番号と別に「ケース番号」の付番を行っている。このケース番号は、生活保護で のみ使用する番号である。
- 独自にケース番号を付番しており、ケース番号の発番は市が行っている。
- 「ケース番号」は、市で独自に付番している内部管理用の番号なので、他の市町村と の個人特定では利用されない。
- ・ 生活保護廃止に伴い失効するが、データ削除は行わない。

# (新規データベース登録時の宛名番号との紐付け)

- 紐付けは行っていない。
- ・ 住民コード (宛名番号) との紐付けは、区役所事務システムの住基システムデータが 連携される総合福祉システムの基本 4 情報を検索して行っている。
- 新規データベース登録における宛名番号との紐付けは、宛名管理システムで基本4情報を使用している。
- ・ 申請時の基本4情報から、生活保護システム内に取り込んである住民基本台帳システムの連携データを基に検索を行い、ケース番号と住民コード(宛名番号)を紐付ける。
- ・ 新規データベース登録における宛名番号との紐付けは、宛名管理システムを検索する ことにより行っている。ただし、住民登録がない世帯は紐付け出来ないため、手入力 により登録を行っており、他のシステムとの紐付けはない。

## (本人確認作業)

- 申請者及び申請者の世帯構成員に関して、現住所の市町村の住民であるかどうかの確認は必要に応じ文書による照会を行っている。
- ・ 申請時の面接で本人確認証の提示を求め、聞き取りの内容から戸籍謄本と内容の照合、 居住地への訪問を行って本人確認を行っている。
- ・ 住所の確認は、アパート等の契約書や現地調査により行っている。当市は基本的に ホームレスがいないため、住所特定に困ったことは無い。申請を受けたら、現地調査 に向かうので、住民票の有無は別として、住所は把握している。
- 市内の住民であれば住基システムと戸籍謄本で確認を行っている。

#### (住登外管理)

- ・ 住登外者については生活保護システム独自にデータを作成している。住登外者はマス タがなく、独自の取扱いである。
- ・ 住所がない場合は、ケース番号のみで管理をしている。

## (生活保護システム)

- ・ 生活保護システムは、スタンドアロンに近い。
- 生活保護システムは総合福祉システムに含まれている。

## b 情報連携

生活保護の保護申請に関する各種事務は、生活保護法(以下、同法とする。)及びその政 省令に定めるもののほか、「生活保護法による保護の実施要領について」(厚生省発社 第1 23号昭和36年4月1日)(以下、「実施要領」とする。)に基づいて行われている。

## (a) 保護申請

実施主体は同法第19条にて、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村と規定されている。

また、社会福祉法第14条により、都道府県及び市(特別区を含む。)は条例で福祉事務所を設置しなければならないとされており、それら団体の生活保護主管課や福祉事務所等において、保護決定等の業務が行われている。

生活保護対象者は、ケースワーカー等によって申請者個別に相談等がなされ、ケース記録として管理される。保護決定された場合は、被保護者ごとにケース記録が含まれた保護台帳が作成され、管理される。

生活保護は、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、その うち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うもの」 (同法第8条) とされており、扶助の額等は、保護者によって異なる。

同法第4条第2項においては、申請者の扶養義務者による扶養が可能である場合や、他の法律に定める施策(実施要領第6(他法他施策の活用)にて規定)の支給等の対象である場合は、それらが同法による保護に優先すると規定されているため、就労による収入や扶養義務者の扶養による収入、年金等による収入を合算した収入(実施要領第8(収入認定の取扱い)にて規定)が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されることとなる。

また、保護決定にあたっての調査については、同法第29条に規定される調査権限に基づき、上記の申請者又はその扶養義務者の収入及び資産の状況について、銀行、信託会社、申請者又はその扶養義務者の雇主、その他の関係人に、報告を求めるといった広範な調査がなされる。

# ① 申請・届出時の添付書類

生活保護の申請にあたっては、申請者(又はその扶養義務者、その他の同居の親族等)は、同法7条及び生活保護法施行規則(以下、同施行規則とする。)第2条第1項に基づく保護申請書を提出する。申請者から申請書以外の添付書類は特段定められていないが、同施行規則第2条第4項にて、実施主体は必要な書類の提出を求めることができるとされている。

ヒアリング調査結果によると、必要な書類としては、固定資産税情報、預金通帳、給与明細、健康保険証、年金証書、賃貸契約書などを申請者に提出させている団体があった。 住民票、所得証明書等については、地方公共団体の情報で確認がなされ、提出を求めていない団体があったが、DV被害者等の場合、最終住民登録がある市町村の住民票や戸籍謄本を求めている団体がある。

また、生活保護の支給決定にあたり重要視されるのは、「現時点」での収入(所得)があるか否だが、地方税は原則として前年課税であり、収入(所得)状況の把握にはタイムラグがある。そのため、所得証明書等は参考程度にのみ確認をしており、実態を把握するため、調査による情報収集を行っている団体があった。

## ② 他機関への照会

ヒアリング調査結果では、生活保護申請の際、申請者に対して保護歴の有無を聞き、保護歴がある場合は、他市町村に依頼し、生活保護受給時の保護決定調書、各種調査資料、ケース記録、その他必要に応じて医療意見書などを含む保護台帳一式のコピー(紙)の郵送させていた。

また、申請者が転入時に支給を受け続けている被保護者である場合、改めての受給資格の確認は行わない団体があった。

# (申請者の扶養範囲確認のための照会)

生活保護申請に際し、同法第10条において、保護は世帯を単位として保護要否及び程度を定めるものとするとされている。このことから生活保護の決定にあたっては、申請者の世帯員に関する収入及び所得等の資産、能力や、扶養義務者の扶養能力の確認がなされる。

ヒアリング調査結果によると、世帯の状況確認には住民票等を利用するものの、住民票と居住実態で乖離している場合があるため、住民票は参考程度とし、実態調査の結果を採用している団体があった。

扶養義務者の調査については、申請された扶養義務者までのみを調査対象としている団体があった。

#### (世帯の収入の確認や保護費の額の算定のための照会)

実施要領「第8 収入の認定」において、収入の範囲が定められており、ここには各種 手当や年金といったものも収入として規定されている。そのため世帯収入の確認や保護費 の額算定には様々な情報の確認がなされる。

ヒアリング調査結果では、収入の確認として、地方税の所得情報について、課税の有無 や課税額、所得情報を確認がなされていた。

所得情報については、総所得金額や合計所得金額といった合計項目にて確認が足ると回答する団体がある一方、収入の確認とともに、給与所得以外の収入が多い人について詳細を確認することから、各種所得項目(特に給与所得額、不動産所得額)や各種控除額を確認している団体もあった。

収入の確認は、源泉徴収金額、固定資産税の課税や資産の保有状況(所有形態、評価額等)について、可能な限り最新の情報の確認が必要とされている。申請者の前住所に資産がある可能性を考慮して、住所履歴も含めて確認を行っている団体があった。

また、銀行等の金融機関へ預貯金の照会、他市へ生活保護履歴照会、公共職業安定所(ハローワーク)へ雇用保険の失業等給付に関する受給資格等の照会、運輸支局への自動車・自動二輪の登録状況の照会、生命保険の加入状況の照会などが行われていた。

預貯金の照会については、金融機関大手30社を対象として行っている団体があった。

実施要領「第7 最低生活費の認定」により、恩給、年金、児童扶養手当等の収入の確認がなされる。

ヒアリング調査では、児童扶養手当については、申請者の収入を把握するため支払対象児童数を確認する団体や、実際に手当が支給されることの確認として支給申請年月日と支給決定年月日を確認する団体、正確な支給金額算定のために毎回の手当受給情報を確認している団体があった。

また、年金の収入については、資格取得年月日と資格喪失年月日を確認している団体、 年金受給資格について年金加入歴を確認している団体、将来的に年金受給権が発生するか 否かを確認するために納付期間を確認している団体があった。

実施要領「第7 2 臨時的最低生活費(一時扶助費)」では、世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を調査し、支給することが求められており、加算についても行われることから、その加算要件の確認のため、障害者手帳や国民年金手帳、特別児童扶養手当に関する情報で、障害の等級等が確認される。

ヒアリング調査によると、障害者手帳については、障害の等級に加えて、障害者加算の 認定のために、障害の部位を確認している団体があった。

ヒアリング調査結果によると、児童手当における手当支給対象児童の3歳未満、3歳以上小学校終了前、中学生の世帯員数や児童手当月額などの照会がなされる。

また、児童扶養手当と同様に支給申請年月日と支給決定年月日を確認している団体や、毎回の手当受給情報を確認している団体があった。

#### (申請者の状況把握のための調査や照会)

同法第27条にて「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と規定されている。これに基づき、ヒアリング調査結果では、収入の確認以外にも申請者の状況把握のために多くの情報が照会されていた。

介護保険の給付については、生活指導や金銭管理指導を行う上で滞納状況や滞納額を確認している団体や、高額介護サービス費の支給額を確認している団体があった。

申請者の最低生活費として必要な金額を把握するために、障害者自立支援法による自立支援給付について、利用者負担割合と利用者負担上限月額を確認している団体や、障害の程度により受給可能なサービスを提案するために障害程度区分を確認している団体、申請者の病状や通院実態の把握のために指定医療機関の情報を確認している団体があった。

国民健康保険や後期高齢者医療の保険料の滞納状況を確認している団体や、被用者保険加入者の自己負担分を扶助するために、被用者保険加入に関する情報を確認している団体、診療報酬の請求による高額療養費の発生を確認するために、高額療養費に関する情報を確認している団体があった。また、国民健康保険や後期高齢者医療に関する情報を確認していない団体もあった。

その他の申請者に関する情報の照会として、暴力団該当の有無の照会(「暴力団員に対する生活保護の適用について」(平成18年3月30日 社援保発第0330002号))がなされている。

#### (保護要件の再確認時における他機関への照会)

ヒアリング調査結果では、生活保護受給者が年金受給年齢に到達する際に、日本年金機構へ年金支給金額の照会を行っている団体や、毎年の個人住民税の課税時期に庁内の地方税関係情報を照会して収入金額や所得金額等を確認する際に、就労先や日本年金機構に給与収入金額や年金支給金額等を照会している団体があった。

# (サ) 介護保険システム

## a 個人特定

# (第 2 号被保険者の資格申請時の新規データベース登録の宛名番号との紐付け方法、検索項目)

- ・ 第2号被保険者に資格を付与する際は、基本4情報を照会し、宛名管理システム等と の情報連携を行っている。基本的に、介護保険システムの「被保険者番号」と宛名番 号を介護保険システムが自動的に結び付ける仕様となっている。
- 被保険者番号の発番は市が行っており、住基システムの個人番号及び世帯番号と紐付けられてシステムに登録されている。
- ・ 介護保険において、「被保険者番号」を管理しているが、宛名番号との紐付けは、住 基システムデータが連携される介護保険システムの基本4情報を検索して行ってい る。
- 介護保険システムの新規データベース登録にあたり、住基システムの情報が参照できるので、基本4情報で検索して宛名番号との紐付けを行っている。住基システムの情報は連携サーバで10分ごとに反映される。なお、以前は日次バッチにより同期を行っていた。
- ・ 第2号被保険者の資格申請処理では、宛名コード(番号)との紐付けは、宛名管理システムで、宛名(カナ)又は生年月日を検索して行っている。
- ・ 被保険者番号は、住基システムの個人番号及び世帯番号と紐付けられている。これは 賦課要件が、個人の収入と個人の属する世帯の状況に因るからである。 この紐付けにより、地方税システムとの連携を行う際、個人特定に用いる番号は、住 基システムの個人番号である。第2号被保険者においても同様である。

# (保険証発行事務)

- ・ 第1号被保険者については、月1回情報システム担当課で、65歳以上の方は自動付番される。転入者も宛名管理システムから取得し、番号が付番される。65歳到達前に被保険者証が届くように前月末に全て付番される。
- ・ 転入等があった場合、保険者はその場で介護保険資格者証(介護保険暫定被保険者証) を発行する。

#### b 情報連携

介護保険に係る業務は、介護保険法(以下、同法とする。)及びその政省令、告示等で定められており、これに基づいて実施される。

介護保険の実施主体(保険者)は、同法第3条において、市町村及び特別区(以下、「市町村」とする。)とされている。

なお、地方自治法第284条に基づき、介護保険制度の安定的な財源運営や、広域的な区域で均衡のとれたサービス基盤の整備等のため、広域連合や一部事務組合(以下、「広域連合等」とする。) に複数市町村の介護保険事務が委任されている場合もある。

ヒアリング調査結果では、実施主体を広域連合等としている団体において、他の機関への 照会等についても、広域連合等で実施しているとの回答があった。

#### (a) 保険料の減免申請

介護保険の被保険者は、同法第9条において、市町村の区域内に住所がある65歳以上の者を第1号被保険者とし、40歳以上65歳未満の医療保険加入者は第2号被保険者とされている。

第2号被保険者については、同法第11条第2項のとおり、医療保険加入者でなくなったその日から、被保険者資格を喪失する。

保険料の減免は、同法第142条において、市町村が定める条例に基づいて特別な理由がある者に対し、保険料の減免等を行うこととされている。

ヒアリング調査結果では、市町村ごとの条例や要綱に基づいて減免を行っていたことから、決定に係る要件に団体によるばらつきがみられ、減免申請における添付書類は、基本的に申請者が申請書とともに添付するものとされていた。

また、譲渡所得の特別控除を受けている者に減免を実施しているなど、団体特有の減免もあった。

## ① 申請・届出時の添付書類

ヒアリング調査結果では、申請書には、所得証明書、年金の支給状況、生活保護証明書 等、資格取得申請時と同様の添付資料を提出することとしている団体があった。

## ② 他機関への情報照会

ヒアリング調査結果では、介護保険料の減免は、市町村ごとに判定基準や内容等も異なるものであり、転出元市町村で減免されていたか否かで判定結果が異なるものではないため、転出元市町村へ資料の照会は行っていない団体や、被保険者の提出申請資料に基づいて要件の確認をしているため、他機関への資料照会を実施していない団体があった。

一方で、生活保護の受給状況や、所得状況、資産状況、保険料納付状況等の情報照会を 実施している団体もあった。

また、転入者である第1号被保険者が転出元市町村において減免対象であったことは、 転入先市町村においては把握できないため、減免申請があった場合には、転出元市町村に 資料照会を行っている団体もあった。

## (b) 被保険者異動における資格取得等

同法第10条及び第11条において、被保険者が住所を他市町村に異動した場合においては、転入先市町村において被保険者資格の取得手続きを行う。(ただし、住所地特例による施設入所時を除く。住所地特例については、「(c) 住所地特例による施設入所」を参照されたい。)

#### ① 申請・届出時の添付書類

第1号被保険者における資格取得及び喪失時の添付書類として、被保険者本人あるいは、被保険者の属する世帯の世帯主は、介護保険法施行規則(以下、同施行規則とする。)第23条に定める、氏名等の基本情報や資格取得年月日等の事項を記した資料を市町村に提出することとされている。ただし、同法第12条第5項において、住民基本台帳法第28条の3に規定する介護保険の被保険者であることの届出を提出した者については、上記資料を提出したものと見なされる。

ヒアリング調査結果では、上記資料の他、所得証明書、年金の支給状況に関する資料、 生活保護証明書の提出を求めている団体があった。

また、同法第36条に基づいて、転入者が転出元市町村において、既に要介護認定又は要支援認定を受けている場合、転入先市町村の被保険者資格を取得した日から14日以内に、当該認定を受けている旨を証明する資料(受給資格証明書)を提出することで、その認定資格が継続される。

要介護・要支援認定については、「(e) 新規要介護・要支援認定」を参照されたい。

## ② 他機関への情報照会

#### (介護保険料の算定に係る要件確認)

介護保険料の算定に係る要件の確認について、介護保険法施行令(以下、同施行令とする。)第38条により、第1号被保険者本人及びその者が属する世帯の世帯主や世帯員の所得状況を基に保険料の算定をすることとされているため、住民票等を用いて、被保険者の属する世帯情報の確認を行っている。

第1号被保険者の介護保険料は、同法第129条に規定のとおり、各市町村で、3年ご

とに市町村介護保険事業計画における介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて設定することとされている。

基本的な保険料の所得段階区分及び割合は、同施行令第38条において、6段階の区分で示されており、これに基づいて市町村は条例で、保険料率を定めることとされている。また、特別な必要がある場合は、7段階以上の所得段階区分の設定を行うことや基準額に乗じる割合を変更することにより、低所得者の保険料負担を軽減することが可能である。同条において、所得段階区分は、当年(賦課期日の属する年度)の市町村民税の課税状況や、前年(賦課期日の属する年度の前年)の所得状況、生活保護の受給有無、老齢福祉年金の受給有無等に応じて定めるものとしている。

なお、所得状況は、同条に基づき、地方税法第292条第1項第13号で規定される「純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」としての「合計所得金額」を確認している。

なお、同施行令第38条第1項第2号イにあるように、市町村民税世帯非課税者である場合は別途、公的年金等収入金額の確認が必要とされる。

ヒアリング調査結果では、自己の所得状況を申告済みか未申告であるかの把握や、地方 税法第323条に基づく市町村民税の減免の有無に関する情報ついて確認を行っている 団体があった。

また、所得確認については、被保険者本人に所得証明書等の提出を求めている団体や、 転出元市町村へ文書で所得照会等の提供を求めている団体があり、市町村によってばらつ きがある。

転出元市町村への照会を行う場合、「介護保険料の賦課等の算定資料について」と題して回答用紙を添付して照会を行い、転出元市町村から回答用紙受領後は、回答内容を介護保険システムに入力している団体があった。

また、団体によっては、転出元市町村への照会は、税担当課で一括して行っており、地 方税システムと情報連携させている。

転出元市町村からの回答結果により、総所得金額しか把握できず、年金等の所得に関する情報等、所得の内訳を特定することができない場合があり、保険料賦課業務において時間を要するケースがあるとする団体もあった。なお、当該団体は電話等で別途確認を行うことや、介護保険以外の所得照会にて、合計所得金額以下の主要な情報を得て、実務を行っていた。

また、転入時に65歳になった被保険者については、保険料の算定が完了するまでは、 団体が設定する最低限の保険料のみを賦課する団体があった。

生活保護受給者については、「介護保険料に係る生活保護受給者の取扱いについて」(平成12年9月1日老介第11号)及び「介護保険料加算の認定及び代理納付の実施等について」(平成12年9月1日 社援保第54号)が示されており、65歳以上の被保護者、65歳に到達する被保護者や、生活保護の開始決定がなされた介護保険の被保険者が、生活保護の実施機関から保険者に通知されている。

ヒアリング調査結果では、介護保険担当課における本人からの聴取等で、生活保護の受給が判明した段階で、転出元市町村の福祉事務所へ生活保護受給状況に関する照会を行っている団体があった。

また、介護保険の被保険者資格を保持したまま、住所地特例で他市町村の施設等に入所している者について、入所先所在地の市町村で生活保護を受給した場合、介護保険料の所得段階区分の変更が必要になるため、生活保護受給状況の情報を必要としている団体があった。

市町村では、同法第203条に基づき、必要に応じて、資産や、収入の状況、被保険者に対する老齢等年金給付の支給状況について、関係機関に情報照会を行う。

また、介護保険料の賦課期日は当該年度の初日であることが同法130条で規定されているが、年齢到達者(年度の途中で65歳になる場合)の資格取得は誕生日の前日、転入者は転入日であり、その際に、他機関への照会がなされる。

ヒアリング調査結果では、広域連合等で事務を行う市町村では、市町村で書類の確認のみを行い、内容等の確認は広域連合等で実施されている団体があった。そのような団体では、転入した被保険者が生活保護受給者の場合は、広域連合等で被保険者への確認や、転出元市町村への照会を行われていた。

また、そのような団体の中には、被保険者の情報については、住民基本台帳の異動情報を毎週、所得情報は毎月、広域連合等に送付している団体があった。

なお、第2号被保険者については、加入する医療保険の算出方法で保険料が算定され、 医療保険料とあわせて徴収されるため、同法第129条において、市町村は第2号被保険 者から保険料を徴収しないとされている。

国民健康保険の加入者については、国民健康保険法第76条に基づいて、介護保険料を 含めた保険料が徴収されている。

# (c)施設入所による住所地特例の適用

被保険者の住所地特例対象施設(以下、「対象施設」とする。)への入所に伴い、住所を対象施設が設置されている市町村(以下、「施設設置市町村」とする。)へ変更したと認められる場合は、同法第13条に基づいて住所地特例が適用されるため、保険者は住所変更前の市町村のまま変更されない。

継続して他の対象施設に入所し、異動の都度、施設設置市町村に住所を変更した場合は、 上記同様、最初の対象施設に入所する前の市町村が継続して保険者となるが、途中で対象 施設以外の住所へ変更を行った場合は、当該住所地の市町村が保険者となる。

# ① 申請・届出時の添付書類

住所地特例適用の届出は、同施行規則第25条及び第33条において、住所地特例適用 年月日又は継続住所変更をした年月日、氏名等の基本情報、施設名称等の事項を記した届 書に、被保険者証を添付して、保険者に提出することとされている。

#### ② 他機関への情報照会

同法第13条第3項において、住所地特例が適用された被保険者が入所している対象施設は、施設設置市町村及び保険者である市町村に必要な協力をしなければならないとされており、対象施設と市町村は、適宜情報連携がなされる。

#### (住所地特例に係る施設所在地等の確認)

「住所地特例の事務手続について」(平成18年3月13日 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料)では、保険者である市町村は、被保険者からの住所地特例適用届の届出とともに、被保険者からの転入届による住所が対象施設の住所である場合等、対象施設に照会して入居を知った施設設置市町村からの通知、もしくは、対象施設から入所連絡等を受け、それらを確認することで、住所地特例の適用がなされる。

具体的には、被保険者の施設入所の際、保険者である市町村に対し、対象施設は施設入 所連絡票を送付し、施設設置市町村は他市町村住所地特例者連絡票を送付する。保険者は このような帳票のやり取りにより、施設所在地等の情報を確認する。

ヒアリング調査結果では、住所地特例の場合、保険者の変更はないため、施設設置市町村では認定に係る情報は不要と回答する団体があった。

## (d)施設退所による住所地特例の終了

同法第13条において、対象施設に入所する際に住所地特例を適用すると定められているため、被保険者が対象施設を退所(他の対象施設へ入所するための施設退所を除く。)すると住所地特例の適用対象外となる。その場合においては、同法第11条に基づいて、被保険者証資格を喪失するため、被保険者は居住先で新たに被保険者資格を取得することとなる。

被保険者資格の取得については、(b) 被保険者異動における資格取得等を参照されたい。

# ① 申請・届出時の添付書類

施設退所による住所地特例の終了時の添付書類として、現保険者である市町村に、同施 行規則第25条第2項に定める、現住所及び従前の住所、被保険者番号等に関する事項が 記載された届書並びに同施行規則第33条に規定する被保険者証が必要とされている。

# ② 他機関への情報照会 (施設退所時の手続き)

「住所地特例の事務手続について」では、被保険者が対象施設を退所する際、対象施設から、施設退所連絡票等で被保険者の退所について、保険者である市町村及び施設設置市町村に通知される。

被保険者は、施設退所時の保険者である市町村に介護保険被保険者証等を提出し、受給資格証明書の交付を受ける。被保険者は交付された受給資格証明書等を、施設退所後の居住先の市町村に提出し、被保険者資格を取得する。居住先の市町村が、退所前の保険者である場合は、住所変更手続きを行う。

施設設置市町村は、被保険者が対象施設を退所したことを確認し次第、保険者である市町村に、施設退所通知書を送付する。保険者である市町村は、施設退所連絡票、被保険者からの住所地特例終了届及び施設退所通知書の情報によって、被保険者の資格喪失や住所地特例の終了を決定する。

ヒアリング調査結果では、住所地特例の終了になりうる退所であるか確認するため、被保険者資格の異動事由に関する情報を確認している団体があった。

# (e) 新規要介護·要支援認定

要介護状態に関する保険給付(以下、「介護給付」とする。)及び要支援状態に関する保険給付(以下、「予防給付」とする。)を受ける場合、被保険者は、同法第19条に基づいて、要介護者又は要支援者であること及びその該当区分について、市町村の認定(要介護認定又は要支援認定)を受けなればならない。

要介護認定又は要支援認定を受けようとする被保険者は、同法第27条第1項及び第3 2条第1項に基づき、市町村に申請をしなければならない。申請は、被保険者本人以外に、 同条に規定する指定居宅介護支援事業者等が行うことができる。

また、要介護認定等については、同法第28条及び第33条において、有効期間内に限り効力を有することが規定されており、有効期間については、同施行規則第38条第1項において、要介護認定等が効力を生じた日から月末までの期間に6月間(市町村が特に必要と認める場合に定める3月間から12月間(6月間は除く))までの範囲内で月を単位とする期間を合算した期間とされている。また、要介護認定等を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要介護状態又は要支援状態に該当すると見込まれるときは、市町村に要介護認定等の更新をすることができる。

# ① 申請・届出時の添付書類

要介護認定等の申請では、同施行規則第35条及び第49条に定める事項が記載された申請書に、介護保険被保険者証を添付しなければならない。但し介護保険被保険者証の交付を受けていない第2号被保険者の場合は医療保険被保険者証等の提示が必要とされている。

#### ② 他機関への情報照会

市町村は、同法第68条に基づき、必要に応じて、第2号被保険者の加入する医療保険者に対し、医療保険各法の規定により徴収される保険料又は掛金の納付状況等の確認のため、保険者証の提出を求めることが可能となっている。

ヒアリング調査結果では、認定申請中の者の住所の異動があった場合、転入先市町村(広域連合等含む)から転出元市町村(広域連合等含む)へ情報照会を行うことがあるとの回

答があった。

## (要介護・要支援認定時における保険料の滞納状況等の確認)

要介護認定等の審査や判定に際しては、保険料の滞納状況等が確認される。

同法第67条及び第68条では、第1号被保険者に係る介護保険料、又は第2号被保険者に係る医療保険法に規定する保険料等を、一定期間滞納している者については、保険給付の一部又は全てを差し止めることができるとされている。

また、同法第66条に基づく滞納が一定期間ある者は、被保険者証の提出を求め、その提出があった際、また同法第69条に基づく過去の保険料の未納により保険料徴収権消滅期間が一定期間ある第1号被保険者は、要介護認定等の結果を被保険者証に記載する際に、それに応じた措置が行われる旨が追記される。

ヒアリング調査結果では、転入者の介護保険料の滞納は、転出元市町村で解消されるべき事項であることから、転出元市町村に情報照会を行うといった業務は行っておらず、管轄内の滞納情報のみを確認している団体があった。

さらに、40歳以上の障害者のうち、介護保険法施行法第11条に規定する介護保険適用除外施設に入所している者は、介護保険の被保険者としないこととされていることから、施設の入所情報についても確認を行っている団体があった。

## (要介護・要支援認定)

要介護認定等にあたり、市町村は、同法第27条及び第33条により、被保険者に対して面接を行い、心身の状況等について調査(認定調査)を行う。

なお、要介護認定等の更新申請や区分変更申請に係る認定調査については、市町村は、 指定居宅介護支援事業者等に調査を委託することができる。

また、被保険者の主治医に対して身体上又は精神上の障害の原因である疾病又は負傷の状況等について意見を求める。

市町村は、認定調査の結果及び主治医意見書に基づく介護認定審査会の審査判定の結果に基づいて要介護認定等を行う。

市町村は、被保険者の要介護認定等を決定すると、その結果を当該要介護認定等に係る被保険者に通知する。市町村は、要介護等状態区分と認定審査会の意見を被保険者証に記載し、被保険者に返付する。

同法第27条第11項及び、同法第32条第9項において、市町村は当該申請のあった 月から30日以内に認定結果を通知しなければならない。ただし、当該申請に係る被保険 者の心身の状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、当該申請のあった日 から30日以内に、当該被保険者に対し、当該申請に対するためになお要する期間及びそ の理由を通知し、これを延期することができる。

# (シ) 予防接種管理システム

a 個人特定(先行ヒアリング調査結果)

## (予防接種管理を実施するための、対象者情報の取得方法)

- ・ 市民課から日次処理した情報を、MOでやり取りをし、保健センターにあるサーバで 取込みを行っている。
- ・ 対象者情報は、住基システム(区役所事務システム)側から対象データを抽出している。
- ・ 住基情報より取得している。乳幼児予防接種では母子健康手帳番号を利用していない。
- 新連携サーバを通じ、異動情報を取得している。母子手帳番号は利用していない。
- ・ 対象者情報は住基システムにより日次で取得している。

# (予防接種管理システムでの新規データベース登録の宛名番号との紐付け及び、それに係る 検索項目)

- ・ 宛名番号(住民番号)と紐付けしている。
- ・ 宛名番号と紐付けを行っている。検索も基本4情報で検索している。
- ・ 住民コード(宛名番号) との紐付けは、総合保険システムで行っている。基本4情報 のうち、生年月日と性別はエラー判定のために利用している。
- ・ 予防接種管理システムは住基システムと連動しており、宛名番号と紐付けを行っており、自動的に更新されている。乳幼児分についても、自動連携されている。母子健康手帳番号は母親と紐付いており、同一システムで管理されている。母子健康手帳番号と予防接種番号は同一ではない。乳幼児は出生時に住基システムに登録され、予防接種管理システムに連携される。予防接種番号は子どもの宛名番号に紐付いている。

# (予防接種管理システムの付番体系)

- ・ 宛名番号以外に、別番号の付番はしていない。
- ・ 住基コードを基にした独自の番号を使用している。住登外者については任意の番号を 付番しており、例としては里帰り出産などがある。

## (予防接種管理システム)

- 予防接種管理については、システム自体が存在しない。
- 予防接種管理システムは「保険総合システム」の内のシステムである。
- ・ 当市は予防接種管理システムを導入している。

#### (里帰り出産時(住登外)における予防接種)

・ 里帰り出産などの場合、住民票のある市町村からの依頼という形で実施することになるため、実際には「予防接種対象者の保護者→住民票のある市町村→現在住んでいる市町村」という依頼のフローとなる。

# (予診票など、接種結果情報等の管理における個人特定)

- 基本4情報でもできるが、一般的に宛名番号(住民番号)で個人特定を行っている。
- ・ 個人特定は予診票に記載の基本4情報で行っている。
- ・ 予診票には基本4情報のほか、個人特定に用いる項目として、住民コードの記載を求めている。住民コードは住民への予防接種の案内通知で記載している。提出された予診票情報は保険総合システムに入力され、バッチ処理を行っている。
- 予診票に記載の4情報ではなく、宛名番号を基にバーコードしたもので個人特定を実施している。
- 基本4情報と住基コードを基にした独自の番号で特定している。

#### (予診票など、接種結果の管理手順)

・ 予診票は、バーコード(住民コード)が印刷されてある予防接種検診シールを発行している。予防接種後は、バーコードを読み取ると自動で Microsoft © Excel に情報が入

力され、USBでデータを取得しシステムに入れる。各個人の情報をシステムで開いて、修正・再入力を行うことも可能である。兄弟でシールを間違えることもありえるので、予診票に直筆で氏名、生年月日、住所、電話番号を記載してもらう。高齢者向けのインフルエンザ予防に関しては、乳幼児の予防接種管理システムでは管理していない。Microsoft © Excel を作成し、住基システムから出力している。ハガキに対象医療機関の情報を印刷して郵送している。予診票に貼れるシール等はついていない。

## b 情報連携

予防接種管理に関する業務は、予防接種法(以下、同法とする。)及びその政省令や通知 にて定められている。

予防接種の実施については、同法第3条にて、市町村が当該市町村の区域内に居住する者 に対して予防接種を行う旨を定めている。

その対象は、予防接種法施行令第1条の2(定期の予防接種を行う疾病及びその対象者)で規定されている(以下、その対象の予防接種を「定期予防接種」とする)。

定期予防接種の実施に係る費用は、同法第21条において市町村により支弁されることが 定められており、同法第22条、23条おいて当該費用は都道府県及び国にて一部負担され ることが定められている。

定期予防接種について、ヒアリング調査結果では、多くの団体で対象者に費用負担を求められていなかった。

一方で、定期予防接種のような法令上の根拠はないが、国のワクチン接種緊急促進事業等により、市町村において実施されている予防接種(以下、その対象の予防接種を「任意予防接種」とする)がある。これらについては公費負担が9割等となるが、費用負担(自己負担)が発生する。

この費用負担(自己負担)について、ヒアリング調査結果では、市町村によってばらつきがあるものの、予防接種の対象者の所得の状況等を踏まえた上で、一定の助成措置がなされていた。

#### (a) 予防接種の自己負担の減額、免除

#### ① 申請・届出時の添付資料

任意予防接種について、ヒアリング調査結果では、住民が予防接種を受けて自己負担が 発生した場合に、事後的にその自己負担の減額、免除を申請させる団体があった。

また、市の広報等で指定医療機関などを公告した後、指定医療機関以外の医療機関等で予防接種を受けた住民が、予防接種を受けた後に自己負担の減額、免除を申請した場合に助成措置の判定を行う団体があった。

また、任意予防接種に限られないが、ヒアリング調査結果では、公費により一律助成又は一部助成する具体的な方法として、市町村からの通知や事前申請で対象者が取得する団体独自の自己負担金免除カード等を地域の指定医療機関に提示することで自己負担金が免除される団体があった。

また、予防接種対象者のいる世帯の経済的状態を斟酌し、生活保護世帯や非課税世帯に対しては無料化するといった対応がなされている団体があった。

他に、生活保護世帯や非課税世帯への予防接種通知については、通知前にあらかじめ無料とされているが、例外的に通知後に費用が無料となった場合は、その事情を証明できる資料を提示させて予防接種を無料扱いとしているとの回答もあった。

#### ② 他機関への照会

#### (転入者等の情報確認)

ヒアリング調査結果では、転入者が予防接種対象者である場合、転出元市町村からの資料照会は特段行われておらず、転入処理時に予防接種の案内を行うことや、転入者が母子健康手帳の写しを提示することにより、前市町村における接種済みの予防接種を確認管理するとの回答があった。

ヒアリング調査結果では、乳幼児に対する予防接種においては、転入時に窓口で母子手帳を確認し、予防接種履歴を取込むなど、対象者の保護者からの情報取得がなされており、 他機関への照会は特段発生していなかった。

ただし、非課税世帯の確認を行う場合、対象者の保護者が1月1日時点で市町村の住登者でない場合は、前住所地の所得証明書の提示を求めると回答もあった。

市町村には、「定期の予防接種の実施について(定期(一類疾病)の予防接種実施要領)」 (平成17年1月27日 健発第0127第5号)第1 1及び2にあるとおり、予防接種 台帳の管理や、予防接種対象者に対する適切な周知が求められている。

他団体への照会は行われていないものの、ヒアリング調査結果では、対象者の保護者が 予防接種履歴等について、市町村による他団体への確認を希望する場合があるとの回答が あった。

## (経済状態の確認)

ヒアリング調査結果では、生活保護世帯への減免を行う場合は、生活保護を受けていることの証明を求める市町村があった。また、非課税世帯に対する減免については、基本的に課税されていないことや課税額が発生していないことの確認がなされていた。

任意予防接種の60歳以上の高齢者のインフルエンザ予防接種の実費を免除する基準としては、市民税が非課税世帯であり、予防接種対象者における課税対象年金収入(障害・遺族年金などの非課税年金を除いた公的な年金、保険及び財形形式の個人年金等)と合計所得金額の合計が、市町村で定めた基準以下のであることを確認するといった詳細な所得項目の確認を行っているとの回答があった。

# (ス) 養育里親名簿管理システム

#### a 情報連携

養育里親の事務については、児童福祉法(以下、同法とする。)及びその政省令で定めるもののほか、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親制度の運営について」(一部改正 平成24年4月5日雇児発0405第10号)(以下、「里親制度運営要綱」とする。)及び「里親委託ガイドラインについて」(一部改正 平成23年9月1日 雇児発0901第3号)(以下、「里親ガイドライン」とする。)で業務の詳細が示されており、これらに基づいて行われる。

## (a) 養育里親の認定

養育里親の認定は、第一義的に都道府県知事が設置する児童相談所にて行われる(同法第15条、第6条の4)。ただし、指定都市、児童相談所設置市おいては同市が設置する児童相談所にて行われる(里親が行う養育に関する最低基準 改正 平成24年3月29日厚生労働省令第49号)。

## ① 申請・届出時の添付資料

養育里親の認定は、里親制度運営要綱第4 1において、居住地の都道府県知事に対して申請書を提出することが規定されていることから、同法第6条の4にて指定都市長若しくは児童相談所設置市の市長へ申請を行う。申請書と合わせて養育里親要件を確認するための書類の提出が求められている。

具体的な添付資料は、里親制度運営要綱第4 2(1)②において示されており、申請者及びその同居人の履歴書、家屋の平面図、養育里親研修の修了(又はその見込み)を証する書類、欠格事由に該当しないことを証する書類、健康診断書、経済状態を確認するための書類となっている。

ヒアリング調査では、経済状態を確認する資料として源泉徴収票の写しや市県民税証明書などが求められていた。また、その他に、誓約書、刑罰調書、住民票の写しを求める団体もあった。

## ② 他機関への照会

ヒアリング調査結果では、養育里親認定における添付資料は、原則として、申請者が申請書とともに添付するものとされており、他機関への照会は行われていない。

ただし、養育里親認定事務が児童相談所で行われることから、申請者の情報について、 児童相談所設置団体内部での照会が発生する。

#### (刑罰証明)

同法第34条の20第1項2及び3の欠格事由に該当しないことの証明は、里親制度運営要綱第4 1(4)で求められており、本籍地の市町村に対して犯罪歴を証明する書類の提出を児童相談所が依頼すること等により適宜確認することが求められている。

ヒアリング調査結果では、上記により申請があった際は、児童相談所から申請者の本籍 地の市町村に対して刑罰証明の公用請求が行われていた。

## (所得状況の確認)

同法第1条の35にて、申請者は経済的に困窮していないことが要件となっている。これについて里親制度運営要綱第4 1(1)において、経済状態を確認するための書類等を提出させるものと示されている。

ヒアリング調査では、児童相談所から申請者の住所地市町村に対して所得の照会を行われていた。なお所得情報の内容については、詳細な内訳を求める団体はなく、基本的に申請者の総所得額、総収入額が確認されていた。また、扶養者の人数などは、別途行われる申請者の実態調査や面談である程度判明するため、所得情報の確認において特段必要となる項目とされていなかった。

ヒアリング調査によると、所得は基本的に直近の年度だけ確認がなされるが、実態調査 や面談において疑義が生じた場合、年度を遡って確認を行うとの回答があった。

# (居住の確認)

里親委託ガイドライン第6では、養育里親の認定において、面談や家庭訪問等で申請者 を調査することが求められている。ヒアリング調査では、この実態調査により世帯や居住 の実態を確認するため、養育里親の認定における住民票の写しは、付随的な添付資料であ ることが回答されている。

# (セ) 母子寡婦福祉資金貸付システム

#### a 情報連携

母子寡婦福祉資金貸付は、配偶者のない女子であって現に児童を扶養している者、その児童、及び寡婦等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的に行われる。

母子寡婦福祉資金の貸付の認定については、母子及び寡婦福祉法(以下、同法とする。)、 その政省令、告示及び通知に基づいて行われる。

# (a) 母子寡婦福祉資金貸付の認定

実施主体は、同法第13条において、第一義的には都道府県である旨規定されているが、 同法第46条によって、指定都市又は中核市においても実施主体となっている。

ヒアリング調査結果では、上記の市にて同業務がなされているほか、他の市町村においては、母子寡婦福祉資金貸付に関する受付のみ行い、認定に対しては行わず、申請書類等を都道府県に進達していた。

## ① 申請・届出時の添付資料

母子寡婦福祉資金の申請に際しては母子及び寡婦福祉法施行規則第10条において貸付申立書を提示することが求められ、母子及び寡婦福祉法施行令(以下、同施行令とする。)第23条において実施主体が細目を定める旨規定されており、貸付の種類によって求められる添付資料が異なっている。

ヒアリング調査結果では、貸付の種類に関わらず求められる添付資料として、申請者の 戸籍謄本、配偶者のない女子であることを証する書類、現に児童を扶養していることを証 する書類、収入の分かる書類が求められていた。

また、同施行令第8条において保証人を立てる場合は無利子と規定されるため、無利子とする場合は保証人に関する書類が求められている。団体によっては保証人の所得証明書、保証人の印鑑登録証明書が求められている。

#### ② 他機関への照会

ヒアリング調査結果では、母子寡婦福祉資金の貸付の認定における添付資料は、原則として、申請者が申請書とともに添付するものとされており、他機関への照会は行われていない。

#### (母子寡婦福祉資金貸付認定要件の確認)

母子寡婦福祉資金が支給対象者とする要件は、同法第13条にて配偶者のない女子で現 に児童を扶養している者、又はその扶養している児童であることが規定されている。

配偶者のない女子とは、同法第6条において離婚や配偶者の労働力が期待できないといった状態にある女子を含んでいる。また、配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある寡婦についても、同法第32条により同法第13条が準用される。

ヒアリング調査結果では、これら貸付の要件である母子寡婦世帯であることの確認書類として、離婚や死亡による配偶者のない女子となっていることを戸籍謄本で確認している。また多くの申請者は、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者、又はその扶養している児童であることの証明として、児童扶養手当証書を添付しているとの回答があった。

#### (所得状況の確認)

ヒアリング調査結果では、収入状況を確認する書類として、所得証明書、非課税証明書、納税証明書、源泉徴収票の提示が求められていた。ただし、収入と必要経費の記された家計の申告書や支払証明など、公的な確認書類でない書類を源泉徴収票に代えて求める団体もあった。

貸付に係る所得の範囲及びその額の計算方法については、同施行令第3条にて、児童扶

養手当法施行令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例によることが定められている。児童扶養手当における所得及び控除については、「3 (2) ヒアリング調査結果のご紹介 (市町村)」の「(キ)児童扶養手当システム」を参照されたい。児童扶養手当における所得の確認は、所得の内訳や控除の確認を主とするものだが、ヒアリング調査結果では、これに加えて課税の有無、所得割額、均等割額の課税額を確認する団体もあった。また、申請者の所得証明書及び保証人の所得証明書は、貸付に対する返済能力の有無を確認していること、児童扶養手当を受給している場合はすでに所得状況の確認がなされていることから、詳細な所得項目までを必要としない団体もあった。

ヒアリング調査結果では、所得に関する書類については、申請者が市町村の住民であり、該当団体の地方税関係情報で確認できる場合は、同情報を照会することの同意書を提出させることにより添付を省略することを可能としている団体があった。

なお、申請者が1月2日以降の転入者である場合は、自庁内に前年度の所得情報を保有していないため、転出元市町村の所得証明書、課税(非課税)証明書を添付書類として求めている。

## (ソ) 母子家庭自立支援給付金システム

#### a 情報連携

就職や転職、雇用の安定に向けて職業技能を身につけるために、教育訓練講座の受講や養成機関での修学などを希望する母子家庭の母は、就職や転職、雇用の安定のために必要と認められる場合は、母子及び寡婦福祉法(以下、同法とする。)、その政省令、告示及び通知の定めるところにより、母子家庭自立支援給付金を受給できる。

## (a) 母子家庭自立支援給付金の認定

母子家庭自立支援給付金の認定の実施主体は、同法第31条において都道府県等と規定されている。都道府県等は同法第11条にて都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村と定められている。

## ① 申請・届出時の添付資料

母子家庭自立支援給付金の種類は母子及び寡婦福祉法施行令(以下、同施行令とする。) 第27条で定められており、その申請に際して求められる添付資料は母子及び寡婦福祉法施行規則(以下、同施行規則とする。)第6条の6で定められている。具体的には、戸籍謄本、住民票、児童扶養手当証書、在籍証明書、修了証明書などが求められており、これはヒアリング調査結果でも確認されている。

また、申請者が1月2日以降の転入者である場合は、転出元市町村の所得証明書、課税 (非課税) 証明書が添付書類として必要になる。

# ② 他機関への照会

ヒアリング調査結果では、母子家庭自立支援給付金の認定における添付資料は原則として、申請者が申請書とともに添付するものとされており、他機関への照会は行われていない。

ただし、ヒアリング調査結果によると、認定は同施行規則第6条において児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にあることが条件となっていることから、児童 扶養手当を申請したにも関わらず児童扶養手当証書が届いていない場合、その資格を児童 扶養手当の申請先へ照会を行う団体もあった。

#### (母子家庭自立支援給付金支給認定要件の確認)

同法第31条に規定される配偶者のない女子とは、同法第6条において離婚や配偶者の 労働力が期待できないといった状態にある女子で、現に児童を扶養している者であると示 されている。ヒアリング調査結果では、母子世帯であることの確認書類として、児童扶養 手当証書、ひとり親家庭等医療費助成受給者証、離婚や死亡による配偶者のない女子と なっていることを戸籍謄本で確認している。また、給付を受ける前提となる就学や講座に ついて、その証明を求める団体があった。

なお、これら確認資料の添付については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「自立支援教育訓練給付金事業実施要領」(母子家庭自立支援給付金事業の実施について)(平成15年6月30日 雇児発第0630第9号)によると、自庁内で確認できる場合は添付を省略することを可能としており、ヒアリング調査結果では、団体で求める資料にばらつきがあった。

#### (所得状況の確認)

ヒアリング調査では、所得の確認において、所得証明書もしくは児童扶養手当証書の提示が求められていた。これは同施行令第28条から30条までの各給付金について、所得の範囲及びその額の計算方法については、児童扶養手当法施行令第3条第1項、第4条第1項並びに第2項の規定の例によることが定められているためである。児童扶養手当における所得及び控除については、「3(2)ヒアリング調査結果のご紹介(市町村)」の「(キ)児童扶養手当システム」を参照されたい。

同施行令第29条から第30条の2において前年度所得が児童扶養手当法施行令第2条の4第2項の表の中欄に定める額未満であることを定めており、課税の有無、課税額を確認することが求められる。

また、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等に係る取扱いについて」(平成23年7月15日 雇児発0715第1号)において、同施行令第30条に規定する高等職業訓練促進給付金における徴収金等の算定にあたっては、平成22年度の税制改正による扶養控除廃止に伴う影響を可能な限り生じさせないよう対応することが求められていること、及び同施行規則第6条の6でも特定扶養親族(19歳未満の者に限る)の有無及び数についての市町村(特別区を含む)長の証明書を添付資料として求めており、19歳未満の特定扶養親族の人数の確認がなされる。

ヒアリング調査結果では、所得に関する書類については、申請者が市町村の住民であり、該当団体の地方税関係情報で確認できる場合は、同情報を照会することの同意書を提出させることにより添付を省略することを可能としている団体があった。

なお、申請者が1月2日以降の転入者である場合は、自庁内に前年度の所得情報を保有 していないため、転出元市町村の所得証明書、課税(非課税)証明書を添付書類として求 めている。

# (タ) 母子家庭等日常生活支援システム

## a 情報連携

配偶者のない女子もしくは男子で現に児童を扶養しているものの日常生活等に支障を生じたと認められるときは、母子及び寡婦福祉法(以下、同法とする。)及び政令に定めるところにより、それらの者の居宅において日常生活支援(以下、「母子家庭等日常生活支援」とする。)を受けることができる。この母子家庭等日常生活支援の認定は、政省令、告示及び通知に基づいて行われる。

## (a) 母子家庭等日常生活支援の認定

母子家庭等日常生活支援の認定は、同法第17条により都道府県又は市町村が実施主体と規定されている。具体的には、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(平成20年4月1日 厚生労働省告示248号)第2 3 (2)①カにおいて、事業の一部を母子寡婦福祉団体等の外部機関へ委託することができるものとされている。

また、「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な実施について」(平成15年6月18日 雇 児発0618第1号)において事業の外部機関への委託を積極的に活用することが求めら れている。

ヒアリング調査結果においても、外部機関へ委託している団体や、都道府県から市町村 へ業務を委託しているとの回答があった。

# ① 申請・届出時の添付資料

ヒアリング調査結果によると、申請における添付書類は、母子、父子、寡婦世帯であることを確認できる書類として、児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成受給者証、遺族(障害)年金証書、戸籍謄本等が求められている。

また、所得証明書、課税(非課税)証明書、生活保護世帯は生活保護受給証明書が求められている。

申請者が1月2日以降の転入者である場合は、転出元市町村の所得証明書、課税(非課税)証明書を添付書類として求めている。

#### ② 他機関への照会

ヒアリング調査結果では、母子家庭等日常生活支援の申請における添付資料は、原則として申請者が申請書とともに添付するものとされており、他機関への照会は行われていない。

#### (母子家庭等日常生活支援の認定要件の確認)

同法第17条における居宅での日常生活支援を申請できる者は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの、配偶者のない女子でかつて児童を扶養していた寡婦、又は配偶者と死別した男子で現に婚姻をしていない者であることが規定されている。

ヒアリング調査結果では、母子あるいは父子のみといったひとり親世帯であることの確認書類として、児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成受給者証、離婚や死亡によるひとり親となっていることを戸籍謄本で確認している。

#### (所得状況の確認)

所得の確認については、「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な実施について」において、家庭生活要員の派遣を受けた世帯は、定められた所得区分に従って費用を負担することが規定されている。

負担額が発生しない世帯として、生活保護世帯又は非課税世帯が定義されていることから、これら世帯については、所得の確認に際して生活保護の受給状況と課税の有無、課税額が確認されている。

児童扶養手当受給者については、児童扶養手当法施行令第3条第1項、第4条第1項並びに第2項の規定と同等の所得水準であることの確認がなされている。児童扶養手当にお

ける所得及び控除については、 $\lceil 3 \pmod{2}$  ヒアリング調査結果のご紹介(市町村)」の $\lceil (+) \pmod{4}$  児童扶養手当システム」を参照されたい。

また厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等に係る取扱いについて」(平成23年7月15日 雇児発0715第1号)において、同法第17条及び第33条に規定する母子家庭等日常生活支援事業にあたっては、平成22年度の税制改正による扶養控除廃止に伴う影響を可能な限り生じさせないよう対応することが求められていることにより、特定扶養親族(19歳未満の者に限る)の有無及び数についての市町村長(特別区を含む)の証明書を添付資料として求めており、19歳未満の特定扶養親族の人数の確認がなされている。

ヒアリング調査結果では、所得に関する書類については、申請者が市町村の住民であり、該当団体の地方税関係情報で確認できる場合は、同情報を照会することの同意書を提出させることにより添付を省略することを可能としている団体があった。

なお、申請者が1月2日以降の転入者である場合は、自庁内に前年度の所得情報を保有していないため、転出元市町村の所得証明書、課税(非課税)証明書を添付書類として求めている。

## (チ) 老人福祉システム

## a 情報連携

地方公共団体における老人福祉の措置の実施に関する事務は、老人福祉法(以下、同法とする。)及び政省令で定めるもののほか、「扶養控除廃止にかかる養護老人ホームへの入所措置要件、費用の徴収及び軽費老人ホームA型の利用料の受領に係る取扱いについて」(平成24年1月26日 老発0126第2号)等で定められており、これらに基づいてなされる。

## (a) 措置に係る費用の徴収

措置は、同法第10条の4、第11条において、居宅における介護等と老人ホームへの 入所等の二種類が規定されており、必要に応じてそれぞれが実施される。

措置の決定は、同法第5条の4及び地方公共団体の条例や細則等の規定により、措置対象者であると思われる者を発見又は関係機関等から通報を受けた場合に、調査等を行い実態の把握をし、措置対象者のやむを得ない事由、環境上及び経済上事由を鑑みてなされる。

# ① 申請・届出時の添付書類

ヒアリング調査結果では、措置決定での要件確認のための提出書類として、診断書、措置対象者本人及び家族全員の住民票謄本、戸籍謄本、本人及び扶養義務者の前年度の総収入及び市民税額が分かる書類(所得証明書、通帳の写し、源泉徴収票等)、介護保険被保険者証、生活保護受給証明書等の提出を求めている。

その他、扶養義務者の確認のために扶養関係図や民生委員等による各種調査票を要している団体や、収入については住民から書類の提出を一切求めず、日本年金機構に年金受給 状況の確認を実施している団体もあった。

措置決定に緊急性が求められる対象者については、措置実施後に資料の確認等を行っている団体もあった。

なお、本人及び扶養義務者が1月2日以降の転入者である場合は、転出元市町村の所得 証明書、課税(非課税)証明書等が添付書類として必要になる。

#### ② 他機関への情報照会

ヒアリング調査結果では、措置決定での他機関への情報照会として、日本年金機構に年金受給状況の確認を実施している団体がある(上記)ものの、特段実施していない団体もあり、団体によりばらつきがある。

## (措置決定での要件確認で必要な情報)

措置決定での要件確認は、地方公共団体にて定める、老人福祉法の規定に基づくやむを 得ない事由による措置要綱に基づき、実態調査や介護保険の要介護認定の結果等を総合的 に判断して決定され、介護保険被保険者証の確認がなされる。

介護保険の要介護認定を受けていない者については、措置決定後又は措置実施後に要介護認定を行うこととされている。

ヒアリング調査結果では、この措置決定と介護認定は異なることから、介護保険に関する情報は参考程度に参照している団体や、参照していない団体もあった。

老人ホームへの入所等の措置の決定については、同法第11条に基づき、上記措置決定事由に加えて、経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なことが要件とされ、老人福祉法施行令第8条において、経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なことの具体的な要件として、生活保護法による被保護世帯であること又は対象者とその扶養者の前年の所得につき市町村民税の所得割の額がないこととされており、これら要件の確認のため、生活保護受給証明書や措置対象者本人及び家族全員の住民票謄本、戸籍謄本、本人及び扶養義務者の前年度の総収入及び市民税額が分かる書類(所得証明書、通帳の写し、源泉徴収票等)の確認がなされる。

ヒアリング調査結果では、生活保護関係情報は参照していない団体もあり、当該情報の確認については団体によりばらつきがある。

なお、生活保護法による被保護世帯である場合は、措置に係る費用の自己負担がないことから、費用の徴収額の算定を行う必要がない。

# (措置に係る費用の徴収の算定で必要な情報)

上記のとおり、措置に係る費用の徴収は、同法第28条により、措置対象者又はその扶養義務者に対して行われ、扶養関係や世帯の経済状況等を鑑みて、徴収する費用の算定がなされる。措置対象者の属する世帯構成や、扶養義務の履行を期待できる扶養義務者(三親等内の親族)の確認の手段として、住民票や戸籍謄本等の資料が用いられている。

徴収費用算定は、措置対象者本人と扶養義務者で算定基準が異なるため、それぞれ要する情報が異なる。算定基準の区分については、同法第28条に基づいて地方公共団体における措置に要する費用の徴収に関する規則(条例)で規定され、定められた基準額を基に負担金の額が決定される。

措置対象者本人の場合は、前年度の収入金額から租税、社会保険料等の必要経費を控除 した収入額によって月額徴収費用が決定する(ただし、算定された月額徴収費用が、措置 の支弁額を超える場合には、支弁額のみを徴収する)。

扶養義務者の場合は、税額等に応じた算定区分であるため、前年の課税・非課税状況、 市町村民税の所得割額や均等割額、所得税額等が必要である。

所得割額と所得税額は、平成22年度の税制改正による扶養控除廃止前の計算方法にて 算定し、市町村民税寄附金税額控除、市町村民税外国税額控除、市町村民税配当控除、市 町村民税住宅借入金等特別税額控除等の控除を適用せずに算出した金額を用いる。

なお、措置対象者本人の月額徴収費用で、措置の支弁額が賄えない場合のみ、当該相当額を扶養義務者から徴収される。

## (ツ) 原子爆弾被爆者援護システム

#### a 情報連携

原子爆弾被爆者に関する事務は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(以下、同法とする。)及びその政省令、告示並びに通知に基づいて行われる。

## (a) 原子爆弾被爆者に対する保健手当支給

## ① 申請・届出時の添付書類

実施主体は同法第28条により都道府県である旨が規定されているが、同法第49条にて、広島市又は長崎市は、都道府県が処理することとされている事務について処理することとされている。

以下では、広島市又は長崎市の事務について記載する。

申請を行う際は被爆者(同法第1条より被爆者健康手帳の交付を受けた者を指す。)が、広島市又は長崎市へ申請書を提出する。

申請時の添付書類は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(以下、同施行規則とする。)第56条第1項にて、爆心地から2キロメートル以内で直接被爆した事実を認めることができる書類(この書類がない場合には、その事実についての本人の申述書)が規定されている。

ヒアリング調査結果では、高齢になってから保健手当を申請する場合があり、現在でも 新規での申請がある。

ヒアリング調査結果では、被爆者健康手帳の交付時に、爆心地から2キロメートル以内の地点にいたことの確認が済んでいる場合は、保健手当申請時における確認は不要としている団体があった。

同施行規則第55条に定められた身体上の障害がある被爆者に関しては、同法第28条第3項第1号より、保健手当の月額加算がある。その場合、同施行規則第56条第2項第1号にて医師又は歯科医師の診断書が添付資料として規定されている。

配偶者、子及び孫のいずれもいない70歳以上の者であって、同居者がいない被爆者に関しては、同法第28条第3項第2号より保健手当の月額加算がある。その場合、同施行規則第56条第2項第2号にて、被爆者の戸籍の謄本又は抄本、被爆者の子及び孫の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、被爆者と同居している者がいないことを明らかにすることができる書類が添付資料として規定されている。

# ② 他機関への照会

ヒアリング調査結果によると、住基ネットによる照会が行われるものの、住民票上では同居しつつも世帯分離している場合などがあるため、民生委員による実態調査による確認を行っている団体があった。

また、毎月の支給時に受給者の在否確認を住基ネットで照会している団体があった。

外国人住民は、住民基本台帳に記載されることとなったものの、住民基本台帳ネットワークでの情報連携は平成25年7月からとなることから、該当外国人については、他の団体に住民票を公用請求して確認を行っている団体があった。

また、保健手当の受給者が団体間を異動した際、何月分まで何処で受給したのか等の受給状況の確認を、他団体に照会している団体があった。

なお、平成7年の同法改正により、保健手当の所得制限がなくなったため、他の団体への所得情報の照会はなされていない(ただし、介護保険サービス(訪問介護)の原爆被爆者の利用料助成については、所得制限があるため、他の団体への所得情報の照会がなされている)。

## (b) 原子爆弾被爆者に対する葬祭料支給

## ① 申請・届出時の添付書類

申請を行う際は、死亡した被爆者が死亡の際に居住していた広島市又は長崎市へ申請書を提出する。申請者は死亡した被爆者と居住地と同じである必要はなく、血縁関係にない者も対象となり、葬祭執行人が申請することが多いと回答した団体があった。

申請時の添付書類は、同施行規則第71条にて、死亡診断書又は死体検案書が規定されている。

ヒアリング調査結果では、死亡した被爆者の住民票又は消除された住民票の写し、申請者と死亡した被爆者の続柄を証明する書類、葬儀を挙行したことを証明する書類(埋火葬許可証等)の添付を求めている団体があった。

# ② 他機関への照会

ヒアリング調査結果によると、家族が葬祭料の請求を認識していないケースが多いため、 前述の保健手当の支給時における住基ネットによる受給者の在否確認で被爆者の死亡が 確認された際、葬祭料の申請を家族に促す連絡を行っている団体があった。

当団体の被爆者手帳の所有者が他県に居住している場合、住民票を移していたとしても、被爆者手帳が当団体のものであれば、当団体にて葬祭料を支給しているため、年に3回生存確認を行っている団体もあった。

# (テ) 感染症患者等医療費システム

#### a 情報連携

感染症患者の医療費助成(入院医療)の事務については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、同法とする。)及びその政省令で定めるものに基づいて行われる。

# (a) 感染症患者の医療費助成(入院医療)

## ① 申請・届出時の添付書類

実施主体は、同法第37条により、都道府県である旨が規定されているが、同法第64 条において、都道府県が処理をすることとされている事務において政令で定めるものは、 保健所を設置する市(特別区を含む。)が処理することが規定されている。

また、同法第64条の2において、都道府県が処理することとされている結核の予防に関する事務において政令で定めるものは、指定都市と中核市が処理することが規定されている。

申請を行う際は、同法第37条第3項にて、患者又は患者の保護者が保健所に医療費公費負担申請書を提出する。申請時の添付書類は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(以下、同施行規則とする。)第20条第2項にて、入院又は健康診断の勧告等の通知の写し、患者とその配偶者及び扶養義務者の当該費用の負担能力を把握するための書類が規定されている。

また、結核患者に係る申請の場合は、同施行規則第20条の3第2項にて医師の診断書とエックス線写真の添付が規定されている。

ヒアリング調査結果では、世帯員の確認のための住民票や戸籍謄本、又は団体独自の家族調査票の添付を求めている団体があった。

患者の自己負担額については、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、結核予防法による命令入所患者等の自己負担額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」(平成7年6月16日厚生省発健医第189号 平成20年6月11日改正)(以下、同通知とする。)において、患者とその配偶者、及び扶養義務者の所得税額の合算年額が147万円以下であれば、全額公費負担とし、147万円超であれば月額2万円を上限として自己負担することと規定されており、患者とその配偶者及び扶養義務者に関する前年分の所得税額を把握するための書類の添付が求められる。

ヒアリング調査結果では、確認(添付)書類として、確定申告書の写し、源泉徴収票、納税証明書、市町村民税課税証明書との回答があった。

また、同通知第1にて、生活保護の被保護者については自己負担がないとされており、その場合は添付書類として生活保護受給者証が規定されているが、ヒアリング調査結果では福祉事務所など生活保護担当部署へ確認するなどによって、生活保護受給者証の添付を求めていない団体もあり、当該情報の確認については団体によりばらつきがある。

#### ② 他機関への照会

費用徴収額及び自己負担額の認定にあたり、必要となる情報については同通知別紙第2において、税務署、市町村役場、福祉事務所等の関係機関又は患者の保護者に対して照会を行う等により所得状況の把握に努めるよう記されているが、ヒアリング調査結果では、他機関への照会は行っていない団体があるなど、ばらつきがあった。

地方税関係情報の照会では、課税の有無、課税額を参照している団体があった。

また、医師の診断書やエックス線写真は申請者が添付するのではなく、医療機関より保健所へ直接送付することとしている団体があった。

# (3) ヒアリング調査結果のご紹介(都道府県)

# ア 地方公共団体ヒアリング調査(都道府県)の概要

市町村と同じ趣旨で、都道府県に対するヒアリング調査を行った。

主な検討対象の業務・システムは次のとおりである。

- ・ 地方税システム (課税管理システム、宛名管理システム、収滞納管理システム)
- ・ 社会保障システム(障害者福祉システム、児童扶養手当システム、 特別児童扶養手当システム、生活保護システム、養育里親名簿管理システム、 母子寡婦福祉資金貸付システム、母子家庭自立支援システム、 母子家庭等日常生活支援システム、原子爆弾被爆者援護システム)

(ただし、養育里親名簿管理システム、母子寡婦福祉資金貸付システム、母子家庭自立支援システム、母子家庭等日常生活支援システム、原子爆弾被爆者援護システムについては、先行ヒアリング調査を行っていない。)

なお、社会保障分野については、社会保障・税番号大綱(平成23年6月30日決定)において、「第4情報の機微性に応じた特段の措置」の見込みがあり、それを踏まえ、「医療分野等の特に機微性の高い医療情報」については、基本的に調査研究の対象としていない。

先行ヒアリング調査の対象となった都道府県は次のとおり。

No	住民数	団体区分	地域	ヒアリング実施日
1	300 万人超	都道府県	関東	平成 24 年 9 月 18 日
2	300 万人以下	都道府県	関東	平成 24 年 9 月 12 日

図 3-3-1 先行ヒアリング調査(都道府県)の対象一覧

後続ヒアリング調査の対象となった都道府県は次のとおり。

No	住民数	団体区分	地域	ヒアリング実施日
1	100 万人以下	都道府県	中部	平成 24 年 10 月 31 日
2	300 万人以下	都道府県	中国	平成 24 年 11 月 1 日
3	300 万人以下	都道府県	東北	平成 24 年 11 月 8 日
4	300 万人以下	都道府県	中部	平成 24 年 11 月 9 日
5	100 万人以下	都道府県	四国	平成 24 年 12 月 4 日
6	300 万人以下	都道府県	近畿	平成 24 年 12 月 7 日
7	300 万人以下	都道府県	東北	平成 24 年 12 月 11 日
8	300 万人超	都道府県	九州	平成 24 年 12 月 20 日
9	300 万人超	都道府県	近畿	平成 24 年 12 月 20 日

図 3-3-2 後続ヒアリング調査(都道府県)の対象一覧

主なヒアリング項目は次のとおりである。

#### (個人特定)

- ・ 各種社会保障分野の新規申請に係る既存番号の付番体系、既存番号を用いた個人特定作業の有無及び具体的な作業内容
- 各種社会保障分野の新規申請に係るシステムへの新規データベース登録時の宛名番号 との紐付け方法
- 各種社会保障分野の届出(現況届、資格損失届など)に係る既存番号を用いた個人特定 作業の有無及び具体的な作業内容
- ・ 各種社会保障分野の申請・届出に係る世帯の確認作業の具体的な作業内容

# (情報連携)

- ・ 地方税の各種税目の課税において各種減免措置の認定作業等の内容、その際に必要となる情報の種類
- ・ 各種社会保障分野の転入者事務処理に係る転出元市町村への資料照会の有無、具体的な 照会作業内容、照会資料の種類、確認しているデータ項目
- ・ 各種社会保障分野の支給を継続受給者に対する受給の再確認に係る、他市町村への資料 照会の有無、具体的な照会作業内容、照会資料の種類、確認しているデータ項目
- ・ 各種社会保障分野の併給調整等に係る他機関への資料照会の有無、具体的な照会作業内 容、照会資料の種類、確認しているデータ項目
- ・ 各種社会保障分野の情報を要している他機関への情報提供の有無、具体的な提供作業内 容、提供データの種類
- ・ 児童関連手当の認定作業に係る、別居児童に関する確認作業における別居先市町村への 具体的な照会作業内容、照会資料の種類、確認しているデータ項目
- ・ 各種社会保障分野の認定処理に係る、他市町村への所得状況照会に際する本人承諾の取得有無

など

# イ 都道府県ヒアリング調査結果

# (7) 地方税システム

#### a 情報連携

都道府県における地方税に関する事務は、地方税法(以下、同法とする。)その他地方税に関する法律、地方税に関する政省令等及びこれらの法令に基づく条例、規則、要綱等により行われている。

地方税の賦課徴収は、地方公共団体の課税権として同法第2条で定められており、地方公 共団体が事務の実施主体である。

また、同法第4条で道府県が課することができる税目、同法第5条で市町村が課することができる税目が規定されている。

都については、同法第1条第2項で、道府県に関する規定は都に、市町村に関する規定は 特別区に準用する旨規定されている。

ただし、固定資産税や事業所税など一部の市町村税について特別区ではなく都が実施主体となる(同法第734条、第735条及び第736条)。

# (a) 個人事業税の減免

## ① 申請・届出時の添付書類

都道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、条例の定めるところにより、個人事業税を減免することができることとされており、都道府県においては条例の規定により、生活保護受給者、身体障害者等に対する減免を実施している。(同法第72条の62)

申請申告や期限等については、条例で規定されており、また運用でも団体によるばらつきがある。

ヒアリング調査結果では、障害者については、個人事業税の減免が行われている団体と 行われていない団体があった。

行われている団体では、障害者手帳等を対面で確認する団体があった。

また、同法第72条の2第10項第5号及び地方税法施行令第13条で、重度の視力障害者があん摩、マッサージ又は指圧、はり、灸、柔道整復その他の医業に類する事業を行う場合、事業税は非課税とする旨が規定されている。

これについても、ヒアリング調査結果では、障害者手帳等を対面で確認する団体があった。

個人事業税では、申告書の税額よりも税額控除の有無を確認されているとの回答があった。障害者に関する情報は、確定申告書第一表(障害者控除欄)や第二表(障害者控除氏名欄)で把握することも可能だが、確定申告書のみで減免認定していないとの回答があった

障害者手帳で確認する団体では、障害者手帳の種類、手帳番号、障害名、障害部位名、 障害等級 (障害の程度)、交付年月日の確認がなされていた。

生活保護受給者の減免については、団体によっては、その免除申請時に、要件を確認するために福祉事務所など生活保護担当部署で交付される保護証明書(保護の種類、保護開始日、基本4情報、宛名番号などが記載)が添付されている。

ただし、生活保護の生活扶助のみでなく生活保護の他の扶助の受給者も対象としている 団体があった。

なお、多くの団体で、減免申請は初回納付期限までであり、ヒアリング調査結果では免除申請は8月に集中するとの回答であった。

## ② 他機関への照会

障害者減免について、ヒアリング調査結果では、本人提示による障害者手帳の確認がな

されており、障害者手帳情報については、他機関への照会は行われていない団体が多かった。

また、ヒアリング調査結果では、都道府県には、所得税、個人住民税に関するデータが存在しないため、市町村に照会を行うこととなるとの回答があった。

# (b) 自動車税の減免 (障害者)

## ① 申請・届出時の添付書類

都道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において、減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、条例の定めるところにより、自動車取得税、自動車税を減免することができることとされている。(同法第162条)

都道府県においては条例の規定により、身体障害者等に対する自動車取得税や、自動車税の減免を実施しており、手続として、身体障害者等であることの事実や障害の程度等を確認するため、減免を受けようとする者に対し、都道府県知事又は市町村長は、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする)、「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日発 児第156号)に基づいて交付された療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下、「障害者手帳等」とする。)の提示を求めている。

「障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免について」(平成9年3月27日 障第125号)で障害の区分(部位や種類)と障害の等級によって減免の判定について示されており、身体障害者が自ら使用する自動車、又は身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者や常時介護者によって運転使用する自動車等について、減免がなされる旨や、減免の対象となる自動車等について、「該当する自動車等で、一人の障害者について一台であること」旨が示されている。

「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について」(平成15年1月10 日障発第0110001号)では、障害部位を参照し、等級とあわせて総合等級(2つ以上の重複障害について、各等級を指数化して合計することで、総合的な障害等級を算出する)とされている。

また、「身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免の手続等について」(平成9年3月27日障企第126号、障障第52号 障精第86号)で、減免申請の際には障害者手帳等や運転者の運転免許証の提示が必要とされ、対象の軽自動車が障害者本人以外の運転者によって運転されるものであるときは、その事実を証明する書類(生計同一証明書、常時介護証明書等)の添付が必要とする旨が示されている。

ヒアリング調査結果では、障害者自身が自動車の所有者ではない場合、障害者と所有者が生計を一にしていること、又は扶養関係があることを、福祉事務所より提示される生計同一証明書で確認しているとの回答があった。

また、ヒアリング調査結果では、扶養控除の有無を確認するとの回答があった。

また、減免については、申請ではなく、免除制度を採用しており、数年に一度、郵送で現況確認を行っている団体があった。

同法第149条で、自動車税の納付期限は5月とされている。ヒアリング調査結果では、 減免確認事務は5月に集中するとの回答であった。

障害者手帳等で確認されている項目は、軽自動車税の減免の際の市町村の確認項目と同様であった。ただし、減免認定上、変更事項の確認を行っている団体もあった。

また、自動車税の障害者減免は「一手帳一減免」とし、複数自動車について減免を受けていないことが確認されていた。普通自動車や軽自動車等の減免を受けると障害者手帳等に押印がなされるので、障害者手帳等の原本を見てその有無が確認されていた。

#### ② 他機関への照会

自動車税に関する課税(減免)については、他機関への照会は行われていない団体が多かった。

# (c) 狩猟税の課税 (低税率の適用)、減免 (生活保護)

# ① 申請・届出時の添付書類

都道府県は、当該都道府県知事の狩猟者の登録を受ける者に対し、狩猟税を課すものとされ、狩猟者の登録を受ける者のうち、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者以外の者については、税率が低く設定されている。(同法第700条の52)

都道府県は条例により、狩猟税の申告又は証紙徴収の手続に際し、道府県民税の所得割額を納付することを要しない者であること及び控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者以外の者であることを確認するため、当該要件に該当することを証する書類の添付を求めている。

また、天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、条例の定めるところにより、狩猟税を減免することができることとされている。(同法第700条の62)

低税率の適用について、ヒアリング調査結果では、所得証明書(非課税証明書)か、所得割課税の有無の証明書が求められていた団体もあった。また、「控除対象配偶者又は扶養親族に該当しない者」、「控除対象配偶者又は扶養親族に該当し、かつ農業・水産業又は林業に従事している者」、「本年度の県民税の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者」のいずれかに該当することを確認している団体があった。なお、申請者が世帯主かの続柄確認を住民票で行っている団体があった。

生活保護受給者に対して行われる減免について、ヒアリング調査結果では、減免申請時 に生活保護の保護証明書の添付が求められていた。

また、狩猟者登録期間の開始にあわせて地域ごとに開催される狩猟者登録会でなされる狩猟税の納付を実施している団体があった。

#### ② 他機関への照会

申請者の添付書類によって確認がなされるため、他団体への照会は行われていない団体が多かった。

ヒアリング調査結果では、課税の有無などの課税情報や、扶養情報の確認の他に、給与所得や事業所得の内訳を確認することで、本人の所得の状況と、会社員か自営業者かの確認が行われている団体があった。

一方で、所得割が課せられていないことの証明書を申請時に添付することで足り、所得の内訳や控除情報を確認していない団体もあり、団体によってばらつきがあった。

# (イ) 障害者福祉システム

- a 個人特定(先行ヒアリング調査結果)
  - (a) 身体障害者、療育手帳関係

#### (手帳発行主体)

・ 県の精神福祉に関する出先機関(センター)で県内全ての療育手帳の交付に係る業務 を行っている。身体障害者手帳については、県内18市が独自に発行を行っており、 県では26市町村の発行を行っている。

# (手帳番号の付番体系及び管理方法)

- 手帳に記載される番号は、障害者福祉システム(障害者手帳交付システム)で付番される。
  - 手帳番号で紐付け管理されており、他システム等と連携していない。
  - 療育手帳の判定事務については、手帳番号とは別のケース番号で管理されている。
  - 身体障害者手帳と療育手帳は、別の付番体系である。身体障害者手帳は県識別文字と 現在6桁の番号の組み合わせであり、通番管理となっている。
- ・ 手帳番号は、申請される都度、県独自の番号を払い出す仕組みである。手帳番号は各 手帳固有の番号である。但し、付番体系は同一であり、都道府県の団体コード上2桁 と数字を組み合わせたものとなる。なお、身体障害者手帳と療育手帳で番号の重複は ない。また、番号の再利用は行っていない。

# (失効時の再交付における手帳番号の管理)

・ 基本的に療育手帳で失効するような事態は想定しにくい。療育手帳は更新があり、更 新時に更新手続きを行わなかった場合等は再発行となるが、その場合は新規の番号と なる。

## (転入・転出時における手帳番号の変更)

- ・ 身体障害者手帳保持者の転居時における手帳番号の管理は、転出元都道府県で払い出 された手帳番号が、転入先都道府県における新しい手帳番号と紐付け管理される。ま た、転入出した団体と、手帳番号について番号を通知し合っている。
- ・ 転出した場合は、転入先で手帳番号を管理するが、身体障害者手帳の場合、新たな手 帳番号を払い出すのではなく、すでに保持している(既存)手帳番号を継続して利用 することとなる。手帳に新住所地が記載され、新住所地にて既存手帳番号の管理を実 施することが多い。

#### (手帳交付時の個人特定方法)

・ 手帳交付の個人特定及び宛名番号との紐付けは、市町村における事務となる。

#### (障害者手帳関係のシステム)

- ・ 身体障害者手帳の交付、療育手帳の交付、療育手帳の判定事務の3つの業務がシステム化されている。センターのシステムは平成24年4月に導入されており、サーバは一つである。庁内ネットワークとは接続されておらず、センターのみの利用が可能である。
  - 各番号の付番方法は異なるものとなっている。別システムを1つに統合した経緯があるので、同一番号を保持していない。
- ・ 障害者手帳交付システムは、身体・知的障害者システムと、精神障害システム(医療と合算されたもの)の2つに分かれており、それぞれが他システムと連携していないオフラインのものである。手帳交付番号での管理で完結しているため、特段情報連携が必要な場面が発生しない。
- ・ システムはセンターのみであり、出先機関などへの設置は実施されていない。

#### (療育手帳の判定事務のシステム連携)

・ 療育手帳の判定事務及び手帳の交付は、18歳以上の部門の判定については、手帳交付から判定事務へのみシステムにて一部連携している。18歳未満については、紙媒体でやり取りをしている。

# (b) 精神障害者保健福祉手帳関係·自立支援医療関係

#### (手帳番号・受給者証の付番及び管理方法)

・ 手帳発行や受給者証発行に、精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療の2システムを利用している。手帳番号や受給者証番号は、7桁の桁数は同じだが、別管理、別付番をしている。手帳番号や受給者証番号などの見える番号以外で、システム内で生成されている番号がある。見える番号と、システム内の番号は同じではない。システム内の番号はデータベースを直接参照した際に認識できる連番程度の管理である。

# (更新・失効時の番号の変更)

・ 手帳の場合、更新時は同一番号で継続となるが、一度失効してしまうと異なる番号(新規払い出し)となる。受給者証は、更新時・失効した場合ともに、同じ番号のままである。

# (手帳番号・受給者証番号のその他システムとの紐付け管理及び検索方法)

- ・ 手帳番号と受給者証番号は、税宛名等他のシステムとの紐付け管理はされていない。 自立支援医療システム側に手帳番号の項目はあるが利用していない。情報検索を行う 際は、受給者証番号が分かる場合はこれを用いて検索し、そうでない場合は生年月日 を用いて検索している。
- 手帳と受給者証は、システム上で紐付け管理がされている。

## (手帳・受給者証の認定・交付手続き)

・ 市町村窓口で申請書類等を受領し、情報照会を行う。その後、センターに郵送にて進 達される。

センターにて月2回程度、一括してシステム入力を行う。認定審査は月2回であるが、 手帳については月1回である。認定審査会にて決裁されたものは、システムへ反映(決 裁入力)を行う。決裁入力を実施した時に手帳番号が採番される。手帳番号の採番に より、手帳発行、通知書作成を行い、市町村へ発送する。市町村では受領した手帳を 申請者へ交付する。手帳の送付と別に、手帳番号等情報を電子データとして市町村へ メールにて送信している。

申請内容の確認は基本的に市町村が行う。センターでは再度、印字されたものについての確認を行っている。

・ 精神障害者手帳及び、受給者証の認定時、申請者に対して認定証の送付はしていない。 申請者本人へは精神障害者手帳又は、受給者証のみ市町村に送付している。認定後、 認定情報等も市町村に郵送している。

## (手帳・受給者証交付時の個人特定)

- ・ 手帳交付の個人特定では、手帳に記載される番号が用いられている。
- ・ 付番されていれば、手帳番号(受給者証番号)を使用する。その他、手帳を申請中で ある場合などは未付番であるため、氏名や生年月日等を利用する。

#### (申請者情報の管理)

- ・ 申請者情報は、自立支援医療において年1度更新されるものである。手帳の申請者情報に関しては、2年に1度更新されるものである。
- ・ 手帳、受給者証の管理を1システム上で行っている。

#### (c) 各種手当関係(障害児福祉手当·特別障害者手当)

#### (申請時の個人特定における障害者手帳番号の利用)

- ・ 認定請求書に手帳番号を記載する欄は設けているが、手帳を取得していることは手当を認定する要件となっていないため、必須の情報ではない。
- ・ 障害児福祉手当及び特別障害者手当の給付において、障害者手帳は必ずしも必須という位置づけのものではない。身体障害者手帳の場合、参考資料として、手帳の写しを申請書に添付してもらっており、手帳番号のみを利用することは思い当たらない。

#### (認定業務)

- ・ 特別障害者手当の認定は、市については市内で全手続きが完了する。県では、県内の 町村分のみ認定業務を行う。
- ・ 障害者手帳と手当では、制度が違うので認定基準が異なる。障害者手帳を所持していても手当を受給しないケースがあるように、手帳は手当の審査を行う上での参考情報という位置づけである。

## (申請時の情報確認項目)

- ・ 申請書では、氏名、住所、生年月日は確認する。また記載があれば、障害基礎年金の 証書番号、障害者手帳番号を確認する。
- ・ 特別障害者手当の認定にあたっては、申請書及び所得状況届の進達を市町村より受ける。市町村にて既に情報照会を行っているので、県として再度の確認は行わない。

## (所得状況届・資格喪失届の処理における障害者手帳番号の利用)

・ 手帳番号は個人特定に用いていない。(届出書の様式に手帳番号の記載欄なし。受給 者台帳上も手帳番号の項目なし。)

# (手当支給の番号体系、個人特定方法)

- ・ 手当を受ける際に、個人を認識する統一的なルールに基づく番号は存在しない。県は 保健福祉事務所にて町村分の申請を受け付け、受給者台帳の管理を行っているが、各 保健福祉事務所で独自に付番しているか把握していない。少なくとも、個人への番号 通知は行っていない。個人特定には基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)を利 用している。
- ・ 特別障害者手当システムは母子寡婦システムと同一のシステムである。県庁ネット ワークでつながっており、共有端末を利用してアクセスしている。

# (d) 補装具費支給

# (申請時の個人特定における障害者手帳番号の利用)

・ 個人特定に当たり身障手帳の番号を用いている。申請者が市(指定都市を除く。)町村に申請し、市町村が「相談記録票及び医学的判定(意見)書」の所定の欄に手帳番号を記入し、当センターに判定依頼する。

#### (申請時の事務手続き)

・ 補装具費の支給に関する業務は、基本的に市町村で行っている。申請者は市町村に申 請書等を提出し、個人特定は市町村で行っている。県に判定依頼された際、文書番号 を追記するが、手帳番号とは連動していない。

県側で重複支給又は申請がされていないかの確認は、ある程度、市町村が前回支給歴 を記入した状態で送られてくる。義足等の支給判定が難しい額が高いものに関しては、 支給歴を確認することが多いが、基本的には市町村で確認を行う。県としては、内容 に応じて支給認定する。

#### (申請者情報の管理)

・ 補装具の判定依頼情報について、文書番号及び主要な情報を Microsoft (C) Excel で 管理しており、過去の申請情報を必要に応じて参照できるようにしている。

#### b 情報連携

## (a) 身体障害者手帳の交付

体障害者手帳の交付については、身体障害者福祉法(以下、同法とする。)及びその政省令で定めるもののほか、「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」(平成21年12月24日 障発1224第3号)等で定められており、これに基づいて行われる。

身体障害者手帳の交付の実施主体は、同法第15条及び第43条の2において、都道府 県、指定都市、中核市とされているが、手帳申請及び交付は、身体障害者福祉法施行令第 4条により、身体障害者の居住する市町村又は福祉事務所を設置する町村の福祉事務所を 経由して行うこととされており、都道府県においては市町村等から申請書類等の進達を受 け、交付判定を行う。

手帳の交付がなされた場合、その実施主体で手帳の交付情報等が記録された身体障害者手帳交付台帳が作成され、管理される。

交付判定等は、基本的に指定都市の業務と同様に行われている。

市町村の業務については、「3 (2) ヒアリング調査結果のご紹介(市町村)」の「(1) 障害者福祉システム (a) 身体障害者手帳の交付」を参照されたい。

# (b) 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障害者保健福祉手帳の交付については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (以下、同法とする。)及びその政省令で定めるもののほか、「精神障害者保健福祉手帳制 度実施要領について」(平成7年9月12日 健医発第1132号)等で定められており、 これに基づいて行われる。

精神障害者保健福祉手帳の交付の実施主体は、同法第45条及び、第51条の12において、都道府県及び指定都市とされているが、手帳の申請及び交付は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第5条及び第6条の2により、精神障害者の居住する市町村を経由して行うこととされており、都道府県においては市町村から申請書類等の進達を受け、交付判定を行う。

手帳の交付がなされた場合、その実施主体で手帳の交付情報等が記録された精神障害者保健福祉手帳交付台帳が作成され、管理される。

都道府県の進達資料の確認や交付判定等は、基本的に指定都市の業務と同様に行われている。

市町村の業務については、「3 (2) ヒアリング調査結果のご紹介(市町村)」の「(1) 障害者福祉システム (b) 精神障害者保健福祉手帳の交付」を参照されたい。

# (c) 手当申請

障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、その政省令及び告示等で定められており、これに基づいて行われる。

手当の支給認定は、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村で実施される。

また、支給認定がなされた場合、その実施主体で手当の支給状況等が記録された受給者台帳が支給認定者ごとに作成され、管理されている。

都道府県の進達資料の確認や支給認定等は、基本的に市及び福祉事務所を設置する町村の業務と同様に行われている。

市及び福祉事務所を設置する町村の業務については、「3 (2) ヒアリング調査結果のご紹介(市町村)」の「(t) 障害者福祉システム (c)手当申請」を参照されたい。

### (d) 受給者台帳の移管

障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第8条において、「受給者は、 住所を変更したときは、十四日以内に、変更前及び変更後の住所を記載した届書を手当の 支給機関に提出しなければならない。」と定められている。

住所変更届の処理として、受給者が実施機関の管轄外に異動する場合は、転出元の機関から受給者台帳の写を受領することが、地方公共団体にて定める「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則」等で規定されている。

都道府県においても、基本的に市及び福祉事務所を設置する町村と同様の業務が行われている。

市及び福祉事務所を設置する町村の業務については、「3 (2) ヒアリング調査結果のご紹介(市町村)」の「(t) 障害者福祉システム (d) 受給者台帳の移管」を参照されたい。

#### (e) 補装具費支給サービスの認定

補装具費支給サービスの認定については、障害者自立支援法(以下、同法とする。)及びその政省令で定めるもののほか、「補装具費支給事務取扱指針について」(平成24年3月30日 障発0330第18号)等で示されており、これに基づいて行われる。

支給認定については、同法第76条に定めるとおり、障害者又は障害児の保護者が居住する市町村に申請を行い、必要に応じて更生相談所等へ意見聴取を行った後、市町村にて支給決定がなされる。

市町村の業務については、「3 (2) ヒアリング調査結果のご紹介(市町村)」の「(t) 障害者福祉システム(f) 補装具費支給サービスの認定」を参照されたい。

#### (f) 障害者自立支援医療の支給

障害者自立支援医療の支給については、障害者自立支援法(以下、同法とする。)及びその政省令で定めるもののほか、「自立支援医療費の支給認定について」(平成18年3月3日 障発第0303002号)(以下、同通知とする。)等で示されており、これに基づいて行われる。

支給の対象となる自立支援医療の種類は、障害者自立支援法施行令(以下、同施行令とする。)第1条に規定される、育成医療、更生医療又は精神通院医療である。

支給決定については、同法第52条及び第53条に定めるとおり、申請者の居住地又は 現在地の市町村、又は都道府県等にて実施される。

障害者自立支援法施行規則第35条及び、同施行令51条に基づいて、育成医療及び精神通院医療の申請は都道府県又は指定都市(育成医療においては、中核市も含む。)とされているが、同法第53条において、都道府県で精神通院医療の支給認定を行う場合には、市町村を経由して支給申請を行うとなっている。

その場合、同通知別紙1自立支援医療費支給認定通則実施要綱第3により、申請者は市町村に申請書とともに添付資料を提出し、市町村はこれを確認の上、都道府県に進達、進達を受けた都道府県が資料を再確認の上、認定する。

都道府県の進達資料の確認や認定等は、基本的に指定都市の業務と同様に行われている。

市町村の業務については、「3 (2) ヒアリング調査結果のご紹介(市町村)」の「(t) 障害者福祉システム (g) 障害者自立支援医療の支給」を参照されたい。

#### (g) 障害児入所支援の支給

障害児入所支援については、児童福祉法(以下、同法とする。)及びその政省令で定めるもののほか、「障害児入所給付費等の入所給付決定について」(平成24年3月30日 障発0330第15号)(以下、同通知とする。)等で示されており、これに基づいて行われ

る。

給付決定等は、同法第24条の3及び同通知に基づいて、都道府県、指定都市、児童相談所設置市において実施される。

都道府県における業務は、基本的に指定都市の業務と同様に行われている。 市町村の業務については、「3 (2) ヒアリング調査結果のご紹介(市町村)」の「(1) 障害者福祉システム(h) 障害児入所支援の支給」を参照されたい。

## (ウ) 児童扶養手当システム

a 個人特定(先行ヒアリング調査結果)

#### (証書記号・番号等の認定番号の付番体系)

- ・ 証書記号・番号として8桁の整理番号を使用している。番号の体系は、1桁目が西暦 の最初の数、2~3桁目が西暦の下2桁、5~8桁目が受給者ごとの整理番号である。 資格喪失等により再認定された場合は、再度付番となるため、複数の証書記号・番号 をもつケースが発生する。なお、これは児童扶養・特別児童扶養手当管理システム独 自の付番である。
- ・ 認定番号は「○(県名の頭1文字)児-(6桁の数字)」と「新法-(6桁の数値)」にて運用している。「○(県名の頭1文字)児」とは、国管轄であった旧制度での番号であり、今後増えることは無い。「新法」は、新法への変更に伴い、県が管轄になった際の番号である。
- 児童扶養手当と特別児童扶養手当が同じシステム環境で稼働している。

#### (新規データベース登録の宛名番号との紐付けにおける検索項目)

- ・ 宛名番号との紐付けはしていない。
- ・ 地方税システムや宛名管理システム等との、他システムとの宛名番号との紐付け管理 は行っていない。

#### (認定の実施主体)

・ 町村における申請対象については、情報照会は町村にて行い、認定業務は県で行っている。市に関しては、市にて認定を含む全業務を完結している。

#### (児童扶養手当証書亡失届などの各種届出の処理における個人特定)

- ・ 受給者番号(整理番号)で個人特定している。受給者番号(整理番号)は再発行されている可能性があるが、一個人に対して複数の受給者番号(整理番号)を保持している場合でも、履歴より検索することが可能である。
- ・ 個人特定の際、児童扶養手当証書を必ず窓口で確認することとなっている。証書の紛失時には氏名等にて確認を行う。また、届出業務に関しては、県の出先機関などの専用端末を利用して行う。町村とは、主に電話で連絡をしている。出先機関や電話でのやり取りでは証書記号・番号、受給者氏名、生年月日により個人を特定している。

#### b 情報連携

ひとり親等で児童を養育する者に対する手当の支給の事務については、児童扶養手当法 (以下、同法とする。)及びその政省令、告示並びに通知に定めるものに基づいて行われる。 実施主体については、同法第4条にて、都道府県知事、特別区の区長を含む市長及び社会 福祉法に定める福祉事務所を管理する町村長と定められている。

ヒアリング調査結果では、福祉事務所を設置していない町村においては手当申請の受付のみを行い、その申請を都道府県へ進達し、認定等の判断は都道府県で実施しているとの回答があった。その運用は、受付を行った町村において申請書類の項目に係る確認を行い、都道府県では書類の不足有無のみ確認するという町村や、町村は受付において申請書類及び添付資料の不備等を確認する程度で、内容の確認は都道府県が行っている町村があり、団体によってばらつきがあった。

都道府県においても、基本的に市と同様の業務が行われている。

市の業務については、 $\begin{bmatrix} 3 & (2) \end{bmatrix}$  ヒアリング調査結果のご紹介(市町村)」の  $\begin{bmatrix} (1) \end{bmatrix}$  児童扶養手当システム」を参照されたい。

## (エ) 特別児童扶養手当システム

a 個人特定(先行ヒアリング調査結果)

#### (証書記号・番号等の認定番号の付番体系)

・ 証書記号・番号は、システム入力順(新規認定順)に採番される。証書記号・番号の 重複はあり得る。一度資格喪失した受給権者が再度資格取得した場合などのレアケー スにおいては、可能性はある。

#### (新規データベース登録の宛名番号との紐付けにおける検索項目)

- ・ 宛名番号との紐付けはしていない。
- ・ 税システムとの宛名情報との紐付け等は実施していない。
- ・ 利用システムは児童扶養手当システムと同じものを利用している。本庁内の2課と出 先機関5箇所はネットワークが繋がっており、業務によって利用機能が分かれている。
- ・ 児童扶養手当と特別児童扶養手当が同一のシステム環境で稼働している。

## (有期再認定請求書等の処理における個人特定作業での証書番号・記号の利用)

- ・ 受給者番号(整理番号)で個人特定している。受給者番号(整理番号)は再発行されている可能性があるが、一個人に対して複数の受給者番号(整理番号)を保持している場合でも、履歴より検索することが可能である。
- ・ 個人特定に証書記号・番号を利用している。証書記号・番号が不明な場合は住所、氏 名で検索することが可能である。

#### b 情報連携

精神又は身体に障害を有する児童を養育する者に対する手当の支給の事務については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下、同法とする。)及びその政省令並びに通知に定めるものに基づいて行われる。

実施主体については、同法第5条にて、都道府県知事が支給要件の認定を行うことが定められている。

市町村は、同法第38条第1項により、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第13条において認定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務、特別児童扶養手当に関する証書の交付に関する事務、同一都道府県の区域内における住所又は支払方法の変更に係る特別児童扶養手当に関する証書の記載事項の訂正に関する事務等を行うことが規定されている。

ヒアリング調査結果では、市町村で受理された申請の認定審査は、基本的に都道府県で行われているが、実質的な認定審査まで行っている市もあった。

ヒアリング調査結果では、市町村で手当申請の受付のみを行い、その申請を都道府県へ進達し、認定等の判断は都道府県で実施しているとの回答があった。その運用は、受付を行った市町村において申請書類の項目に係る確認を行い、都道府県では書類の不足有無のみ確認するという市町村や、市町村は受付において申請書類及び添付資料の不備等を確認する程度で、内容の確認は都道府県が行っている町村があり、団体によってばらつきがあった。

都道府県についても、市町村の記載で行ったので、「3 (2) ヒアリング調査結果のご紹介 (市町村)」の「(1) 特別児童扶養手当システム」を参照されたい。

## (オ) 生活保護システム

#### a 個人特定(先行ヒアリング調査結果)

#### (ケース番号の付番体系)

- ・ システムでは行わず、別に整備している「申請処理簿」にて付番及び管理している。 付番の仕方は保健福祉事務所ごとに違うが、基本的には申請受理順に付番している。
- ・ 宛名番号とは別に、申請順にケース番号をつけている。生活保護システムにおいては、 「ケース番号」のみで管理しており、宛名番号は無い。
- ・ 申請の段階で、ケース番号を振っており、申請処理簿は紙で管理している。認定が却下された場合、ケース番号が消えるわけではなく、そのまま履歴として残る。
- ・ 転出・転入を繰り返した場合や、受給者が一旦受給をやめて、再度申請を行った場合 等の再申請時の際、ケース番号は再付番されることになっている。管轄地域が変更と なる転居や指定都市からの転入時の対応としては、転出元事務所では番号が廃止され、 転入先事務所でケース番号が再付番される。システムでの情報連携はなく、紙媒体で 実施している。
- ・ 申請の段階で、基本4情報はシステム入力される。調査結果等、情報に更新があった際は、随時入力している。ケース番号以外で、システム上利用されている番号は、施行番号、29条調査における関係機関登録のコード、生活保護指定医療機関のコード番号、介護機関のコード番号と介護保険法による事業所番号、相談番号、収入コード、医療券及び介護券の公費負担者番号と受給者番号である。

### (新規データベース登録時の宛名番号との紐付け)

他システムとは連携していない。(独立システム)

#### (本人確認)

- ・ 町村役場に、申請者に関する紙の「調査書」で、住民基本台帳データや、不動産や軽 自動車等の資産保有状況等について確認している。住民でない場合は、本人から本籍 を聞き、最終的には住民票又は戸籍の附票等で確認を行う。
- ・ 必ずしも住民登録を有することが保護の条件とはなっていないが、申請者・申請者世帯構成員に関する住民票を、関係町役場から申請時に添付してもらっている。添付できない場合(本人自身が病気などで取得手続きができない、管轄外である等)の場合は県から住民票情報に関して照会を実施することがある。

## (その他システムとの連携)

- ・ 本庁のネットワークには繋がっているが、税システム等他のシステムとは連携していない。
- ・ 保健福祉事務所間で、情報 (データ) の連携は行っていない。各保健福祉事務所では 自らが登録したデータのみ参照及び更新可能である。システムとしては本庁で一元管 理をしている。また、他のシステムとの連携も実施していない。

#### b 情報連携

生活保護の保護申請に関する各種事務は、生活保護法(以下、同法とする。)及びその政省令に定めるもののほか、「生活保護法による保護の実施要領について」(厚生省発社第123号 昭和36年4月1日)(以下、「実施要領」とする。)に基づいて行われている。

#### (a) 保護申請

実施主体は同法第19条にて、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村と規定されている。

また、社会福祉法第14条により、都道府県及び市(特別区を含む。)は条例で福祉事務所を設置しなければならないとされており、それら団体の生活保護主管課や福祉事務所等

において、保護決定等の業務が行われている。

都道府県においても、基本的に市と同様の業務が行われている。

市の業務については、「3 (2) ヒアリング調査結果のご紹介(市町村)」の「( $^1$ ) 生活保護システム」を参照されたい。

## (カ) 養育里親名簿管理システム

#### a 情報連携

養育里親の事務については、児童福祉法(以下、同法とする。)及びその政省令で定めるもののほか、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親制度の運営について」(一部改正 平成23年9月1日雇児発0901第2号)(里親制度運営要綱)及び「里親委託ガイドラインについて」(一部改正 平成23年9月1日 雇児発0901第3号)で業務の詳細が示されており、これらに基づいて行われる。

#### (a) 養育里親の認定

養育里親の認定は、第一義的に都道府県知事が設置する児童相談所にて行われる(同法第15条、第6条の4)。ただし、指定都市、児童相談所設置市おいては同市が設置する児童相談所にて行われる(里親が行う養育に関する最低基準 改正 平成24年3月29日厚生労働省令第49号)。

都道府県においても、基本的に指定都市、児童相談所設置市と同様の業務が行われている。

市町村の業務については、「3 (2) ヒアリング調査結果のご紹介(市町村)」の「(x) 養育里親システム」を参照されたい。

## (キ) 母子寡婦福祉資金貸付システム

#### a 情報連携

母子寡婦福祉資金貸付は、配偶者のない女子であって現に児童を扶養している者、その児童、及び寡婦等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的に行われる。

母子寡婦福祉資金の貸付の認定については、母子及び寡婦福祉法(以下、同法とする。)、 その政省令、告示及び通知に基づいて行われる。

#### (a) 母子寡婦福祉資金貸付の認定

実施主体は、同法第13条において、第一義的には都道府県である旨規定されているが、同法第46条によって、指定都市又は中核市においても実施主体となっている。 都道府県においても、基本的に指定都市又は中核市と同様の業務が行われている。 市町村の業務については、「3(2)ヒアリング調査結果のご紹介(市町村)」の「(t)母子寡婦福祉資金貸付システム」を参照されたい。

## (ク) 母子家庭自立支援給付金システム

#### a 情報連携

就職や転職、雇用の安定に向けて職業技能を身につけるために、教育訓練講座の受講や 養成機関での修学などを希望する母子家庭の母は、就職や転職、雇用の安定のために必要 と認められる場合は、母子及び寡婦福祉法(以下、同法とする。)、その政省令、告示及び 通知の定めるところにより、母子家庭自立支援給付金を受給できる。

母子家庭自立支援給付金の認定は、政省令、告示及び通知に基づいて行われる。

## (a) 母子家庭自立支援給付金の認定

母子家庭自立支援給付金の認定における実施主体は、同法第31条において都道府県等と規定されている。都道府県等の対象は、同法第11条にて都道府県、市(特別区を含む)及び福祉事務所を設置する町村と定められている。

都道府県においても、基本的に市町村と同様の業務が行われている。

市町村の業務については、「3 (2) ヒアリング調査結果のご紹介(市町村)」の「(ソ) 母子家庭自立支援給付金システム」を参照されたい。

## (ケ) 母子家庭等日常生活支援システム

#### a 情報連携

配偶者のない女子もしくは男子で現に児童を扶養しているものの日常生活等に支障を生じたと認められるときは、母子及び寡婦福祉法(以下、同法とする。)及び政令に定めるところにより、それらの者の居宅において日常生活支援(以下、「母子家庭等日常生活支援」とする。)を受けることができる。この母子家庭等日常生活支援の認定は、政省令、告示及び通知に基づいて行われる。

#### (a) 母子家庭日常生活支援の認定

母子家庭等日常生活支援の認定は、同法第17条により都道府県又は市町村が実施主体と規定されている。具体的には、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(平成20年4月1日厚生労働省告示248号)第2 3 (2)①カにおいて、事業の一部を母子寡婦福祉団体等の外部機関へ委託することができるものとされている。

また、「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な実施について」(平成15年6月18日 雇児発0618第1号)において事業の外部機関への委託を積極的に活用することが求め られている。

ヒアリング調査結果においても、外部機関へ委託している団体や、都道府県から市町村へ業務を委託しているとの回答があった。

都道府県においても、基本的に都道府県が外部機関へ委託した場合の市町村と同様の業務が行われている。

市町村の業務については、「3 (2) ヒアリング調査結果のご紹介(市町村)」の「(タ) 母子家庭等日常生活支援システム」を参照されたい。

## (コ) 原子爆弾被爆者援護システム

#### a 情報連携

原子爆弾被爆者に対する事務は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(以下、同法とする。)及びその政省令、告示並びに通知に基づいて行われる。

実施主体は同法第28条により都道府県である旨が規定されているが、同法第49条にて、 広島市又は長崎市は、都道府県が処理することとされている事務について処理することとさ れている。

ヒアリング調査結果では、都道府県の場合は保健所で事務処理がなされていた。

市の業務については、「3 (2) ヒアリング調査結果のご紹介(市町村)」の「( $^{y}$ ) 原子爆弾被爆者援護システム」を参照されたい。

## (サ) 感染症患者等医療費システム

#### a 情報連携

感染症患者の医療費助成(入院医療)の事務については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、同法とする。)及びその政省令で定めるものに基づいて行われる。

実施主体は、同法第37条により、都道府県である旨が規定されているが、同法第64条において、都道府県が処理をすることとされている事務において政令で定めるものは、保健所を設置する市(特別区を含む。)が処理することが規定されている。

また、同法第64条の2において、都道府県が処理することとされている結核の予防に関する事務において政令で定めるものは、指定都市と中核市が処理することが規定されている。

都道府県においても、基本的に市と同様の業務が行われている。

市の業務については、「3 (2) ヒアリング調査結果のご紹介(市町村)」の「 $(\mathfrak{f})$  感染症患者等医療費システム」を参照されたい。

# 4 中間まとめ案(社会保障分野)

本章では、前章までの地方公共団体の業務・システムの実態等を踏まえ、番号制度が社会保障分野の業務フローに与える影響について取りまとめ、必要となるシステム改修の内容について、現時点で判明している範囲で「中間まとめ案(社会保障分野)」として提示する。

## (1) 番号制度導入後のシステムモデル

番号制度導入後のシステムモデルについて、説明する。

## (市町村における番号制度導入後のシステムモデル)

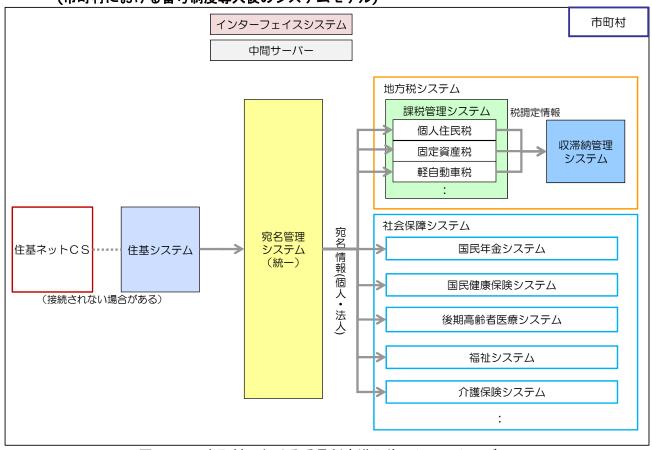


図 4-1-1 市町村における番号制度導入後のシステムモデル

市町村における番号制度導入後のシステムモデルは、アンケート調査結果やヒアリング調査結果を踏まえ、上図のとおりとする。

住基システムの住民基本情報の変更等は、宛名管理システムに情報連携される例が多いことを 踏まえて、本モデルでもそのような住民の基本情報の変更等が発生するごとに、住基システムと 宛名管理システムで情報連携がなされ、住民情報が反映されるものとする。

また、宛名管理システムで、市町村内の納税義務者や社会保障システムで管理する対象となる者の宛名情報が共通的に管理されており、システムで管理する情報が宛名番号により紐付けられているものとする。

宛名管理システムからの情報連携を受けて、地方税分野、社会保障分野で共通の宛名情報を、 それぞれの既存業務システムで個人の情報が管理されているものとする。

ただし、現状、宛名管理の統一性が低い(税目の一部のみ統一されている、既存業務システムごとに宛名番号を個別で管理している等、社会保障分野と税分野で宛名番号が異なる)市町村も、大規模な市を中心に存在しており、そのような市町村では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携の対応として、宛名管理の統一に向けた対応が必要になる。これについては、本報告の「既存システム技術標準の検討に係る報告書」で対応案を示しているので併せて参照いただきたい。

### (都道府県における番号制度導入後のシステムモデル)

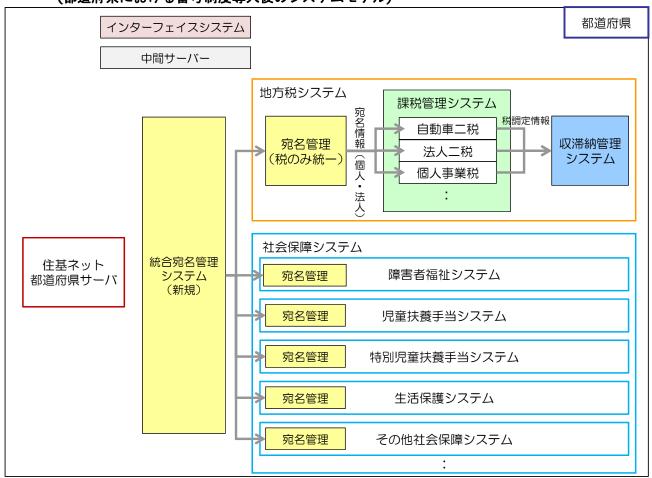


図 4-1-2 都道府県における番号制度導入後のシステムモデル

都道府県における番号制度導入後のシステムモデルは、アンケート調査結果やヒアリング調査 結果を踏まえ、上図のとおりとする。

都道府県のシステムについては、地方税システムが主要な基幹系システムであること、並びに 宛名管理が統一されている都道府県であっても、「地方税のみ統一」の宛名管理であり、社会保 障システムについては、それぞれのシステムごとに地方税の宛名管理とは別に宛名管理がなされ ていることが多いこと(別添2 「都道府県アンケート調査結果」を参照)が指摘できる。

個別に宛名が管理されていると、個別の個人番号の保有等が必要となり、業務・システムの影響が拡散することとなる。宛名管理システムの基本4情報による初期突合と個人番号の記録や、住基ネット都道府県サーバの活用などによる個人番号の真正性の確認等をそれぞれの業務・システムで行わなければならない。

都道府県は現状地方税分野、社会保障分野でそれぞれの宛名管理がなされており、大規模な市の場合と同様に、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携の対応として、宛名管理の統一に向けた対応(例えば、統合宛名管理システムの新規導入)が必要になる。

これについては、本報告の「既存システム技術標準の検討に係る報告書」で対応案を示しているので併せて参照いただきたい。

#### (番号制度導入後の社会保障システムのイメージ)

社会保障分野の各システムの番号制度対応の説明に入る前に、本中間まとめ案で想定する番号制度導入後の社会保障システムのイメージを次に示す。

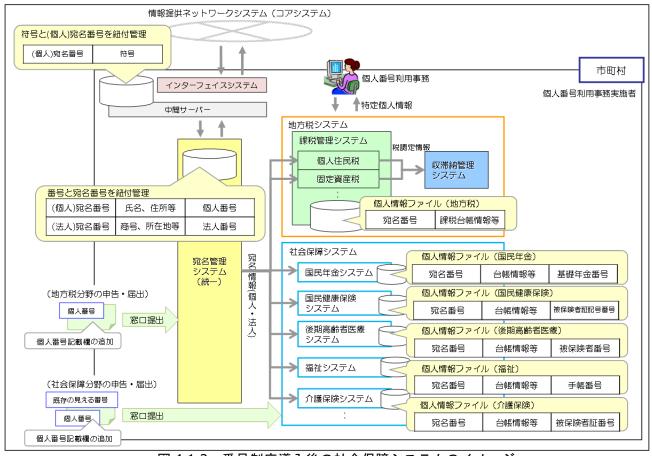


図 4-1-3 番号制度導入後の社会保障システムのイメージ

制度導入後は、申請・届出書に新たに個人番号の記載欄が設けられ、個人番号又は既存の「見える番号」によって個人特定がなされる。

地方公共団体では、個人番号の真正性を確認しつつ、申請・届出書を取扱い、業務で個人番号 を利用する。

個人番号は、住民については住基システムにおいて一斉取得や出生、転入等で取得され、宛名管理システム(統一)に登録(住基ネットでの真正性確認を含む)される。住民以外の者については、それぞれの個別業務システムで必要に応じ取得され、同様に宛名管理システムに登録される。宛名管理システム(統一)が導入されている市町村では、社会保障分野担当部署ではすでに取得されている宛名管理システム(統一)の確認によって、申請・届出書に記載された個人番号の真正性を確認することとなる。

社会保障システムでは、宛名番号と社会保障分野の既存の「見える番号」(次頁参照)を紐付けて、各業務の個人情報を保有、管理することとなる。

個人番号の保有、管理については、宛名管理システム(統一)と社会保障システムのシステム 間連携により、宛名管理システムに個人番号の記録を集約できることも考えられ、その場合社会 保障システムの個人情報ファイルに個人番号の記録は必要とされないことになる。

また、情報提供ネットワークシステムでの情報提供を行う際の連携キーとして個人番号を用いないこととされている一方、「社会保障・税番号大綱」では、情報提供ネットワークシステムで当該個人を特定するために用いられる「符号」が想定されているところであり、情報提供ネットワークシステムで情報連携させる情報は、中間サーバーに「符号」が宛名番号に紐付けられた状態で格納される。

中間サーバーには、情報セキュリティの観点から、個人番号は保有・管理しないことが適当であるとされている。(「情報連携のための中間サーバの構築に係るガイドライン 1 基本要件 (2) 中間サーバの基本的な考え方」(総務省)を参照)。

#### (社会保障分野の既存の「見える番号」)

番号制度導入による地方公共団体への影響を考える上で、社会保障分野で地方税分野と異なる点として、社会保障分野には「基礎年金番号」等の既存の「見える番号」が存在することがあげられる。

個人番号の導入は、個人特定の手段を追加することを意味し、まだ既存の「見える番号」が付番されていない場面や、既存の「見える番号」が転入等により切替わる場面において、地方公共 団体が行政行為やサービス行為を行う上で必要となる個人特定を補完することを意味する。

例えば、転入者の処理などで、転入先市町村において新規にデータベース登録する場合や、住 登外者を分野独自に取扱う場合などが、地方公共団体や行政機関を跨ったユースケースとしてあ げられる。

システム	既存の内部管理番号	既存の「見える番号」(分野別)
地方税システム	宛名番号	なし
国民年金システム	宛名番号	基礎年金番号(分野共通)
国民健康保険システム	宛名番号	被保険者証記号番号(各県国保連合会) (ただし、保険者(市町村)が変わると変更)
後期高齢者医療システム	宛名番号	被保険者番号(各後期高齢者医療広域連合) (ただし、広域連合が変わると変更)
障害者福祉システム	宛名番号	手帳番号(手帳ごと) (ただし、発行主体(都道府県)が変わると再取得)
児童手当システム	宛名番号 認定番号	なし
児童扶養手当システム	宛名番号 認定番号	証書記号・番号 (ただし、発行主体(都道府県、市、福祉事務所を設置する町村)が変わると再取得)
特別児童扶養手当システム	宛名番号 認定番号	証書記号・番号 (ただし、発行主体(都道府県)が変わると再取得)
保育所保育料システム	宛名番号	なし
生活保護システム	宛名番号 ケース番号	なし
介護保険システム	宛名番号	被保険者番号(国保連合会) (ただし、保険者(市町村)が変わると変更)
予防接種管理システム	何らかの管理番号	なし

図 4-1-4 社会保障・税分野の既存の「見える番号」(例)

また、宛名管理の統一性が低い地方公共団体やそのような団体の総合窓口事務(総合窓口端末利用)、また未電算団体等において、自庁内での業務・システムを跨った個人特定や名寄せの手段を提供する(注)。

(注)このような個人番号の利用については、「地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会」(総務省自治行政局住民制度課)を参照。

上記を踏まえつつ、本章では、地方公共団体の主な社会保障分野の業務・システムについて、 番号制度導入における影響を具体的な業務フローの変更を確認しつつ、改修要件を示す。

#### (情報連携に関する「主要機能要件」の記載前提)

本章では、情報連携に関する「主要機能要件」についても記載しているが、そのうち次の①、②については、本調査研究で作成した「符号付番に係る初期突合の既存業務への影響調査報告書」及び「既存システム技術標準の検討に係る報告書」にて検討内容を記載しているので、本章とあわせてご参照いただきたい。

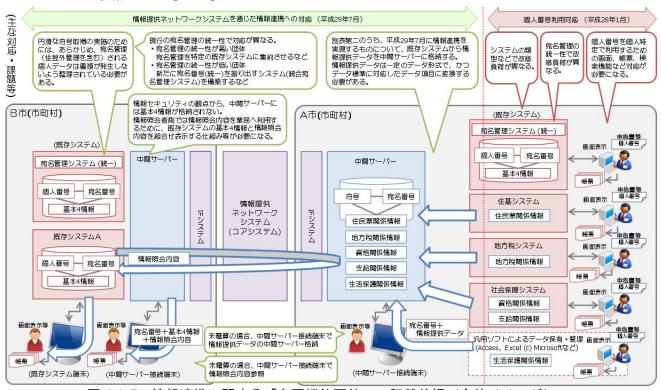


図 4-1-5 情報連携に関する「主要機能要件」の記載前提(全体イメージ)

# ①地方公共団体が、情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供する上で必要となる情報提供データの中間サーバーへの格納に必要な既存システムの機能

地方公共団体は、番号法案 別表第二のうち、平成29年7月に情報連携を実現するものについて、情報提供データ(例えば、地方税関係情報、住民票関係情報など)を中間サーバーに格納する。(注)

中間サーバーへの格納に際し、申告書の提示等を契機とした既存システムへの個人情報の登録といった業務において、個人番号を個人特定で利用するための画面・帳票出力や、検索機能に対する対応が求められる。

情報提供データは、一定のデータ形式で、かつデータ標準に対応したデータ項目によって中間サーバーに格納することになる。

これについては、既存システムにデータ変換のための機能等を追加する対応が想定される。

また、業務分野や、地方公共団体の規模によっては、番号法案 別表第二で情報提供、情報照会が想定されている情報であっても、現状システムがスタンドアロンで稼働している、Excel、Access (© Microsoft) といった汎用ソフト等で管理されている、又は業務が未電算であるなど、社会保障分野のシステム化の程度には差異があり、情報提供データを中間サーバーへ格納するシステム環境の整備が課題となる。このような課題への対応として、分野横断的に情報提供データを中間サーバーに格納する機能として、「中間サーバー接続端末」を設けることが考えられる。当該機能により、特に、未電算である業務や、住民数が少ない地方公共団体についてはこの端末の利用で済ませることが費用対効果の観点で合理的となり得るが、運用や端末管理などの課題も生じる。

また、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携の対応のために、宛名管理の統一に向けた対応が必要になる。対応内容は現行の宛名管理の統一性によって異なるものである。

(注)番号法案 別表第二のうち、平成29年7月に情報連携を実現するものの範囲等については、今後各省庁

で検討される見込みである。

## ②情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を既存システムで業務上利用するため の機能

情報セキュリティの観点から、情報提供者側の中間サーバーには基本4情報が格納されない見込みだが、その場合、情報照会者側では情報照会内容を業務上利用するために、既存システムの基本4情報と情報照会内容を組み合せて画面表示させる仕組み(既存システム端末における画面表示機能を具備した端末等)が必要になることが想定される。この機能を既存システムで実現させる場合には、既存システムの改修対応が必要になる。

この時、情報照会のためにシステムがない社会保障分野について新たに業務システムを導入することは、システム経費を要し、地方公共団体規模や分野によっては、費用対効果が出にくくなる。

このような課題への対応として、分野横断的に利用可能な「中間サーバー接続端末」を設けることが考えられる。同接続端末にて、画面表示や情報照会内容の業務利用などを実現することにより、基幹系システムなどの既存システムの改修を避けることが可能となる。また特に、システム化の程度が低い業務分野や、住民数が少ない地方公共団体については同接続端末の利用で済ませることが費用対効果の観点で合理的となり得る。その一方で、運用や端末管理などの課題も生じる。

情報照会内容については、基幹系システムで保有するか、画面表示等機能を有する既存システム端末や「中間サーバー接続端末」での保有とするか、あるいは参照のみで保有しないのかは、業務・システムごと、地方公共団体の規模ごとに異なると想定される。

## (2) 宛名管理システム

## ア 番号制度導入における影響の全体像

宛名管理システムは、地方税分野では、地方税務における納税義務者、特別徴収義務者等、 地方税の賦課、徴収等の業務に必要な個人、法人等に対する氏名、商号、事業所名等、住所及 び所在地等の宛名情報を管理している。

また、社会保障分野では、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険といった保険系業務において、被保険者資格を有する者、障害者福祉、児童手当、生活保護といった福祉系業務において受給資格を有する者等、業務に必要な個人に対する氏名、住所等の宛名情報を管理している。

宛名管理システムでは、宛名情報と、各業務の課税情報、台帳情報等とを関連付けるために、 個人宛名番号、法人宛名番号、共有者宛名番号が用いられている。

番号制度導入により個人に個人番号が付与されることになるが、個人番号を宛名管理システムに記録して管理することがシステム改修を局所化すると考えられる。

表 4-2-1 宛名管理システムでの管理対象者(社会保障分野)

項番	管理対象者	内容	キー	例	影響
1	住民	<ul><li>住民票に記載されている個人</li></ul>	<ul><li>個人宛 名番号</li></ul>	<ul><li>○○一郎</li><li>○○花子</li><li>○○WAGNER</li></ul>	• 個人宛名番号と個人 番号を紐付けして管 理を行うことで、個 人番号と宛名情報を
2	住登外者	<ul><li>住民票に記載されない個人</li></ul>	● 個人宛 名番号	<ul><li>○○次郎</li><li>○○桃子</li><li>○○LEWIS</li></ul>	関連付けし、特定個人情報を管理する。 ・個人番号が付番されない海外転出により住民基本台帳の除票処理をされた者や短期滞在の外国人等についての取扱いを検討する必要がある。

<sup>(</sup>注) 個人番号が付番されない者がいる観点からも、既存の「見える番号」を残して利用することが想定される。

## イ 番号制度導入後の業務の流れ

本節では、宛名管理システムに与える影響について記載する。

## (7) 個人番号の真正性の確認

番号制度導入後に、個人番号の真正性の確認を行うための想定フローを示す。

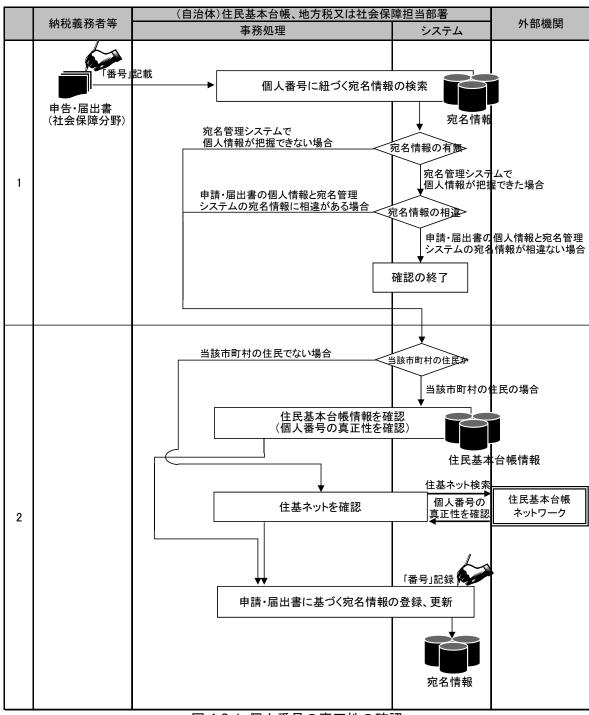


図 4-2-1 個人番号の真正性の確認

表 4-2-2 個人番号の真正性の確認(社会保障分野)

項番	項目	内容	影響
1	宛名管理システムを 用いた個人番号の真 正性の確認	<ul> <li>社会保障分野で業務に必要な限度で個人番号を利用することができる(第9条)</li> <li>社会保障分野の手続に関し個人番号の告知又はきる(第14条)。</li> <li>個人番号の告知を受ける際、本人確認を行うとともに、個人番号の真正性を確保する(第16条)。</li> </ul>	<ul> <li>被保険者等個人からの届出書等に個人番号の記載欄を設ける。</li> <li>申請・届出に記載された基本4情報又は個人番号で宛名管理システムを検索する。</li> <li>宛名管理システムにおいて特定個人情報が検索でき、宛名管理システムの特定個人情報が申請・届出に記載された内容と一致した場合は、個人番号の真正性が確認できたものとする。</li> <li>宛名管理システムにおいて特定個人情報が検索できない場合、又は宛名管理システムにおいて特定個人情報が検索できない場合、又は宛名管理システムにおいて特定個人情報が検索できない場合、又は宛名管理システムの特定個人情報が申請・届出に記載された内容と相違がある場合は、項番2に記載する手段を用いて個人番号の真正性を確認する。</li> </ul>
2	宛名管理システム以 外を用いた個人番号 の真正性の確認	社会保障分野で業務に必要な場合は、地方公共団体情報システム機構(住基ネット)に本人確認情報の提供を求めることができる(第14条)     14条)	<ul> <li>申請・届出に記載された基本4情報又は個人番号で、住基システムを照会するなどして、個人番号の真正性を確報し、真正性を確認した特定個人情報は、必要に応じて宛名管理システムへの登録を行う。</li> <li>・ 佐基システムで照会できない住登外者については、申請・届出に記載された基本4情報又は個人番号の東正性を確認し、真正性を確認し、真正性を確認し、必要に応じて宛名管理システムへの登録を行う。</li> <li>・ また、必要に応じて最新の特定個人情報を宛名管理システムへの登録を行う。</li> </ul>

(注) 住登外者については、申請・届出の処理タイミングによっては、申請・届出に記載された特定個人情報が住所変 更等で変更されている場合があり得るが、そのような場合、申請・届出に記載された特定個人情報と宛名管理シス テム等の情報で相違が発生するため、特定個人情報の真正性の確認のため住基ネットに対して本人確認情報の提供 を求めることになる。

## ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 4-2-2」に示す。

表 4-2-2 方向性及び留意事項における区分一覧

区分	区分が示す意味
0	番号制度上対応が必須
•	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度に伴い必要となる宛名管理システムの主要機能要件を示す。

表 4-2-3 宛名管理システムにおける主要機能要件(社会保障分野)(1/2)

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	「番号」の	宛名データベース	宛名データ	個人番号を保有・管理する。	0
	管理	に、「番号」を追加	ベースへ個	個人番号が変更等された場合に、以前の個人番号で	
	「番号」の		人番号を追	通知される申請・届出に対応するため、個人番号を	0
	真正性の		加する	把握できるよう考慮する。	
	確保			番号制度施行前の死亡者、海外転出により住民基本	
				台帳の除票処理をされた者、短期滞在の外国人等、	0
				個人番号が付番されない個人が残ることも考慮す	
		5-5-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-	<b>—</b> . — — — .	3.	
2		「番号」による検索	個人番号で	個人番号での検索機能を追加する。	0
		機能等	の検索機能	個人番号の保守機能を追加する。	0
			を追加する。	変更前の個人番号での検索機能を追加する。	0
3	「番号」の	個人番号に紐付く	個人番号に	住基システムと連携して住基情報を間接的に取扱	
	真正性の	本人確認情報の整	紐付く本人	う宛名管理システムでは、住基情報の変更等が発生	
	確保	合等	確認情報の	するごとに、宛名管理システム等の情報が更新され	
			整合	る仕組みを構築する。	
				宛名管理システムと連携して宛名情報を間接的に 取扱う社会保障システムでは、宛名情報の変更等が	
				取扱り任芸保障システムでは、宛名情報の変更等が 発生するごとに、社会保障システムの情報が更新さ	©
				先生することに、社会保障システムの情報が更利さ れる仕組みを構築する。	0
				住基システムと連携していない宛名管理システム	
				では、住基システム等から提供された個人番号、基	
				本4情報を一括で記録する仕組みを構築する。	
				宛名管理システムから住基ネットに照会する突合	
				用ファイルを作成する機能を追加する。	
4			個人番号に	住登外者については、保険系業務、福祉系業務等で	
			紐付く本人	申請・届出等があるごとに、個人番号での検索機能	
			確認情報の	と個人番号の保守機能を活用して、申請・届出の情	
			整合(住登外	報と宛名管理システムで管理する特定個人情報に	
			者)	相違がないかを確認する。	0
				住登外者については、業務の申請・届出の処理タイ	0
				ミングによっては、申請・届出に記載された特定個	
				人情報が住所変更等で変更されている場合があり	
				得るので、地方公共団体内で定期的に情報の整合性	
				チェックを行う仕組みなども考慮する。	
				住登外者の住基ネットを利用した個人番号の一括	
				突合については、突合できた個人に対して、住基	•
				ネットから提供された個人番号を含む基本4情報	
				を一括で記録する仕組みを構築する。	

# 表 4-2-3 宛名管理システムにおける主要機能要件(社会保障分野)(2/2)

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
5	符号の取得の対応	符号の取得	符号の取得 に必要とな る機能を追 加	符号を取得する者の宛名番号を中間サーバーへ通知する。 知する。 中間サーバーから処理通番を受領する。	0

## (3) 国民年金システム

## ア 番号制度導入における影響の全体像

国民年金は、国内に住所を有する20歳以上60歳未満の全ての者が加入するもので、老齢・障害・死亡により「基礎年金」を受けることができる制度である。

国民年金の被保険者は、第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者と3種類があるが、第1号被保険者以外は、厚生年金及び共済年金の各制度が国民年金制度に基礎年金拠出金を交付するため、納付書等によって直接的に国民年金の保険料を納付するのは第1号被保険者のみである。

国民年金の被保険者は「基礎年金番号」が付番されており、地方公共団体の申請処理においては、この番号が個人特定に利用され、また日本年金機構(年金事務所)への報告において、この番号が個人特定で利用されている。

この基礎年金番号は、制度導入後も引き続き利用されることが想定されるが、これと併せて、 制度導入後、申請・届出書に個人番号の記載欄が設けられ、申請処理における個人特定に個人 番号が利用されることが想定される。

なお、ここでは、市町村から日本年金機構(年金事務所)への報告については、現行どおりを想定して記載している。ただし、被保険者異動報告書等、市町村から日本年金機構(年金事務所)への報告様式に、個人番号が追加される可能性がある。

#### 表 4-3-1 国民年金の対象となる者

	衣 すり 国 国 八 中 立 い 対				
項番	対象者		影響		
1	第1号被保険者	•	国民年金の被保険者資格に関する届出書等に個人番号を記載		
	(20 歳以上 60 歳未満の農業等に		する。		
	従事する者、学生、フリーター、無	•	届出時の書類に個人番号が補筆されるものがあった場合、個人		
	職の者)		番号と基本4情報で届出書と照合する。		
2	第2号被保険者	•	会社を退職した等で、第1号被保険者への種別変更の手続き		
	(厚生年金保険の適用を受けてい		を行う場合は、第1号被保険者の届出に関する影響と同様。		
	る事業所に勤務する者。但し、老齢		また、上記の場合は被扶養配偶者も同様。		
	年金を受ける者を除く)				
3	第3号被保険者	•	配偶者の扶養を外れた等で、第1号被保険者への種別変更の		
	(第2号被保険者の配偶者で20歳		手続きを行う場合は、第1号被保険者の届出に関する影響と		
	以上 60 歳未満の者。但し、年間収		同様。		
	入が 130 万円以上で健康保険の扶				
	養となれない者を除く)				

## イ 番号制度導入後の業務の流れ

本節では、「ア 番号制度導入における影響の全体像」を踏まえ、国民年金の事務に与える影響について記載する。

番号制度導入後、申請・届出書に個人番号記載欄が設けられ、地方公共団体等に提出する書類に個人番号が記載されれば、地方公共団体においては申請処理業務等で個人番号を利用して個人特定を行う。

具体的には、資格取得、裁定請求、保険料免除等で提出する申請・届出書の記入において、 個人番号が記載される。

## (7) 番号制度導入後の被保険者資格に関する各種届出の流れ

住民からの被保険者資格に関する各種届出についての業務フローの例を示す。

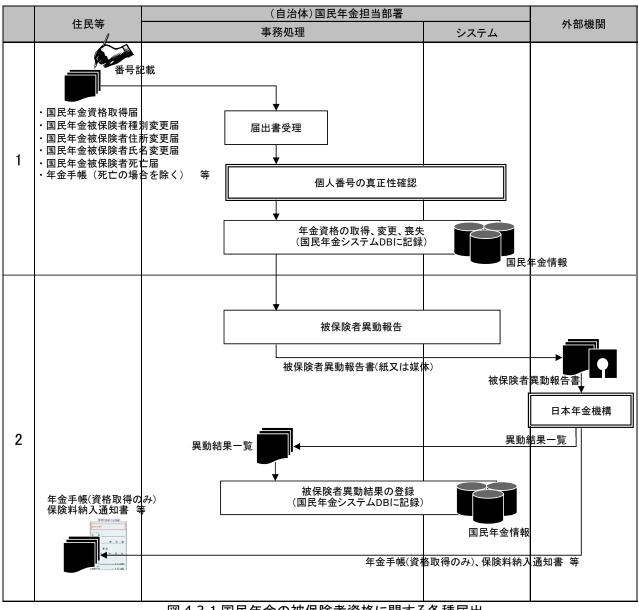


図 4-3-1 国民年金の被保険者資格に関する各種届出

## 表 4-3-2 国民年金の被保険者資格に関する各種届出

項番	項目	内容	影響
1	資格取得届等	<ul><li>地方公共団体に提出する 申請書等に個人番号を記載する。</li><li>申請書等の受理に際し、住 民に個人番号の提供を求める。</li></ul>	<ul> <li>・ 国民年金の被保険者資格に関する各届出書に個人番号の記載欄が設けられる。</li> <li>・ 届出書を受け取ったら、個人番号の調査及び真正性の確認を行う。</li> <li>・ 届出書情報を国民年金情報データベースに記録する。</li> </ul>
2	国民年金異動報告		・ 被保険者異動報告書を年金事務所に送付する。(なお、被保険者異動報告は平成25年度から一部データ化が予定されている)。 ・ 異動結果一覧を受領したら、誤りがないか確認し、基礎年金番号又は個人番号を用いて当該者を検索し、被保険者異動結果を国民年金情報データベースに登録する。

<sup>(</sup>注) 基礎年金番号は、制度導入後も引き続き利用されることを想定し、ここでは、市町村から日本年金機構(年金事務所)への報告については、現行どおりを想定して記載しているが、被保険者異動報告書の様式に個人番号が追加される可能性がある。

# (イ) 番号制度導入後の老齢福祉年金に関する請求の流れ

住民からの老齢福祉年金に関する請求についての業務フローの例を示す。

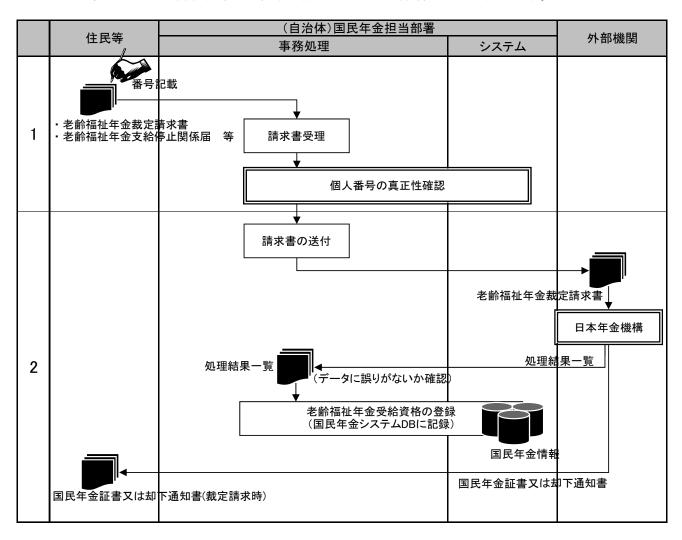


図 4-3-2 老齢福祉年金に関する請求

表 4-3-3 老齢福祉年金に関する請求

		7 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
項番	項目	内容	影響
1	老齢福祉年金申請	<ul><li>地方公共団体に提出する 申請書等に個人番号を記載する。</li><li>申請書等の受理に際し、住 民に個人番号の提供を求める。</li></ul>	<ul> <li>・ 老齢福祉年金の裁定請求等に関する各申請・届出書に個人番号の記載欄が設けられる。</li> <li>・ 申請・届出書を受け取ったら、個人番号の調査及び真正性の確認を行う。</li> </ul>
2	国民年金異動報告		・ 老齢福祉年金の裁定請求書等を年金 事務所に送付する。 ・ 処理結果一覧を受領したら、誤りがな いか確認し、基礎年金番号又は個人番 号を用いて当該者を検索し、老齢福祉 年金受給者情報を国民年金情報デー タベースに登録する。

## (ウ) 番号制度導入後の国民年金保険料の免除等に関する各種申請の流れ

住民からの国民年金保険料の免除等関する各種申請についての業務フローの例を示す。

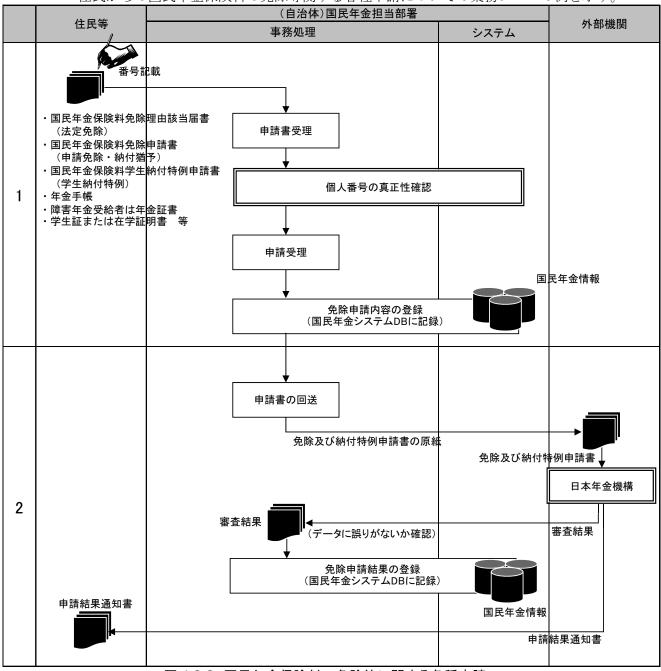


図 4-3-3 国民年金保険料の免除等に関する各種申請

## 表 4-3-4 国民年金保険料の免除等に関する各種申請

	衣 T J T 国民 中並 体					
項番	項目	内容	影響			
1	保険料免除申請等	・ 地方公共団体に提出する 申請書等に個人番号を記載する。 ・ 申請書等の受理に際し、住 民に個人番号の提供を求める。 ・ 国民年金の保険料免除等 の届出書の内容を国民年 金情報データベースに登 録する。	<ul> <li>国民年金の保険料免除申請等に関する各申請・届出書に個人番号の記載欄が設けられる。</li> <li>届出書を受け取ったら、個人番号の調査及び真正性の確認を行う。</li> </ul>			
2	国民年金異動報告		・ 国民年金の保険料免除等の申請・届出書を年金事務所に送付する。 ・ 年金事務所から受領する審査結果に個人番号が記載されることが想定される。 ・ 審査結果を受領したら、誤りがないか確認し、基礎年金番号又は個人番号を用いて当該者を検索し、保険料免除等の審査結果情報を国民年金情報データベースに登録する。			

<sup>(</sup>注1) 配偶者からの暴力 (DV) を受けた方の国民年金保険料の特例免除については、原則として日本年金機構(年金事務所)が窓口とされているため、記載していない。

<sup>(</sup>注 2) 被保険者、配偶者、世帯主の所得情報を確認するため、それらの者が1月1日時点で受付市町村の住民でない場合、情報提供ネットワークシステムを通じて所得情報の照会を行う予定であるが、その所得照会を受付市町村で行うか、日本年金機構で行うかについては、今後検討される見込みである

## ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 4-3-5」に示す。

表 4-3-5 方向性及び留意事項における区分一覧

区分	区分が示す意味
0	番号制度上対応が必須
•	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度に伴い必要となる国民年金システムの主要機能要件を示す。

表 4-3-6 国民年金システムにおける主要機能要件

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、 個人番号を追加す	国民年金 データベー	宛名管理システムを参照していない国民年金シス テムでは、被保険者管理等のために用いるデータ	
		る。	スへの個人 番号を追加	ベースに、被保険者等の個人番号を追加する。	
2		個人番号による検	検索キーに	個人番号による検索を可能にする。	0
		索等機能の追加	個人番号を 追加	個人番号が変更等された場合に変更前の個人番号 を把握できるように考慮する。	©
3	表示機能	被保険者管理等に 用いる画面に個人 番号を追加する。	画面表示項 目に個人番 号を追加	被保険者等の個人番号を画面に追加する。	©
4		国民年金の資格取 得申請等のために 用いる帳票に個人 番号の記載欄を追 加する。	届出書等へ の個人番号 記載欄の追 加	個人番号記載欄を各種申請・届出書の帳票に追加する。	0
5	その他	被保険者異動報告 のインターフェー ス変更(注)	インター フェース追 加	被保険者異動報告書の様式に個人番号が追加され た場合は、市町村と日本年金機構のインターフェー スに個人番号を追加する。	•
6		国民年金被保険者 情報照会端末との インターフェース 変更	インター フェース追 加	国民年金被保険者情報照会端末との第1号被保険者の情報等に係るインターフェースがある場合は、インターフェースに個人番号を追加する。	•

<sup>(</sup>注) 基礎年金番号は、制度導入後も引き続き利用されることを想定し、ここでは、現行の地方公共団体から日本年金機構(年金事務所)への報告については、現行どおりを想定して記載しているが、被保険者異動報告書の様式に個人番号が追加される可能性がある。

## (4) 国民健康保険システム

## ア 番号制度導入における影響の全体像

国民健康保険は、市町村の区域内に住所を有する者で、被用者保険、国民健康保険組合、後期 高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として、被保険者の疾病、 負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。

国民健康保険の被保険者は「被保険者証記号番号」が付番されており、市町村の申請処理においては、この記号・番号が個人特定に利用され、また、国民健康保険団体連合会への情報提供においてもこの記号・番号が個人特定で利用されている。

この被保険者証記号番号は、番号制度導入後も引き続き利用されることが想定されるが、これ と併せて、番号制度導入後、申請・届出書に個人番号の記載欄が設けられ、申請処理における個 人特定に個人番号が利用されることが想定される。

また、番号制度導入により、被保険者の各種給付等に係る所得区分の判定及び保険料の算定での所得等の要件の確認について、情報提供ネットワークシステムを利用することが想定され、その場合、1月2日以降の転入者である住民は決定の判断に要する所得証明書等の添付書類の一部省略が可能となる。

なお、ここでは、市町村から国民健康保険団体連合会への情報提供については、現行どおりを 想定して記載している。

<b>我</b> 「「」				
項番	被保険者	影響		
1	<ul><li>市町村の区域内に住所 を有する者</li></ul>	<ul> <li>・ 国民健康保険の各種申請・届出等に個人番号を記載する。</li> <li>・ 申請届出時の書類に個人番号が補筆されるものがあった場合、個人番号と基本4情報で申請書等と照合する。</li> <li>・ 被保険者の各種給付等に係る所得区分の判定及び保険料の算定に</li> </ul>		
		あたり、所得及び課税状況の情報が必要な場合において、被保険者が転入者である場合は、転出元市町村に対して、情報提供ネットワークシステムを通じた地方税関係情報の照会がなされ、申請者は所得証明書等の添付書類の一部を省略することが可能となる。		

表 4-4-1 国民健康保険の被保険者

- (注 1) 市町村に住所を有する者であっても被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療保険の被保険者又は被 扶養者、生活保護法による保護を受けている世帯に該当する者は適用除外である。
- (注 2) その他の被保険者として、旅行、出張その他の理由により長期にわたり住所を離れる個人(いわゆる「マル遠」)、修学のため他市町村に居住する者(修学中の被保険者の特例の対象者、いわゆる「マル学」)や、入院 又は施設入所により他市町村に居住する者(住所地特例の対象者)があげられる。
- (注3)日本の国籍を有しない者であって、在留期間が3月以下の者であっても、在留資格に応じた資料等により、 在留期間の始期から起算して3月を超えて本邦に滞在すると認められる者は厚生労働大臣が別に定める被保 険者になりうることから、個人番号をもたない被保険者も存在することに留意する必要がある。

## イ 番号制度導入後の業務の流れ

本節では、「ア 番号制度導入における影響の全体像」を踏まえ、国民健康保険の事務に与える影響について記載する。

番号制度導入後、申請・届出書に個人番号記載欄が設けられ、市町村等に提出する書類に個人番号が記載されれば、市町村においては申請処理業務等で個人番号を利用して個人特定を行う。

具体的には、資格取得・喪失、基準収入額適用、限度額適用認定、標準負担額減額認定等で提出する申請・届出書の記入において、個人番号が記載される。

## (7) 番号制度導入後の保険料の軽減に関する業務の流れ

国民健康保険における、保険料の軽減申請に関する賦課業務について、業務フローの例を示す。

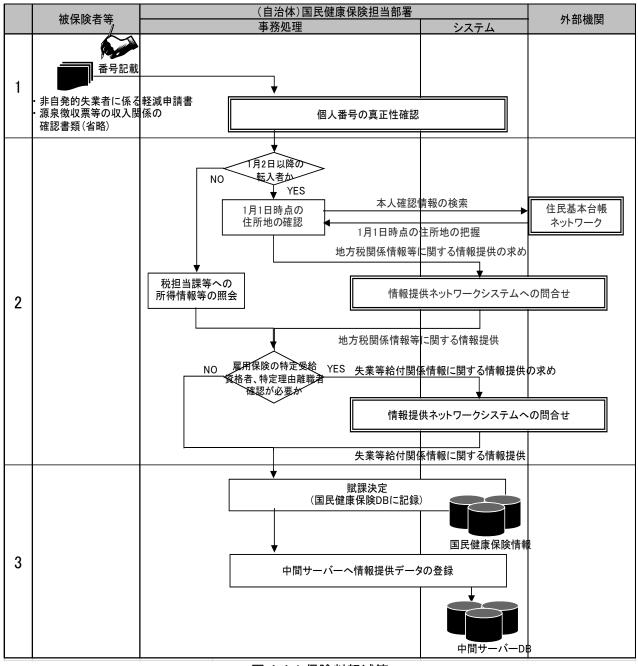


図 4-4-1 保険料軽減等

## 表 4-4-2 保険料軽減等

項番	項目	内容	影響	
1	被保険者等からの保 険料軽減に関する申 請	<ul><li>・市町村に提出する書類へ個人番号を記載する。</li><li>・社会保障に係る手続きに関し、住民に個人番号の提供を求める。</li></ul>	・軽減申請書等に、個人番号の記載欄を設ける。 ・被保険者は、非自発的失業者に係る国民健康保険料の軽減を受けようとする場合は、軽減申請書に必要な書類を添えて、市町村に対し保険料の軽減申請を行う。 ・被保険者等から申請書を受け取ったら、個人番号の調査及び真正性の確認を行う。	
2	軽減等の判定	・ 市町村は、情報提供ネット ワークシステムを使用して特 定個人情報の提供の求めを行 うことができる。	・国民健康保険に加入している者の世帯の所得及び住民税の課税状況を確認するため、それらの者が1月1日時点の住民でない場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて、地方税関係情報等の照会を行う。なお既に保険料を賦課決定している場合、この確認は不要である。・要件の確認のため、情報提供ネットワークシステムを通じて、失業等給付関係情報の照会を行う。	
3	賦課額決定		・当該世帯の所得から所得割額の算出を 行い、平等割等の他の項目とあわせて賦 課額を決定する。 ・情報提供ネットワークシステムを通じ た情報照会に対応できるよう、賦課明細 情報等の情報提供データを中間サー バーに格納する。	

## (イ) 番号制度導入後の被保険者異動に関する業務の流れ

住民からの国民健康保険の市町村間異動に関する届出から、被保険者資格情報を整備する業務についての業務フローの例を示す。

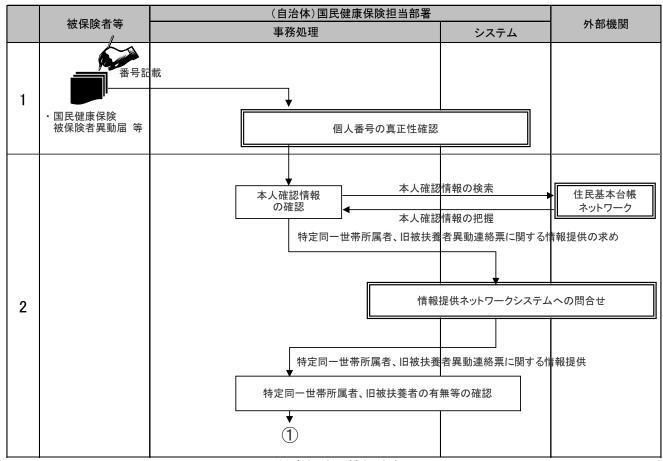


図 4-4-2 国民健康保険の被保険者異動(1/2)

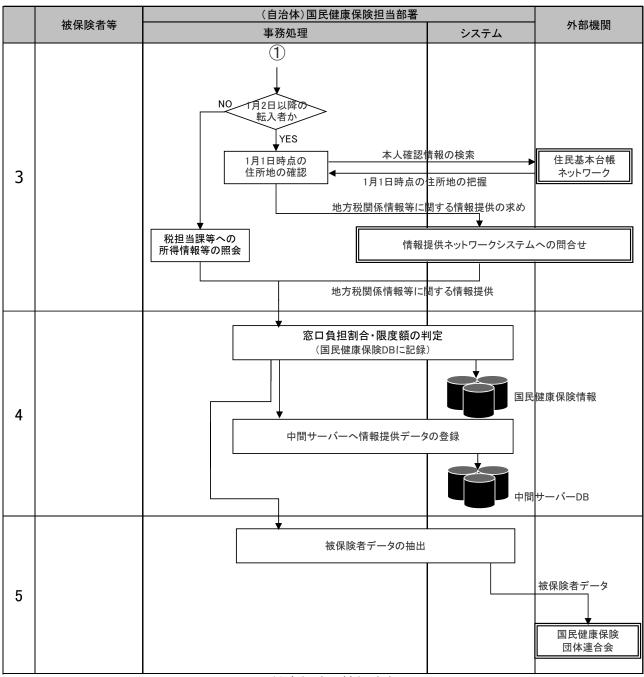


図 4-4-2 国民健康保険の被保険者異動(2/2)

表 4-4-3 国民健康保険の被保険者異動

項番	項目	内容	影響
1	世帯主からの届出	<ul><li>・市町村に提出する届出等に個人番号を記載する。</li><li>・届出等の受理に際し、住民に個人番号の提供を求める。</li></ul>	・被保険者等の異動(資格取得・喪失等)に 関する届出書に個人番号の記載欄を設ける。 ・世帯主からの異動(資格取得等)に関する 届出書を受け取ったら、個人番号の調査 及び真正性の確認を行う。
2	旧被扶養者及び特定同一世帯所属者の確認	・市町村は、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求めを行うことができる。	・住基ネットCS端末で、転出元市町村における該当者及びその者と同居していた者に対する本人確認情報を検索し、それらの者の基本4情報と個人番号を受領する。 ・被保険者が65歳以上の場合は、旧被扶養者異動連絡票に関する特定個人情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行う。また、転出元市町村において被保険者と同居していた者について、特定同一世帯所属者異動連絡票に関する特定個人情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行う。
3	地方税関係情報等の 確認	・ 市町村は、情報提供ネット ワークシステムを使用して特 定個人情報の提供の求めを行 うことができる。	・該当者が1月1日時点の住民でない場合 は、情報提供ネットワークシステムを通 じて、地方税関係情報等の照会を行う。 世帯員の課税非課税の状況と所得額か ら、一部負担金割合と自己負担限度額の 判定を行う。
4	国民健康保険のデー タベース及び中間 サーバーへの記録	・市町村は、情報提供ネット ワークシステムにより特定個 人情報の提供を求められた場 合は、当該特定個人情報を提 供しなければならない。	・ 国民健康保険の被保険者のデータベースに記録する。 ・ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会に対応できるよう、被保険者資格等の情報提供データを中間サーバーに格納する。
5	被保険者データの送 付		・被保険者資格情報等の取扱いを国民健 康保険団体連合会に委託している市町 村は、月次で異動者を含む被保険者情報 を抽出し、国民健康保険団体連合会に送 付(基本的にはオンライン)する。

- (注 1) ここでは、市町村から国民健康保険団体連合会への情報提供については、現行どおりを想定して記載しているが、被保険者データのデータ項目に個人番号が追加される可能性がある(国民健康保険団体連合会は、保険者である市町村からの委託を受けて保険者事務共同電算等を実施しているが、市町村からの受託者である者が市町村との情報のやり取りにおいて個人番号を取扱うことができるかは、番号法案解釈によると考えられる)。
- (注 2) 「特定同一世帯所属者」とは、国民健康保険に加入していた者で、後期高齢者医療制度へ移行(加入)したことにより、 国保の資格を喪失した日の前日の属する月以後 5 年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属する者を示す。

### (ウ) 番号制度導入後の基準収入額適用に関する業務の流れ

世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定し、高齢受給者証を発行するまでの業務についての業務フローの例を示す。

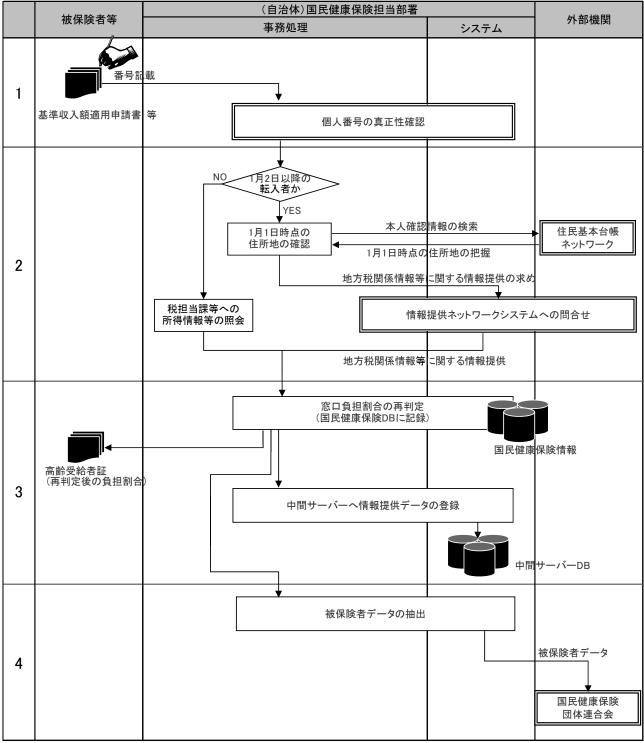


図 4-4-3 基準収入額適用

### 表 4-4-4 基準収入額適用

項番	項目	内容	影響
1	世帯主からの基準収 入額適用に関する申 請	<ul><li>・市町村に提出する申請書等に個人番号を記載する。</li><li>・申請書等の受理に際し、世帯主に個人番号の提供を求める。</li></ul>	<ul><li>・基準収入額適用申請書に個人番号の記載欄を設ける。</li><li>・世帯主から申請書を受け取ったら、個人番号の調査及び真正性の確認を行う。</li></ul>
2	地方税関係情報等の 確認	・ 市町村は、情報提供ネット ワークシステムを使用して特 定個人情報の提供の求めを行 うことができる。	・国民健康保険に加入している 70 歳以上 の高齢者の世帯の収入合計を確認する ため、それらの者が 1 月 1 日時点の住民 でない場合は、情報提供ネットワークシ ステムを通じて、地方税関係情報等の照 会を行う。
3	基準収入額の適用	・ 市町村は、情報提供ネット ワークシステムにより特定個 人情報の提供を求められた場 合は、当該特定個人情報を提 供しなければならない。	・被保険者等の収入額から、基準収入額適用の可否を判断し、一部負担金割合の判定を行う。 ・新たな一部負担金割合が記載された高齢受給者証の交付を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会に対応できるよう、被保険者資格等の情報提供データを中間サーバーに格納する。
4	被保険者データの送付		・被保険者資格情報等の取扱いを国民健 康保険団体連合会に委託している市町 村は、月次で異動者を含む被保険者情報 を抽出し、国民健康保険団体連合会に送 付(基本的にはオンライン)する。

<sup>(</sup>注) ここでは、市町村から国民健康保険団体連合会への情報提供については、現行どおりを想定して記載しているが、被保険者データ送付のデータ項目に個人番号が追加される可能性がある。

### (I) 番号制度導入後の一部負担金減額申請等に関する業務の流れ

世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請等に関する申請業務について、業務フローの例を示す。

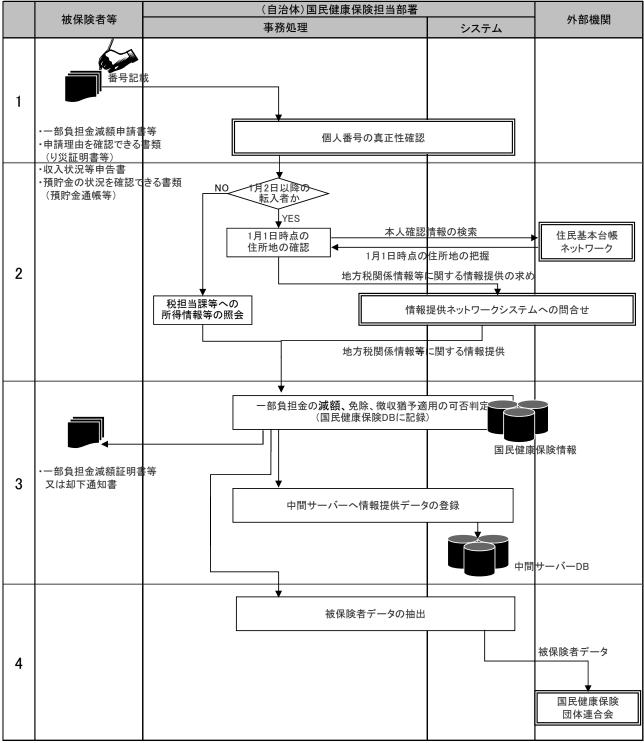


図 4-4-4 一部負担金減額申請等

### 表 4-4-5 一部負担金減額申請等

		汉 1 1 5 即吴庄亚//汉识中	
項番	項目	内容	影響
1	世帯主からの一部負担金減額等に関する 申請	<ul><li>・市町村に提出する申請書等に個人番号を記載する。</li><li>・申請書等の受理に際し、世帯主に個人番号の提供を求める。</li></ul>	<ul><li>・一部負担金減額申請書等に個人番号の 記載欄を設ける。</li><li>・世帯主から申請書を受け取ったら、個人 番号の調査及び真正性の確認を行う。</li></ul>
2	地方税関係情報等の確認	・ 市町村は、情報提供ネット ワークシステムを使用して特 定個人情報の提供の求めを行 うことができる。	・国民健康保険に加入している者の世帯 の所得及び住民税の課税状況を確認す るため、それらの者が1月1日時点の住 民でない場合は、情報提供ネットワーク システムを通じて、地方税関係情報等の 照会を行う。 なお、既に一部負担金割合等の判定にお いて世帯の所得区分等が確定している 場合、この確認は不要となる。
3	一部負担金減額等の 適用	・ 市町村は、情報提供ネット ワークシステムにより特定個 人情報の提供を求められた場 合は、当該特定個人情報を提 供しなければならない。	・被保険者等の所得額等から、一部負担金の減額等の決定に係る生活困難の認定適用の可否判定を行う。 ・一部負担金減額証明書等又は却下通知書の交付を行う。 ・ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会に対応できるよう、被保険者資格等の情報提供データを中間サーバーに格納する。
4	被保険者データの送 付		・被保険者資格情報等の取扱いを国民健 康保険団体連合会に委託している市町 村は、月次で異動者を含む被保険者情報 を抽出し、国民健康保険団体連合会に送 付(基本的にはオンライン)する。

<sup>(</sup>注) ここでは、市町村から国民健康保険団体連合会への情報提供については、現行どおりを想定して記載しているが、被保険者データ送付のデータ項目に個人番号が追加される可能性がある。

### (オ) 番号制度導入後の限度額適用、標準負担額減額認定に関する業務の流れ

世帯主からの国民健康保険における、国民健康保険限度額適用認定、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定(住民税非課税世帯の場合)に関する申請業務について、業務フローの例を示す。

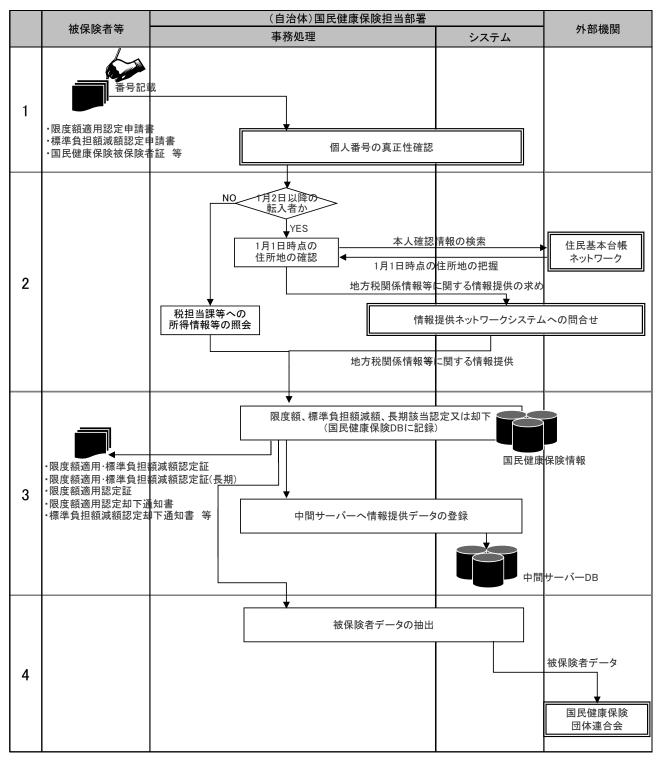


図 4-4-5 限度額適用・標準負担額減額認定

表 4-4-6 限度額適用・標準負担額減額認定

五五 亚	衣 1-1-0 恢复領迴用 * 保华貝担領/政領認足			
項番	項目	内容	影響	
1	世帯主等からの限度 額適用・標準負担額減 額認定に関する申請	<ul><li>・市町村に提出する申請書等に個人番号を記載する。</li><li>・申請書等の受理に際し、世帯主に個人番号の提供を求める。</li></ul>	<ul><li>・限度額適用申請書及び標準負担額減額申請書に個人番号の記載欄を設ける。</li><li>・世帯主から申請書を受け取ったら、個人番号の調査及び真正性の確認を行う。</li></ul>	
2	地方税関係情報等の 確認	・ 市町村は、情報提供ネット ワークシステムを使用して特 定個人情報の提供の求めを行 うことができる。	・国民健康保険に加入している者の世帯の所得及び住民税の課税状況を確認するため、それらの者が1月1日時点の住民でない場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて、地方税関係情報等の照会を行う。なお、既に一部負担金割合等の判定において世帯の所得区分が確定している場合、この確認は不要となる。 ・入院期間の確認等のため、情報提供ネットワークシステムを通じて、医療保険給付関係情報の照会を行う。	
3	限度額適用・標準負担 額減額の認定	・市町村は、情報提供ネット ワークシステムにより特定個 人情報の提供を求められた場 合は、当該特定個人情報を提 供しなければならない。	・被保険者等の所得額等から所得区分を 判定し、所得区分と長期入院の状況に応 じて限度額適用・標準負担額減額を判定 する(長期入院の場合は、長期入院用の 標準負担額減額認定を行う)。 ・国民健康保険限度額適用認定証、国民健 康保険限度額適用・標準負担額減額認定 証の交付を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを通 じた情報照会に対応できるよう、被保 険者資格等の情報提供データを中間 サーバーに格納する。	
4	被保険者データの送 付		・被保険者資格情報等の取扱いを国民健 康保険団体連合会に委託している市町 村は、月次で異動者を含む被保険者情報 を抽出し、国民健康保険団体連合会に送 付(基本的にはオンライン)する。	

<sup>(</sup>注) ここでは、市町村から国民健康保険団体連合会への情報提供については、現行どおりを想定して記載しているが、被保険者データ送付のデータ項目に個人番号が追加される可能性がある。

### (力) 番号制度導入後の特定疾病療養受療証の交付に関する業務の流れ

世帯主からの国民健康保険における、特定疾病療養受療証の交付に関する申請業務について、業務フローの例を示す。

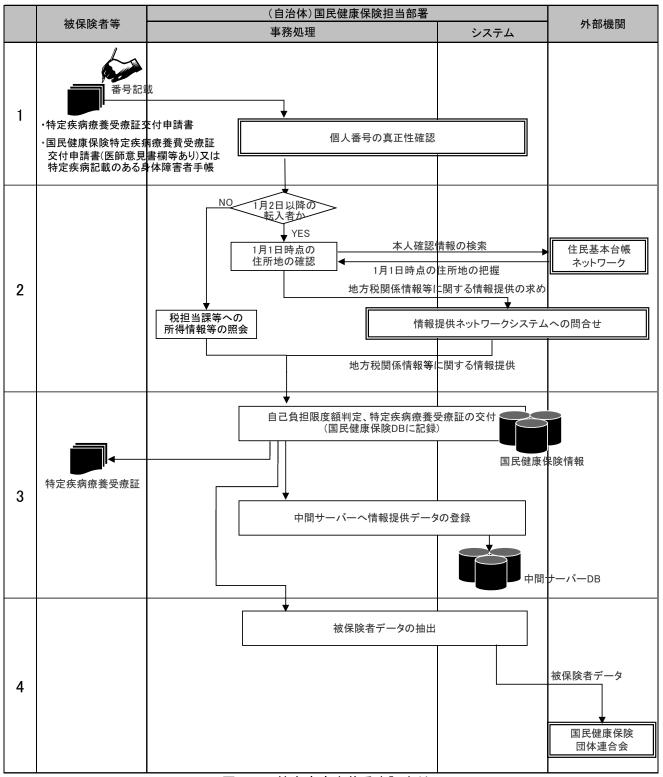


図 4-4-6 特定疾病療養受療証交付

### 表 4-4-7 特定疾病療養受療証交付

	衣 TT-7 特定沃州原食艾原証义的					
項番	項目	内容	影響			
1	世帯主からの特定疾 病療養受療証交付に 関する申請	<ul><li>・市町村に提出する申請書等に個人番号を記載する。</li><li>・申請書等の受理に際し、世帯主に個人番号の提供を求める。</li></ul>	<ul> <li>世帯主は、市町村に対し、特定疾病療養受療証交付申請書によって同申請を行う。</li> <li>特定疾病療養受療証交付申請書に個人番号の記載欄を設ける。</li> <li>世帯主から申請書を受け取ったら、個人番号の調査及び真正性の確認を行う。</li> </ul>			
2	地方税関係情報等の確認	・ 市町村は、情報提供ネット ワークシステムを使用して特 定個人情報の提供の求めを行 うことができる。	・国民健康保険に加入している者の世帯 の所得及び住民税の課税状況を確認す るため、それらの者が1月1日時点の住 民でない場合は、情報提供ネットワーク システムを通じて、地方税関係情報等の 照会を行う。 なお、既に一部負担金割合等の判定にお いて、世帯の所得区分が確定している場 合、この確認は不要となる。			
3	特定疾病療養受療証の交付	・市町村は、情報提供ネット ワークシステムにより特定個 人情報の提供を求められた場 合は、当該特定個人情報を提 供しなければならない。	・被保険者等の所得額等から所得区分を 判定し、所得区分と特定疾病の区分(人 工透析かどうか)に応じて負担限度額を 判定する。 ・国民健康保険特定疾病療養受療証の交 付を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを通じ た情報照会に対応できるよう、被保険者 資格等の情報提供データを中間サー バーに格納する。			
4	被保険者データの送付		・被保険者資格情報等の取扱いを国民健 康保険団体連合会に委託している市町 村は、月次で異動者を含む被保険者情報 を抽出し、国民健康保険団体連合会に送 付(基本的にはオンライン)する。			

<sup>(</sup>注) ここでは、市町村から国民健康保険団体連合会への情報提供については、現行どおりを想定して記載しているが、被保険者データ送付のデータ項目に個人番号が追加される可能性がある。

### (キ) 番号制度導入後の国民健康保険の現金給付に関する業務の流れ

国民健康保険における、療養費、出産育児一時金、葬祭費等に関する現金給付業務について、業務フローの例を示す。

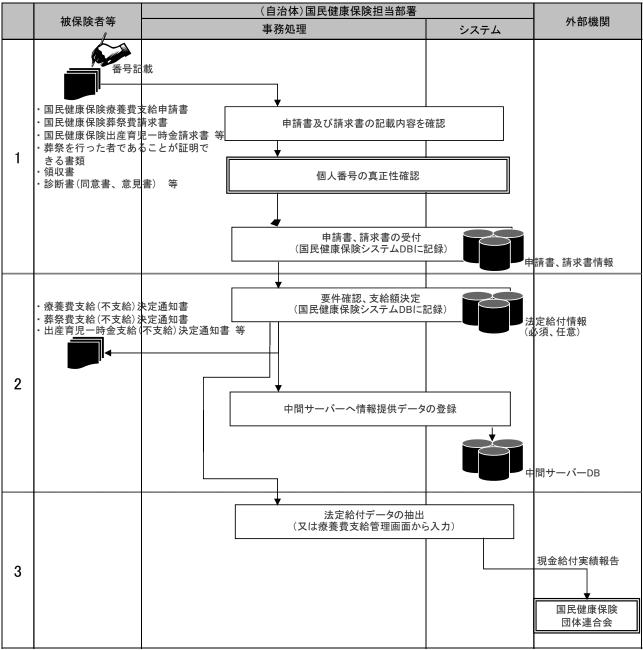


図 4-4-7 現金給付

### 表 4-4-8 現金給付

公 1 0 犯证机门					
項番	項目	内容	影響		
1	世帯主等からの療養 費、葬祭費、出産育児 一時金等の支給に関 する申請	<ul><li>・市町村に提出する申請書等に個人番号を記載する。</li><li>・申請書等の受理に際し、住民に個人番号の提供を求める。</li></ul>	・療養費支給申請書、葬祭費支給申請書、 出産育児一時金支給申請書(直接支払申 請を行わなかった場合のみ)等、現金給 付の申請書に個人番号の記載欄を設け る。 ・世帯主等から申請書を受け取ったら、個 人番号の調査及び真正性の確認を行う。		
2	療養費、葬祭費、出産 育児一時金等の支給 決定	・ 市町村は、情報提供ネット ワークシステムにより特定個 人情報の提供を求められた場 合は、当該特定個人情報を提 供しなければならない。	・療養費(一部負担金割合に応じて)、葬祭費、出産育児一時金の支給額を決定し、療養費支給(不支給)決定通知書、葬祭費支給(不支給)決定通知書、出産育児一時金支給(不支給)決定通知書等を作成して通知する。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会に対応できるよう、支給関係情報の情報提供データを中間サーバーに格納する。		
3	現金給付実績報告の 送付		・現金給付について国民健康保険団体連 合会に委託している市町村は、月次で異 動者を含む現金給付実績報告を抽出し、 国民健康保険団体連合会に送付(基本的 にはオンライン)する。		

<sup>(</sup>注) ここでは、市町村から国民健康保険団体連合会への情報提供については、現行どおりを想定して記載しているが、現金給付実績報告のデータ項目に個人番号が追加される可能性がある。

### ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 4-4-9」に示す。

表 4-4-9 方向性及び留意事項における区分一覧

区分	区分が示す意味				
0	番号制度上対応が必須				
•	システムの実情によっては対応が必要				

ここでは、番号制度に伴い必要となる国民健康保険システムの主要機能要件を示す。

表 4-4-10 国民健康保険システムにおける主要機能要件

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、 個人番号を追加す る。	国民健康保 険データ ベースへの 個人番号を 追加	宛名管理システムを参照していない国民健康保険システムでは、被保険者資格管理等のために用いるデータベースに、被保険者及び特定同一世帯所属者等の個人番号を追加する。	•
2		個人番号による検 索等機能の追加	検索キーに 個人番号を 追加	個人番号による検索を可能にする。 個人番号が変更等された場合に変更前の個人番号を 把握できるように考慮する。	© ©
3	表示機能	被保険者資格管理 等に用いる画面に 個人番号を追加す る。	画面表示項 目に個人番 号を追加	被保険者及び特定同一世帯所属者等の個人番号を画面に追加する。	0
4		国民健康保険の賦課及び徴収のために用いる帳票に個人番号記載欄を追加する。	申請・届出書 等への個人 番号記載欄 の追加	個人番号を各種申請・届出書の帳票に追加する。	0
5	情報 提供 インス で 通じ を 報照会	地方税関係情報、 住民票関係情報、 介護保険給付関係 情報等 (別表第二 42)	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、各市町村から、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付関係情報を取得する仕組みを追加する。	•
6		医療保険給付関係 情報 (別表第二 42)	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、各医療保険者及び各後期高齢者広域連合から、 医療保険給付関係情報を取得する仕組みを追加する。	•
7		年金給付関係情報 (別表第二 45)	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、厚生労働大臣若しくは日本年金機構等から、年 金給付関係情報を取得する仕組みを追加する。	•
8		失業等給付関係情報 (別表第二 44)	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、失業等給付関係情報を取得する仕組みを追加する。	•
9	情報提供 ネットファム を通じた情 報提供	医療保険給付関係 情報	情報提供	情報提供ネットワークシステムを通じた照会に対し、医療保険給付関係情報を提供する仕組みを追加する。	©

<sup>(</sup>注 1) ここでは別表第二の国民健康保険関係の情報取得のうち、主なもののみ記載した。別表第二のうち、平成 29 年 7 月に情報連携を実現するものの範囲等については、今後各省庁で検討される見込みである。

<sup>(</sup>注 2) ここでは、市町村から国民健康保険団体連合会への情報提供については、現行どおりを想定して記載しているが、 そのデータ項目に個人番号が追加される可能性がある。

### (5) 後期高齢者医療システム

#### ア 番号制度導入における影響の全体像

後期高齢者医療制度の被保険者は、各都道府県の後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者、又は後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の者であって後期高齢者医療広域連合から障害認定を受けた者を被保険者として、被保険者の疾病、負傷又は死亡に関して、保険給付を行う。

後期高齢者医療制度の被保険者は「被保険者番号」が付番されており、市町村の申請処理においては、この番号が個人特定に利用され、また後期高齢者医療広域連合への情報提供においてこの番号が個人特定で利用されている。

この被保険者番号は、番号制度導入後も引き続き利用されることが想定されるが、これと併せて、番号制度導入後、各種申請・届出書に個人番号の記載欄が設けられ、申請処理における個人特定に個人番号が利用されることが想定される。

後期高齢者医療制度の運営主体は後期高齢者医療広域連合である。これに伴い、後期高齢者 医療関係で情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行う主体は後期高齢者医療広域連 合とされているところである(番号法案 別表第二 80、81)。

番号制度導入により、被保険者の基準収入額適用、減額等に係る所得(収入)等の要件の確認について、情報提供ネットワークシステムを利用することが想定され、その場合、1月2日以降の転入者である被保険者は決定の判断に要する所得証明書等の添付書類の一部の省略が可能となる。

なお、ここでは、市町村から後期高齢者医療広域連合への情報提供については、現行どおりを想定して記載している。

#### 表 4-5-1 後期高齢者医療制度の被保険者

項番	被保険者	影響
1	<ul><li>後期高齢者医療広域連合の区域内</li></ul>	・ 後期高齢者医療制度の各種申請・届出書等に個人番号を
	に住所を有する <b>75</b> 歳以上の者	記載する。
2	<ul><li>後期高齢者医療広域連合の区域内</li></ul>	<ul><li>申請届出時の書類に個人番号が補筆されるものがあった</li></ul>
	に住所を有する 65 歳以上 75 歳未	場合、個人番号と基本4情報で申請書と照合する。
	満の者で、後期高齢者医療広域連合	・ 被保険者の基準収入額適用・減額等に係る所得(収入)
	から障害認定を受けた者	の要件の確認について、被保険者が転入者である場合は、
		転出元市町村に対して、情報提供ネットワークシステム
		を通じた地方税関係情報の照会がなされ、申請者は所得
		関係の添付書類の一部を省略することが可能となる。

- (注1) 住民基本台帳法の転入、転居、転出、世帯変更に関する届出があった場合は、その届出と同一の事由に基づく後期高齢者医療制度の届出があったものとみなされる(高齢者の医療の確保に関する法律第54条第10項)。
- (注 2) 日本国籍を有しない者であって、在留期間が 3 月以下の者であっても、定める在留資格に応じた資料等により、在留期間の始期から起算して 3 月を超えて本邦に滞在すると認められる者は厚生労働大臣が別に定める被保険者となりうることから、個人番号をもたない被保険者も存在することに留意する必要がある。

### イ 番号制度導入後の業務の流れ

本節では、「ア 番号制度導入における影響の全体像」を踏まえ、後期高齢者医療制度の事務に与える影響について記載する。

番号制度導入によって、各種申請・届出書等の書類に個人番号を記載することや、市町村に 提出する書類へ個人番号が記載されるようになり、その場合、市町村等においてはそれらの処 理業務等で個人番号を利用することになる。

### (7) 番号制度導入後の保険料の減免に関する業務の流れ

後期高齢者医療制度における、保険料の減免申請に関する賦課業務について、業務フローの例を示す。

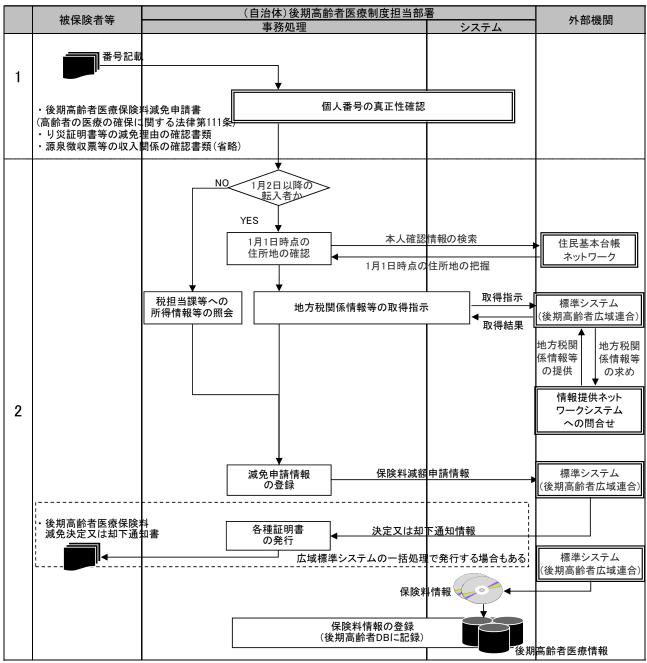


図 4-5-1 保険料減免等

表 4-5-2 保険料減免等

項番	項目	内容	影響
1	被保険者等からの保険料減免に関する申請	・ 市町村に提出する書類へ個人 番号を記載する。 ・ 社会保障に係る手続きに関 し、住民に個人番号の提供を 求める。	・減免申請書には、個人番号の記載欄を設ける。 ・被保険者は、震災、風水害、火災等の特別の事情のため、後期高齢者医療制度の保険料減免を受けようとする場合は、減免申請書に必要な書類を添えて、市町村に対し保険料の減免申請を行う。 ・被保険者等から申請書を受け取ったら、個人番号の調査及び真正性の確認を行う。
2	賦課決定	・後期高齢者広域連合は、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求めを行うことができる。	・制度加入者の世帯の所得及び住民税の 課税状況を確認するため、それらの者が 1月1日時点の住民でない場合は、情報 提供ネットワークシステムを通じて、地 方税関係確認できる場合は、各担当課に 情報照会を行う。 ・自庁内で確認できる場合は、各担当課に 情報用会を行う。 ・減免コテム「標準システム」)の 口端末を操作して申請情報の登録を行う。 ・また、被保険者等の所得情報は、標準する。 ・また、被保険者等の所得情報は、標準する の所得情報は、標準等 インターフェ域末で入力市町村から後期高 齢者医療広域連合で、被保険者の 所得及び減速合に通知する。 ・後期高が減免申請、均等割とあわせて賦 額を決定する。 ・後期高齢者医療広域連合から市町村に 通知されるに通知されるに通知されるに 通知されるに 通知されるに 通知されるに の情報を の所得割 額を決定する。 ・後期高齢者を の情報を の情報を の所得割 のののので、 の所得割 のののので、 の所得割 のののののので、 の所得割 ののののののののののののので、 のののののののののののののののののののののの

## (イ) 番号制度導入後の被保険者異動に関する業務の流れ

住民からの住民基本台帳に関する転入、転出、世帯変更の届出は、後期高齢者医療制度の被保険者の資格取得、喪失等に関する届出とみなされる。後期高齢者医療制度の被保険者について、住基システムの住民票関係情報及び住登外者の異動情報を基に、後期高齢者医療広域連合へ連絡する業務フローの例を示す。

後期高齢者医療広域連合間で、医療保険給付関係情報の情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携が行われる(別表第二 **80**)ため、負担区分証明書(紙)の添付は省略されることが想定される。

また、都道府県を跨る転入者の事務のため、後期高齢者医療広域連合から転出元市町村に対し、情報提供ネットワークシステムを通じた住民票関係情報の情報連携が行われる(別表第二 80)ため、現行の市町村における住所地特例者を標準システム窓口端末に登録する作業も省略されることが想定される。

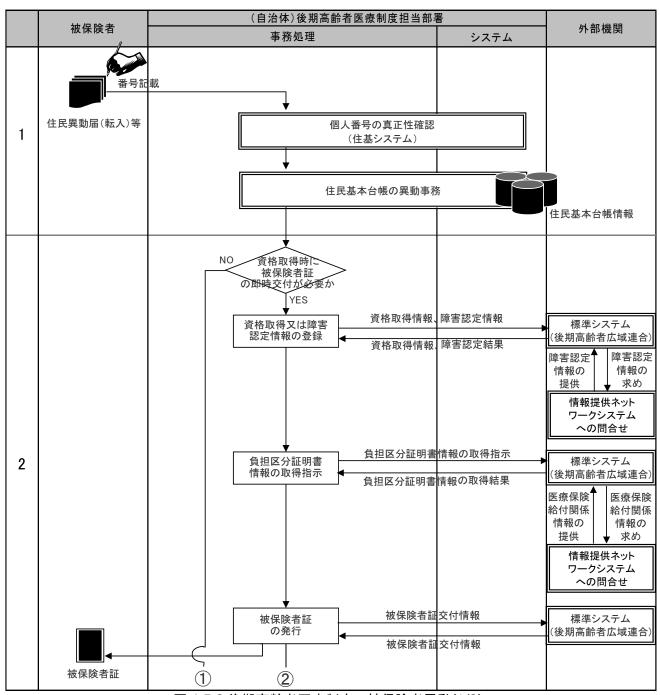


図 4-5-2 後期高齢者医療制度の被保険者異動(1/2)

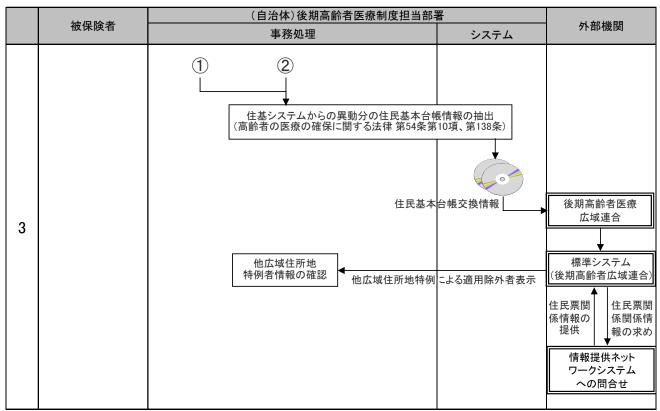


図 4-5-2 後期高齢者医療制度の被保険者異動(2/2)

表 4-5-3 後期高齢者医療制度の被保険者異動(1/2)

項番	項目	内容	影響
1	被保険者等からの異 動(資格取得等)に関 する届出	<ul><li>・市町村に提出する届出書等に個人番号を記載する。</li><li>・届出書等の受理に際し、住民に個人番号の提供を求める。</li></ul>	・被保険者の異動(資格取得等)に関する届出書に個人番号の記載欄を設ける。 ・住民からの住民基本台帳に関する転入の届出は、同一の事由に基づく後期高齢者医療制度の被保険者の異動(資格取得等)の届出があったものとみなされる。 ・被保険者等からの異動(資格取得等)に関する届出書等を受け取ったら、個人番号の調査及び真正性の確認を行う。
2	被保険者等からの届 出に基づく情報の登 録と被保険者証の発 行		・後期高齢者医療制度の被保険者の異動 (資格取得等)の際、被保険者証が即時に 必要な場合は、標準システムの窓口端末 に届出書情報を入力し、資格取得又は障 害認定結果情報の取得を行うとともに、 負担区分証明書の取得指示を行い、被保 険者証交付情報を取得する。 市町村から負担区分証明書の取得指示 があった場合、後期高齢者医療広域連合 (標準システム)が医療保険給付関係情 報を情報提供ネットワークシステムに 照会する。 ・被保険者証の交付を行う。

<sup>(</sup>注) 住所の異動に伴う資格の取得、喪失などについては、住民基本台帳法に基づく転出入の届出がなされた場合に、 各法に基づく資格の取得、喪失に係る届出がなされたものとみなされ、市町村窓口においては窓口間の連携によ る手続の簡素化(ワンストップ化)が図られているところである。

# 表 4-5-3 後期高齢者医療制度の被保険者異動(2/2)

項番	項目	内容	影響
<b>以</b> 留	垻目	内谷	<b>影</b> 響
3	住基システムからの 異動分の住民基本台 帳情報の抽出と交後 情報ファイルの後期 高齢者医療広域連合 への送付		・住基システム等から指定期間内に異動した住民票データを抽出し、後期高齢者 医療広域連合に送付する住民基本台帳 交換情報ファイルを作成する。 ・住所地特例による適用除外者の登録については、後期高齢者医療広域連合(標準システム)が情報提供ネットワークシステムに照会する。 ・他広域住所地特例による適用除外者の住民票関係情報については、標準システムで表示させ、確認することができる。

### (ウ) 番号制度導入後の基準収入額適用に関する業務の流れ

被保険者からの後期高齢者医療制度の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再 判定し被保険者証を発行するまでの業務についての業務フローの例を示す。

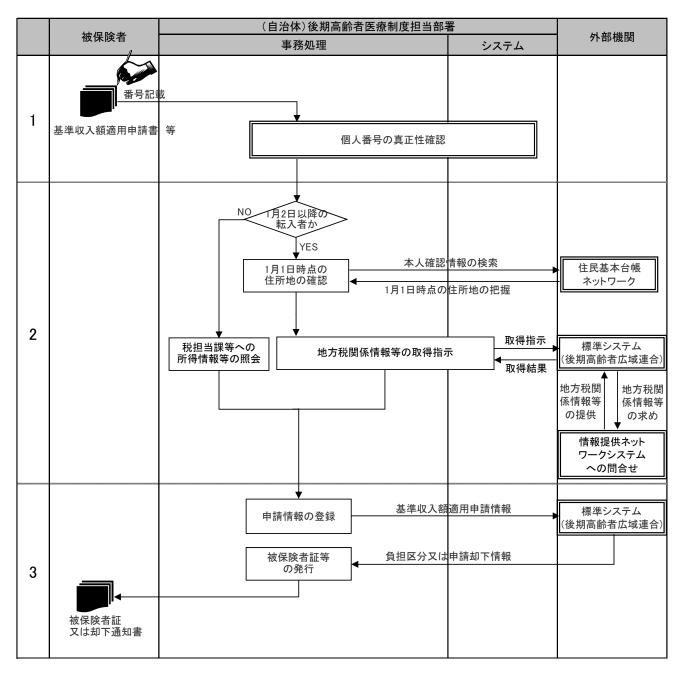


図 4-5-3 基準収入額適用

## 表 4-5-4 基準収入額適用

衣 4-3-4 基準収入額適用				
項番	項目	内容	影響	
1	被保険者からの基準 収入額適用に関する 申請	・ 市町村に提出する申請書等に 個人番号を記載する。 ・ 申請書等の受理に際し、住民 に個人番号の提供を求める。	<ul><li>・基準収入額適用申請書に個人番号の記載欄を設ける。</li><li>・被保険者等から申請書を受け取ったら、個人番号の調査及び真正性の確認を行う。</li></ul>	
2	所得情報及び収入情報等の確認		・被保険者及び当該世帯構成員の70歳以上75歳未満の者の所得及び収入額を確認するため、それらの者が1月1日時点の自市町村の住民でない場合は、後期高齢者医療広域連合(標準システム)が地方税関係情報等を情報提供ネットワークシステムに照会する。市町村は、標準システム窓口端末を操作して、情報提供ネットワークシステムを通じた地方税関係情報等の取得指示を行う。	
3	基準収入額の適用		<ul> <li>・基準収入額適用申請に関し、標準システム窓口端末を操作して申請情報の登録を行う。</li> <li>・後期高齢者医療広域連合で基準収入額適用の可否を判断し、一部負担金割合の判定を行う。</li> <li>・新たな一部負担金割合が記載された被保険者証の交付を行う。</li> </ul>	

### (I) 番号制度導入後の一部負担金減額申請等に関する業務の流れ

被保険者からの後期高齢者医療制度における、一部負担金減額申請等に関する申請業務について、業務フローの例を示す。

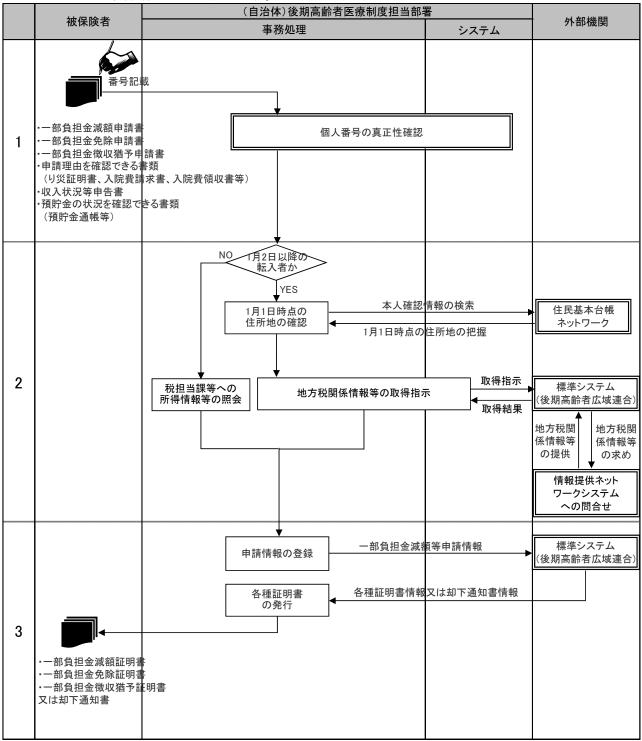


図 4-5-4 一部負担金減額申請等

表 4-5-5 一部負担金減額申請等

衣 T-5-5 的 负担 亚 / 版 做 中 胡 守					
項番	項目	内容	影響		
1	被保険者からの一部負担金減額等に関する申請	・ 市町村に提出する申請書等に 個人番号を記載する。 ・ 申請書等の受理に際し、住民 に個人番号の提供を求める。	<ul><li>・一部負担金減額申請書、一部負担金免除申請書、一部負担金徴収猶予申請書等に個人番号の記載欄を設ける。</li><li>・被保険者から申請書を受け取ったら、個人番号の調査及び真正性の確認を行う。</li></ul>		
2	所得情報及び収入情報等の確認		・被保険者及び当該世帯構成員の70歳以上75歳未満の者の所得及び収入額を確認するため、それらの者が1月1日時点の自市町村の住民でない場合は、後期高齢者医療広域連合(標準システム)が地方税関係情報等を情報提供ネットワークシステムに照会するので、市町村は、標準システム窓口端末を操作して、情報提供ネットワークシステムを通じた地方税関係情報等の取得指示を行う。		
3	一部負担金減額等の 適用		<ul> <li>標準システム窓口端末を操作して、一部 負担金減額等の申請情報の登録を行う。</li> <li>後期高齢者医療広域連合で各申請に対 する認定の可否を判断し、一部負担金割 合、自己負担限度額等の判定を行う。</li> <li>新たな一部負担金割合が記載された被 保険者証、一部負担金減額証明書、一部 負担金免除証明書、一部負担金徴収猶予 証明書等又は却下通知書の交付を行う。</li> </ul>		

### (オ) 番号制度導入後の限度額適用、標準負担額減額認定に関する業務の流れ

被保険者からの後期高齢者医療制度における、限度額適用・標準負担額減額認定に関する申請業務について、業務フローの例を示す。

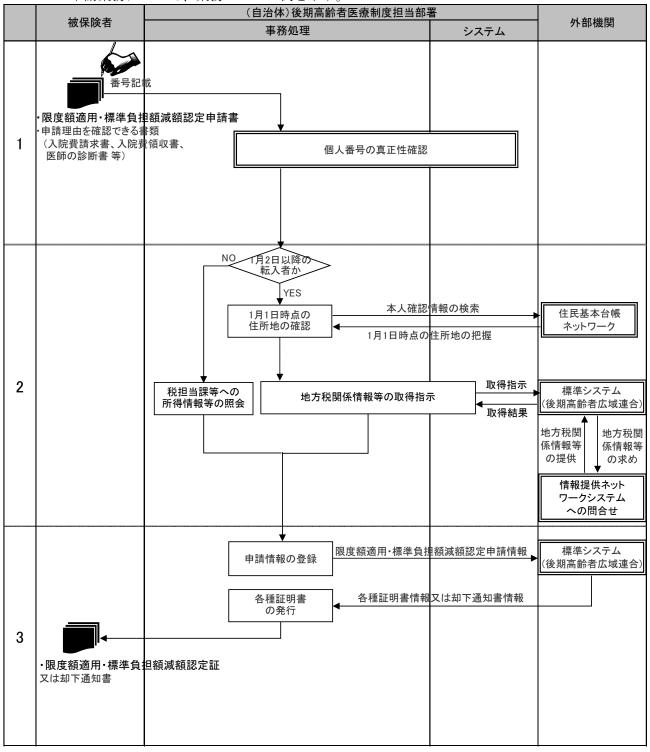


図 4-5-5 限度額適用・標準負担額減額認定等

表 4-5-6 限度額適用•標準負担額減額認定等

及 T-D-D 胶皮链遮用 保牛貝拉链燃链配足等					
項番	項目	内容	影響		
1	被保険者からの限度 額適用・標準負担額減 額認定に関する申請	・ 市町村に提出する申請書等に 個人番号を記載する。 ・ 申請書等の受理に際し、住民 に個人番号の提供を求める。	・限度額適用・標準負担額減額認定申請書等に個人番号の記載欄を設ける。 ・被保険者から申請書を受け取ったら、個人番号の調査及び真正性の確認を行う。		
2	所得情報及び収入情報等の確認		・被保険者及び当該世帯構成員の70歳以上75歳未満の者の所得及び収入額を確認するため、それらの者が1月1日時点の自市町村の住民でない場合は、後期高齢者医療広域連合(標準システム)が地方税関係情報等を情報提供ネットワークシステムに照会するので、市町村は、標準システム窓口端末を操作して、情報提供ネットワークシステムを通じた地方税関係情報等の取得指示を行う。		
3	限度額適用・標準負担 額減額の認定		<ul> <li>標準システム窓口端末を操作して、限度額適用・標準負担額減額認定の申請情報の登録を行う。</li> <li>後期高齢者医療広域連合で限度額適用・標準負担額減額認定の可否を判断し、自己負担限度額、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額等の判定を行う。</li> <li>・限度額適用・標準負担額減額認定証又は却下通知書の交付を行う。</li> </ul>		

### ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 4-5-8」に示す。

表 4-5-8 方向性及び留意事項における区分一覧

区分	区分が示す意味
0	番号制度上対応が必須
•	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度に伴い必要となる後期高齢者医療制度システムの主要機能要件を示す。

表 4-5-9 後期高齢者医療制度システムにおける主要機能要件

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、 個人番号を追加す る。	後期高齢者 医療データ ベースへの 個人番号を 追加	宛名管理システムを参照していない後期高齢者医療システムでは、被保険者資格管理等のために用いるデータベースに、被保険者等の個人番号を追加する。	•
2		個人番号による検 索等機能の追加	検索キーに 個人番号を 追加	個人番号による検索を可能にする。 個人番号が変更等された場合に変更前の個人番号 を把握できるように考慮する。	0
3	表示機能	保険料決定及び徴収等の管理に用いる画面に個人番号を追加する。	画面表示項 目に個人番 号を追加	被保険者等の個人番号を画面に追加する。	0
4		保険料決定及び徴収等に用いる帳票に個人番号記載欄 を追加する。	届出書等へ の個人番号 記載欄の追 加	個人番号を各種届出書の帳票に追加する。	0

<sup>(</sup>注)後期高齢者医療制度の運営主体は後期高齢者医療広域連合である。これに伴い、後期高齢者医療関係で情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行う主体は後期高齢者医療広域連合とされているところである(番号法案別表第二 80、81)。

### (6) 障害者福祉システム

#### ア 番号制度導入における影響の全体像

障害者に関する全国制度の手当(国手当)としては、障害者に対する特別障害者手当、障害 児福祉手当、経過的福祉手当、障害者の養育者に対する特別児童扶養手当、児童扶養手当(注1) が存在する。

これらの手当の認定に際しては、受給資格者や配偶者、扶養義務者の所得に応じた制限や、他の手当制度、障害年金制度の給付と重複して受給できないなどの制限(併給調整)がある。 番号制度導入により、これらの認定要件の確認について、情報提供ネットワークシステムを利用することが想定され、その場合、住民は認定の判断に要する所得証明書等の添付書類の一部の省略が可能となる。

また、障害者が保有する障害者手帳には「手帳番号」(注2)があるが、地方公共団体の申請処理においては、この番号は個人特定にあまり利用されていない現状がある。

制度導入後、申請・届出書に個人番号の記載欄が設けられ、申請処理における個人特定に個人番号が利用されることも想定される。

なお、現行の障害者手帳の交付に係る進達については変更が見込まれていないが、情報提供ネットワークシステムを通じた障害者関係情報として、障害者手帳相当の情報の照会に応じるために、主に都道府県(又は指定都市)は同情報のデータを中間サーバーに格納する必要がある。

また、現行、障害者の転入時は、転入市町村からの依頼により、転出元市町村から台帳等一式(紙)が転入市町村に郵送される取扱いについても、変更が見込まれていないところである。

- (注1) 児童扶養手当、特別児童扶養手当については、「(8) 児童扶養手当システム」及び「(9) 特別児童扶養手 当システム」を参照。
- (注2) なお、都道府県及び指定都市を跨る転入時は、療育手帳とその「手帳番号」は再取得されるが、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳とその「手帳番号」は転入先の市町村に提出することで転入(住所変更)扱いとして、継続利用される。

表 4-6-1 障害者福祉に関する手当対象となりえる者

項番	手当	及 〒 0 1	影響
1	特別障害	著しく重度障害のある 20 歳以上の者で、日常生	・ 認定請求書等に個人番号を記載する。
	者手当	活に常時介護を必要とし、次の条件をすべて充	・ 認定請求時の書類に個人番号が補筆
		たしている者	されるものがあった場合、個人番号と
		・ 福祉施設などに入所していない	基本4情報で認定請求書と照合する。
		・病院、診療所に継続して3か月を超えて入院	<ul><li>認定請求時の要件確認に関する添付</li></ul>
		していない	書類(身体障害者手帳、他の福祉手当
		・障害の程度が次のいずれかに該当する	制度の証書、障害年金証書、所得証明
		ア 国民年金 (障害) 1 級相当 (身体障害者手	書等)の一部は、情報提供ネットワー
		帳 2 級以上程度) で、それらが重複して	クシステムで取得することにより、認
		いるか、それと同程度の疾病がある場合	定請求者は添付書類の一部の省略が
		イ 精神障害、知的障害であり常時介護が必要	可能になる。
		な場合	・なお、診断書等については、「医療分
		・ 本人又は扶養義務者の所得が一定の額を超	野等の特に機微性の高い医療情報」
	P - 10 - 10	えていない	(社会保障・税番号大綱)に該当し、
2	障害児福	重度障害のある 20 歳未満の者で、日常生活に常	情報提供ネットワークシステムでは
	祉手当	時介護を必要とし、次の条件をすべて充たして	情報の取得が不可能なため、引き続き
		いる者	書類での添付を行う必要がある。
		・ 福祉施設などに入所していない ・ 当該者が障害を理由とする公的年金を受けて	
		・ ヨ該有が障害を理由とする公的年金を受けて いない	
		- いない - ・障害の程度が次のいずれかに該当する	
		ア 身体障害者手帳1級又は2級の一部を所	
		持しているか、それと同程度の疾病があ	
		る場合	
		イ 精神障害があり、アと同程度以上と認め	
		られる場合	
		・本人又は扶養義務者の所得が一定の額を超え	
		ていない	
3	経過的福	昭和61年4月の障害基礎年金の開始時に、それ	
	祉手当	まで福祉手当が支給されていた 20 歳以上の者	
		で、次の条件をすべて充たしている者	
		・ 福祉施設などに入所していない	
		・ 障害基礎年金及び特別障害者手当のいずれも	
		受給していない者	

(注) 経過的福祉手当については、新規認定請求は発生しない。

### イ 番号制度導入後の業務の流れ

本節では、「ア 番号制度導入における影響の全体像」を踏まえ、障害者福祉関係の主な事務に与える影響について記載する。

番号制度導入後、申請・届出書に個人番号記載欄が設けられ、地方公共団体等に提出する書類に個人番号が記載されれば、地方公共団体においては申請処理業務等で個人番号を利用して個人特定を行う。

具体的には、新規申請、現況確認及び転入での認定継続で提出する申請・届出書の記入において、個人番号が記載される。

(注) ここでは都道府県及び市町村(指定都市及び中核市を除く)が行う障害者福祉の認定や実施の業務フローを記載している。

業務の実施主体については、「3 (2) ヒアリング調査結果のご紹介(市町村)(オ)障害者福祉システム」及び「3 (2) ヒアリング調査結果のご紹介(都道府県)(イ)障害者福祉システム」を参照されたい。

### (7) 番号制度導入後の障害者手帳申請に関する業務の流れ

手帳交付業務の一例として、身体障害者手帳の交付を行う場合の業務フローを示す。

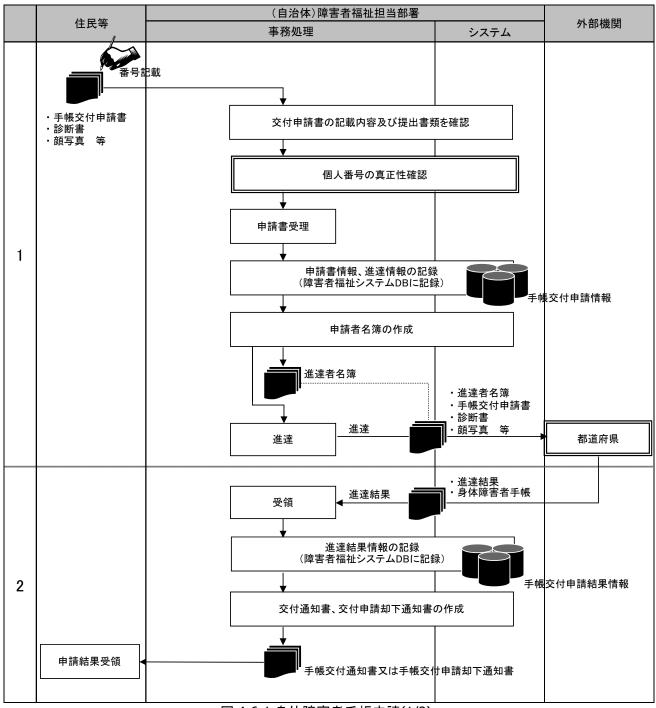


図 4-6-1 身体障害者手帳申請(1/2)

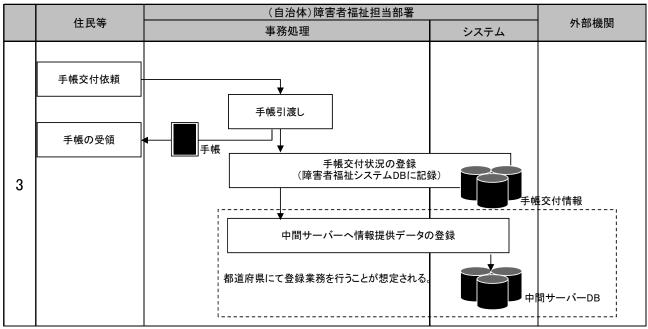


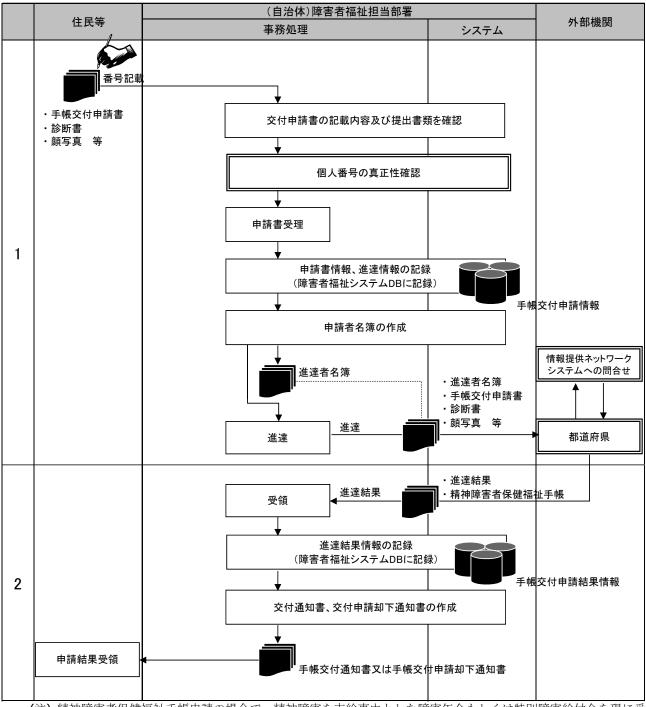
図 4-6-1 身体障害者手帳申請(2/2)

#### 表 4-6-2 身体障害者手帳申請

衣 4-0-2 身体障告有于喉中崩				
項番	項目	内容	影響	
1	手帳交付申請	<ul><li>・地方公共団体に提出する申請書等に個人番号を記載する。</li><li>・申請書等の受理に際し、住民に個人番号の提供を求める。</li></ul>	・身体障害者手帳の交付申請書等に個人番号の記載欄を設ける。 ・申請書を受け取ったら、個人番号の調査及び真正性の確認を宛名管理システム又は住基ネットを利用して行う。 ・申請書情報及び進達情報を、障害者福祉データベースに記録する。 ・申請書及び診断書等の必要な書類をまとめ、進達者名簿を添えて都道府県に手帳交付申請に関する進達を行う。	
2	進達結果受領		<ul><li>・都道府県より進達結果及び身体障害者 手帳を受領する。</li><li>・進達結果情報を、障害者福祉データベー スに記録する。</li><li>・身体障害者手帳交付通知書又は申請却 下通知書を作成し、申請者に送付する。</li></ul>	
3	手帳交付	・地方公共団体は、情報提供 ネットワークシステムを使用 して特定個人情報の提供の求 めを行うことができる。	・身体障害者手帳交付通知書を受領した 申請者から手帳の交付依頼があったら、 都道府県から送付された身体障害者手 帳を交付する。 ・引渡日等の手帳交付情報を障害者福祉 データベースに記録する。 ・情報提供ネットワークシステムを通じ た情報照会に対応できるよう、都道府県 は身体障害者手帳交付情報の情報提供 データを中間サーバーに格納する。	

### (イ)番号制度導入後の精神障害者保健福祉手帳申請に関する業務の流れ

市町村(指定都市を除く)が行う手帳交付業務の例として、精神障害者保健福祉手帳の交付を行う場合の業務フローを示す。



(注) 精神障害者保健福祉手帳申請の場合で、精神障害を支給事由とした障害年金もしくは特別障害給付金を現に受給していることによって申請を行う場合は、情報提供ネットワークシステムを活用することにより、年金証書等の添付は省略が可能になることが想定される。

図 4-6-2 精神障害者保健福祉手帳申請(1/2)

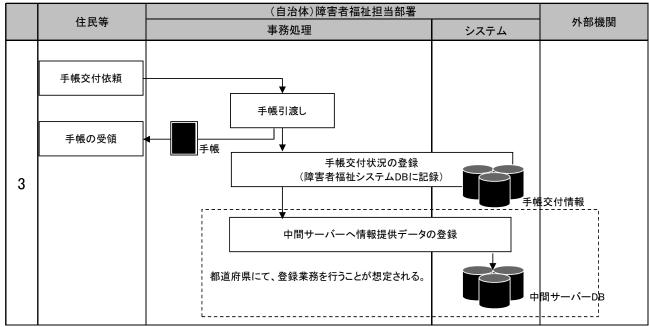


図 4-6-2 精神障害者保健福祉手帳申請(2/2)

表 4-6-3 精神障害者保健福祉手帳申請

項番	項目	衣 1-0-3 相种障害有体健価位· 内容	影響
1	手帳交付申請	<ul> <li>・地方公共団体に提出する申請書等に個人番号を記載する。</li> <li>・申請書等の受理に際し、住民に個人番号の提供を求める。</li> </ul>	<ul> <li>精神障害者保健福祉手帳の交付申請書等に個人番号の記載欄を設ける。</li> <li>申請書を受け取ったら、個人番号の調査及び真正性の確認を宛名管理システム又は住基ネットを利用して行う。</li> <li>申請書情報及び進達情報を、障害者福祉データベースに記録する。</li> <li>申請書及び診断書等の必要な書類をまとめ、進達者名簿を添えて都道府県に精神障害者保健福祉手帳の交付申請に関する進達を行う。</li> <li>診断書によらない精神障害者保健福祉手帳申請の場合は、都道府県が精神障害の確認を行うために、障害年金等の受給状況について(日本年金機構等に対して)情報提供ネットワークシステムを通じた年金給付関係情報の照会を行う。</li> </ul>
2	進達結果受領		<ul><li>・都道府県より進達結果及び精神障害者保健福祉手帳を受領する。</li><li>・進達結果情報を、障害者福祉データベースに記録する。</li><li>・精神障害者保健福祉手帳交付の場合は交付通知書、却下の場合は申請却下通知書を作成し、申請者に送付する。</li></ul>
3	手帳交付	・地方公共団体は、情報提供 ネットワークシステムを使用 して特定個人情報の提供の求 めを行うことができる。	<ul> <li>精神障害者保健福祉手帳の交付通知書を受領した申請者から手帳の交付依頼があったら、都道府県から送付された各精神障害者保健福祉手帳を交付する。</li> <li>引渡日等の精神障害者保健福祉手帳の交付情報を障害者福祉データベースに記録する。</li> <li>情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会に対応できるよう、都道府県は、精神障害者保健福祉手帳の交付情報の情報提供データを中間サーバーに格納する。</li> </ul>

### (ウ) 番号制度導入後の手当申請に関する業務の流れ

特別障害者手当、障害児福祉手当等の認定請求を行う場合の業務フローを示す。

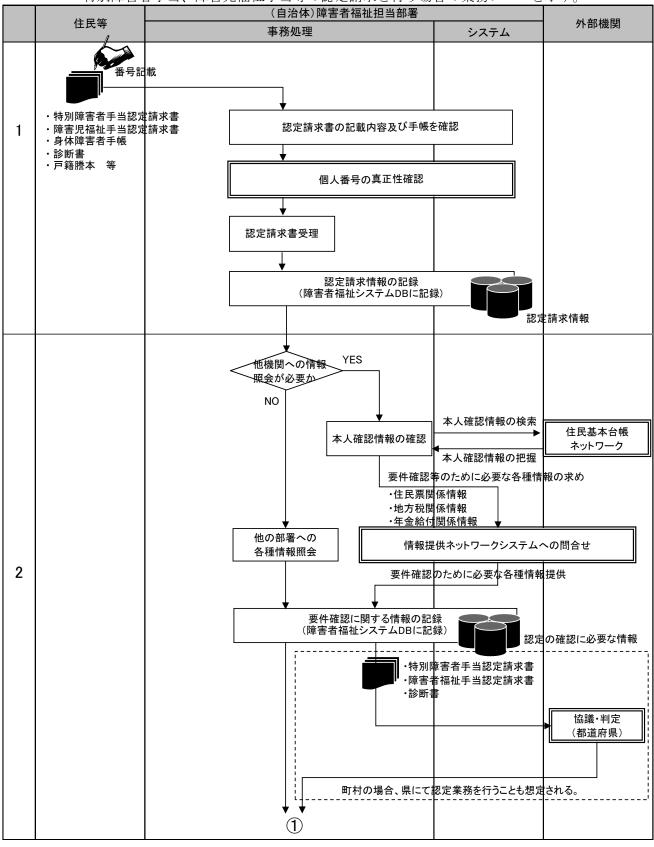


図 4-6-3 特別障害者手当等に関する認定請求(1/2)

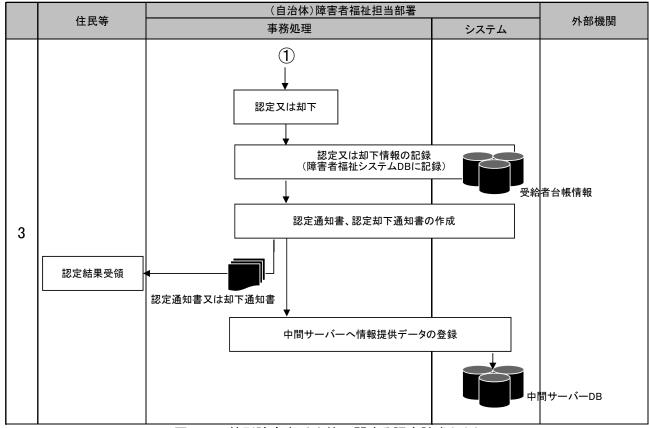


図 4-6-3 特別障害者手当等に関する認定請求(2/2)

表 4-6-4 特別障害者手当等に関する認定請求

項番	項目	内容	影響
1	認定請求	<ul><li>・地方公共団体に提出する申請書等に個人番号を記載する。</li><li>・申請書等の受理に際し、住民に個人番号の提供を求める。</li></ul>	<ul><li>特別障害者手当の認定請求書等に個人番号の記載欄を設ける。</li><li>請求書を受け取ったら、個人番号の調査及び真正性の確認を宛名管理システム又は住基ネットで行う。</li><li>認定請求に関する情報を障害者福祉データベースに記録する。</li></ul>
2	認定審査	・地方公共団体は、情報提供 ネットワークシステムを使用 して特定個人情報の提供の求 めを行うことができる。	・障害者の世帯員や養育者の認定要件の確認のために、他機関への情報照会が必要な場合、障害者の世帯員や養育者について、情報提供ネットワークシステムを通じた地方税関係情報等の照会がなされる。(年金給付関係情報は、日本年金機構等に対して)・手当の認定で、障害者の世帯員や養育者の間の続柄を確認するため、他機関への情報照会が行われる。・併給調整のため、国民年金法に基づく障害基礎年金、特別障害給付金、厚生年金保険法に基づく障害年金などの支給状況を確認するため、年金給付関係情報の照会が行われる。(年金給付関係情報の照会が行われる。(年金給付関係情報の照会が行われる。(年金給付関係情報の照会が行われる。(年金給付関係情報の照会が行われる。(年金給付関係情報は、日本年金機構等に対して)・取得した要件確認のために必要な情報について、障害者福祉データベースに記録する。
3	認定通知		<ul> <li>・認定結果情報を、障害者福祉データベースに記録する。</li> <li>・認定通知書又は認定却下通知書を作成し、認定請求者に送付する。</li> <li>・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会に対応できるよう、特別障害者手当等に関する認定情報等の情報提供データを中間サーバーに格納する。</li> </ul>

# (エ)番号制度導入後の転出入に伴う受給者台帳の移管に関する業務の流れ

特別障害者手当、障害児福祉手当等の受給者台帳の移管を行う場合の業務フローを示す。

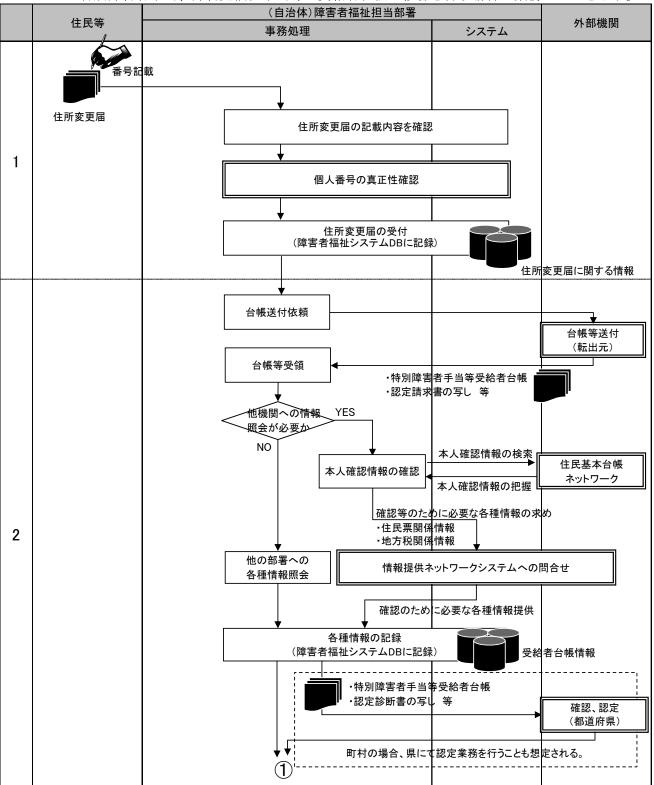


図 4-6-4 特別障害者手当等に関する受給者台帳の移管(1/2)

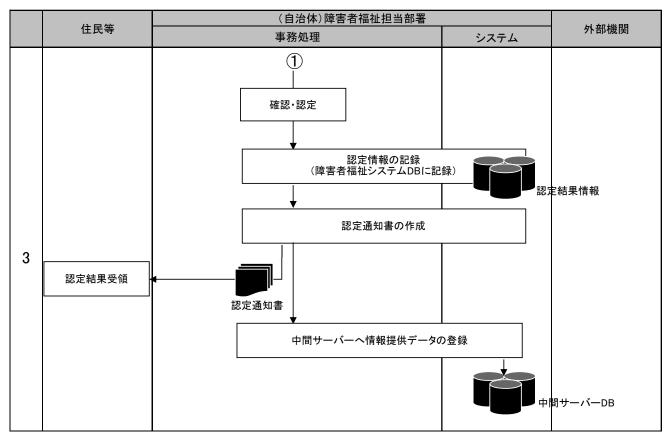


図 4-6-4 特別障害者手当等に関する受給者台帳の移管(2/2)

表 4-6-5 特別障害者手当等に関する受給者台帳の移管

項番	項目	内容	影響
1	住所変更届	<ul><li>・地方公共団体に提出する届出</li></ul>	・ 特別障害者手当の住所変更に関する届
1	1 住所変更油	· O/V E// · IIII · · · · · · · · · · · · · · ·	TO A
		書等に個人番号を記載する。	出書等に個人番号の記載欄を設ける。
		・届出書等の受理に際し、住民	・ 届出書を受け取ったら、個人番号の調査
		に個人番号の提供を求める。	及び真正性の確認を宛名管理システム
			又は住基ネットを利用して行う。
			・ 住所変更届出に関する情報を障害者福
			祉データベースに記録する。
2	受給者台帳移管	・地方公共団体は、情報提供	・本人確認情報を確認する。必要に応じ
		ネットワークシステムを使用	て、担当課への照会を実施する。
		して特定個人情報の提供の求	・ 転入時は、転入市町村からの依頼によ
		めを行うことができる。	り、転出元市町村から台帳等一式(紙)
			が転入市町村に郵送される。
			・移管受後、他機関への情報照会が必要な
			場合は、情報提供ネットワークシステム
			を通じて、地方税関係情報等の照会を行
			5.
			・ 転出元市町村から得た受給者台帳情報
			等から必要な情報を隨害者福祉データ
			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	和力泽加		ベースに記録する。
3	認定通知		・認定結果情報を、障害者福祉データベー
			スに記録する。
			・情報提供ネットワークシステムを通じ
			た情報照会に対応できるよう、特別障害
			者手当等に関する認定情報等の情報提
			供データを中間サーバーに格納する。

# (オ)番号制度導入後の障害福祉サービスに関する申請業務の流れ

障害者自立支援法による障害福祉サービスの申請を行う場合の業務フローを示す。

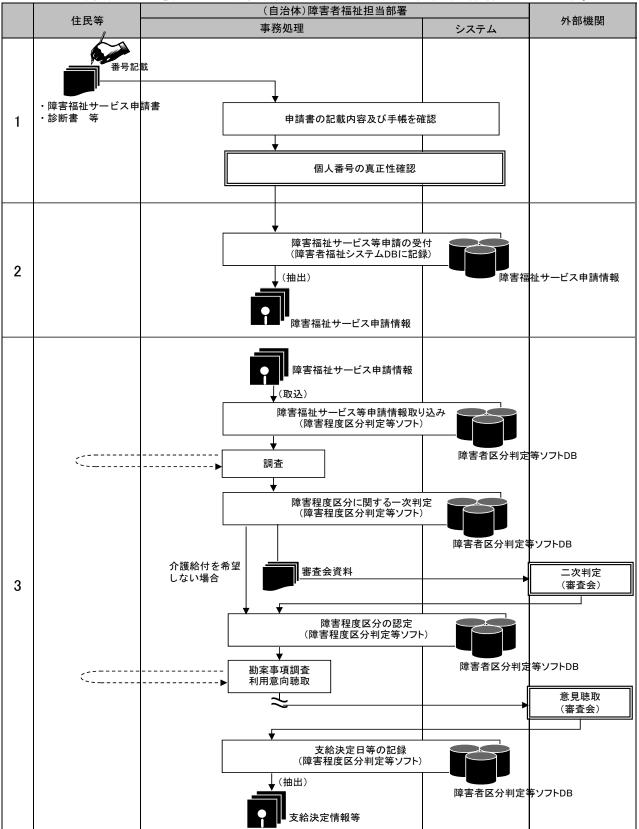


図 4-6-5 障害福祉サービス申請(1/2)

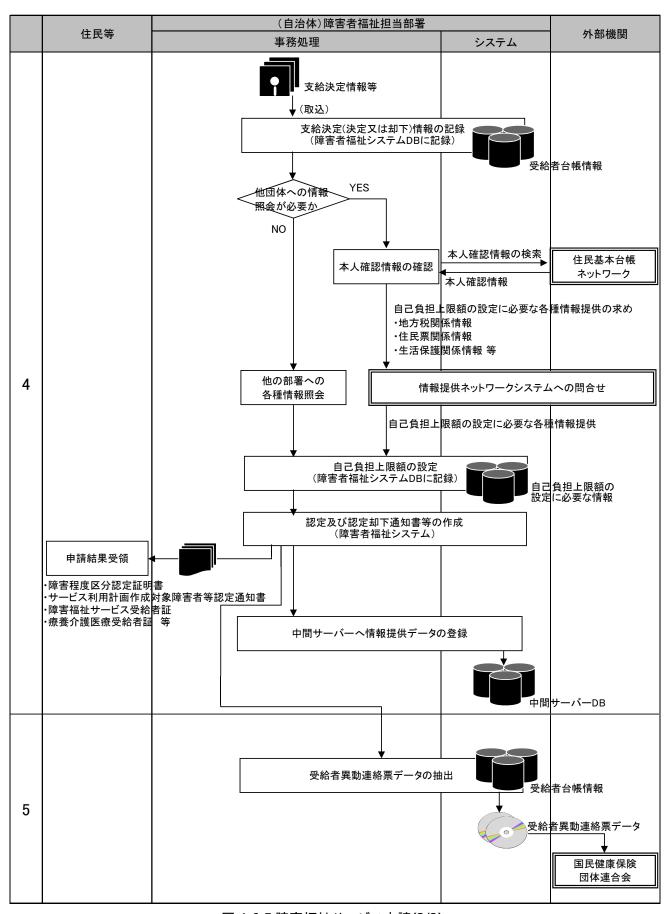


図 4-6-5 障害福祉サービス申請(2/2)

# 表 4-6-6 障害福祉サービス申請(1/2)

		衣 4-0-0 障害憧憧り一に入中	
項番	項目	内容	影響
1	サービス申請	<ul><li>・地方公共団体に提出する申請書等に個人番号を記載する。</li><li>・申請書等の受理に際し、住民に個人番号の提供を求める。</li></ul>	・障害福祉サービス申請書(介護給付、訓練等給付)に個人番号の記載欄を設ける。 ・申請書を受け取ったら、個人番号の調査及び真正性の確認を行う。
2	サービス申請受付		<ul><li>・障害福祉サービスに関する申請情報を 障害者福祉データベースに記録する。</li><li>・障害程度区分判定等ソフトに引き渡す ための申請情報データを抽出する。</li></ul>
3	支給決定		・認定調査員が、現在の生活や障害の状況について言語を育り。 ・調査行う。 ・調査結果を障害程度区分半定等ソフトへ入力にできて行う。 ・障害程度区分について審査会資料(一次判定結果資料)を作成する。 ・申請者が介護給付を希望する場合は、審査会でする。 ・申請者が介護給付を希望するとと、審査会でする。 ・申請者が介護と医の分を申請者に通知するととをもに、当時では、定する。 ・障害程度区分を申請者に通知するとともに、当時では、市政の大力を申請を表現である。 ・障害程度区分を申請者に通知するとともに、対策をでする。 ・応じてある。 ・応じて、大力・に支給決定を調査とい、支給決定を行りに支給決定を行りに支給決定を行り、大き調査を、ファートを開いて支給、対力する。 ・障害程度区分判定等ソフトを用いて支給決定情報を入力する。 ・障害程度区分等でのよって表し、大きにである。 ・適になる。 ・適になるの意見を明なる。 ・必必決定を行りに支給決定に支給決定を明なる。

# 表 4-6-6 障害福祉サービス申請(2/2)

			HP (2/2)
項番	項目	内容	影響
4	受給者証等作成	<ul><li>地方公共団体は、情報提供 ネットワークシステムを使用 して特定個人情報の提供の求 めを行うことができる。</li></ul>	<ul> <li>・障害程度区分判定等ソフトで領し、、障害程度区分判定等データ記録する。</li> <li>・申請者の世帯員を設定するの有無を指表ので有が、の有無を指数のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、</li></ul>
5	受給者異動連絡票の 送付		<ul><li>・月次で受給者異動連絡票情報を抽出し、 国民健康保険団体連合会に送付する受 給者異動連絡票ファイルを編集する。</li></ul>

<sup>(</sup>注) ここでは、現行の地方公共団体から国民健康保険団体連合会への情報提供については、現行どおりを想定して 記載しているが、受給者異動連絡票のデータ項目に個人番号が追加される可能性がある。

# (力)番号制度導入後の補装具費支給サービスに関する申請業務の流れ

障害者自立支援法による補装具費支給サービスの申請を行う場合の業務フローを示す。

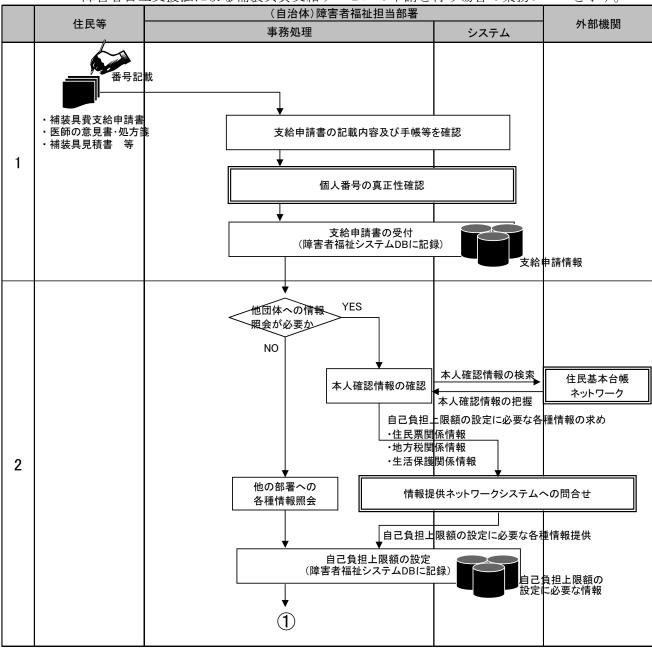


図 4-6-6 補装具費支給サービス申請(1/2)

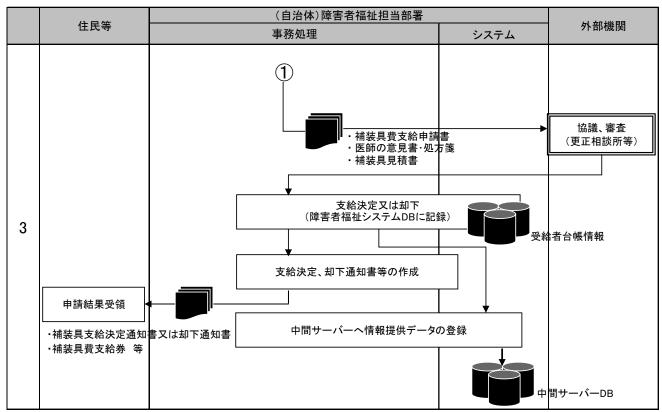


図 4-6-6 補装具費支給サービス申請(2/2)

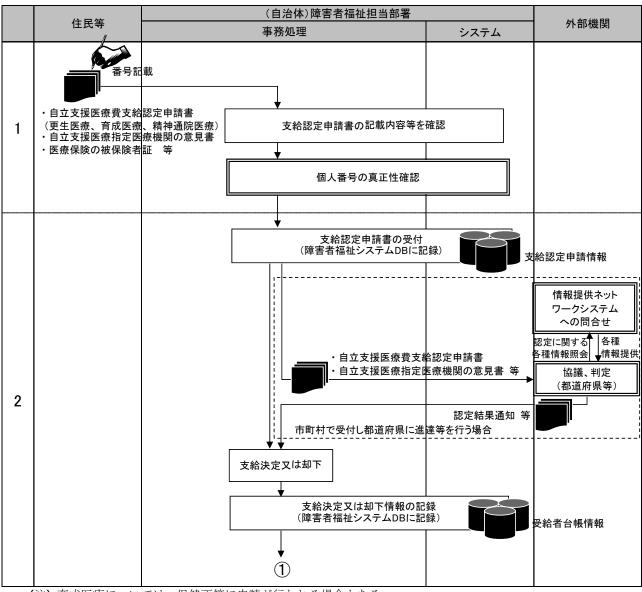
# 表 4-6-7 補装具費支給サービス申請

	<u> </u>		- ヘ甲胡
項番	項目	内容	影響
1	サービス申請	・地方公共団体に提出する申請書等に個人番号を記載する。 ・申請書等の受理に際し、住民に個人番号の提供を求める。	・補装具費支給申請書に個人番号の記載欄を設ける。 ・申請書を受け取ったら、個人番号の調査及び真正性の確認を行う。 ・補装具費支給サービスに関する申請情報を障害者福祉データベースに記録する。
2	サービス申請受付	・地方公共団体は、情報提供 ネットワークシステムを使用 して特定個人情報の提供の求 めを行うことができる。	・申請者の転入の有無を確認し、自己負担 上限額を設定するために、他の機関への 情報照会が必要な場合は、地方税関係情 報、生活保護関係情報及び住民票関係情 報について情報提供ネットワークシス テムに照会を行う。 ・自庁内で確認できる場合は、各担当課に 情報照会を行う。 ・取得した自己負担上限額を設定するた めに必要な各種情報について、障害者福 祉データベースに記録する。
3	支給決定		・補装具費支給申請書、意見書、補装具費 見積書等を更生相談所又は保健所に送 付し判定依頼を行う。 ・更生相談所又は保健所から判定結果を 受領する。 ・判定結果によって、補装具費支給決定通 知書又は却下通知書、補装具費支給券等 を作成し、申請者に送付する。 ・情報提供ネットワークシステムを通じ た情報照会に対応できるよう、補装具支 給決定情報等の情報提供データを中間 サーバーに格納する。

# (キ)番号制度導入後の障害者自立支援医療費支給に関する申請業務の流れ

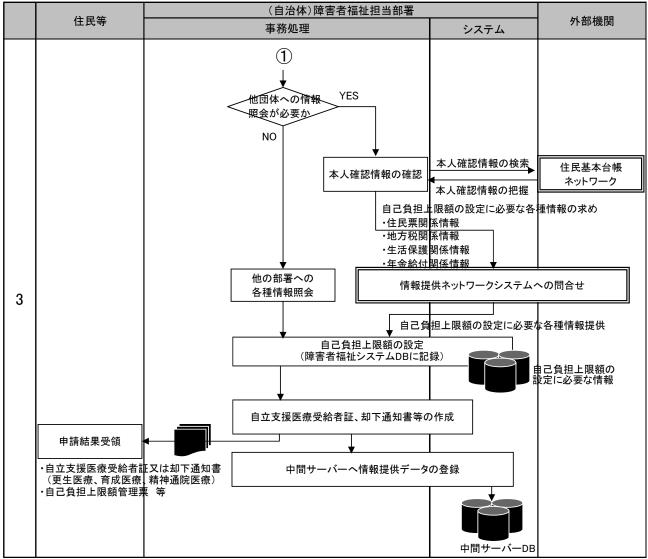
障害者自立支援医療費支給に関する申請を行う場合の業務フローを示す。

(注) 自立支援医療の種別 (更生医療、育成医療、精神通院医療) により実施主体が異なる。 実施主体については「3 (2) ヒアリング調査結果のご紹介 (市町村) (オ) 障害者福祉システム(g)障害 者自立支援医療の支給」及び「3 (2) ヒアリング調査結果のご紹介 (都道府県) (イ) 障害者福祉システム (f) 障害者自立支援医療の支給」を参照されたい。



(注) 育成医療については、保健所等に申請が行われる場合もある。

図 4-6-6 障害者自立支援医療費支給認定に関する申請(1/2)



(注1) 育成医療については、保健所等で申請結果を通知する場合もある。

(注 2) 別表第二では「自立支援給付の支給に関する情報」の情報提供者は市町村とされている。

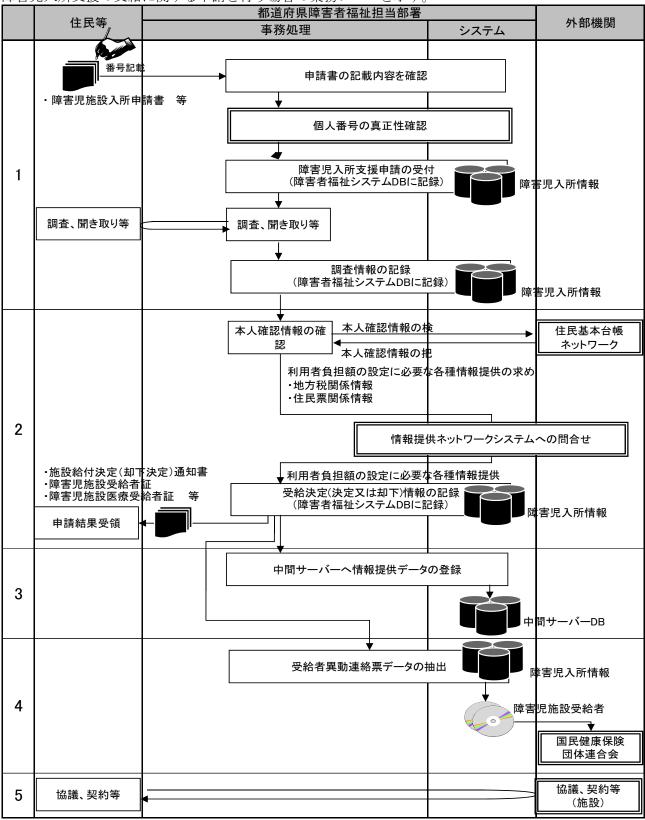
図 4-6-6 障害者自立支援医療費支給認定に関する申請(2/2)

表 4-6-7 障害者自立支援医療費支給認定に関する申請

項番	項目	/	影響
1	医療費支給認定申請	<ul><li>・地方公共団体に提出する申請書等に個人番号を記載する。</li><li>・申請書等の受理に際し、住民に個人番号の提供を求める。</li></ul>	<ul><li>・自立支援医療費支給認定申請書(更生医療、育成医療、精神通院医療)に個人番号の記載欄を設ける。</li><li>・申請書を受け取ったら、個人番号の調査及び真正性の確認を行う。</li></ul>
2	医療費支給認定申請受付		・自立支援医療費支給認定に関する申請情報を障害者福祉データベースに記録する。 ・必要に応じて、自立支援医療費支給認定申請書、意見書等を都道府県(設置機関を含む)に送付し判定依頼等を行い、都道府県(設置機関を含む)から判定結果等を受領する ・判定結果を障害者福祉データベースに記録する。
3	受給者証等作成	・地方公共団体は、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求めを行うことができる。	・申請者及び申請者の世帯員の転入の有無を確認し、機関への情報照会が必要な場合、地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、年金給りの大きで、大きでは、各担当課に情報照会を行う。・転入が無い場合は、各担当課に情報照会を行う。・転入が無い場合は、各担当課に情報照会を行う。・情報提供者といる。・情報提供をでは、各担当課に情報にからのできるを行う。・情報を表する。・自立を援医療受給者証とは、一タベータとのは、では、では、ないのできる。・自己は、ないのできるようなできる。・情報といった。というないのできるようなできる。・情報に、ないのできるようなできるようなに、対応に、ないのできるようなできるというないの方法を表し、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は

### (ク)番号制度導入後の障害児入所支援の支給に関する申請業務の流れ

障害児入所支援の支給に関する申請を行う場合の業務フローを示す。



(注) ここでは、現行の地方公共団体から国民健康保険団体連合会への情報提供については、現行どおりを想定して記載しているが、受給者異動連絡票のデータ項目に個人番号が追加される可能性がある。

図 4-6-7 障害児入所支援に関する申請

表 4-6-8 障害児入所支援に関する申請

項番	項目	衣 4-0-0 障舌児人所又抜に関	影響
1	入所給付申請	<ul><li>・地方公共団体に提出する申請書等に個人番号を記載する。</li><li>・申請書等の受理に際し、住民に個人番号の提供を求める。</li></ul>	<ul> <li>・障害児入所支援に関する申請書に個人番号の記載欄を設ける。</li> <li>・申請書を受け取ったら、個人番号の調査及び真正性の確認を行う。</li> <li>・障害児入所支援に関する申請情報を障害者福祉(障害児入所)データベースに記録する。</li> <li>・障害児又は障害児の保護者と面接等を行い、心身の状況、置かれている環境等について勘案事項の調査を行う。</li> <li>・調査結果を踏まえて、障害者福祉(障害児入所)データベースに記録する。</li> </ul>
2	支給決定	・地方公共団体は、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求めを行うことができる。	・利用者負担額を設定するために、市町村に対して、住民票関係情報及び地方税関係情報について、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う。 ・また、市又は福祉事務所を設置する町村等に対し、生活保護関係情報について、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う。 ・取得した利用者負担額を設定するために必要な各種情報について、障害者福祉(障害児入所)データベースに記録する。 ・入所給付決定(却下決定)を行い、障害者福祉(障害児入所)データベースに記録する。 ・入所給付決定(却下決定)通知書、障害規が設受給者証(障害児施設医療受給者証)等を作成し、申請者に送付する。
3	提供情報の格納		・情報提供ネットワークシステムを通じ た情報照会に対応できるよう、障害児入 所支援に関する情報提供データを中間 サーバーに格納する。
4	受給者異動連絡票の 送付		<ul><li>月次で障害児施設受給者異動連絡票情報を抽出し、国民健康保険団体連合会に送付する障害児施設受給者異動連絡票ファイルを編集する。</li></ul>
5	協議、契約		・ 受給者は、受給者証を施設に提示し、施設から利用するサービスの内容や料金等の説明を受ける。 ・ 受給者と施設の双方で合意し、書面で契約を締結する。

# (ケ)番号制度導入後の障害児通所支援の支給に関する申請業務の流れ

障害児通所支援の支給に関する申請を行う場合の業務フローを示す。

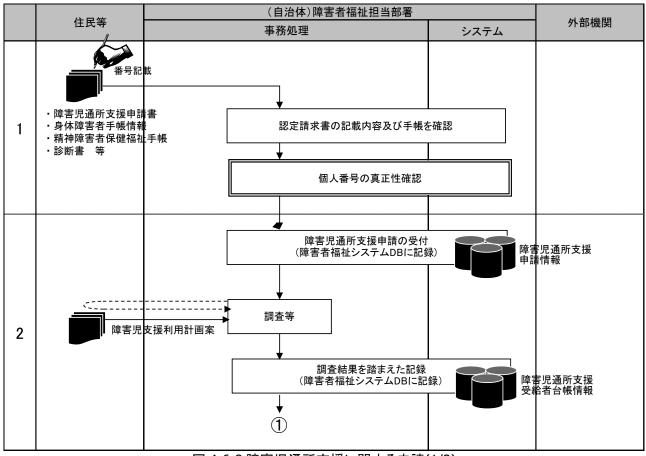
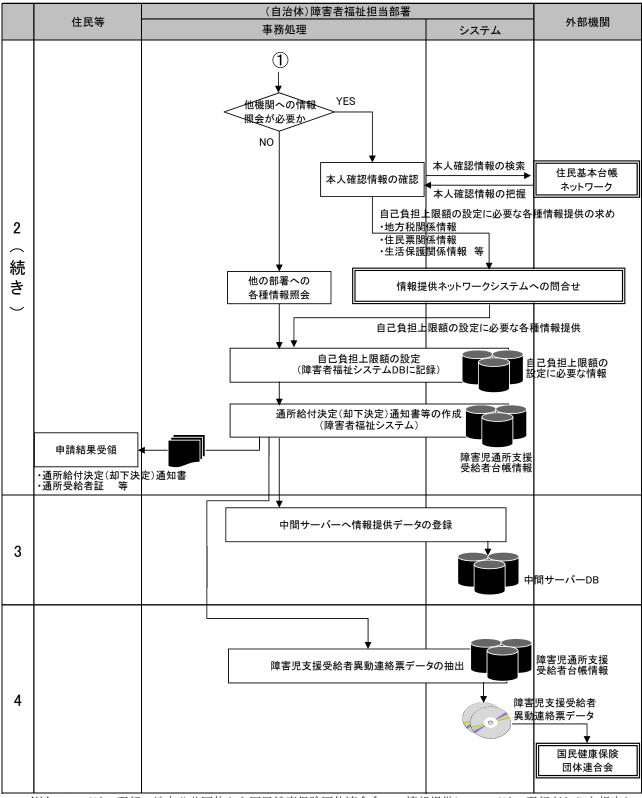


図 4-6-8 障害児通所支援に関する申請(1/2)



(注) ここでは、現行の地方公共団体から国民健康保険団体連合会への情報提供については、現行どおりを想定して 記載しているが、受給者異動連絡票のデータ項目に個人番号が追加される可能性がある。

図 4-6-8 障害児通所支援に関する申請(2/2)

表 4-6-9 障害児通所支援に関する申請

項番	項目	衣 4-0-9 障害児週所又援に関	影響
1	通所支援申請	・ 地方公共団体に提出する申請	<ul><li>・障害児通所支援に関する申請書に個人</li></ul>
_	/// 人版 作明	書等に個人番号を記載する。	番号の記載欄を設ける。
		・申請書等の受理に際し、住民	・申請書を受け取ったら、個人番号の調査
		に個人番号の提供を求める。	及び真正性の確認を行う。
		, my tm 0 , get te 3, 3 00	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
2	支給決定	<ul><li>地方公共団体は、情報提供</li></ul>	<ul><li>・障害児通所支援に関する申請情報を障</li></ul>
	2 3,1174 17 =	ネットワークシステムを使用	害者福祉(障害児通所)データベースに
		して特定個人情報の提供の求	記録する。
		めを行うことができる。	・障害児又は障害児の保護者と面接し、心
			身の状況、置かれている環境等について
			勘案事項の調査を行うとともに、申請者
			から障害児支援利用計画案を入手する。
			・ 通所給付決定の勘案事項、障害児支援利
			用計画案等を勘案して支給の要否を決
			定する。申請者及び申請者の世帯員転入
			の有無を確認し、自己負担上限額を設定
			するために、他機関への情報照会が必要
			な場合は、地方税関係情報、住民票関係
			情報、その他給付の支給に関する情報に ついて、情報提供ネットワークシステム
			に照会を行う。他機関への情報照会の必
			要が無い場合は、各担当課に情報照会を
			行う。
			・また、社会福祉事務所を設置しない町村
			等で、都道府県等に生活保護の受給状況
			の確認が必要な場合は、生活保護関係情
			報について情報提供ネットワークシス
			テムに照会を行う
			・ 取得した自己負担上限額を設定するた
			めに必要な各種情報について、障害者福
			祉(障害児通所)データベースに記録す
			る。
			・自己負担上限額を計算し、障害者福祉
			(障害児通所) データベースに記録す
			・ 通所給付決定(却下決定)通知書、通所
			受給者証等を作成し、請求者に送付す る。
3	提供情報の格納		<ul><li>・情報提供ネットワークシステムを通じ</li></ul>
			た情報照会に対応できるよう、障害児通
			所支援に関する通所受給者証情報等の
			情報提供データを中間サーバーに格納
			する。
4	障害児支援受給者異		<ul><li>・月次で受給者異動連絡票情報を抽出し、</li></ul>
	動連絡票の送付		国民健康保険団体連合会に送付する障
			害児支援受給者異動連絡票ファイルを
			編集する。
	1	<u> </u>	1100/67 00

### ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 4-6-8」に示す。

表 4-6-10 方向性及び留意事項における区分一覧

区分	区分が示す意味	
0	番号制度上対応が必須	
•	システムの実情によっては対応が必要	

ここでは、番号制度に伴い必要となる障害者福祉システムの主要機能要件を示す。

表 4-6-11 障害者福祉システムにおける主要機能要件(1/2)

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、	障害者福祉	宛名管理システムを参照していない障害者福祉シ	
		個人番号を追加す   る。	データベー スへの個人	ステムでは、受給者管理等のために用いるデータ ベースに、受給者等の個人番号を追加する。	•
		, D 0	番号を追加	、一、大阪で、大阪市のでは、大阪では、大阪で、大阪市のでは、大阪のでは、大	
2		個人番号による検	検索キーに	個人番号による検索を可能にする。	0
		索等機能の追加	個人番号を	個人番号が変更等された場合に変更前の個人番号	
			追加	を把握できるように考慮する。	0
3	表示機能	受給者管理等に用	画面表示項	受給者等の個人番号を画面に追加する。	
		いる画面に個人番	目に個人番		0
4		号を追加する。	号を追加 届出書等へ	四1乗日も及経日山津の帳票に泊加むす	
4		障害者福祉の給付 申請等のために用	□ 曲田書寺へ □ の個人番号	個人番号を各種届出書の帳票に追加する。	
		いる帳票に個人番	記載欄の追		©
		号の記載欄を追加	加		
		する。			
5	情報提供	地方税関係情報	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会によ	
	ネット ワークシ	(別表第二 8) (別表第二 10)		り、各市町村から、地方税関係情報を取得する仕組 みを追加する。	
	ステムを	(別表第二 <b>10</b> )   (別表第二 <b>67</b> )		ーみを坦加りる。 	
	通じた情	(別表第二 108)			
6	報照会	生活保護受給関係	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会によ	
		情報		り、各市町村から、生活保護受給情報を取得する仕	
		(別表第二 9)		組みを追加する。	•
		(別表第二 13) (別表第二 108)			
7		年金給付関係情報	情報取得	│ │ 情報提供ネットワークシステムを通じた照会によ	
′		等	III IN-MIG	り、国民年金法その他の法令による給付の支給を行	
		(別表第二 25)		うこととされている者等から、年金給付関係情報等	•
		(別表第二 68)		を取得する仕組みを追加する。	
<u> </u>		(別表第二 110)	<b>桂扣氏</b> /甲		
8		住民票関係情報 (別表第二 8)	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、住民票関係情報に関する情報を取得する仕組み	
		(別表第二 <b>6</b> )   (別表第二 <b>10</b> )		り、住民景質保育報に関する情報を取得する任祖みを追加する。	
		(別表第二 67)			
		(別表第二 108)			

<sup>(</sup>注) ここでは別表第二の障害者福祉関係の情報取得のうち、主なもののみ記載した。別表第二のうち、平成 29 年 7 月 に情報連携を実現するものの範囲等については、今後各省庁で検討される見込みである。

表 4-6-11 障害者福祉システムにおける主要機能要件(2/2)

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
9	情報提供 ネット ワークシ ステムを	障害者自立支援法 による自立支援給 付の支給に関する 情報	情報提供	情報提供ネットワークシステムを通じた照会に対し、障害者自立支援法による自立支援給付の支給に関する情報を提供する仕組みを追加する。	0
10	通じた情 報提供	障害を有する者に 対する手当の支給 に関する情報	情報提供	情報提供ネットワークシステムを通じた照会に対し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報を提供する仕組みを追加する。	0
11		障害者関係情報	情報提供	情報提供ネットワークシステムを通じた照会に対し、身体障害者福祉法等の手帳交付に関する法律その他の法令による、障害者手帳(身体障害者手帳、精神福祉保健手帳等)の交付に関する情報を提供する仕組みを追加する。	0
12		児童福祉法による 障害児入所支援に 関する情報等	情報提供	情報提供ネットワークシステムを通じた照会に対し、障害児入所支援や障害児通所支援の支給に関する情報等を提供する仕組みを追加する。	0

- (注1) 個人番号の真正性の確認については、「(2) 宛名管理システム」を参照。
- (注 2) 個人情報保護の観点から通知書等、本人宛に交付を行う書類や閲覧可能となる書類には個人番号を記載しない取扱いとなることが想定される。
- (注 3) ここでは、現行の地方公共団体から国民健康保険団体連合会への情報提供については、現行どおりを想定して 記載しているが、受給者異動連絡票のデータ項目に個人番号が追加される可能性がある。

# (7) 児童手当システム

# ア 番号制度導入における影響の全体像

児童手当は、原則として、日本国内に住む中学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して支給される。

児童手当の支給額は、受給者の所得等に応じて制限されるため、認定の際にはその状況を確認することになる。

番号制度導入により、これらの認定要件の確認について、情報提供ネットワークシステムを利用することが想定され、その場合、1月2日以降の転入者である住民は認定の判断に要する所得証明書等の添付書類の一部省略が可能となる。

この分野では、既存の「見える番号」は存在しないため、制度導入後の個人特定には「個人番号」が利用されることが想定される。制度導入後は、申請・届出書に新たに個人番号の記載欄が設けられれば、個人番号によって個人特定がなされる。

#### 表 4-7-1 児童手当に関する手当対象となりえる者

衣 1/1元至 1 当に関する 1 当れ 外になりたる 1				
対象者	影響			
原則として、日本国内に住む中学校卒業までの児童を	<ul><li>認定請求書等に個人番号を記載する。</li></ul>			
監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等(主	・ 認定請求時の書類に個人番号が補筆されるものが			
として児童の生計を維持するいずれか一人)	あった場合、個人番号と基本4情報で認定請求書と			
	照合する。			
	<ul><li>認定請求時の要件確認に関する添付書類(所得証明</li></ul>			
	書、年金証書等)の一部は、情報提供ネットワーク			
	システムで取得することにより、認定請求者は添付			
	書類の一部の省略が可能になる。			

### イ 番号制度導入後の業務の流れ

本節では、「ア 番号制度導入における影響の全体像」を踏まえ、児童手当関係の事務に与える影響について記載する。

番号制度導入後、申請・届出書に個人番号記載欄が設けられ、地方公共団体等に提出する書類に個人番号が記載されれば、地方公共団体においては申請処理業務等で個人番号を利用して個人特定を行う。

具体的には、新規申請、転入等で提出する申請・届出書の記入において、個人番号が記載される。

# (7) 番号制度導入後の認定請求等に関する業務の流れ

児童手当の認定請求等の請求・届出を行う場合の業務フローを示す。

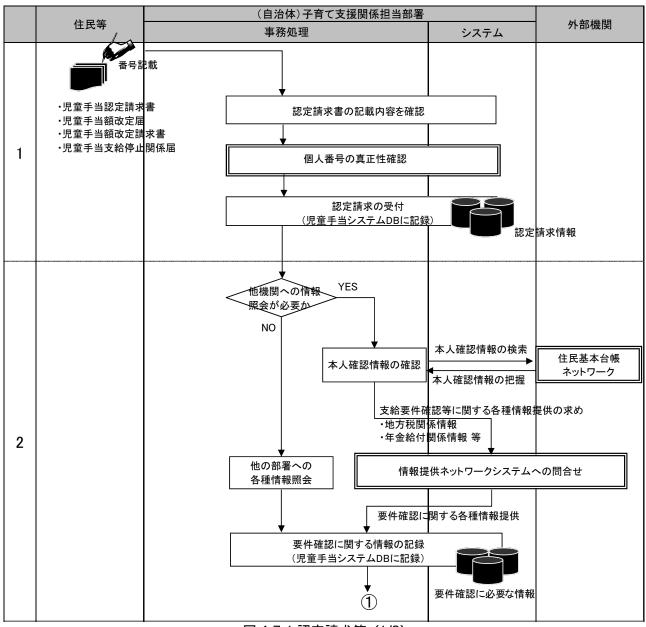


図 4-7-1 認定請求等 (1/2)

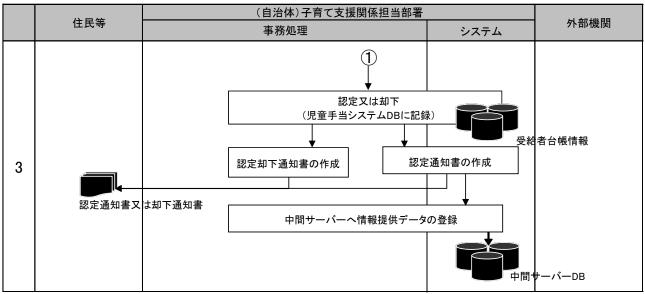


図 4-7-1 認定請求等 (2/2)

### 表 4-7-2 認定請求等

項番	項目	内容	影響
1	認定請求	<ul><li>・地方公共団体に提出する申請書等に個人番号を記載する。</li><li>・申請書等の受理に際し、住民に個人番号の提供を求める。</li></ul>	<ul><li>・児童手当の認定請求書等に個人番号の 記載欄を設ける。</li><li>・認定請求書を受け取ったら、個人番号の 調査及び真正性の確認を行う。</li><li>・認定請求に関する情報を児童手当シス テムのデータベースに記録する。</li></ul>
2	認定要件確認	・地方公共団体は、情報提供 ネットワークシステムを使用 して特定個人情報の提供の求 めを行うことができる。	<ul> <li>・認定可否を確認するために、他の機関への情報照会が必要な場合、地方税関係情報、年金給付関係情報の情報について、情報提供ネットワークシステムに照会を行う。</li> <li>・自庁内で確認できる場合は、各担当課に情報照会を行う。</li> <li>・情報提供ネットワークシステムから得た認定可否を確認するために必要な各種情報について、児童手当システムのデータベースに記録する。</li> </ul>
3	認定通知		・認定結果情報を、児童手当システムのデータベースに記録する。 ・認定通知書及び証書又は認定却下通知書を作成し、認定請求者に送付する。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会に対応できるよう、児童手当等に関する認定情報等の情報提供データを中間サーバーに格納する。

# (イ) 番号制度導入後の現況確認に関する業務の流れ

児童手当の現況確認を行う場合の業務フローを示す。

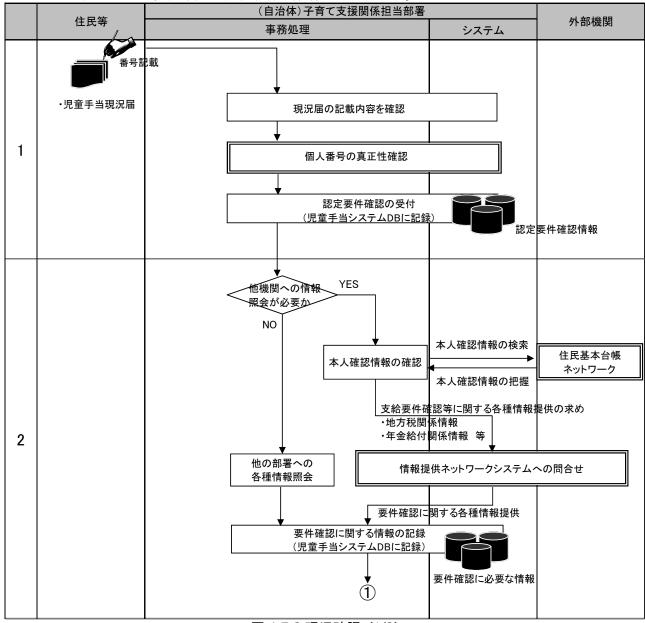


図 4-7-2 現況確認 (1/2)

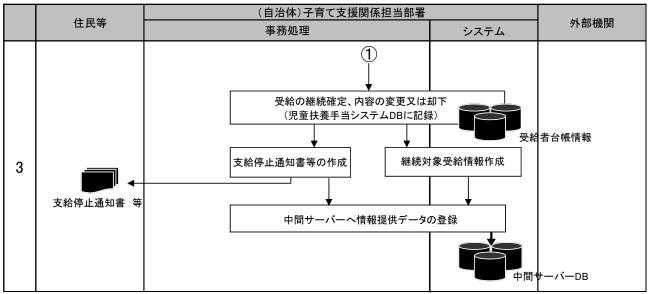


図 4-7-2 現況確認 (2/2)

表 4-7-3 現況確認

項番	項目	内容	影響
1	認定請求	・地方公共団体に提出する申請書等に個人番号を記載する。 ・申請書等の受理に際し、住民に個人番号の提供を求める。	<ul><li>・児童手当の現況届に個人番号の記載欄を設ける。</li><li>・現況届を受け取ったら、個人番号の調査及び真正性の確認を行う。</li></ul>
2	認定要件確認	・地方公共団体は、情報提供 ネットワークシステムを使用 して特定個人情報の提供の求 めを行うことができる。	・継続認定の可否を確認するため、他の機関への情報照会が必要である場合、地方税関係情報、年金給付関係情報について、情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行う。 ・情報提供ネットワークシステムから得た認定可否を確認するために必要な各種情報について、児童手当データベースに記録する。
3	認定通知		・認定結果情報を、児童手当データベースに記録する。 ・支給停止通知書等を作成し、受給者に送付する。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会に対応できるよう、児童手当等に関する更新情報等の情報提供データを中間サーバーに格納する。

# ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 4-7-4」に示す。

表 4-7-4 方向性及び留意事項における区分一覧

区分	区分が示す意味
0	番号制度上対応が必須
•	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度に伴い必要となる児童手当システムの主要機能要件を示す。

表 4-7-5 児童手当システムにおける主要機能要件

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、	児童手当	宛名管理システムを参照していない児童手当シス	
		個人番号を追加す	データベー	テムでは、請求者等の管理ために用いるデータベー	•
		る。	スへの個人	スに、被保険者等の個人番号を追加する。	
			番号を追加		
2		個人番号による検	検索キーに	個人番号による検索を可能にする。	0
		索等機能の追加	個人番号を	個人番号が変更等された場合に変更前の個人番号	(i)
			追加	を把握できるように考慮する。	
3	表示機能	請求者等の管理に	画面表示項	請求者等の個人番号を画面に追加する。	
		用いる画面に個人	目に個人番		0
		番号を追加する。	号を追加		
4		児童手当の認定請	届出書等へ	個人番号を各種届出書の帳票に追加する。	
		求等のために用い	の個人番号		
		る帳票に個人番号	記載欄の追		0
		の記載欄を追加す	加		
		る。			
5	情報提供	地方税関係情報	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会によ	
	ネット	(別表第二 <b>74</b> )		り、地方税関係情報を取得する仕組みを追加する。	•
	ワークシ				
6	ステムを	年金給付関係情報	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会によ	
	通じた情	(別表第二 <b>75</b> )		り、年金給付関係情報を取得する仕組みを追加す	•
	報照会			る。	
7	情報提供	児童手当関係情報	情報提供	情報提供ネットワークシステムを通じた照会に対	
	ネット			し、受給者台帳情報を提供する仕組みを追加する。	
	ワークシ				(i)
	ステムを				
	通じた情				
	報提供				

# (8) 児童扶養手当システム

#### ア 番号制度導入における影響の全体像

児童扶養手当は、父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される 家庭(ひとり親家庭等)等に対して支給される手当である。

児童扶養手当の認定の際には、手当額が受給者の所得に応じて制限されるほか、年金制度の 給付と重複して受給できないなどの制限(併給調整)がある。

番号制度導入により、これらの認定要件の確認について、情報提供ネットワークシステムを利用することが想定され、その場合、1月2日以降の転入者である住民は認定の判断に要する所得証明書等の添付書類の一部省略が可能となる。

また、この分野では「証書記号・番号」があるが、地方公共団体の申請処理においては、この番号は個人特定にあまり利用されていない現状がある。

制度導入後、申請・届出書に個人番号の記載欄が設けられ、申請処理における個人特定に個人番号が利用されることも想定される。

なお、情報提供ネットワークシステムを通じた児童扶養手当の受給台帳情報については、情報の照会に応じるために、同情報のデータを中間サーバーに格納する必要がある。

#### 表 4-8-1 児童扶養手当に関する手当対象となりえる者

#### 対象者

次条件にあてはまる 18 歳以下の児童を監護している 母や、監護しかつ児童と生計を同じくする父、又は父 母にかわって児童を養育している者

- ・父母が離婚した後、父又は母と生計を同じくしていない児童
- ・ 父又は母が死亡した児童 (遺族年金受給者を除く)
- ・ 父又は母が重度の障害(国民年金の障害等級1級程 度)にある児童
- ・ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ・父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児 童
- ・ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ・ 棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない 児童

#### 影

- ・認定請求書等に個人番号を記載する。
- ・認定請求時の書類に個人番号が補筆されるものが あった場合、個人番号と基本4情報で認定請求書と照 合する。
- ・認定請求時の要件確認に関する添付書類(住民票、所得証明書、年金証書等)の一部は、情報提供ネットワークシステムで取得することにより、認定請求者は添付書類の一部の省略が可能になる。

# イ 番号制度導入後の業務の流れ

本節では、「ア 番号制度導入における影響の全体像」を踏まえ、児童扶養手当関係の事務に与える影響について記載する。

番号制度導入後、申請・届出書に個人番号記載欄が設けられ、地方公共団体等に提出する書類に個人番号が記載されれば、地方公共団体においては申請処理業務等で個人番号を利用して個人特定を行う。

具体的には、新規申請、現況届等で提出する申請・届出書の記入において、個人番号が記載される。

(注) ここでは市が行う児童扶養手当の認定や現況の業務フローを記載している。

「3 (2) ヒアリング調査結果のご紹介(市町村)( $^{1}$ )児童扶養手当システム」及び「3 (2) ヒアリング調査結果のご紹介(都道府県)( $^{1}$ )児童扶養手当システム」を参照されたい。

# (7) 番号制度導入後の認定請求等に関する業務の流れ

児童扶養手当の認定請求等の請求・届出を行う場合の業務フローを示す。

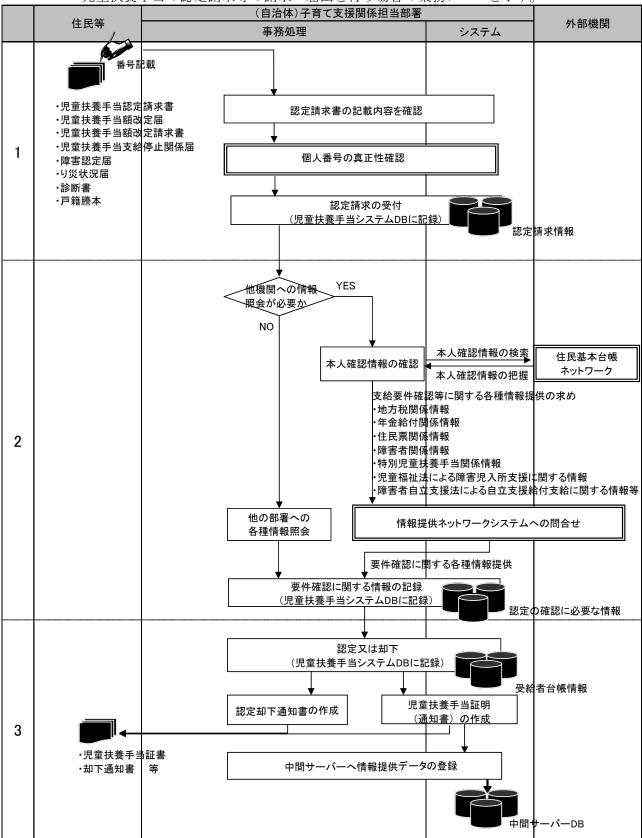


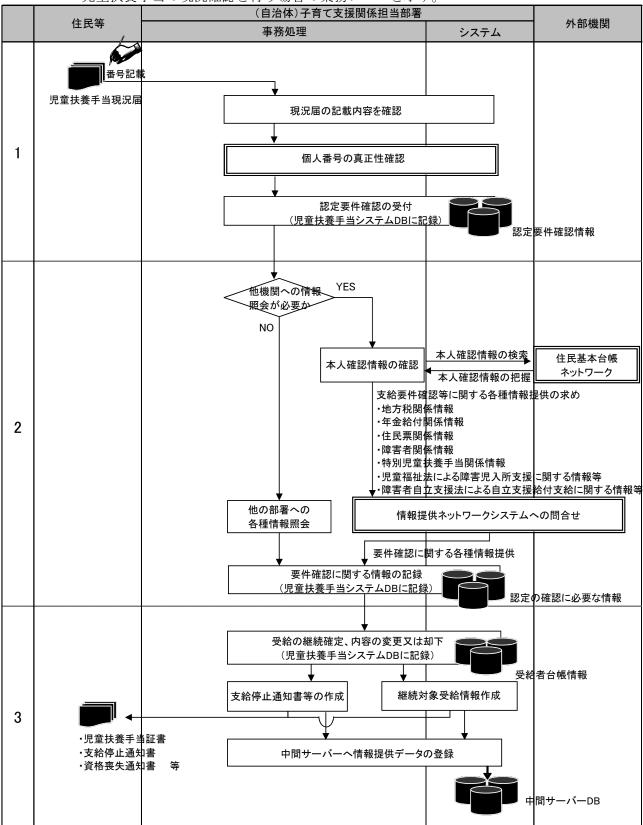
図 4-8-1 認定請求等

# 表 4-8-2 認定請求等

X 10 2 m之前 小寸					
項番	項目	内容	影響		
1	認定請求	<ul><li>・地方公共団体に提出する申請書等に個人番号を記載する。</li><li>・申請書等の受理に際し、住民に個人番号の提供を求める。</li></ul>	・児童扶養手当の認定請求書等に個人番号の記載欄を設ける。 ・認定請求書を受け取ったら、個人番号の調査及び真正性の確認を行う。		
2	認定要件確認	・地方公共団体は、情報提供 ネットワークシステムを使用 して特定個人情報の提供の求 めを行うことができる。	・認定可否を確認するために、他機関への情報照会が必要である場合、住民票関係情報、地方税関係情報、年金給付関係情報、障害者関係情報、児童福祉法による障害児入所支援に関する情報、障害者自立支援給付の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報について、情報提供ネットワークシステムに照会を行う。 ・自庁内で確認できる場合は、各担当課に情報照会を行う。 ・情報提供ネットワークシステムから得た認定可否を確認するために必要な各種情報について、児童扶養手当システムのデータベースに記録する。		
3	認定通知		・認定結果情報を、児童扶養手当データベースに記録する。 ・認定通知書及び証書又は認定却下通知書を作成し、認定請求者に送付する。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会に対応できるよう、児童扶養手当等に関する認定情報の情報提供データを中間サーバーに格納する。		

### (イ) 番号制度導入後の現況確認に関する業務の流れ

児童扶養手当の現況確認を行う場合の業務フローを示す。



(注) 受給者台帳の移管については、「(ウ) 番号制度導入後の受給者台帳の移管に関する業務の流れ」を参照。

図 4-8-2 現況確認

表 4-8-3 現況確認

<b>衣 ₹-0-5 坑</b> ,// 唯ஸ				
項番	項目	内容	影響	
1	現況届出	<ul><li>・地方公共団体に提出する申請書等に個人番号を記載する。</li><li>・申請書等の受理に際し、住民に個人番号の提供を求める。</li></ul>	<ul><li>・児童扶養手当の現況届に個人番号の記載欄を設ける。</li><li>・現況届を受け取ったら、個人番号の調査及び真正性の確認を行う。</li></ul>	
2	要件確認	・地方公共団体は、情報提供 ネットワークシステムを使用 して特定個人情報の提供の求 めを行うことができる。	・継続認定の可否を確認するために、他機関への情報照会が必要である場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて、地方税関係情報等の照会を行う。 ・自庁内で確認できる場合は、各担当課に情報照会を行う。 ・受給継続に必要な情報について、児童扶養手当システムのデータベースに記録する。	
3	受給継続の確定とそ の通知		・受給継続を確定させ、児童扶養手当の受給者台帳データベースに記録する。 ・証書又は停止通知書、資格喪失通知書等を作成し、受給者に送付する。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会に対応できるよう、児童扶養手当等に関する更新情報等の情報提供データを中間サーバーに格納する。	

# (ウ) 番号制度導入後の受給者台帳の移管に関する業務の流れ

児童扶養手当を認定されている者が転入した場合、転出元市町村より転入対象者の受給者台帳を転入先の市町村へ移管することで、受給資格が継続するものである。

ここでは、児童扶養手当の受給者台帳の移管を行う場合の業務フローを示す。

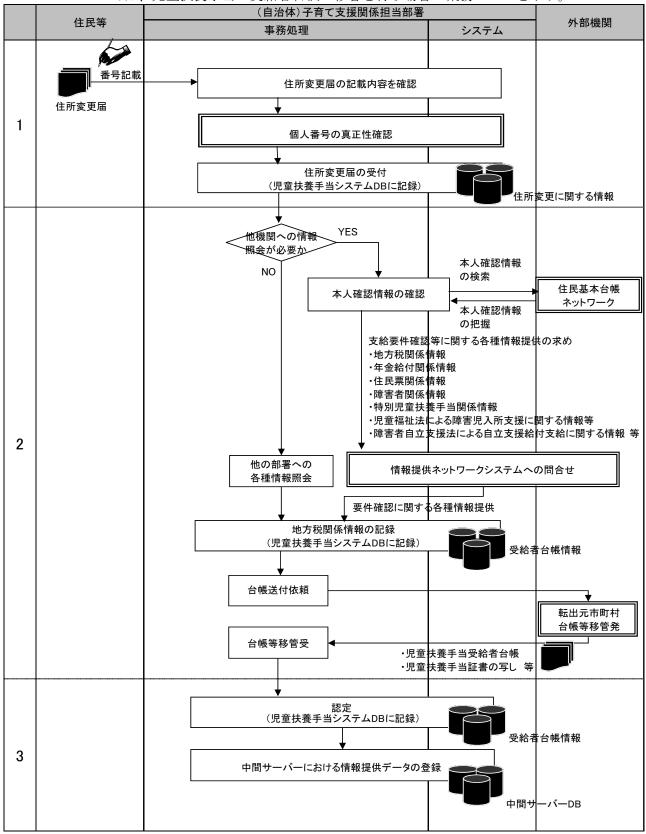


図 4-8-3 児童扶養手当に関する受給者台帳の移管

表 4-8-4 児童扶養手当に関する受給者台帳の移管

五五五	女・ビール主が食丁コに肉が必え相当ロヤ以びから			
項番	項目	内容	影響	
1	住所変更届	<ul><li>・地方公共団体に提出する届出書等に個人番号を記載する。</li><li>・届出書等の受理に際し、住民に個人番号の提供を求める。</li></ul>	・児童扶養手当の住所変更に関する届出書等に個人番号の記載欄を設ける。 ・届出書を受け取ったら、個人番号の調査及び真正性の確認を宛名管理システム又は住基ネットを利用して行う。 ・住所変更届出に関する情報を児童扶養手当システムのデータベースに記録する。	
2	受給者台帳移管	・地方公共団体は、情報提供 ネットワークシステムを使用 して特定個人情報の提供の求 めを行うことができる。	・本人確認情報を確認する。他機関への情報照会が必要である場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて、地方税関係情報等の照会を行う。 ・自庁内で確認できる場合は、各担当課に情報照会を行う。 ・転入時は、転入市町村からの依頼により、転出元市町村から台帳等一式(紙)が転入市町村に郵送される。 ・転出元市町村から得た受給者台帳情報等から必要な情報を児童扶養手当システムのデータベースに記録する。	
3	認定通知		・認定情報を、受給者台帳に記録する。 ・情報提供ネットワークシステムを通じ た情報照会に対応できるよう、移管対象 の受給者情報の情報提供データを中間 サーバーに格納する。	

# ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 4-8-5」に示す。

表 4-8-5 方向性及び留意事項における区分一覧

区分	区分が示す意味
0	番号制度上対応が必須
•	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度に伴い必要となる児童扶養手当システムの主要機能要件を示す。

#### 表 4-8-6 児童扶養手当システムにおける主要機能要件

項	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区
番					分
1	検索機能	データベースに、	児童扶養手	宛名管理システムを参照していない児童扶養手当シ	
		個人番号を追加す	当データ	ステムでは、認定請求者、児童、配偶者、扶養義務	
		る。	ベースへの	者等の管理ために用いるデータベースに、認定請求	•
			個人番号を	者等の個人番号を追加する。	
			追加		
2		個人番号による検	検索キーに	個人番号による検索を可能にする。	0
		索等機能の追加	個人番号を	個人番号が変更等された場合に変更前の個人番号を	0
			追加	把握できるように考慮する。	
3	表示機能	認定請求者、児童	画面表示項	認定請求者、児童、配偶者、扶養義務者等の個人番	
		等の管理に用いる	目に個人番	号を画面に追加する。	0
		画面に個人番号を	号を追加		
		追加する。	n ==	加工或日本友任中社 日山井の梶田)で泊れたフ	
4		児童扶養手当の認	申請・届出	個人番号を各種申請・届出書の帳票に追加する。	
		定請求等のために 用いる帳票に個人	書等への個 人番号記載		
		番号の記載欄を追	欄の追加		0
		加する。	個ペクルログロ		
5	情報提供ネッ	住民票関係情報	情報取得	- - 情報提供ネットワークシステムを通じた照会によ	
	トワークシス	(別表第二 57)	113 110-10-13	り、住民票関係情報に関する情報を取得する仕組み	•
	テムを通じた			を追加する。	
6	情報照会	地方税関係情報	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会によ	
		(別表第二 57)		り、地方税関係情報に関する情報を取得する仕組み	•
				を追加する。	
7		年金給付関係情報	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会によ	
		(別表第二 57)		り、年金給付関係情報を取得する仕組みを追加する。	
8		障害者関係情報	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会によ	•
		(別表第二 57)	In last (II	り、障害者関係情報を取得する仕組みを追加する。	
9		児童福祉法による	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会によ	
		障害児入所支援に		り、児童福祉法による障害児入所支援に関する情報	•
		関する情報等 (別表第二 <b>57</b> )		等を取得する仕組みを追加する。	
10		障害者自立支援法	情報取得	│ │情報提供ネットワークシステムを通じた照会によ	
10		による自立支援給	月刊以北行	り、障害者自立支援法による自立支援給付の支給に	
		付の支給に関する		関する情報を取得する仕組みを追加する。	•
		情報			
		(別表第二 57)			
11		特別児童扶養手当	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会によ	
		関係情報		り、特別児童扶養手当関係情報を取得する仕組みを	•
		(別表第二 57)		追加する。	
12	情報提供ネッ	児童扶養手当関係	情報提供	情報提供ネットワークシステムを通じた照会に対	
	トワークシス	情報		し、受給者台帳情報を提供する仕組みを追加する。	(ii)
	テムを通じた				
	情報提供				

<sup>(</sup>注) ここでは別表第二の児童扶養手当関係の情報取得のうち、主なもののみ記載した。別表第二のうち、平成 29 年 7 月に情報連携を実現するものの範囲等については、今後各省庁で検討される見込みである。

# (9) 特別児童扶養手当システム

#### ア 番号制度導入における影響の全体像

特別児童扶養手当は、20歳未満で障害の状態にある児童を監護している父母(主として児童 の生計を維持するいずれか一人)又は父母にかわって児童を養育(児童と同居し、監護し、生 計を維持) する者に対して支給される手当である。

特別児童扶養手当の認定の際には、手当支給が受給者の所得に応じて制限されるほか、障害 を支給事由とする年金制度の給付と重複して受給できないなどの制限(併給調整)がある。

番号制度導入により、これらの認定要件の確認について、情報提供ネットワークシステムを 利用することが想定され、その場合、住民は認定の判断に要する所得証明書等の添付書類の一 部の省略が可能となる。

また、この分野では「証書記号・番号」があるが、地方公共団体の申請処理においては、こ の番号は個人特定にあまり利用されていない現状がある。

制度導入後、申請・届出書に個人番号の記載欄が設けられ、申請処理における個人特定に個 人番号が利用されることも想定される。

なお、情報提供ネットワークシステムを通じた特別児童扶養手当の受給台帳情報については、 情報の照会に応じるために、同情報のデータを中間サーバーに格納する必要がある。

表 4-9-1 特別児童扶養手当に関する手当対象となりえる者				
対象者	影響			
20 歳未満の精神又は身体に障害(中程度以上)を有する児童を監護している父母(主として児童の生計を維持するいずれか一人)、又は父母にかわって児童を養育している者	<ul> <li>・認定請求書等に個人番号を記載する。</li> <li>・認定請求時の書類に個人番号が補筆されるものがあった場合、個人番号と基本4情報で認定請求書と照合する。</li> <li>・認定請求時の要件確認に関する添付書類(住民票、所得証明書、年金証書等)の一部は、情報提供ネットワークシステムで取得することにより、認定請求者は添付書類の一部の省略が可能になる。</li> </ul>			

# イ 番号制度導入後の業務の流れ

本節では、「ア 番号制度導入における影響の全体像」を踏まえ、特別児童扶養手当関係の事務に与える影響について記載する。

番号制度導入後、申請・届出書に個人番号記載欄が設けられ、地方公共団体等に提出する書類に個人番号が記載されれば、地方公共団体においては申請処理業務等で個人番号を利用して個人特定を行う。

具体的には、新規申請、住所変更等で提出する申請・届出書の記入において、個人番号が記載される。

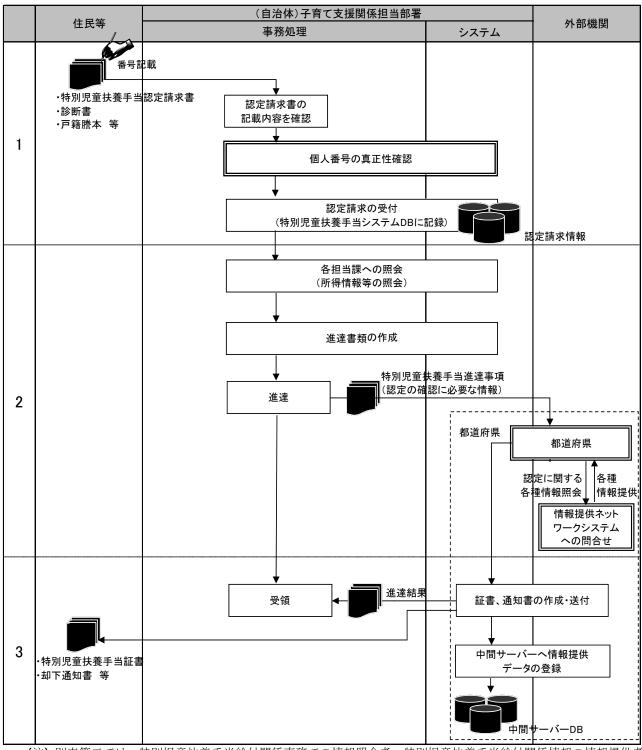
(注) ここでは市から進達を受けた都道府県が特別児童扶養手当の認定や現況確認を行う業務フローを記載している。

業務の実施主体については、「3 (2) ヒアリング調査結果のご紹介(市町村)(ク) 特別児童扶養手当システム」及び「3 (2) ヒアリング調査結果のご紹介(都道府県)(エ) 特別児童扶養手当システム」を参照されたい。

# (7) 番号制度導入後の認定請求等に関する業務の流れ

特別児童扶養手当の認定請求等を行う場合の業務フローを示す。

なお、特別児童扶養手当は都道府県(一部指定都市、中核市を含む)において申請の認定 や却下、受給者台帳の管理等を行い、市(一般市等)町村では認定請求の受付から進達まで の業務を行う。



(注) 別表第二では、特別児童扶養手当給付関係事務での情報照会者、特別児童扶養手当給付関係情報の情報提供者 は、厚生労働大臣又は都道府県知事とされている。

図 4-9-1 認定請求等

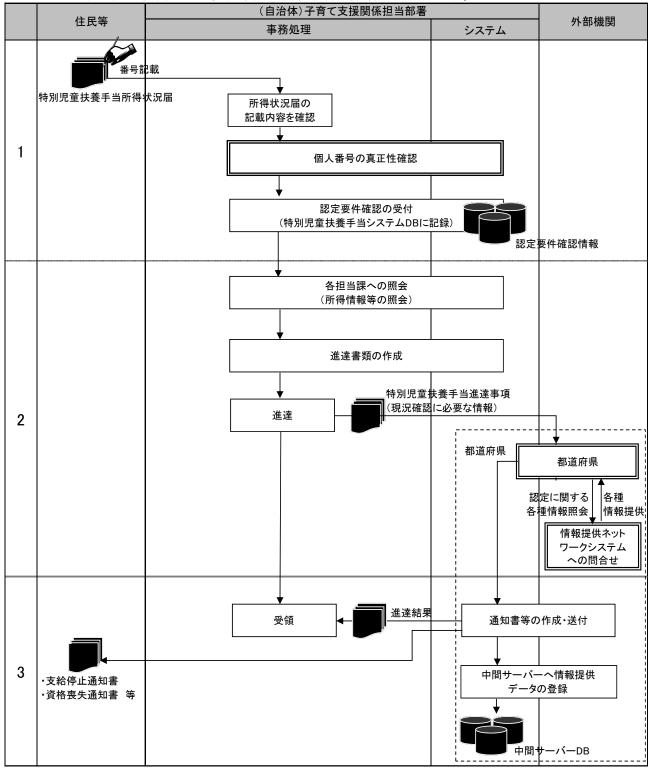
# 表 4-9-2 認定請求等

項番	項目	内容	影響
1	認定請求	<ul><li>・地方公共団体に提出する届出書等に個人番号を記載する。</li><li>・届出書等の受理に際し、住民に個人番号の提供を求める。</li></ul>	<ul><li>・特別児童扶養手当の認定請求書等に個人番号の記載欄を設ける。</li><li>・認定請求書を受け取ったら、個人番号の調査及び真正性の確認を行う。</li></ul>
2	認定要件確認	・地方公共団体は、情報提供 ネットワークシステムを使用 して特定個人情報の提供の求 めを行うことができる。	<ul> <li>・市は、認定可否決定に必要な書類を作成し、都道府県へ進達する。</li> <li>・市は、自庁内で確認できる場合は、各担当課に情報照会を行う。</li> <li>・都道府県は、認定可否を行うため、他機関への情報照会が必要である場合は、申請者及び児童の世帯員にて、情報提供ネットワークシステムを確認するため、年金給付関係情報について情報提供ネットワークシステムに照会を行う。</li> <li>・また、都道府県は、児童に関する障害を支給事由とする他の公的年金の支給報について情報提供ネットワークシステムに照会を行う。</li> <li>・都道府県は、認定を行い、特別児童扶養手当システムに記録する。</li> <li>・</li> </ul>
3	証書、通知等の作成	・都道府県において認定証書、 却下通知書等を作成し、送付 する。	<ul> <li>・市は、都道府県から認定結果を受領する。</li> <li>・都道府県は、特別児童扶養手当証書又は認定却下通知書を作成し、送付する。</li> <li>・都道府県は、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会に対応できるよう、特別児童扶養手当等に関する認定情報等の情報提供データを中間サーバーに格納する。</li> </ul>

<sup>(</sup>注) 別表第二では、特別児童扶養手当給付関係事務での情報照会者、特別児童扶養手当給付関係情報の情報提供者 は、厚生労働大臣又は都道府県知事とされている。

# (イ) 番号制度導入後の現況確認に関する業務の流れ

特別児童扶養手当の現況確認を行う場合の業務フローを示す。



(注 1) 別表第二では、特別児童扶養手当給付関係事務での情報照会者、特別児童扶養手当給付関係情報の情報提供者は、厚生労働大臣又は都道府県知事とされている。

(注2) 受給者台帳の移管については、「(ウ) 番号制度導入後の受給者台帳の移管に関する業務の流れ」を参照。

図 4-9-2 現況確認

# 表 4-9-3 現況確認

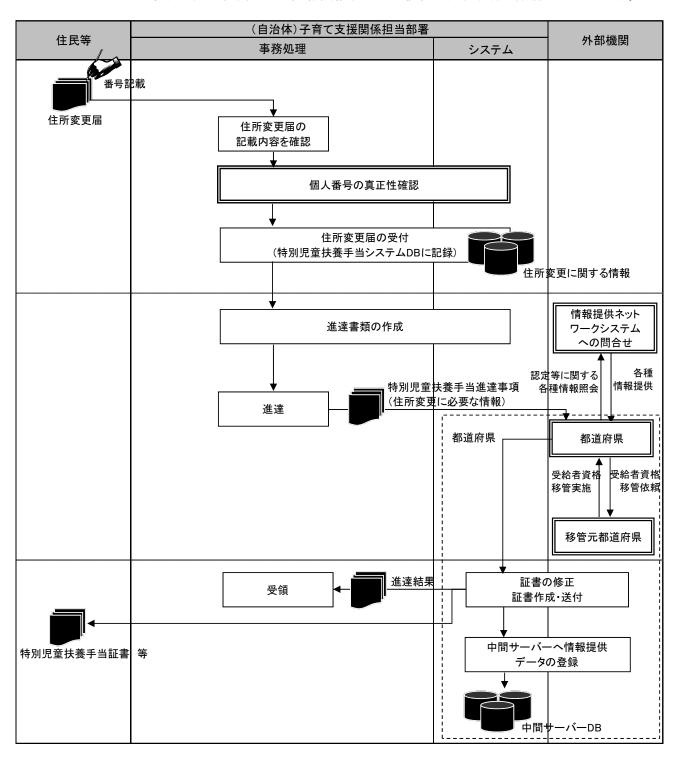
項番	項目	内容	影響
1	所得状況届出	・地方公共団体に提出する申請書等に個人番号を記載する。 ・申請書等の受理に際し、住民に個人番号の提供を求める。	<ul><li>・特別児童扶養手当の所得状況届に個人番号の記載欄を設ける。</li><li>・所得状況届を受け取ったら、個人番号の調査及び真正性の確認を行う。</li></ul>
2	要件確認	・地方公共団体は、情報提供 ネットワークシステムを使用 して特定個人情報の提供の求 めを行うことができる。	・ 市は、受給継続に必要な書類を作成して、都道府県へ進達する。 ・ 市は、自庁内で確認できる場合は、各担当課に情報照会を行う。 ・ また、都道府県は、受給継続判定を行うため、他機関への情報照会が必要である場合は、申請者及び児童の世帯員に関して、住民票関係情報、地方税関係情報の照会を行う。 ・ また、都道府県は、児童に関する障害を支給事由とする他の公的年金の支給状況を確認するため、年金給付関係情報について情報提供ネットワークシステムに照会を行う。 ・ 都道府県において、受給継続の認定を行い、特別児童扶養手当システムに記録する。
3	通知書等の作成	・都道府県において受給継続判 定結果に係る通知書等を作成 し、送付する。	<ul> <li>市は、都道府県から受給継続判定結果を受領する。</li> <li>都道府県は、通知書等を作成し、送付する。</li> <li>都道府県は、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会に対応できるよう、特別児童扶養手当等に関する更新情報等の情報提供データを中間サーバーに格納する。</li> </ul>

<sup>(</sup>注) 別表第二では、特別児童扶養手当給付関係事務での情報照会者、特別児童扶養手当給付関係情報の情報提供者 は、厚生労働大臣又は都道府県知事とされている。

# (ウ) 番号制度導入後の受給資格者台帳移管に関する業務の流れ

特別児童扶養手当を認定されている者が都道府県を跨って転入した場合、転出元の都道府県より転入対象者の受給資格者台帳を転入先の都道府県へ移管することで、受給資格が継続するものである。

ここでは、特別児童扶養手当の受給資格者台帳の移管を行う場合の業務フローを示す。



(注) 別表第二では、特別児童扶養手当給付関係事務での情報照会者、特別児童扶養手当給付関係情報の情報提供者 は、厚生労働大臣又は都道府県知事とされている。

図 4-9-3 特別児童扶養手当に関する受給資格者台帳の移管

表 4-9-4 特別児童扶養手当に関する受給資格者台帳の移管

項番	項目	内容	影響
1	住所変更届	<ul><li>・地方公共団体に提出する届出書等に個人番号を記載する。</li><li>・届出書等の受理に際し、住民に個人番号の提供を求める。</li></ul>	・特別児童扶養手当の住所変更に関する 届出書等に個人番号の記載欄を設ける。 ・届出書を受け取ったら、個人番号の調査 及び真正性の確認を宛名管理システム 又は住基ネットを利用して行う。 ・住所変更届出に関する情報を特別児童 扶養手当システムのデータベースに記 録する。
2	受給者台帳移管	・地方公共団体は、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求めを行うことができる。	<ul> <li>市は、住所変更の確認に必要な書類を作成して、都道府県へ進達する。</li> <li>・都道府県は、転出元都道府県に受給資格者の移管を依頼し、これを実施する。</li> <li>・また、都道府県は、受給資格者の移等を行うため、他機関への情報照金の世帯員に関して、情報提供ネットワークシステムを通じて、全通に関する障害を支給事由とする他の公的年金の支給状況を確認するため、年金給付関係情報について情報提供ネットワークシステムに照会を行う。</li> <li>・また、都道府県は、児童に関する障害を支給事由とする他の公的年金の支給状況を確認するため、年金給付関係情報について情報提供ネットワークシステムに照会を行う。</li> <li>・都道府県において、受給資格者の移管により必要な情報を特別児童扶養手当システムに記録する。</li> </ul>
3	証書の修正、通知		<ul> <li>・市は、都道府県から住所変更の確認に関する進達結果を受領する。</li> <li>・都道府県は、特別児童扶養手当証書を修正、通知を作成し、送付する。</li> <li>・都道府県は、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会に対応できるよう、特別児童扶養手当等に関する認定情報等の情報提供データを中間サーバーに格納する。</li> </ul>

<sup>(</sup>注) 別表第二では、特別児童扶養手当給付関係事務での情報照会者、特別児童扶養手当給付関係情報の情報提供者 は、厚生労働大臣又は都道府県知事とされている。

# ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 4-9-5」に示す。

表 4-9-5 方向性及び留意事項における区分一覧

区分	区分が示す意味
0	番号制度上対応が必須
•	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度に伴い必要となる特別児童扶養手当システムの主要機能要件を示す。

表 4-9-6 特別児童扶養手当システムにおける主要機能要件

項	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
番					
1	検索機能	データベースに、	特別児童扶	宛名管理システムを参照していない特別児童扶養	
		個人番号を追加す	養手当デー	手当システムでは、認定請求者、児童、配偶者、扶	
		る。	タベースへ	養義務者等の管理ために用いるデータベースに、認	
			の個人番号	定請求者等の個人番号を追加する。	
			を追加		
2		個人番号による検	検索キーに	個人番号による検索を可能にする。	0
		索等機能の追加	個人番号を	個人番号が変更等された場合に変更前の個人番号	0
			追加	を把握できるように考慮する。	0
3	表示機能	認定請求者等の管	画面表示項	認定請求者等の個人番号を画面に追加する。	
		理に用いる画面に	目に個人番		0
		個人番号を追加す	号を追加		0
		る。			
4		特別児童扶養手当	申請・届出書	個人番号を各種申請・届出書の帳票に追加する。	
		の認定請求等のた	等への個人		
		めに用いる帳票に	番号記載欄		0
		個人番号の記載欄	の追加		
		を追加する。			
5	情報提供	住民票関係情報	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会によ	
	ネットワー	(別表第二 66)		り、住民票関係情報に関する情報を取得する仕組み	•
	クシステム			を追加する。	
6	を通じた情	地方税関係情報	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会によ	
	報照会	(別表第二 66)		り、地方税関係情報に関する情報を取得する仕組み	•
				を追加する。	
7		年金給付関係情報	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会によ	_
		(別表第二 66)		り、年金給付関係情報を取得する仕組みを追加す	•
	Ida to the "	disputed in No. 22.	lde to to the	So.	
8	情報提供	特別児童扶養手当	情報提供	(都道府県、指定都市、中核市)	
	ネットワー	関係情報		情報提供ネットワークシステムを通じた照会に対	
	クシステム			し、受給者台帳情報を提供する仕組みを追加する。	0
	を通じた情				
	報提供				

<sup>(</sup>注) ここでは別表第二の児童扶養手当関係の情報取得のうち、主なもののみ記載した。別表第二のうち、平成 29 年 7 月に情報連携を実現するものの範囲等については、今後各省庁で検討される見込みである。

# (10) 保育所保育料システム

# ア 番号制度導入における影響の全体像

保育所(保育園)は、保護者の就労又は疾病等の理由により、保育が必要な児童に対して入 所資格が与えられる。

また、その保育料は保育所に入所する児童の年齢及び児童の保護者の属する世帯の課税状況(前年分の所得税額等)等により決定される。

この分野では、既存の「見える番号」は存在しないため、制度導入後の個人特定には「個人番号」が利用されることが想定される。制度導入後は、申請・届出書に新たに個人番号の記載欄が設けられれば、個人番号によって個人特定がなされる。

番号制度導入により、これらの入所要件の確認及び保育料の算定に用いる情報の一部については、情報提供ネットワークシステムを利用できる。これにより、申込時の添付書類の一部が省略可能となる。

具体的には、入所申込書の入所要件及び保育料の算定にあたり、保護者等が1月2日以降の転入者もしくは単身赴任等によりで住登外管理されている場合等については、転出元市町村に対して情報提供ネットワークシステムを通じた地方税関係情報等の照会がなされることが想定される。

#### 表 4-10-1 保育の対象となりえる者

	13.	1101 休日の対象となりたる日
項番	対象者	影響
1	保護者等が、労働することを	・保育関係の申込書等に個人番号を記載する。
	常態としている、妊娠中又は	・ 申込時の書類に個人番号が補筆されるものがあった場合、個人番号と
	出産後間もないこと、疾病、	基本4情報で申込書と照合する。
	負傷又は障害を有している、	・入所申込書の入所要件及び保育料の算定にあたり、保護者等が1月2
	同居人の介護を常態としてい	日以降の転入者もしくは単身赴任等で住登外管理されている場合等
	る、震災又は火災など災害に	については、転出元市町村に対して情報提供ネットワークシステムを
	あった等の理由で児童を保育	通じた地方税関係情報等の照会がなされ、申込者は所得証明書、課税
	することが困難な者の児童	証明書等の添付書類の一部の省略が可能になる。

# イ 番号制度導入後の業務の流れ

本節では、「ア 番号制度導入における影響の全体像」を踏まえ、保育所保育料の事務に与える影響について記載する。

番号制度導入後、申請・届出書等の書類に個人番号記載欄が設けられ、地方公共団体等に提出する書類に個人番号が記載されれば、地方公共団体においては申請処理業務等で個人番号を利用して個人特定を行う。

# (7) 番号制度導入後の入所要件の確認業務の流れ

保育所の入所要件確認を行う場合の業務フローを示す。

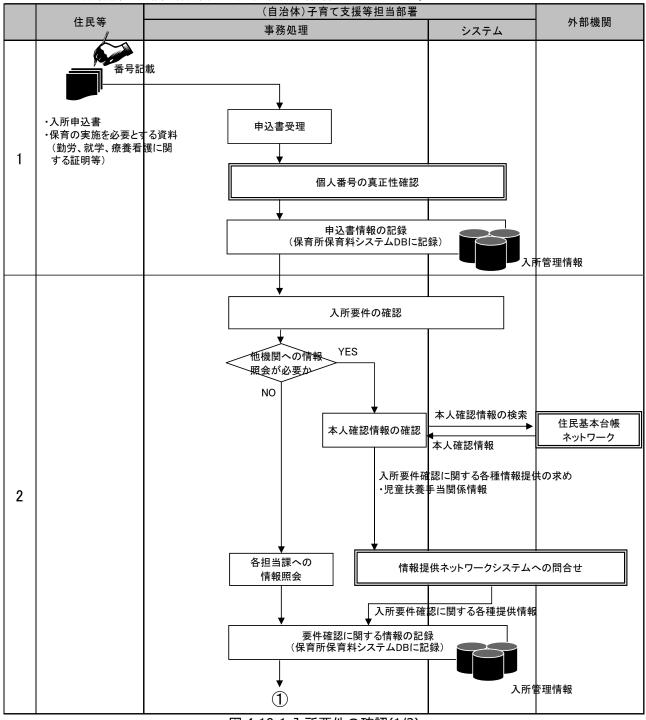


図 4-10-1 入所要件の確認(1/2)

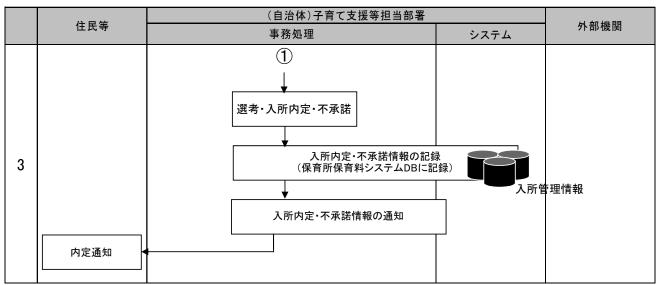


図 4-10-1 入所要件の確認(2/2)

# 表 4-10-2 入所要件の確認

		及 T 10 Z 八	- Hro
項番	項目	内容	影響
1	入所申込	<ul><li>・地方公共団体に提出する申込書等に個人番号を記載する。</li><li>・申込書等の受理に際し、住民に個人番号の提供を求める。</li></ul>	<ul><li>・保育所入所の申込書に保護者の個人番号の記載欄を設ける。</li><li>・申込書に記載された個人番号の真正性の確認を行う。</li><li>・申込書の情報を保育所保育料システムに記録する。</li></ul>
2	入所要件の確認	・地方公共団体は、情報提供 ネットワークシステムを使用 して特定個人情報の提供の求 めを行うことができる。	・入所要件の確認にあたって、他機関への情報照会が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムに照会を行う。 ・市は自庁内で確認できる場合は、各担当課情報照会を行う。
3	選考、入所の内定		<ul><li>・保護者や世帯の状況等を踏まえ、入所の優先順位等を決定する。</li><li>・保育所の空き状況に応じて入所の選考等を行い、入所を内定する。</li><li>・保護者等に入所内定を電話等で通知する。</li></ul>

# (イ) 番号制度導入後の保育料の算定業務の流れ

保育所保育料の算定業務を行う場合の業務フローを示す。

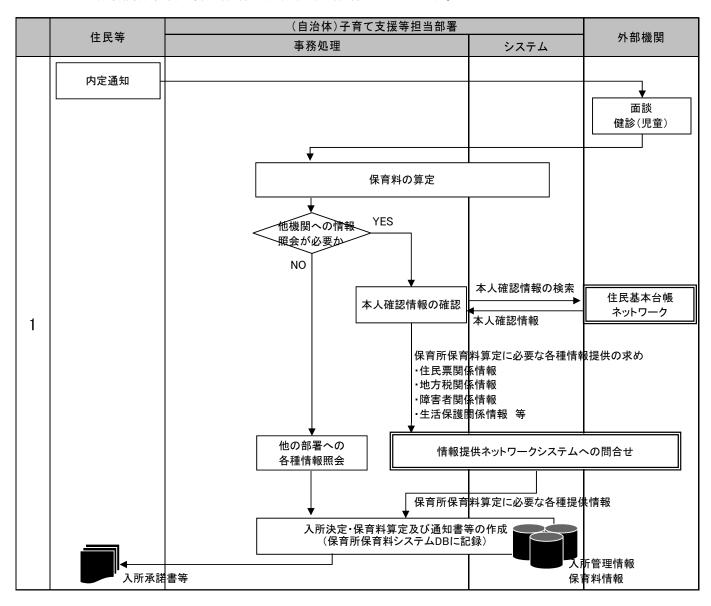


図 4-10-2 保育料の算定

表 4-10-3 保育料の算定

₹ 10-5 [	木月 <i>村</i> 00 <del>异</del> 足
項番   項目    内容	影響
1 保育料の算定、入所の決定	・保育所で保護者の面談や児童の健診を実施する。 ・保育料の算定にあたって、他の機関への情報照会が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムに照会を行う。 ・自庁内で確認できる場合は、各担当課に情報照会を行う。 ・情報提供ネットワークシステムから得た情報について、必要な場合は保育所保育料システムに記録する。 ・入所決定した児童の保護者等に、入所承諾書(保育料)等を送付する。

# ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 4-10-4」に示す。

表 4-10-4 方向性及び留意事項における区分一覧

区分	区分が示す意味
0	番号制度上対応が必須
•	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度に伴い必要となる保育所保育料システムの主要機能要件を示す。

表 4-10-5 保育所保育料における主要機能要件

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、 個人番号を追加す	保育データベースへの	宛名管理システムを参照していない保育所保育料 システムでは、入所管理情報のデータベースに、保	
		る。	個人番号を追加	護者の個人番号を追加する。	•
2		個人番号による検	検索キーに	個人番号による検索を可能にする。	0
		索等機能の追加	個人番号を 追加	個人番号が変更等された場合に変更前の個人番号 を把握できるように考慮する。	0
3	表示機能	保護者情報管理等 に用いる画面に個 人番号を追加す る。	画面表示項 目に個人番 号を追加	保護者の個人番号を画面に追加する。	©
4		保育所の入所申込 等のために用いる 帳票に個人番号の 記載欄を追加す る。	届出書等へ の個人番号 記載欄の追 加	個人番号記載欄を申請・届出書の帳票に追加する。	©
5	情報提供 ネット ワークシ ステムを	児童扶養手当関係 情報 (別表第二 12) (別表第二 15)	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、都道府県等から、児童扶養手当関係情報を取得する仕組みを追加する。	•
6	通じた情 報照会	地方税関係情報、 住民票関係情報 (別表第二 15)	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、市町村から、地方税関係情報及び住民票関係情報を取得する仕組みを追加する。	•
7		生活保護関係情報 (別表第二 15)	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、都道府県等から、生活保護関係情報を取得する 仕組みを追加する。	•
8		障害者関係情報 (別表第二 15)	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、都道府県から、障害者関係情報を取得する仕組みを追加する。	•
9		特別児童扶養手当 情報 (別表第二 15)	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、厚生労働省又は都道府県から、特別児童扶養手当情報を取得する仕組みを追加する。	•
10		国民年金法による 障害基礎年金の支 給に関する情報 (別表第二 15)	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、厚生労働省又は日本年金機構から、障害基礎年金の支給に関する情報を取得する仕組みを追加する。	•

<sup>(</sup>注) 個人情報保護の観点から通知書等、本人宛に交付を行う帳票や閲覧可能となる帳票には個人番号を記載しない取扱いとなることが想定される。

# (11) 生活保護システム

# ア 番号制度導入における影響の全体像

生活保護は世帯を単位として要否を判定し、その程度が決定されるものであり、世帯員全員についての利用し得る資産、能力その他あらゆるものの調査がなされることが保護の要件となる。

番号制度導入により、これらの保護要件の確認について、情報提供ネットワークシステムを利用することが想定され、その場合、住民は決定の判断に要する所得証明書等の添付書類の一部の省略が可能となる。

この分野では、既存の「見える番号」は存在しないため、制度導入後の個人特定には「個人番号」が利用されることが想定される。制度導入後は、申請・届出書に新たに個人番号の記載欄が設けられれば、個人番号によって個人特定がなされる。

なお、生活保護の業務は、都道府県(町村分)又は市が設置する社会福祉事務所で実施しているが、ここでは市を例に記載する。

# 表 4-11-1 生活保護の対象となりえる者

	公・1111 工石 休後の 77 まごも 77 も日				
項番	対象者	影響			
1	保護申請は、「居住地(居住事	・ 生活保護の申請書等に個人番号を記載する。			
	実を有する地)」を管轄する福	・ 保護申請時の書類に個人番号が補筆されるものがあった場合、個人番			
	祉事務所に対して行う。	号と基本4情報で申請書と照合する。			
		・ 保護申請時の要件確認に関する添付書類(所得証明書等)の一部は、			
		情報提供ネットワークシステムで取得することにより、転入者や住登			
		外者の申請者は添付書類の一部の省略が可能になる。			

# イ 番号制度導入後の業務の流れ

本節では、「ア 番号制度導入における影響の全体像」を踏まえ、生活保護の事務に与える影響について記載する。

番号制度導入後、申請・届出書に個人番号記載欄が設けられ、地方公共団体等に提出する書類に個人番号が記載されれば、地方公共団体においては申請処理業務等で個人番号を利用して個人特定を行う。

具体的には、新規申請、転入等で提出する申請・届出書の記入において、個人番号が記載される。

(注) ここでは市又は福祉事務所を設置する町村が行う生活保護の認定や実施の業務フローを記載している。 業務の実施主体については、「3 (2) ヒアリング調査結果のご紹介(市町村)(2) 生活保護システム」及び「3 (2) ヒアリング調査結果のご紹介(都道府県)(オ) 生活保護システム」を参照されたい。

# (7) 番号制度導入後の認定申請等に関する業務の流れ

市又は福祉事務所を設置する町村が、生活保護申請の届出から、被保護者資格情報を整備する業務についての業務フローを示す。

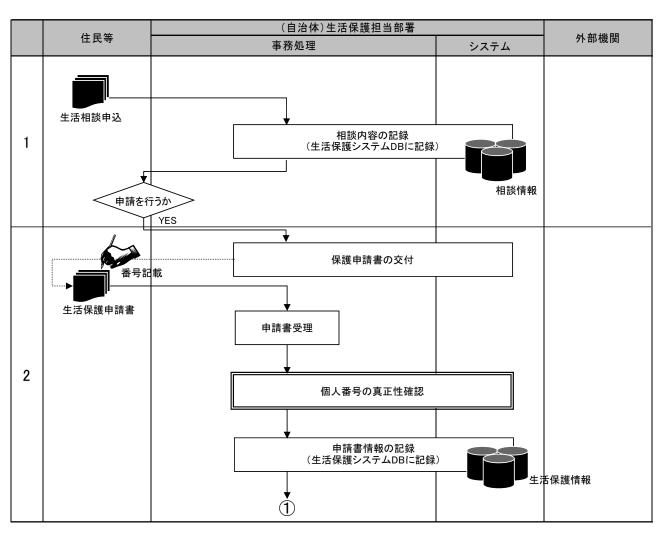


図 4-11-1 保護申請(1/3)

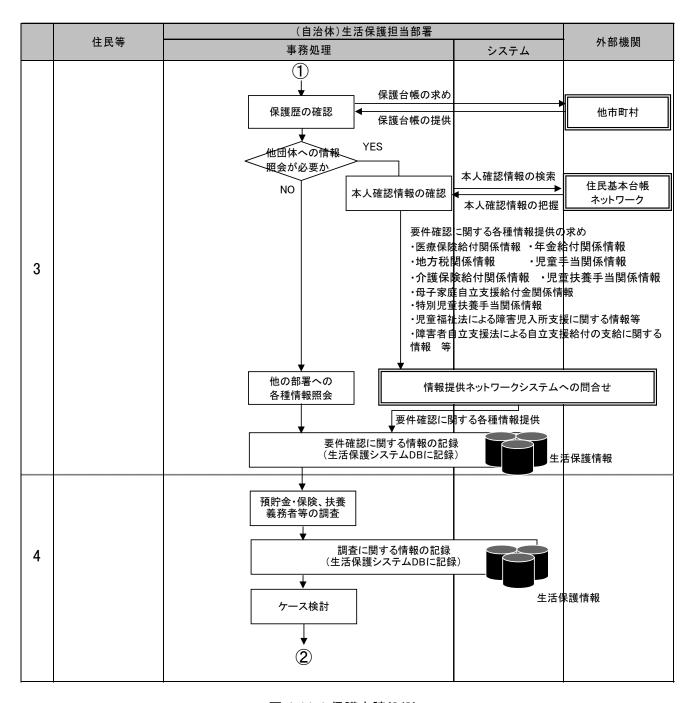


図 4-11-1 保護申請(2/3)

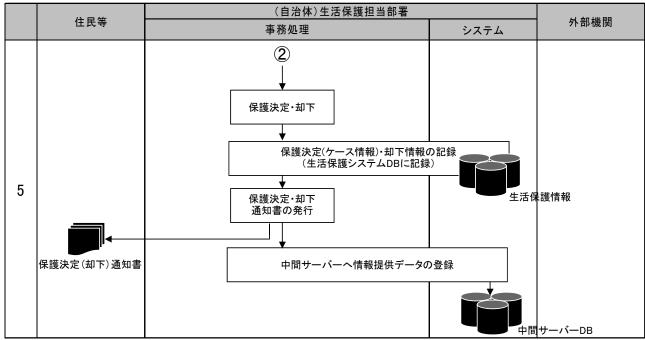


図 4-11-1 保護申請(3/3)

表 4-11-2 保護申請

項番	項目	内容	影響
1	生活相談		・相談内容等をケース記録として生活保護データベースに記録する。 ・相談の過程で本人確認証として個人番号カードの提示があった場合は、本人確認等を行い、必要に応じて、個人番号を記録する。
2	保護申請	<ul><li>・地方公共団体に提出する申請書等に個人番号を記載する。</li><li>・申請書等の受理に際し、住民に個人番号の提供を求める。</li></ul>	<ul><li>・申請者が記載する申請書等に個人番号の記載欄を設ける。</li><li>・申請書を受け取ったら、個人番号の調査及び真正性の確認を行う。</li><li>・申請書情報を、生活保護データベースに記録する。</li></ul>
3	保護要件の確認	・地方公共団体は、情報提供 ネットワークシステムを使用 して特定個人情報の提供の求 めを行うことができる。 ・	・保護歴を確認し、保護歴がある場合は、 保護歴のある他市町村から保護台帳(一式)を郵送させる。 ・自庁内で確認できる場合は、各担当課に 情報照会を行う。 ・他機関への情報照会が必要である場合 は、申請者の世帯員に関する地方税関係 情報等、その他必要な要件確認に必要な 情報を照会し、収入・所得、扶養関係等 の確認を行う。 ・要件確認で参照した情報等を生活保護 データベースに記録する。
4	調査		・預貯金・生命保険、扶養義務に関する調査等を行う。 ・申請者宅を訪問し所定の調査や聞き取りを行う。 ・調査で得た情報等を生活保護データベースに記録する。 ・ケース検討を行い、保護の要否を決定する。
5	保護決定		・保護決定又は申請却下に関する情報等を生活保護データベースに記録する。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会に対応できるよう、保護決定等の情報提供データを中間サーバーに格納する。

# ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 4-11-3」に示す。

表 4-11-3 方向性及び留意事項における区分一覧

区分	区分が示す意味
0	番号制度上対応が必須
•	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度に伴い必要となる生活保護システムの主要機能要件を示す。

表 4-11-4 生活保護システムにおける主要機能要件(1/2)

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、 個人番号を追加す る。	生活保護 データベー スへの個人 番号を追加	宛名管理システムを参照していない生活保護システムでは、受給者管理等のために用いるデータベースに、受給者等の個人番号を追加する。	•
2		個人番号による検 索等機能の追加	検索キーに 個人番号を 追加	個人番号による検索を可能にする。 個人番号が変更等された場合に変更前の個人番号 を把握できるように考慮する。	© ©
3	表示機能	受給資格管理等に 用いる画面に個人 番号を追加する。	画面表示項 目に個人番 号を追加	受給者等の個人番号を画面に追加する。	0
4		生活保護の申請等 に用いる帳票に個 人番号の記載欄を 追加する。	届出書等へ の個人番号 記載欄の追 加	個人番号を各種申請・届出書の帳票に追加する。	0

表 4-11-4 生活保護システムにおける主要機能要件(2/2)

T舌	機能	能機能要件 検討事項 方向性及び留意事項				
項 番		機能要件		方向性及び留意事項	区分	
5	情報提供	医療保険給付関係	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により		
	ネットワー	情報		各医療保険者及び各後期高齢者広域連合に対して、医	•	
	クシステム	(別表第二 26)		療保険給付関係情報を取得する仕組みを追加する。		
6	を通じた情	地方税関係情報、	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、		
	報照会	児童手当関係情		各市町村から、地方税関係情報、児童手当関係情報、		
		報、介護保険給付		介護保険給付関係情報、自立支援給付の支給に関する		
		関係情報等		情報を取得する仕組みを追加する。		
		(別表第二 26)				
7		年金である給付の	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、		
		支給に関する情報		厚生労働大臣若しくは日本年金機構等から、年金給付	•	
		(別表第二 26)		関係情報等を取得する仕組みを追加する		
8		児童扶養手当関係	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、		
		情報、母子家庭自		都道府県知事等から、児童扶養手当関係情報又は母子	_	
		立支援給付金の支		及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支	•	
		給に関する情報		給に関する情報を取得する仕組みを追加する。		
		(別表第二 26)	(大和文·伊			
9		特別児童扶養手当	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、		
		関係情報 (四本祭二 26)		厚生労働大臣若しくは都道府県知事から、特別児童扶	•	
10		(別表第二 26) 母子保健法による	情報取得	養手当関係情報を取得する仕組みを追加する。 情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、		
10		養育医療の給付又	1月 牧 以 付	情報促供イットリークシステムを通じた思芸により、   都道府県知事又は保健所を設置する市の長から、母子		
		は養育医療に要す		保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する		
		る費用の支給に関		費用の支給に関する情報を取得する仕組みを追加す	•	
		する情報		質用の文和に関する情報を取付する圧組のを担加する。		
		(別表第二 26)				
11		児童福祉法による	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、		
		障害児入所支援に	114 114 114 114	児童福祉法による障害児入所支援に関する情報等取	_	
		関する情報等		得する仕組みを追加する。		
		(別表第二 26)				
12		障害者自立支援法	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、		
		による自立支援給		障害者自立支援法による自立支援給付の支給に関す		
		付の支給に関する		る情報を取得する仕組みを追加する。	•	
		情報				
		(別表第二 26)				
13	情報提供	生活保護関係情報	情報提供	情報提供ネットワークシステムを通じた照会に対し、		
	ネットワー			生活保護関係情報を提供する仕組みを追加する。		
	クシステム				0	
	を通じた情					
	報提供					

<sup>(</sup>注) ここでは別表第二の生活保護関係の情報取得のうち、主なもののみ記載した。別表第二のうち、平成 29 年 7 月に情報連携を実現するものの範囲等については、今後各省庁で検討される見込みである。

# (12) 介護保険システム

#### ア 番号制度導入における影響の全体像

介護保険制度は、市町村の区域内に住所を有する者で、65歳以上の者又は40歳以上65歳未満の医療保険加入者を被保険者として、多様なサービス提供主体から保健医療サービス・福祉サービスを総合的に受けることを可能とするものである。

介護保険の被保険者は「被保険者番号」が付番されており、地方公共団体の申請処理においては、この番号が個人特定に利用され、また、国民健康保険団体連合会への情報提供においても、この番号が個人特定で利用されている。

この被保険者番号は、番号制度導入後も引き続き利用されることが想定されるが、これと併せて、番号制度導入後、申請・届出書に個人番号の記載欄が設けられ、申請処理における個人特定に個人番号が利用されることが想定される。

また、番号制度導入により、被保険者の各種給付等に係る所得区分の判定及び保険料の算定での所得等の要件の確認について、情報提供ネットワークシステムを利用することが想定され、その場合、1月2日以降の転入者である住民は決定の判断に要する所得証明書等の添付書類の省略が可能となる。

なお、ここでは、現行の地方公共団体から国民健康保険団体連合会への情報提供については、 現行どおりを想定して記載している。

#### 表 4-12-1 介護保険の被保険者

	14 17 PA - W				
項番	被保険者	影響			
1	<ul><li>市町村の区域内に住所</li></ul>	・ 介護保険の資格取得・異動・喪失届等に個人番号を記載する。			
	を有する 65 歳以上の者	・ 申請届出時の書類に個人番号が補筆されるものがあった場合、個人番			
	又は市町村の区域内に	号と基本4情報で申請書等と照合する。			
	住所を有する 40 歳以上	・ 被保険者の各種給付等に係る所得区分の判定及び保険料の算定にあ			
	65 歳未満の医療保険加	たり、所得及び課税状況の情報が必要な場合において、被保険者が転			
	入者	入者である場合は、転出元市町村に対して、情報提供ネットワークシ			
		ステムを通じた地方税関係情報の照会がなされ、申請者は所得証明書			
		等の添付書類の一部を省略することが可能となる。			
2	・ 施設入所により、他市町 村に居住する者(住所地 特例)	・介護保険施設等に入所することにより他市町村から転入した場合、転出元の市町村に「住所地特例適用届」により連絡されるが、同票に「個人番号」が記載され、制度導入後、転出元の市町村で「個人番号」により個人特定がなされる。     ・被保険者が住所地特例対象施設に入所する場合、転入先市町村は転出元市町村に「他市町村住所地特例者連絡票」の送付を行っている。転出元市町村はこの連絡票と住所地特例適用届、施設入所連絡票をもとに住所地特例者を管理している。     ・番号制度導入後は、情報提供ネットワークシステムを通じた介護保険給付関係情報の照会通知、照会がなされる。(別表第二 94)			

(注) 日本の国籍を有しない者であって、在留期間が3月以下の者であっても、在留資格に応じた資料等により、在留期間の始期から起算して3月を超えて本邦に滞在すると認められる者は厚生労働大臣が別に定める被保険者になりうることから、個人番号をもたない被保険者も存在することに留意する必要がある。

# イ 番号制度導入後の業務の流れ

本節では、「ア 番号制度導入における影響の全体像」を踏まえ、介護保険の事務に与える影響について記載する。

番号制度導入後、申請・届出書に個人番号記載欄が設けられ、地方公共団体等に提出する書類に個人番号が記載されれば、地方公共団体においては申請処理業務等で個人番号を利用して個人特定を行う。

具体的には、資格取得・喪失、住所地特例適用、要介護・要支援認定等で提出する申請・届 出書の記入において、個人番号が記載される。

# (7) 番号制度導入後の保険料の減免等に関する介護保険業務の流れ

介護保険における、保険料の減免申請を行う場合の、業務フローの例を示す。

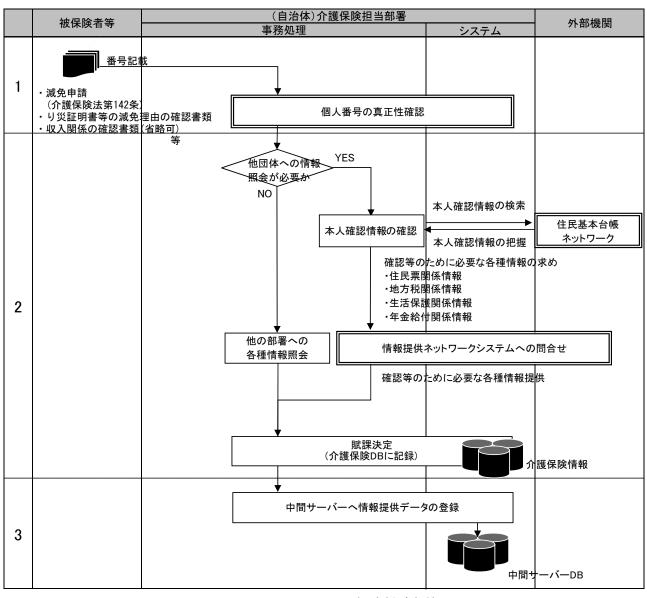


図 4-12-1 保険料減免等

表 4-12-2 保険料減免等

	女 ₹ 12 2 体 灰 杯 減 元 寸					
項番	項目	内容	影響			
1	被保険者等からの保 険料減免に関する申 請	<ul><li>・地方公共団体に提出する書類 へ個人番号を記載する。</li><li>・申請書等の受理に際し、住民 に個人番号の提供を求める。</li></ul>	・減免申請書には、個人番号の記載欄を設ける。 ・被保険者は、震災、風水害、火災等の特別の事情のため、介護保険の減免を受けようとする場合は、減免申請書に必要な書類を添えて、市町村に対し保険料の減免申請を行う。 ・申請書を受け取ったら、個人番号の調査及び真正性の確認を行う。			
2	減免等の判定	・地方公共団体は、情報提供 ネットワークシステムを使用 して特定個人情報の提供の求 めを行うことができる。	・申請者が1月1日時点で住民でなかった場合又は住所地特例の対象者等の場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて、地方税関係情報等の照会を行い、保険料の当初賦課の時点から変更がないか確認を行う。 ・町村の場合は、当該者が生活保護に該当していないかどうかを確認するため、必要に応じて情報提供ネットワークシステムを通じて、生活保護関係情報の照会を行う。 ・また、当該者が老齢福祉年金を受給していないかどうかを確認するため、必要に応じて情報提供ネットワークシステムを通じて、年金給付関係情報の照会を行う。			
3	賦課額決定		・ 当該世帯の所得と住民税の課税状況及 び生活保護受給状況、老齢福祉年金受給 状況等から減免内容を決定し、賦課額を 決定する。 ・ 情報提供ネットワークシステムを通じ た情報照会に対応できるよう、賦課明細 情報等の情報提供データを中間サー バーに格納する。			

# (イ) 番号制度導入後の被保険者異動に関する介護保険業務の流れ

住民からの介護保険の資格取得・喪失に関する届出書から、被保険者資格情報を整備する 業務についての業務フローの例を示す。

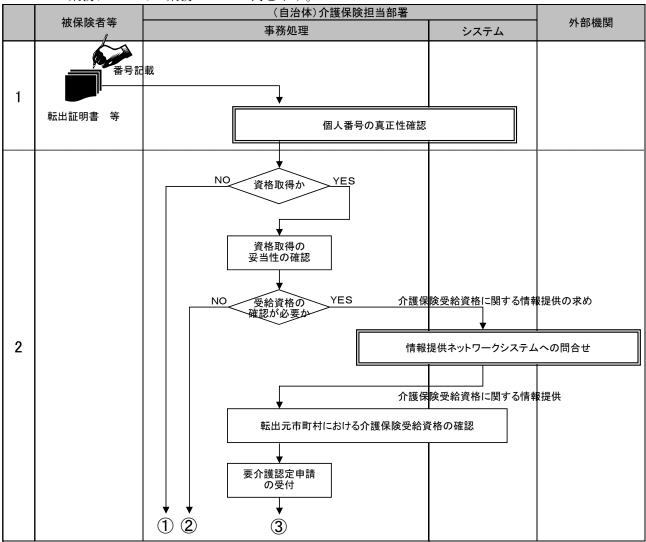


図 4-12-2 介護保険の被保険者異動(1/2)

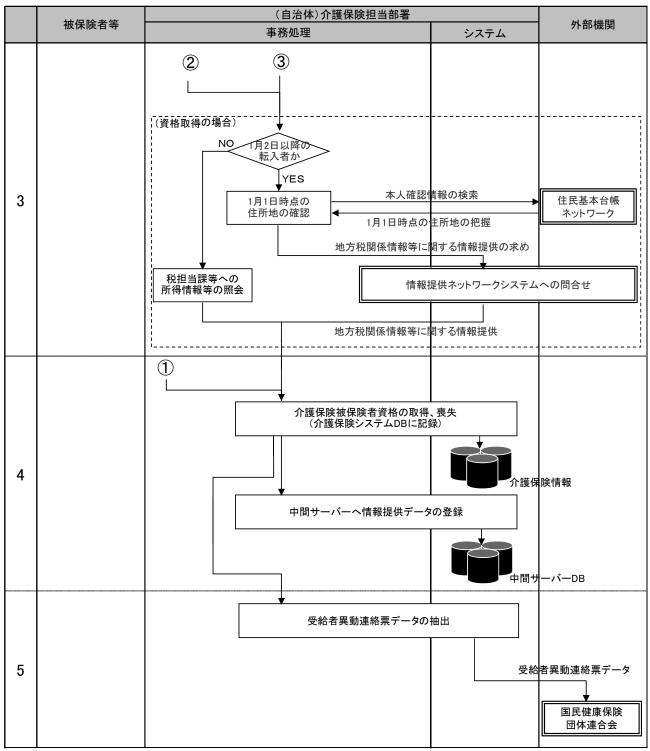


図 4-12-2 介護保険の被保険者異動(2/2)

表 4-12-3 介護保険の被保険者異動

項番	項目	内容	影響
1	被保険者等からの異 動(資格取得・喪失等) に関する届出	<ul><li>・地方公共団体に提出する届出書等に個人番号を記載する。</li><li>・届出書等の受理に際し、住民に個人番号の提供を求める。</li></ul>	・被保険者等の異動(資格取得・喪失等)に関する届出に個人番号の記載欄を設ける。 ・被保険者等からの異動(資格取得・喪失等)に関する届出を受け取ったら、個人番号の調査及び真正性の確認を行う。
2	受給資格証明書情報 の確認	・地方公共団体は、情報提供 ネットワークシステムを使用 して特定個人情報の提供の求 めを行うことができる。	・被保険者の異動(資格取得等)の事由が転入による場合は、受給資格証明書情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行う。 ・有効な受給資格証明書情報が存在する場合は、当該者から14日以内に要介護認定の受付を行う。
3	地方税関係情報等の確認		・被保険者異動(資格取得等)の届出の場合で、被保険者等が1月1日時点で住民でなかった場合又は住所地特例の対象者等の場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて、地方税関係情報等の照会を行い、被保険者の所得額や世帯員の課税非課税の状況の把握を行う。
4	介護保険システムの データベース及び中 間サーバーへの記録	・地方公共団体は、情報提供 ネットワークシステムにより 特定個人情報の提供を求めら れた場合は、当該特定個人情 報を提供しなければならな い。	・介護保険システムのデータベースに記録する。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会に対応できるよう、被保険者資格等の情報提供データを中間サーバーに格納する。
5	受給者異動連絡票の 送付		・月次で受給者異動連絡票情報を抽出し、 国民健康保険団体連合会に送付する受 給者異動連絡票ファイルを編集する。

<sup>(</sup>注) ここでは、現行の地方公共団体から国民健康保険団体連合会への情報提供については、現行どおりを想定して記載しているが、受給者異動連絡票のデータ項目に個人番号が追加される可能性がある(国民健康保険団体連合会は、保険者である市町村からの委託を受けて介護保険審査支払等事務を実施しているが、市町村からの受託者である者が市町村との情報のやり取りにおいて個人番号を取扱うことができるかは、番号法案解釈によると考えられる)。

# (ウ) 番号制度導入後の施設入所による住所地特例の適用に関する業務の流れ

被保険者が住所地特例により他市町村の施設に入所する場合の業務フローの例を示す。

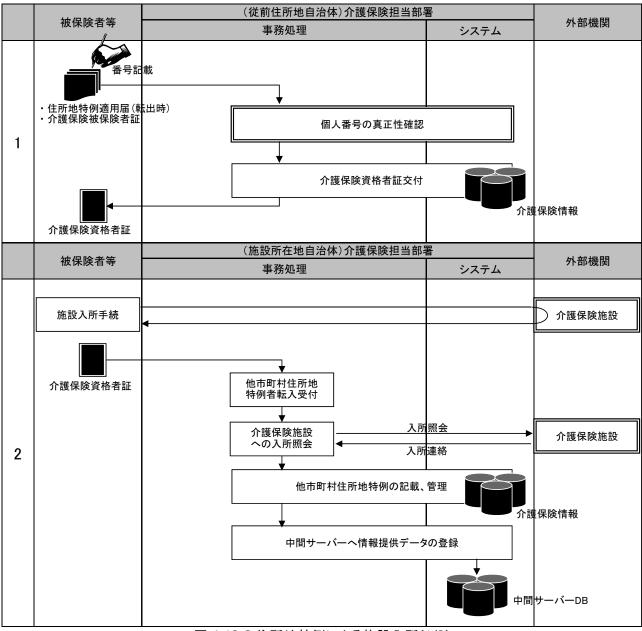


図 4-12-3 住所地特例による施設入所(1/2)

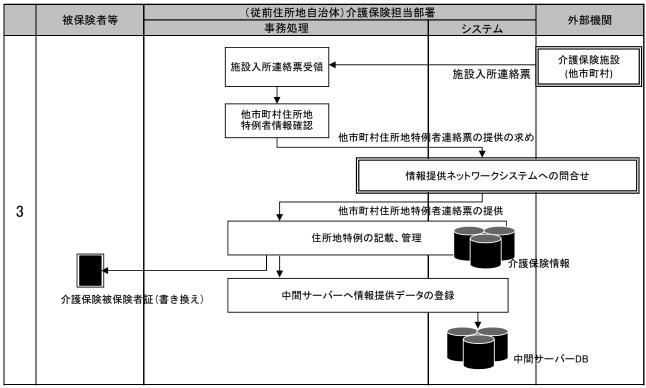


図 4-12-3 住所地特例による施設入所(2/2)

#### 表 4-12-4 住所地特例による施設入所(1/2)

	X . 12 . (E/M-8147/1-01-0/MB/EX/1/(1/2))					
項番	項目	内容	影響			
1	施設入所による転出 (転出元市町村)	<ul><li>・地方公共団体に提出する届出書等に個人番号を記載する。</li><li>・届出書等の受理に際し、住民に個人番号の提供を求める。</li></ul>	<ul><li>・施設入所による転出時に届出を行うための住所地特例適用届に、個人番号の記載欄を設ける。</li><li>・届出を受け取ったら、個人番号の調査及び真正性の確認を行う。</li><li>・被保険者証を回収し、施設入所する旨を記載した資格者証を交付する。</li></ul>			
2	施設入所による転入 (施設所在地市町村)	・地方公共団体は、情報提供 ネットワークシステムにより 特定個人情報の提供を求めら れた場合は、当該特定個人情 報を提供しなければならな い。	<ul> <li>・施設入所手続済の被保険者からの、住所地特例による転入届の受付を行う。</li> <li>・介護保険施設へ入所照会を行う。</li> <li>・他市町村住所地特例者情報データベースに記録し管理を行う。</li> <li>・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会に対応できるよう、他市町村住所地特例者に関する情報提供データを中間サーバーに格納する。</li> </ul>			

表 4-12-4 住所地特例による施設入所(2/2)

	X 1 12 1 E///2 N // 1 C O W. CC / 1 // (-1 - 1)						
項番	項目	内容	影響				
3	被保険者の管理(転出元市町村)	・地方公共団体は、情報提供 ネットワークシステムを使用 して特定個人情報の提供の求 めを行うことができる。 ・地方公共団体は、情報提供 ネットワークシステムにより 特定個人情報の提供を求めら れた場合は、当該特定個人情 報を提供しなければならな い。	・介護保険施設から施設入所連絡票を受領する。     ・転入先 (施設所在地) 市町村に対して、情報提供ネットワークシステムを通じて他市町村住所地特例者連絡票の照会を行う。     ・施設所在地市町村から得た他市町村住所地特例者連絡票情報を、介護保険システムのデータベース(被保険者台帳)に記録し管理を行う。     ・被保険者証を送付する。     ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会に対応できるよう、住所地特例対象の被保険者資格に関する情報提供データを中間サーバーに格納する。				

# (I) 番号制度導入後の施設退所による住所地特例の終了に関する業務の流れ

被保険者が住所地特例により他市町村の施設を退所する場合の業務フローの例を示す。

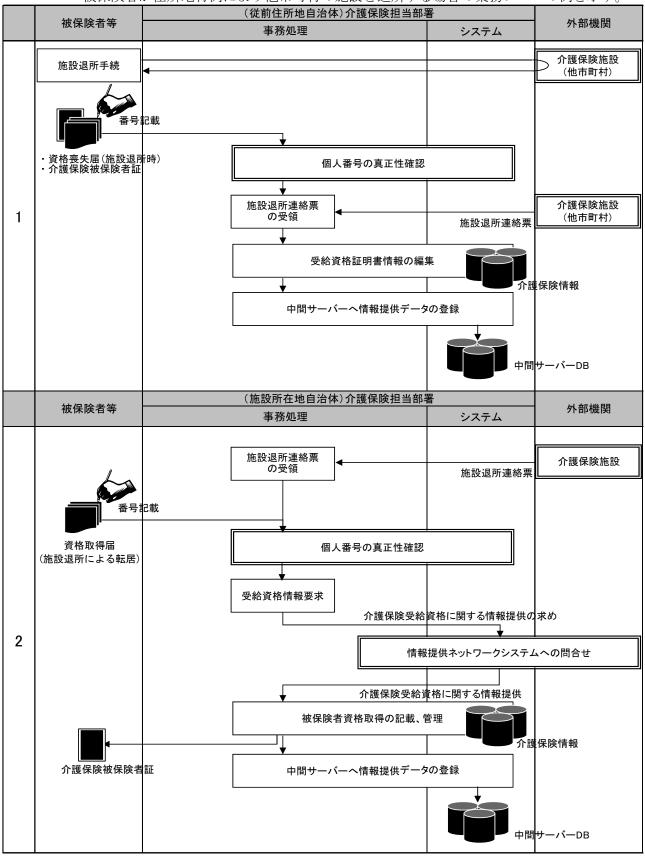
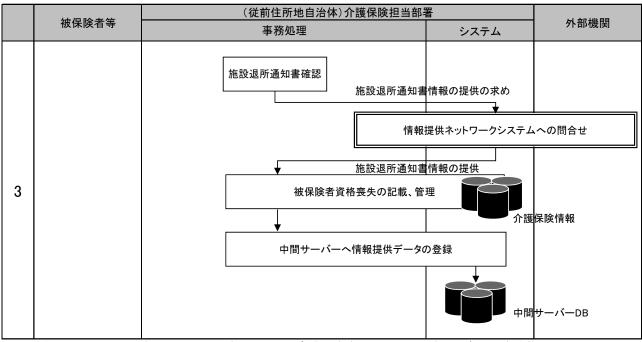


図 4-12-4 住所地特例者の施設退所(1/2)



(注) 住所地特例による施設退所の例の前提として、介護保険施設を退所して施設所在地の自治体に居住しているものとする。

# 図 4-12-4 住所地特例者の施設退所(2/2)

# 表 4-12-5 住所地特例による施設退所(1/2)

表 4-12-5 任所地特例による施設退所(1/2)					
項番	項目	内容	影響		
1	施設退所による被保 険者資格喪失 (転出元市町村)	・地方公共団体に提出する届出書等に個人番号を記載する。 ・届出書等の受理に際し、住民に個人番号の提供を求める。 ・地方公共団体は、情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供を求められた場合は、当該特定個人情報を提供しなければならない。	・介護保険施設から施設退所連絡票を受領する。 ・被保険者からの資格喪失届と被保険者証の受付を行う。 ・資格喪失届に、個人番号の記載欄を設ける。 ・届出を受け取ったら、個人番号の調査及び真正性の確認を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会に対応できるよう、受給資格証明書情報に関する情報提供データを中間サーバーに格納する。		
2	施設退所による被保 険者資格取得 (施設所在地市町村)	・届出書等の受理に際し、住民に個人番号の提供を求める。 ・地方公共団体は、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求めを行うことができる。 ・地方公共団体は、情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供を求められた場合は、当該特定個人情報を提供しなければならない。	・介護保険施設から施設退所連絡票を受領する。 ・施設退所手続済の被保険者からの資格取得届の受付を行う。 ・資格取得届に、個人番号の記載欄を設ける。 ・届出を受け取ったら、個人番号の調査及び真正性の確認を行う。 ・転出元市町村(従前介護保険者)に対して、情報提供ネットワークシステムを通じて受給資格を取得し、被保険者首帳データベースに記録を行う。 ・被保険者証を交付する ・被保険者証を交付する ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会に対応できるよう、被保険者資格及び施設退所通知書に関する情報提供データを中間サーバーに格納する。		

表 4-12-5 住所地特例者の施設退所(2/2)

我!12.5 E//地位的内书O/地段医//(2/2)			
項番	項目	内容	影響
3	被保険者資格喪失 (転出元市町村)	<ul> <li>地方公共団体は、情報提供 ネットワークシステムを使用 して特定個人情報の提供の求 めを行うことができる。</li> <li>地方公共団体は、情報提供 ネットワークシステムにより 特定個人情報の提供を求めら れた場合は、当該特定個人情 報を提供しなければならな い。</li> </ul>	<ul> <li>・施設所在地(転入先)市町村に対して、情報提供ネットワークシステムを通じて施設退所通知書の照会を行う。</li> <li>・被保険者資格を喪失する。</li> <li>・施設所在地市町村から得た施設退所通知書情報及び被保険者資格喪失を、被保険者台帳データベースに記録し管理を行う。</li> <li>・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会に対応できるよう、被保険者資格喪失に関する情報提供データを中間サーバーに格納する。</li> </ul>

# (オ) 番号制度導入後の新規要介護・要支援認定に関する業務の流れ

介護保険の新規要介護認定・要支援認定申請を行う場合の業務フローの例を示す。

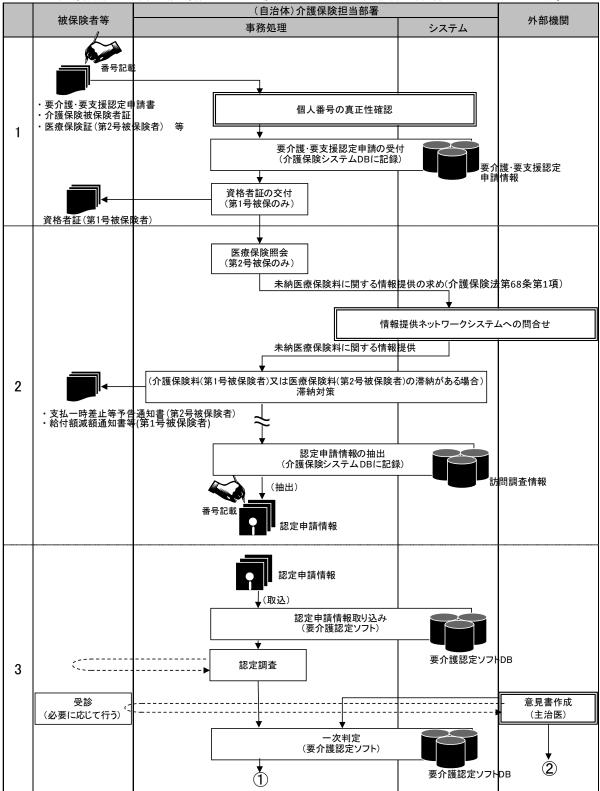


図 4-12-5 要介護·要支援認定(1/2)

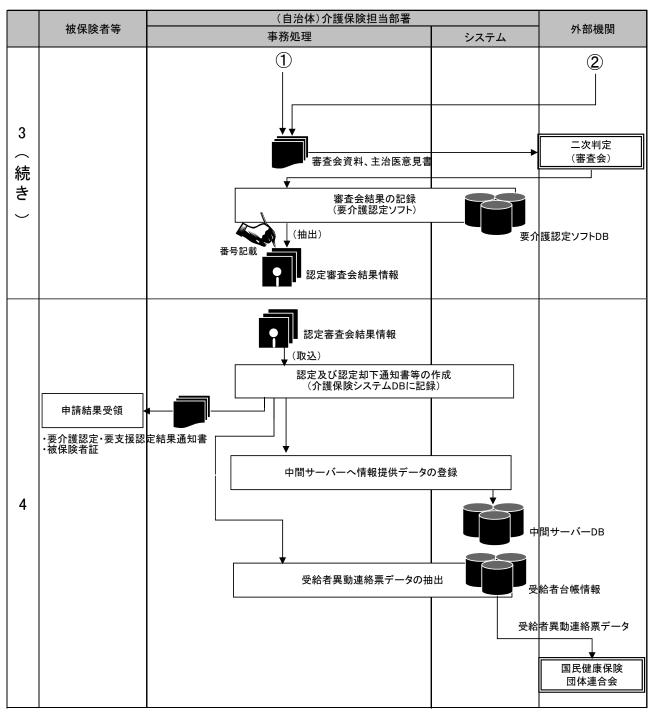


図 4-12-5 要介護·要支援認定(2/2)

表 4-12-6 要介護·要支援認定

百采	佰日	衣 4-12-0 安介護・安又抜	見線.
項番	項目		京響
1	要介護·要支援認定申 請	<ul><li>・地方公共団体に提出する申請書等に個人番号を記載する。</li><li>・申請書等の受理に際し、住民に個人番号の提供を求める。</li></ul>	・要介護・要支援認定申請書に個人番号の記載欄を設ける。 ・申請書を受け取ったら、個人番号の調査及び真正性の確認を行う。 ・要介護・要支援認定申請情報を介護保険システムのデータベースに記録する。 ・被保険者証を回収し、資格者証を交付す
			る。
2	要介護·要支援申請受付	・地方公共団体は、情報提供 ネットワークシステムを使用 して特定個人情報の提供の求 めを行うことができる。	・第2号被保険者の場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて医療保険者に対して、医療保険料の未納に関する情報照会(要介護認定等申請受理通知)を行う。 ・保険料の未納がある場合は、滞納対策を講じる。 ・要介護認定ソフトに引き渡すための認定申請情報データを抽出する。
3	認定審査		・調査員が訪問調査を行う。 ・
4	要介護・要支援認定結果の通知	・地方公共団体は、情報提供 ネットワークシステムを使用 して特定個人情報の提供の求 めを行うことができる。	・要介護認定ソフトで作成された認定審査会結果情報データを受領し、介護保険システムのデータベースに記録する。・要介護認定・要支援認定結果通知書、被保険者証を作成し、請求者に送付する。・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会に対応できるよう、要介護認定・要支援認定の情報提供データを中間サーバーに格納する。・月次で受給者異動連絡票情報を抽出し、国民健康保険団体連合会に送付する受給者異動連絡票ファイルを編集する。

# ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 4-12-7」に示す。

表 4-12-7 方向性及び留意事項における区分一覧

区分	区分が示す意味
0	番号制度上対応が必須
•	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度に伴い必要となる介護保険システムの主要機能要件を示す。

表 4-12-8 介護保険における主要機能要件(1/2)

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、 個人番号を追加す る。	介護保険シ ステムの データベー スへの個人 番号を追加	宛名管理システムを参照していない介護保険システムでは、被保険者資格管理等のために用いるデータベースに、被保険者等の個人番号を追加する。	•
2		個人番号による検 索等機能の追加	検索キーに 個人番号を 追加	個人番号による検索を可能にする。 個人番号が変更等された場合に変更前の個人番号 を把握できるように考慮する。	© ©
3	表示機能	被保険者資格管理 等に用いる画面に 個人番号を追加す る。	画面表示項 目に個人番 号を追加	被保険者等の個人番号を画面に追加する。	0
4		介護保険の各種申 請・届出のために 用いる帳票に個人 番号の記載欄を追 加する。	申請・届出書 等への個人 番号記載欄 の追加	個人番号を各種申請・届出書の帳票に追加する。	0
5	情報提供 ネット ワークシ ステムを	医療保険給付関係 情報 (別表第二 93)	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、各医療保険者及び各後期高齢者広域連合から、 医療保険給付関係情報を取得する仕組みを追加する。	•
6	通じた情報照会	地方税関係情報、 住民票関係情報、 介護保険給付関係 情報 (別表第二 94)	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、市町村長から、地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報を取得する仕組みを追加する。	•
7		生活保護関係情報 (別表第二 94)	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、都道府県知事等から、生活保護関係情報を取得する仕組みを追加する。	•
8		年金給付関係情報 (別表第二 94)	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、厚生労働大臣若しくは日本年金機構等から、年 金給付関係情報を取得する仕組みを追加する。	•

### 表 4-12-8 介護保険における主要機能要件(2/2)

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
9	情 報 ッ ー テ い ー テ い た た た た た 性 、 り た た に し た し た し た し た し た し た し た も し も し も し	介護保険給付関係 情報	情報提供	情報提供ネットワークシステムを通じた照会に対し、介護保険給付関係情報を提供する仕組みを追加する。	0

<sup>(</sup>注 1) ここでは別表第二の介護保険関係の情報取得のうち、主なもののみ記載した。別表第二のうち、平成 29 年 7 月 に情報連携を実現するものの範囲等については、今後各省庁で検討される見込みである。

<sup>(</sup>注 2) ここでは、現行の地方公共団体から国民健康保険団体連合会への情報提供については、現行どおりを想定して記載しているが、そのデータ項目に個人番号が追加される可能性がある。

### (13) 予防接種管理システム

### ア 番号制度導入における影響の全体像

予防接種に関して、乳幼児等に対しては、ポリオ(急性灰白髄炎)、BCG(結核)、三種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)、二種混合(ジフテリア・破傷風)、麻しん・風しん混合ワクチン、日本脳炎等の定期予防接種と、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、女子中高生に対しては、子宮頸がん等の公費助成の対象となる任意予防接種が存在する。

また、高齢者に対しては、インフルエンザ等の定期予防接種と、高齢者肺炎球菌等の公費助成の対象となる任意予防接種が存在する。

これら予防接種に対する公費助成により、定期予防接種には自己負担金は発生しない(ただし、高齢者インフルエンザワクチンは一部自己負担がある)。

任意予防接種には一定額を公費助成し、自己負担金が発生する。また、地方公共団体によっては、任意予防接種の自己負担金について、世帯の所得や生活保護受給状況に応じて免除等をしている。

乳幼児については、母子健康手帳番号があるが、地方公共団体の予防接種管理においては、この番号は個人特定にあまり利用されていない。予防接種管理については、既存の「見える番号」となり得るものはないといえる。

制度導入後は、任意予防接種の費用助成申請書に個人番号の記載欄が設けられ、申請処理における個人特定や接種結果情報等の管理における個人特定に個人番号が利用される。

番号制度導入により、これらの予防接種における費用助成等の要件確認について、情報提供ネットワークシステムを利用できる。これにより、申請時の添付書類の一部が省略可能となる。 具体的には、予防接種の費用助成等の申請の者(世帯)が、1月2日以降の転入者(世帯)であった場合、転出元市町村に対して情報提供ネットワークシステムを通じた住民票関係情報、地方税関係情報の照会がなされることが想定される。

#### 表 4-13-1 任意予防接種の対象となりえる者

#### 影響 対象者 一般的な任意予防接種の対象年齢は、概ね以下のとお 任意予防接種の費用助成申請書等に個人番号を記載 りとなっている。 ・ヒブワクチン: 0歳~4歳 申請書等に個人番号が補筆されるものがあった場合、 ・ 小児肺炎球菌ワクチン: 0歳~4歳 個人番号と基本4情報で申請書等と照合する。 ・ 子宮頸がん:中学1年生~高校1年生 ・ 要件確認に関する添付書類(住民票、所得証明書等) ・ 高齢者インフルエンザ:60歳以上 の一部は、情報提供ネットワークシステムを通じて取 · 高齢者肺炎球菌:65 歳以上 得することにより、申請者は添付書類の一部の省略が 可能になる。

### イ 番号制度導入後の業務の流れ

本節では、「ア 番号制度導入における影響の全体像」を踏まえ、予防接種管理の事務に与える影響について記載する。

番号制度導入後、申請・届出書に個人番号記載欄が設けられ、地方公共団体等に提出する書類に個人番号が記載されれば、地方公共団体においては申請処理業務等で個人番号を利用して個人特定を行う。

### (7) 番号制度導入後の予防接種の費用助成の業務の流れ

市町村における予防接種管理(主に任意接種)の費用助成申請等の処理を行う場合の業務フローの例を示す

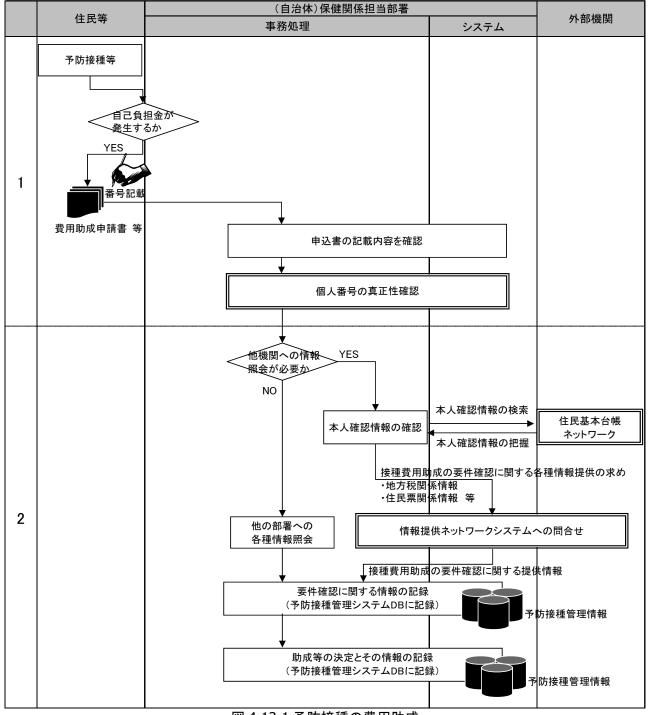


図 4-13-1 予防接種の費用助成

### 表 4-13-2 任意接種申込

	女·10-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-				
項番	項目	内容	影響		
1	費用助成申請	・地方公共団体に提出する申請書等に個人番号を記載する。 ・申請書等の受理に際し、住民に個人番号の提供を求める。	・任意予防接種申込書等に申請者又は保護者等の個人番号の記載欄を設ける。 ・申請書に記載された個人番号の真正性の確認を行う。 ・		
2	任意予防接種の助成 要件の確認	・地方公共団体は、情報提供 ネットワークシステムを使用 して特定個人情報の提供の求 めを行うことができる。	・任意接種の自己負担金に関する助成可否を確認するために、世帯の所得及び住民税の課税状況を確認するため、それらの者が1月1日時点の住民でない場合は、情報提供ネットワークシステムを通じて、地方税関係情報等の照会を行う。・自庁内で確認できる場合は、各担当課に情報照会を行う。・助成要件を確認し助成決定を行う。予防接種管理情報を予防接種管理システムに記録する。		

- (注1) 自己負担分(実費)については、地方公共団体の助成により、発生しないケースが多い。
- (注 2) 予防接種管理は、地方公共団体によって様々な業務フローとなっており、上記の業務フローに限られるものではない。

## ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 4-13-4」に示す。

表 4-13-4 方向性及び留意事項における区分一覧

区分	区分が示す意味
0	番号制度上対応が必須
•	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度に伴い必要となる予防接種管理システムの主要機能要件を示す。

表 4-13-5 予防接種費用助成における主要機能要件

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、 個人番号を追加す る。	予防接種管 理システム のデータ ベースへの 個人番号を 追加	宛名管理システムを参照していない予防接種管理 システムでは、予防接種管理情報のデータベース に、申請者等の個人番号を追加する。	•
2		個人番号による検 索等機能の追加	検索キーに 個人番号を 追加	個人番号による検索を可能にする。 個人番号が変更等された場合に変更前の個人番号 を把握できるように考慮する。	© ©
3	表示機能	費用助成対象者等 の管理に用いる画 面に個人番号を追 加する。	画面表示項 目に個人番 号を追加	申請者等の個人番号を画面に追加する。	0
4		申請書等の帳票に 個人番号の記載欄 を追加する。	申請書等へ の個人番号 記載欄の追 加	個人番号記入欄を申請書等の帳票に追加する。	0
5	情報提供 ネット ファクシ 通じた情 報照会	地方税関係情報、 住民票関係情報 (別表第二 18)	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、市町村から、地方税関係情報等を取得する仕組みを追加する。	•

### (14) 養育里親名簿管理システム

#### ア 番号制度導入における影響の全体像

養育里親制度は、要保護児童(保護者の無い児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童)の養育を委託する制度である。

養育里親には、その年度の措置費基準を基に一定の計算がなされた額が、委託期間中の養育に要する費用の手当として支給される。

養育里親の認定の際には、申請者が心身ともに健全であること、経済的に困窮していないこと等の要件を満たしていることが必要であり、その要件を確認するため都道府県への申請時には、住民票や所得証明書を添付させる場合が多い。

また、認定に際し、都道府県職員及び児童相談所職員が家庭訪問等を行い、申請者の家庭状況(家族構成、住居の状況、収入状況、資産状況、健康状態等)について調査を実施する。

この分野では、既存の「見える番号」は存在しないため、制度導入後の個人特定には「個人番号」が利用されることが想定される。制度導入後は、申請・届出書に新たに個人番号の記載欄が設けられれば、個人番号によって個人特定がなされる。

番号制度導入により、これらの申請時における要件の確認については、都道府県が情報提供ネットワークシステムを利用することが想定され、その場合、住民は申請に要する住民票や、所得証明書等の添付書類の一部の省略が可能となる。

#### 表 4-14-1 養育里親になりえる者

#### 対象者

養育里親申請は、要件を満たしていれば、年齢制限等はないが、身体的・精神的に、また経済的にも安定して子どもの養育をするためには、未成年者や高齢者は相応しくないと判断される場合が多い。

#### (要件)

- ・ 養育里親研修を修了したこと
- 養育里親になることを希望する者及びその同居人が欠格事由に該当しないこと
- ・ 経済的に困窮していないこと (欠格事由)
- ・ 成年被後見人又は被保佐人
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は 執行を受けることがなくなるまでの者
- ・児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律、その他国民の福祉に関する法律、政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する 児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する 被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に 関し著しく不適当な行為をした者

#### 影響

- 申請書等に個人番号を記載する。
- 申請時の書類に個人番号が補筆されるものがあった 場合、個人番号と基本4情報で認定請求書と照合する。
- ・申請時の要件確認に必要な添付書類の一部(住民票、 所得証明書)は、情報提供ネットワークシステムを通 じた照会がなされ、申請者は添付書類の一部の省略が 可能になる。

### (15) 母子寡婦福祉資金貸付システム

#### ア 番号制度導入における影響の全体像

母子寡婦福祉資金は、母子(寡婦)家庭の経済的自立と、その扶養する児童(子)の福祉の増進を図るため、原則、無利子で各資金を貸付けするものである。

対象者は、母子家庭の母、父母のいない20歳未満の子、寡婦等であり、貸付の申請時には 要件確認のために、本人及び連帯保証人の所得証明書を添付させる場合が多い。

この分野では、既存の「見える番号」は存在しないため、制度導入後の個人特定には「個人番号」が利用されることが想定される。制度導入後は、申請・届出書に新たに個人番号の記載欄が設けられれば、個人番号によって個人特定がなされる。

番号制度導入により、これらの申請時における要件の確認について、都道府県等が情報提供ネットワークシステムを利用することが想定され、その場合、住民は申請に要する所得証明書の省略が可能となる。

なお、母子及び寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報は、情報提供ネットワークシステムを通じて他の機関から照会がなされるため、都道府県は同情報に係るデータを中間サーバーに格納しておく必要がある。

#### 表 4-15-1 借受人になりえる者

#### 対象者 ・ 貸付申請書等に借受人、連帯保証人、連帯借受人の (母子福祉資金) ・ 母子家庭の母(配偶者のない女子で、現に 20 歳未 各々の個人番号を記載する。 満の児童を扶養している方) ・貸付申請時の書類に個人番号が補筆されるものが ・ 母子家庭の母が扶養している 20 歳未満の児童 あった場合、個人番号と基本4情報で貸付申請書と照 ・ 父母のいない 20 歳未満の児童 合する。 (寡婦福祉資金) ・ 貸付申請時の要件確認に必要な添付書類の一部(借受 人及び連帯保証人の所得証明書) は、情報提供ネット ・ 寡婦(配偶者のない女子で、かつて母子家庭の母で あった者) ワークシステムを通じた照会がなされ、認定請求者は ・現に扶養する子がいない場合は所得制限有り 添付書類の一部の省略が可能になる。 ・ 寡婦が扶養している 20 歳以上の子 ・40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭 の母及び寡婦以外のもの ・現に扶養する子がいない場合は所得制限有り

#### 表 4-15-2 母子寡婦福祉資金貸付金の主な種類 (1/2)

資金名	資金使途	貸付対象
事業開始資金	事業を始めるために必要な資金	母子家庭の母、寡婦
事業継続資金	事業を続けるために必要な資金	母子家庭の母、寡婦
就職支度資金	就職支度資金 就職するために直接必要な資金	母子家庭の母が扶養する児童
		父母のいない児童
		寡婦が扶養する子
医療介護資金	医療または介護を受けるために必要な資金	母子家庭の母又は児童、寡婦
技能習得資金	知識技能を習得するために必要な資金	母子家庭の母、寡婦
生活資金	技能習得、医療・介護を受ける間の生活に必要な資金	母子家庭の母、寡婦
	母子家庭になって7年未満の世帯の生活に必要な資金	
	失業期間中の生活に必要な資金	
就学支度資金	就学、修業するために必要な資金	母子家庭の母が扶養する児童
		父母のいない児童
		寡婦が扶養する子

## 表 4-15-3 母子寡婦福祉資金貸付金の主な種類(2/2)

次:100 与1 弥师相位英亚英门亚 0 工 5 任 次(-) - /				
資金名	資金使途	貸付対象		
修業資金	事業を開始又は就職するために必要な知識技能を習得する	母子家庭の母が扶養する児童		
	ために必要な資金	父母のいない児童		
		寡婦が扶養する子		
結婚資金	児童又は扶養する 20 歳以上の子の婚姻に必要な資金	母子家庭の母、寡婦		
修学資金	高校・大学等に就学させるために必要な資金	母子家庭の母が扶養する児童		
	特別分限度額は、修学に係る直接必要な経費(授業料、通	父母のいない児童		
	学費、教科外活動費等)が一般分限度額を超える場合で必	寡婦が扶養する子		
	要と認められる額について対象となる。			
特例児童扶養資金	児童扶養手当を受けた者が扶養している児童の扶養全般に	母子家庭の母		
	必要な資金			

<sup>(</sup>注) 修学資金、修業資金、就職支度資金(児童に係るものに限る)、就学支度資金に関しては無利子の貸付。それ 以外の資金は、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は有利子(1.5%)の貸付となる。

### (16) 母子家庭自立支援システム

#### ア 番号制度導入における影響の全体像

母子家庭自立支援給付金は、母子家庭の母の就業の促進と自立を支援する意図で、母子家庭の母が職業能力を高めるために都道府県等に指定された教育訓練講座を受講し資格取得を目指すための給付金であり、指定講座を修了した場合に経費の一部を支給するものである。

対象者は、児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準である母子家庭の母であり、受講対象講座の申請時には要件確認のために、当該母子家庭の母及びその児童の世帯全員の住民票の写し、当該母子家庭の母に関する児童扶養手当証書の写しと所得証明書を添付させている。

また、高等技能訓練促進費等事業では、高等技能訓練促進費及び入学支援修了一時金では、市町村民税世帯課税状況で支給額を判断するため、市町村民税の課税証明書を添付させている。

この分野では、既存の「見える番号」は存在しないため、制度導入後の個人特定には「個人番号」が利用されることが想定される。制度導入後は、申請・届出書に新たに個人番号の記載欄が設けられれば、個人番号によって個人特定がなされる。

番号制度導入により、これらの申請時における要件の確認について、都道府県等が情報提供ネットワークシステムを利用することが想定され、その場合、住民は申請に要する児童扶養手当証書や所得証明書等の省略が可能となる。

なお、母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報は、情報提供ネットワークシステムを通じて他の機関から照会がなされるため、都道府県等は同情報に係るデータを中間サーバーに格納しておく必要がある。

#### 表 4-16-1 自立支援教育訓練給付金事業の対象者

### 対象者

#### 影響

実施主体は、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所設置町村であり、対象者は下記の要件をすべて満たす母子家庭の母を対象とする。

- ・児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所 得水準にあること
- 雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと
- ・ 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況 などから判断して、当該教育訓練が適職に就くため に必要であると認められること
- 自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書に申請者、世帯員(子)の各々の個人番号を記載する。
- ・受講対象講座指定申請時の書類に個人番号が補筆されるものがあった場合、個人番号と基本4情報で申請書と照合する。
- ・講座指定申請時の要件確認に必要な添付書類の一部 (住民票の写し、児童扶養手当証書、所得証明書)は、 情報提供ネットワークシステムを通じた照会がなさ れ、申請者は添付書類の一部の省略が可能になる。
- (注) 自立支援教育訓練給付金の支給額は、支給対象者が対象教育訓練の受講のために本人が支払った費用 20%相当額。ただし、20%相当額が 10 万円を超える場合の支給額は 10 万円とし、20%相当額が 4 千円を超えない場合は、支給は行われない。

#### 表 4-16-2 高等技能訓練促進費等事業の対象者

### 対象者

実施主体は、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所設置町村であり、対象者は下記の要件をすべて満たす母子家庭の母を対象とする。

- 児童扶養手当の支給を受けている、又は同様の所得 水準にあること
- ・ 就職を容易にするために必要な資格として都道府 県等の長が定める資格を取得するため、養成機関に おいて2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格 の取得が見込まれる者等であること
- ・ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認めら れる者であること

- ・ 高等技能訓練促進費等支給申請書に申請者、世帯員 (子)の各々の個人番号を記載する。
- ・支給申請時の書類に個人番号が補筆されるものが あった場合、個人番号と基本4情報で申請書と照合す る。
- ・支給申請時の要件確認に必要な添付書類の一部(住民票の写し、児童扶養手当証書、所得証明書)は、情報提供ネットワークシステムを通じた照会がなされ、申請者は添付書類の一部の省略が可能になる。
- (注) 高等技能訓練促進費は、月額 100,000 円(市町村民税非課税世帯)又は月額 70,500 円(市町村民税課税世帯)である。
  - また、入学支援修了一時金は、50,000円(市町村民税非課税世帯)又は25,000円(市町村民税課税世帯)である。

## (17) 母子家庭等日常生活支援システム

#### ア 番号制度導入における影響の全体像

母子家庭等日常生活支援事業は、母子家庭、父子家庭及び寡婦が、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、都道府県又は市町村が、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話などを行うものである。

対象者は、母子家庭、父子家庭、又は寡婦となっており、申請時には要件確認のために、当該家庭に関する世帯全員の住民票の写し、当該家庭に関する児童扶養手当証書の写しと所得証明書、生活保護受給者証を添付させている。

この分野では、既存の「見える番号」は存在しないため、制度導入後の個人特定には「個人番号」が利用されることが想定される。制度導入後は、申請・届出書に新たに個人番号の記載欄が設けられれば、個人番号によって個人特定がなされる。

番号制度導入により、これらの申請時における要件の確認について、都道府県又は市町村が情報提供ネットワークシステムを利用することが想定され、その場合、住民は申請に要する児童扶養手当証書や生活保護受給者証、所得証明書等の添付書類の一部の省略が可能となる。

#### 表 4-17-1 支援対象者になりえる者

対象者 影響	及 〒17-1 文版列家省になりたる省			
母、父子家庭の父又は寡婦で、疾病その他の理由により日常生活などに支障を生じたと認められる者を対・利用登録申請時の書類に個人番号が補筆されるもの	対象者	影響		
家とする。	都道府県又は市町村が支援事業を実施し、母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦で、疾病その他の理由により日常生活などに支障を生じたと認められる者を対象とする。	者、世帯員(子)の各々の個人番号を記載する。 ・利用登録申請時の書類に個人番号が補筆されるものがあった場合、個人番号と基本4情報で申請書と照合する。 ・利用登録申請時の要件確認に必要な添付書類の一部(住民票の写し、児童扶養手当証書、所得証明書、生活保護受給者証)は、情報提供ネットワークシステムを通じた照会がなされ、申請者は添付書類の一部の省略が可能になる。		

(注)子育て支援、生活援助ともに、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯は無料であり、児童扶養手当支給水準の世帯とそれ以外の世帯では負担額が異なる。

### (18) 老人福祉システム

#### ア 番号制度導入における影響の全体像

老人福祉法によるサービスは、介護保険法に統合されているが、介護保険の被保険者がやむを得ない事由により、介護保険法に規定する居宅サービス、地域密着型サービス又は施設サービスを利用することが著しく困難な場合は、市町村が老人福祉法による措置により、要措置者の状況に応じた介護サービスを供与する場合がある。また、措置費で支弁した費用は、介護保険制度に準じて、本人等の負担能力に応じて徴収される。

対象者は、介護保険の被保険者であり、環境上の事情や経済的事情を個々に判断して措置がなされる。

措置における要件の確認については、住民票の写し、介護保険被保険者証、所得証明書、生活保護受給者証等による要件確認の他に、本人が家族等から虐待等を受けている場合や、認知症その他の理由により意思能力が乏しい場合等の特殊事情の確認がなされる。

この分野では、既存の「見える番号」は存在しないため、制度導入後の個人特定には「個人番号」が利用されることが想定される。制度導入後は、申請・届出書に新たに個人番号の記載欄が設けられれば、個人番号によって個人特定がなされる。

番号制度導入により、これらの要件確認について、情報提供ネットワークシステムを利用することが想定され、その場合、住民は申請に要する住民票の写し、介護保険被保険者証、生活保護受給者証、住民が1月2日以降の転入者であれば所得証明書等の添付書類の一部の省略が可能となる。

#### 表 4-18-1 要措置者になりえる者

#### 対象者

市町村が措置を実施し、介護保険法に規定される被保険者であって、やむを得ない事由により介護保険法に規定する居宅サービス、地域密着型サービス又は施設サービスを利用することが著しく困難な者が対象である。

なお、やむを得ない事由とは、主に以下が該当する。

- ・本人が家族等から虐待等を受けている場合
- ・ 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かっ、本人を代理する家族等がいない場合
- その他、市町村長がやむを得ない事由と認める場合

#### 影響

- 措置申請書等に申請者の個人番号を記載する。
- ・申請時の書類に個人番号が補筆されるものがあった 場合、個人番号と基本4情報で措置申請書と照合す ス
- ・措置申請時の要件確認に必要な添付書類の一部(住民票の写し、介護保険被保険者証、所得証明書、生活保護受給者証)は、情報提供ネットワークシステムを通じた照会がなされ、住民は添付書類の一部の省略が可能になる。
- (注) 措置を受ける要措置者が、当該措置に係る介護保険法の規定による保険給付を受けることができる場合は、その保険給付に相当する額(生活保護法の規定による介護扶助を受けた場合はその介護扶助相当分を加算した額)を費用から控除して支弁する。

### (19) 原子爆弾被爆者援護システム

#### ア 番号制度導入における影響の全体像

原子爆弾の傷害作用のため生活能力に支障をきたしている、あるいは原爆に起因する病気やけがのために特別の出費を必要とする者等に対する手当として、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき支給される手当」がある。

対象者は、被爆者等であり、申請にあたっては、保険診療分の自己負担を証する書類、葬祭料申請については死亡を証する書類(死亡診断書、抹消された住民票の写し等)、介護手当の申請にあたっては、介護サービスの自己負担を証する書類を添付させる場合が多い。

原子爆弾被害者は、被爆者健康手帳の番号があり、地方公共団体の申請処理においては、この番号が個人特定に利用されている。

この被爆者健康手帳の番号は、制度導入後も引き続き利用されることが想定されるが、これ と併せて、制度導入後、都道府県等への申請・届出書に個人番号の記載欄が設けられ、申請等 の処理における個人特定に個人番号が利用されることが想定される。

番号制度導入により、これらの申請時における要件の確認について、都道府県、広島市、長崎市が情報提供ネットワークシステムを利用することが想定され、その場合、住民は申請に要する住民票の写しや介護保険のサービス受給に関する証明書の一部の省略が可能となる。

なお、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき支給される手当に関する情報は、 情報提供ネットワークシステムを通じて他の機関から照会がなされるため、都道府県、広島市、 長崎市は同情報に係るデータを中間サーバーに格納しておく必要がある。

#### 表 4-19-1 被爆者手当の受給者になりえる者

X :					
手当	対象者	影響			
保健手当	2km 以内で直接被爆した者と当時その人の胎児だった者 (うち、身障手帳1級から3級程度の身体障害、ケロイドのある 者又は70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者は手当額の上乗 せあり)	・支給申請書等に申請者の個人番号を記載する。 ・支給申請時の書類に個人番号が補筆されるものがあった場合、			
介護手当	精神上又は身体上の障害のために費用を支出して身のまわりの世話をする者を雇った場合 (注) (重度:身障手帳1級及び2級の一部程度 中度:身障手帳2級の一部及び3級程度)	個人番号と基本4情報で支給申 請書と照合する。 ・支給申請時の要件確認に関する			
家族介護手当	重度の障害のある者で、費用を出さずに身のまわりの世話 を受けている場合 (身障手帳1級及び2級の一部程度)	添付書類の一部(住民票の写し、 介護保険のサービス受給に関す る証明書の一部)は、情報提供 ネットワークシステムを通じた			
葬祭料	原爆の影響の関連により死亡した被爆者の葬祭を行う者	照会がなされ、支給申請者は添付書類の一部の省略が可能になる。			

<sup>(</sup>注) 介護保険のサービスのうち、ホームヘルパーが訪問する訪問介護や、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護 サービスについても同様に介護手当の対象となる。

### (20) 感染症患者等医療費システム

#### ア 番号制度導入における影響の全体像

感染症医療費助成制度は、都道府県が厚生労働大臣の指導・助言を得て個別に応急対応する 感染症(新感染症)や、結核等の「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法 律」に指定する感染症(一類・二類感染症、指定感染症等)に関する医療費の全額あるいは一部 を公費で負担するものである。

感染症の患者が助成対象であり、助成申請時には要件確認のために、患者の属する世帯全員 の住民票、健康保険証の写し、所得証明書を添付させている場合が多い。

また、この分野では個人特定に用いるような番号は利用されていない現状がある。

制度導入後、都道府県への申請・届出書に個人番号の記載欄が設けられ、申請処理における個人特定に個人番号が利用されることが想定される。

番号制度導入により、これらの申請時における要件の確認について、都道府県が情報提供ネットワークシステムを利用することが想定され、その場合、住民は申請要する所得証明書の省略が可能となる。

なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する給付の支給に関する情報は、情報提供ネットワークシステムを通じて他の機関から照会がなされるため、都道府県は同情報に係るデータを中間サーバーに格納しておく必要がある。

#### 表 4-20-1 助成(入院医療)を受けられる者

対象者	影響
医師に感染症と診断された患者、症状はないが発病のおそれがあり治療が必要な者	・ 医療費公費負担申請書に患者の個人番号を記載する。 ・ 申請時の書類に個人番号が補筆されるものがあった場合、個人番号と基本4情報で公費負担申請書と照合する。 ・ 申請時の要件確認に関する添付書類の一部(所得証明書)は、情報提供ネットワークシステムを通じた照会
	がなされ、申請者は添付書類の一部の省略が可能になる。

(注) 一類・二類感染症、指定感染症については、医療保険(高額療養費制度)を適用後、さらに認定期間中の医療に要した費用を公費負担し、新感染症は認定期間中の医療に要した費用を公費負担する(世帯員の所得税額によって一部自己負担あり)。